

米国・英国・韓国の情報アクセス・ コミュニケーション政策

～日本の未来への提言～

聴覚障害者制度改革推進中央本部

米国・英国・韓国の情報アクセス・ コミュニケーション政策

～日本の未来への提言～

聴覚障害者制度改革推進中央本部

はしがき

2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布されました。この法律は2016年4月より施行され効力を持つことになっています。聴覚障害当事者団体とその支援団体の6団体によって構成される聴覚障害者制度改革推進中央本部では、2006年に国連で採択された障害者権利条約の理念をもとに、障害者施策に当事者が直接参画できる体制の確立、聴覚障害者の情報アクセス・コミュニケーションの権利保障および言語としての手話普及等を実現するための法制定や制度整備を目指して、さまざまな活動に取り組んでいます。その一環として、2012年度は、米国、英国、韓国を訪問し、各国における聴覚障害者の情報アクセス・コミュニケーションに関する諸制度の視察を実施しました。

この資料は、この視察の報告を中心に、英米韓3カ国の情報アクセス・コミュニケーションに関する諸制度について調査を行い、わが国の諸制度への提言としてとりまとめたものです。

本書が、わが国において情報アクセスとコミュニケーションに関する権利の完全な保障の実現にむけて、新たなモデルを構築し基本方針や指針を策定するための一助となれば幸いです。

2013年9月

聴覚障害者制度改革推進中央本部
本部長 石野富志三郎

目 次

はしがき

第Ⅰ章 調査の背景と目的	1
背景と目的	3
第Ⅱ章 米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障 －障害をもつ米国人法(ADA)約 20 年の到達点	5
1. 概 要	7
1.1 米国の基本情報	7
1.2 本報告の概要	8
1.3 米国の特色 ～多民族、多文化国家～	8
1.4 連邦制	8
1.5 障害に関する歴史	9
2. 米国における情報アクセス・コミュニケーション保障	15
2.1 通信・放送における情報アクセス・コミュニケーション保障	15
【コラム】手話放送について	17
2.2 司法手続における情報保障・適正手続保障	21
【コラム】コンピュータリアルタイム字幕 (CART) と要約筆記	21
2.3 民間機関が運営する病院・医院等の施設及びサービスにおける情報アクセス・コ ミュニケーション保障	25
【コラム】民間機関が費用負担をする制度	27
【コラム】コミュニケーション方法の選択権	28
2.4 緊急事態対策及び対応	28
【コラム】米国の聴覚障害を持つ弁護士は 300 人以上！	30
3. 米国の制度のまとめと日本の制度への提言	32
3.1 米国の制度のまとめ	32
3.2 日本の制度への提言	33
第Ⅲ章 イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題	39
1. イギリスの概要	41
1.1 イギリスの概要	41

1.2 障害者施策の概要と聴覚障害者の状況	42
2. 手話通訳の発展	45
3. 現在の手話通訳派遣のしくみ	49
3.1 手話通訳に関する制度	49
3.2 手話通訳者	52
3.3 ビデオリレーサービス：サインビデオ SignVideo の事例	55
4. テレビへの字幕・手話通訳	60
4.1 テレビ放送への運動の経緯	60
4.2 1990年放送法の成立：字幕・手話放送の明記	61
4.3 2003年放送法の成立：字幕100%の目標	61
4.4 手話による番組	62
4.5 「TVへのアクセス」運動の教訓	62
5. 聴覚障害者運動と情報・コミュニケーション保障	63
5.1 イギリスのろう運動の概要	63
5.2 英国ろう協会 (British Deaf Association: BDA)	64
5.3 アクション・オン・ヒアリングロス (Action on Hearing Loss : AHL)	66
5.4 王立聴覚障害者協会 (Royal Association for Deaf People (RAD))	67
6. 平等法と障害者の差別禁止	69
6.1 平等法の背景	69
6.2 平等法の内容	69
6.3 聴覚障害者の権利保障と課題	70
7. 考察・提言	72
7.1 障害の認定基準の緩和	72
7.2 あらゆる場面での適切なコミュニケーション保障：就労へのアクセス支援 (ATW) 等	73
7.3 手話通訳者の養成・登録、利用のあり方	75
7.4 ビデオリレーサービスの導入	76
7.5 障害者差別禁止法の成立と有効活用のために	76
7.6 聴覚障害者運動のあり方	77
【主要参考文献】	79
【コラム】イギリスのデフ・スタティーズ	79
【コラム】地下鉄の情報提供装置	79
第IV章 韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳	
－アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通	81
1.韓国について	83

1.1 概要	83
1.2 現代政治略史	84
2. 障害者関連法令	86
2.1 障害者福祉法	86
2.2 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律	86
2.3 国家人権委員会	92
2.4 国家情報化基本法	94
3. 障害者放送—放送メディア・アクセス	96
3.1 障害者放送の概要	96
3.2 関連法令等の制定経緯	98
【コラム】放送事業者の抵抗は？	104
3.3 障害者放送提供義務の内容、編成目標	104
3.4 障害者放送提供義務の履行監視	107
3.5 障害者放送に対する助成	108
3.6 最新の動き	108
【コラム】字幕放送の制作	109
4. 通信中継サービス—情報通信アクセス	110
4.1 通信中継サービスセンターの概要	110
4.2 関連法令等の制定経緯	116
【コラム】事業者の抵抗は？	121
【コラム】情報格差解消施策の効果	121
5. 聴覚障害者のための意思疎通支援—手話通訳サービス	124
5.1 意思疎通支援—手話・文字等の正当な便宜供与の状況	124
5.2 意思疎通支援の段階的適用	128
5.3 手話通訳センター	130
5.4 文字通訳（筆記）等の意思疎通支援	132
【コラム】盲ろう者の状況	133
5.5 韓国聾啞人協会	133
6. 考察とまとめ	135
参考文献リスト	137
第V章 日本の障害者制度改革と情報アクセス・コミュニケーション保障	139
1. 歴史的な転換期	141
2. 障がい者制度改革推進会議	142
2.1 推進会議のアクセシビリティと合理的配慮	142
2.2 推進会議の公開と同時中継	143

2.3 障害当事者による主体的な参画	143
3. 改正障害者基本法	146
3.1 言語等の意思疎通手段の選択の確保	146
3.2 情報の利用におけるバリアフリー化等	148
4. 障害者総合支援法における意志疎通支援事業	150
5. 障害者差別解消法	154
5.1 障害者差別解消法の概要	154
5.2 障害者差別解消法の課題	155
6. わが国の情報・コミュニケーション保障法を目指して	159
6.1 世界に大きな影響を与えた米国の「障害をもつ米国人法（ADA）」	159
6.2 英国の情報・コミュニケーション保障政策	160
6.3 韓国の情報・コミュニケーション政策	160
6.4 情報・コミュニケーション法（仮称）を求めて	161
参考文献	162
資料編	163
1. 別表	165
[韓国] 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が定める正当な便宜	165
2. 法令抜粋	171
(1) [韓国] 障害者福祉法	171
(2) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律	171
(3) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律施行令	173
(4) [韓国] 国家情報化基本法	174
(5) [英国] 平等法	176
3. 法令全文	188
(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法	188
(2) [韓国] 障害者放送編成および提供等障害者放送アクセス権保障	220
(3) [韓国] 通信設備を利用した中継サービス提供等に関する基準	228
(4) [日本] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	233
(5) [日本] 情報・コミュニケーション法(仮称)の骨格に関する提言	239

第 I 章

調査の背景と目的

背景と目的

わが国では、情報アクセス・コミュニケーション保障の重要性が顧みられることが少ない。情報アクセスについての話しの多くは、情報通信技術（ICT）を使用して、アクセシブルな環境を整備するという内容になりがちである。耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい人が、そうでない人と共に生きる社会の観点で述べることがほとんどないに等しい。共生社会の観点で、手話通訳、要約筆記等の人的支援、日常生活支援機器等の物的支援、情報通信等のアクセス障害解消のための技術的支援、機器やシステム開発のための支援について、体系的に語られることが必要である。

聴覚障害者制度改革推進中央本部（構成団体：全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連絡会、全国盲ろう者協会、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会、全国要約筆記問題研究会）は、わが国の障害者福祉制度と異なるシステムを構築している米国、英国、韓国の三カ国を対象に、下記の日程で情報アクセス・コミュニケーション保障の実態を視察してきた。

米国は情報アクセス・コミュニケーション保障に関する法制度（リハビリテーション法等）を古くから構築してきた。また世界でもっとも古い障害者差別禁止法である「障害をもつ米国人法（ADA）」との関連について情報アクセス、コミュニケーション保障の実態を調査することを目的にした。視察メンバーは久松三二（全日本ろうあ連盟）、小川光彦（全日本難聴者・中途失聴者団体連絡協議会）、浅井貞子（全国手話通訳問題研究会）、小笠原晶子（全国要約筆記問題研究会）、藤木和子（弁護士）、大杉豊（筑波技術大学）の6名。訪問先は、米国の放送・通信政策を管轄する連邦通信委員会（FCC）、災害時の障害者支援を扱う連邦緊急事態管理庁（FEMA）、ADAが所管の司法省（DOJ）、全米ろう者協会（NAD）法律センター、パープル社（ビデオリレーサービス会社）、ギャローデッド大学である。派遣期間は、2012年10月22日（月）から10月28日（日）の移動時間を含めて7日間。米国報告は、上記訪問先でのヒアリングを基に、その他の関連資料を参照しながらまとめた。本報告第II章を藤木和子が執筆した。

英国は1995年に障害者差別禁止法を制定したものの2010年制定の平等法に総合された。世界でもっとも古い障害者雇用促進法を廃止した英国では、障害者雇用がどのように変化してきたのか、その実態と経緯について関心が高いため調査対象国となった。視察メンバーは、石野富志三郎（全日本ろうあ連盟）、田中清（日本手話通訳士協会）、木下武徳（北星学園大学）、佐々木良子（全国手話通訳問題研究会）、高木真知子（手話・英語通訳者）、秋月倫子（手話・英語通訳者）、相良啓子（セントラルランカシャー大学手話研究所）の7名。視察期間は、2012年11月12日（月）から11月18日（日）までの7日間。訪問先は、セントラルランカシャー大学、英国ろう者協会（BAD）、リマーク社（ろう者

第 I 章 調査の背景と目的

メディア制作会社)、アクション・オン・ヒアリング・ロス (聴覚障害者支援団体)、サインビデオ社 (ビデオリレーサービス会社)、労働年金省障害問題局、SENSE (盲ろう者支援団体)、王立ろう者協会 (RAD) 法律センター。英国報告は上記機関でのヒアリングを基に関連資料を参照しながら、木下武徳が本報告第 III 章をとりまとめた。

韓国は視察国の中で障害者政策の歴史はもっとも新しいが、その政策推進のパワーは世界でも類を見ないほどダイナミックである。法制度と社会資源の整備をどう進めていくのかが大きな関心があった。視察メンバーは小中栄一 (全日本ろうあ連盟)、高岡正 (全日本難聴者・中途失聴者団体連絡会)、川島朋亮 (全国盲ろう者協会)、大山博 (英日翻訳者)、皆川敏子 (手話通訳者)、内山真由美 (盲ろう者介助・通訳者)、高柳まり子 (盲ろう者介助・通訳者) の 7 名。訪問先は、2012 年アジア太平洋障害者フォーラム(APDF)国際会議、韓国放送通信電波振興院、韓国保健福祉省、韓国情報化振興院電話リレーサービスセンター、韓国国家人権委員会、韓国聾啞人協会。派遣期間は、2012 年 10 月 26 日 (金) から 11 月 2 日 (金) までの 8 日間。上記訪問先でのヒアリングを基に大山博が本報告第 IV 章を執筆した。

最後に、米国報告、韓国報告、英国報告を参照しながら、わが国の最近の障害者政策の動向、特に障がい者制度改革推進会議での議論、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定状況についての動きを踏まえて、今後の情報・コミュニケーション法 (仮称) の制定に向けての提言を久松三二が本報告第 V 章にまとめた。

障害者の人権や福祉に関わる諸政策に尽力された海外での取り組みに敬意を表しつつ、本報告書が、わが国での情報アクセスやコミュニケーション保障政策の構築に活用できることを目的とする。(敬称略)

第Ⅱ章

米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障 —障害を持つ米国人法(ADA)約 20 年の到達点

1. 概要

1.1 米国の基本情報¹

正式名称	アメリカ合衆国(United States of America)
首都	ワシントン D.C
人口	3億 1038 万人
面積	962 万 8000K m ²
民族	白人 75% (うち、ヒスパニック 13%)、 黒人 12%、アジア人 4%他
言語	英語、スペイン語 アメリカ手話 (ASL ²) 推定 50 万人～200 万人
宗教	プロテスタント 52%、カトリック 24%、ユダヤ教 1%他
政治	連邦共和制、大統領制、二院制
政党	民主党、共和党の 2 大政党制

障害者人口³

障害者全体	5640 万人
聴覚障害者 ⁴	3000 万人
視覚障害者	1000 万人
盲ろう者	125 万人
肢体障害者	1400 万人
知的障害者	1600 万人

¹ 東京書籍「世界各国要覧」12訂版アメリカ合衆国(米国)参照

人口については、2012年米国国政局

アメリカ手話については、ギャローデット大学ホームページ。アメリカ手話は米国で「4番目」に使われている言語だと言われているとのことである。

<http://libguides.gallaudet.edu/content.php?pid=114804&sid=991835>

なお、米国では、障害者権利条約、日本の障害者基本法のように、手話を「言語に含む」との法的整備はまだされていないものの、ADAの施行規則に聴覚障害者のための補助手段として規定がある。

² American Sign Language

³ 盲ろう者以外につき、Planning for the Whole Community

http://www.fema.gov/pdf/about/odc/all_hands_0411.pdf

米国における「障害」の定義は日本と異なり、人の主要な生活活動の1つ以上を「実質的に制限」する身体的・精神的な機能障害があることとされている。

盲ろう者につき、ヘレンケラーナショナルセンターのホームページ。同センター登録盲ろう者は1万2000人だが、4～7万人とも125万人とも言われている。

<http://www.hknc.org/AboutUsWHOWESERVE.htm>

⁴ 聴覚障害者の定義(ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者)【検討中】

1.2 本報告の概要

本報告では、米国における情報アクセス・コミュニケーションにおける「障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点」について、報告する。

ADAとは、1990年に米国で制定された世界で初めて包括的に障害者への差別を禁止した法律であり、正式名称は、「障害を持つ米国人法」(Americans with Disability Act of 1990)である(以下、「ADA」という)。

まず、米国の特色、障害に関する歴史等を概観した上で、情報アクセス・コミュニケーションの権利の保障について、①通信・放送、②司法・捜査手続、③民間機関が運営する病院・医院等の施設、サービス、④災害等の緊急事態のそれぞれの分野について報告し、最後に、米国の制度の到達点をまとめ、日本の制度に対する若干の提言を、2013年6月に新しく成立した障害者差別解消法、現在進行中の高松手話通訳訴訟を踏まえて行う。

1.3 米国の特色 ～多民族、多文化国家～

米国の最大の特色は、「サラダボウル」、「モザイク」と言われるように、その人口が多様な民族、人種、文化背景からなることである。そのため、国家としての統一性、米国人としての一体性が強く意識されつつ、個人の多様性、自由、機会の平等を尊重する社会となっている⁵。

このことは、「障害を持つ米国人法」(Americans with Disability Act of 1990 以下、「ADA」という)の名にも表れている。

ADA署名式におけるブッシュ大統領演説の一部を引用する⁶。

「ADAはただ単に障害者にとってだけでなく、我々すべての者にとってドラマティックな前進です。なぜなら米国人であるという気高い名誉には、他のすべての米国人の権利を保障するために、神聖な義務を伴うからです。」「ADAは、障害者が長い時間と労力をかけて求めてきた、独立、選択の自由、自らの人生のコントロール、多様な『モザイク』をなす米国社会の表舞台に対する完全で平等な融合への機会、などの基本的な保障をもたらすものであります。」

1.4 連邦制

米国は、各州による連邦制を採用している。以下、州と区別するために、国家とし

⁵ 下中直人「世界大百科事典」アメリカ合衆国冒頭参照

⁶ 上野博訳 八代英太、富安芳和編「ADAの衝撃」ADA誕生の瞬間署名式における大統領演説

ての米国のことを「連邦」という言葉を用いる。州政府は、独自の各州憲法、法律を持ち、広範な権限を有しているが、連邦憲法によって連邦議会の立法権限に属する事項については、連邦憲法の最高法規条項により、連邦法と州法が矛盾する場合には、連邦法が優先する、連邦優位の原則が確立している⁷。

「障害を持つ米国人法」(ADA)は、連邦憲法第1章第8条第3項の州際通商条項と修正第14条第5項の規定に基づき連邦議会の立法権限に属する連邦法である。ADAの制定によって、ADAの基準を下回る州法は、無効となった。また、ADAを上回る基準の州法を独自に制定している積極的な州も存在する。

1.5 障害に関する歴史

(1) 建国初期

① 1776年独立、1787年連邦憲法、1865年奴隷制度の撤廃

米国は、1776年に、東部の13州が独立を宣言し、1787年、連邦憲法が制定された。米国は、建国以来、230年余りと、その歴史は、比較的短い、合衆国憲法は、世界最古の成文憲法である⁸。奴隷制度は、南北戦争を経て、1865年、連邦憲法の修正により撤廃された。

② 1864年 世界初の聴覚障害者のための大学の創立

1864年には、世界初の聴覚障害者のための大学であるギャローデット大学が創立された。

現在、ギャローデット大学は、米国内だけでなく世界中から学生を受け入れ、聴覚障害者関係の高等教育機関として発展している⁹。

(2) 1950年代から 公民権運動～黒人、女性運動から障害者運動へ～

① 人種差別撤廃運動としての公民権運動の始まり

「公民権運動」とは、狭義においては、黒人への人種差別撤廃運動を指すが、広義においては、選挙権行使、公教育、公共施設の利用・雇用などの、市民としての平等な保障・実現を求める、女性、障害者等の少数者による運動全般を含む¹⁰。

奴隷制度は、連邦憲法の修正によって1865年に廃止されたが、実際は、「分離すれど平等¹¹」の原理により人種別隔離教育がなされる等、黒人差別が公然と行われてい

⁷ 前掲「世界大百科事典」アメリカ合衆国[州政府]参照

⁸ 前掲「世界大百科事典」アメリカ合衆国[連邦憲法]参照

⁹ 茂木俊彦編集代表「特別支援教育大辞典」ギャローデット大学参照

¹⁰ 前掲「特別支援教育大辞典」公民権運動参照

¹¹ 前掲「特別支援教育大辞典」ブラウン訴訟参照

1954年、最高裁は、「分離すれども平等 (separate but equal)」の原理が誤りであり、黒人など少数人種・民族の白人からの隔離は「不平等」をもたらすとして「共学」を原則とする判決をした

た。しかし、1950年代から、キング牧師らの黒人指導者を中心に、差別廃止運動が展開され、1964年には、人種差別の撤廃を規定した公民権法が制定された。

この時代は、黒人だけでなく、それぞれの人種・民族が自己主張を始め、米国社会は、各人種・民族が、独自性を保ちつつ、なお米国人としてひとつの器の中にあるとの意味で「サラダボウル」、「モザイク」となった¹²。

② 障害者運動の始まり

さらに、1960年代後半からは、女性運動が活発となり、女性解放運動が急速に広まり、障害者も、平等な法的保護を受ける権利を有する少数グループとして、権利獲得のための運動を繰り広げた。

そこでは、リハビリテーションサービスなどの提供については障害のある当事者こそが自己に対する処遇を決定する権利があると主張されるとともに、人種差別や性差別を禁止する市民権法の適用対象を障害のある人にも拡大すべきであると主張されるようになった。このような主張の背景には、障害者問題も、人種問題、女性問題と同様、障害者個人の障害によるもの（個人・医学モデル）ではなく、障害者を差別する法律及び慣行等の法的、物理的、経済的、社会的障壁（バリア）により社会的に形成されたものであり、社会に障壁を解消する責任がある（社会モデル）、障害者の完全かつ平等な社会参加を「福祉」ではなく「権利」としてとらえるべきである（公民権・市民権モデル）という考え方があった¹³。

また、障害者運動の中においては、カリフォルニア大学バークレー校で障害をもつ学生の生活を保障しようとする運動をきっかけに、「自立」を身辺自立や経済的自活のいかにかわりなく、障害者自身の選択に基づく、「自己決定に基づいた生活、人生」ととらえることにより、日常生活で全面的な介助を必要としていても、障害者の自己決定と選択権が最大限に尊重されている限り自立していると考え、自立、社会参加を確保していこうとする「自立生活運動¹⁴」も始まった。

(3) 1973年 リハビリテーション法第504条¹⁵

1973年には、連邦政府から援助を受けている団体等に対して、障害を理由とする差別を禁止した連邦法であるリハビリテーション法第504条が制定¹⁶され、これをきつ

¹² 前掲「世界大百科事典」アメリカ合衆国[人種紛争とベトナム戦争]参照

¹³ 植木淳「障害のある人の権利と法」33頁参照

¹⁴ 前掲「特別支援教育大辞典」自立生活運動参照

¹⁵ 前掲「特別支援教育大辞典」リハビリテーション法参照

¹⁶ なお、リハビリテーション法第504条は、1973年に議会を通過したものの、その実施には、保健教育福祉省長官が施行規則に署名することが必要であり、実際、その署名がなされたのは、1977年になってからであった。この署名をさせるために、様々な種類の障害者による全米組織が結成され（リーダーの一人に聴覚障害者のフランク・G・ボウ博士）、全米10都市において、5000人の障害者が参加する大規模なデモ活動が行わ

かけに障害者の社会進出が進んでいった。

聴覚障害者に関しては、筆談、手話通訳等の補助手段を用いた「効果的なコミュニケーション」の提供が義務付けられ、情報アクセス・コミュニケーションの権利が「法的権利」となった。

しかしながら、リハビリテーション法第504条は、連邦政府から財政援助を受けていない州政府の活動、民間機関、個人等については適用されなかったため、障害者団体は、連邦政府からの財政援助と無関係に、障害者への差別を禁止するための、包括的な差別禁止法を求めて運動を続けた¹⁷。

(4) 1886年 ギャローデット大学にて初めてろう者の学長が選出

1886年には、ギャローデット大学において、学生らによる運動（「今こそろう者の学長を」～デフ・プレジデント・ナウ～）により、第8代学長キング・ジョーダン（在職1988-2006年）が学長に選出され、初めて聴覚障害を持つ学長が誕生した。以来、学長はろう者が務めている。

(5) 1990年「障害を持つ米国人法」(Americans with Disability Act of 1990)

① ADAの制定

1990年、障害当事者、障害者団体、支援者等の尽力により、障害者差別の撤廃と障害者の自立、社会参加、機会の平等を目的として、世界で初めて包括的に障害者に対する差別を禁止した「障害を持つ米国人法」(ADA)が制定された。

② ADAの内容

ADAは、「障害」について、①人の「主要な生活活動」の1つ以上を実質的に制限する身体的・精神的な機能障害があること、②機能障害の記録があること、③機能障害を持つとみなされること、のいずれか1つ以上の要件に該当するものと定義し、第1編で雇用、第2編で州・地方自治体、第3編で民営機関が運営する公共施設・サービス、第4編で電話通信における障害を理由とする「差別」の禁止、「合理的配慮」の提供を義務付けている¹⁸。

れた。特に、サンフランシスコでは、約140名が26日間にもわたり保健教育福祉省の建物に居座る等、歴史的なデモ活動がなされた。このように、リハビリテーション法第504条は、障害者運動が自らの手で初めて勝ち取った大きな勝利だったのである。リチャード・K・スコッチ「アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた」参照。

¹⁷ 前掲「障害のある人の権利と法」34頁参照

¹⁸ なお、ADAは、当初、一般法律の形式で制定されたが、後に合衆国法典に再編、発行され、ADA第1～3編、第5編雑則は、合衆国法典第42編「公衆衛生及び福祉」、第126章「障害のある個人にとっての機会均等」に分類され、第12101条から開始されている。また、ADA第4編は、合衆国法典第47条「電信、電話及び無線通信」、

ADA 第 4 編が、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者のための「電話リレーサービス」の根拠となる法律である。

③ 市民権法としての ADA

ADA は、連邦憲法修正第 14 条第 1 節(市民権条項、平等保護条項)を執行するための法律を制定する権限を連邦議会に与えた同第 5 節に基づく「市民権法」である¹⁹。

人間が障害によって判断されるべきではなく、障害者の有する力が十分に発揮されるようにすること(社会的障害・障壁の除去)が社会の責任である²⁰という社会モデルに対応して、障害者の権利を「福祉」、「社会保障」としてではなく、「市民権」として保障したものである²¹。

④ ADA の特徴と評価

ADA の特徴は、①障害者の問題を普遍的なものと把握したこと、②障害者を権利の主体としてとらえたこと、③さまざまな生活場面での権利保障に配慮したこと、④規制対象を拡大したこと、⑤差別禁止のための司法的救済を整備したことであり、その意義は国際的に評価されている²²。

しかし、「市民権法」であることの限界及び社会保障法の必要性についても指摘がなされている²³。

⑤ ADA 2008 年改正

ADA は 2008 年に改正され、これにより、「障害」の範囲を狭く解し、障害者の保護を形骸化する誤った連邦最高裁判所の判断を否認し、障害者差別に直面する人々を広く保護することが、ADA の目的であることを明らかにし、上記「主要な生活活動」、「機能障害を持つとみなされること」の要件について具体的内容を規定し、「障害」の判断にあたり、軽減措置(医薬品や補助機器)を考慮することを禁止(ただし、眼鏡やコンタクトレンズは除く)した²⁴。

第 5 章、第 225 条「聴覚機能障害及び言語機能障害のある個々人のための電気通信サービス」、第 611 条「公共サービスの告知におけるクローズドキャプション(表示または非表示の切り替え可能な字幕)」に分類された(株式会社エアクレーレン 平成 23 年度内閣府委託報告書「障害者差別禁止制度に関する国際調査」3 頁)。しかしながら、本報告書においては、特に表記しない限り、従来通り、ADA 第 1～5 編との記載を行う。また、ADA の訳文については、上記報告書を参考にした。

19 前掲「障害のある人の権利と法」9 頁、同 37 頁参照

20 前掲「特別支援教育大辞典」アメリカの障害児者福祉参照

21 前掲「障害のある人の権利と法」40 頁参照

22 前掲「特別支援教育大辞典」障害をもつ米国人法参照

23 前掲「障害のある人の権利と法」40 頁～41 頁参照

24 前掲「特別支援教育大辞典」障害をもつ米国人法参照

(6) 米国の通信・放送における聴覚障害者へのアクセス保障に関する法律²⁶

米国の通信・放送における聴覚障害者へのアクセス保障に関する法律は、下記表にまとめた通り、1973年にリハビリテーション法 504 条が、連邦政府から財政援助を受けている活動等に対し、「効果的なコミュニケーション」の保障を義務付けしたのを始めとして、1970年代から1990年代にかけて、一連の法律が制定され、めざましい発展を遂げた。

その中心は、通信機器・サービスのアクセスについての1986年のリハビリテーション法 508 条、1986年のコミュニケーション法 225 条、1990年の電話リレーサービスについての ADA 第 4 編、1996年のテレビ番組の字幕についてのコミュニケーション法 713 条である。また、2010年には、インターネット等の次世代通信技術の発展に伴い、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法が制定され注目されている。

1973年	<u>リハビリテーション法第 504 条</u> 連邦政府から財政援助を受けている活動等につき、「効果的なコミュニケーション」の保障を義務付け
1982年	<u>障害者のための電気通信法²⁷</u> 障害者の通信アクセスへの権利について規定した初の連邦法、主要な電話、緊急電話、公衆電話への補聴器対応を義務付け
1986年	<u>リハビリテーション法第 508 条²⁸</u> 連邦機関が使用する電子情報・通信技術 ²⁹ につき、アクセスの保障を義務付け
1988年	<u>電気通信アクセス促進法³⁰</u> 連邦機関相互間につき、リレーサービスを設立 <u>補聴器互換性法³¹</u> 全ての有線、無線電話への補聴器対応を義務付け
1990年	<u>障害を持つ米国人法(ADA)</u> 州政府、民間機関が運営する公共施設における効果的なコミュニケーション

²⁵ 第 12101 条 事実認定及び目的、第 12102 条 障害の定義

²⁶ Karen・P・Strauss 「A New Civil Right: Telecommunications Equality for Deaf and Hard of Hearing Americans」、 「United States Laws on Communications and Video Programming Access for People with Disabilities」 を参照

²⁷ Telecommunications for the Disabled Act

²⁸ 1992年、1998年、2001年に改正

²⁹ 通信機器、コンピュータ機器・ソフト、ホームページ、事務用品等

³⁰ Telecommunications Accessibility Enhancement Act

³¹ Hearing Aid Compatibility Act

第Ⅱ章

米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障

—障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点

	の保障を義務付け 全米における電話リレーサービスを義務付け（第4編） <u>テレビ字幕デコーダ法³²</u> 13インチ以上の大きさのテレビに、字幕対応を義務付け
1996年	<u>コミュニケーション法255条</u> 電気通信機器・サービス ³³ へのアクセス保障の義務付け <u>コミュニケーション法713条</u> テレビ番組の字幕（クローズドキャプション）を義務付け
2010年	<u>21世紀における通信および映像アクセシビリティ法</u> インターネット等の次世代通信へのアクセス保障を義務付け

³² Television Decoder Circuitry Act

³³ 通信機器は、電話機器、FAX、留守番電話が対象。メニューシステム、取扱説明書、請求書、サポート、修理サービス、コールセンター等へのアクセスを含む。機器・サービスそれ自体について、障害者へアクセス可能とすることが容易に達成できない場合であっても、通常使用されている補助機器を接続してのアクセスが可能となるよう補助機器との互換性がなければならない。

2. 米国における情報アクセス・コミュニケーション保障

2.1 通信・放送における情報アクセス・コミュニケーション保障

(1) 概説

電話、インターネット等による通信、テレビ放送等は、ありとあらゆる分野における情報の取得、コミュニケーションにおいて非常に重要な手段であり、個人の自立及び自律、社会参加に必要不可欠である。

以下、根拠法・管轄機関である連邦通信委員会（FCC³⁴）の取り組みについて概説し、電話リレーサービス、テレビ番組の字幕を中心とする制度、そして、2010年に制定された新法である21世紀における通信および映像アクセシビリティ法³⁵（「21世紀CVAA」下記(4)にて詳説する）について、報告する。

(2) 根拠法・管轄機関

① 根拠法

米国では、上記表「米国の通信・放送における聴覚障害者へのアクセス保障に関する法律」の通り、通信・放送における障害者へのアクセスの平等保障については、1970年代から、1990年代にかけて、通信機器・サービスのアクセス、電話リレーサービス、テレビ番組の字幕を中心に、一連の法律が根拠法として制定されてきた。

そして、2010年には、インターネット等の技術の進化に伴い、21世紀CVAAが上記一連の法律を追加修正する形で新しく制定された。

② 管轄機関

これら一連の法律の実施、啓発は、連邦通信委員会（FCC）が取り組んでいる。連邦通信委員会は、障害者へのアクセスが欠けることは、社会全体にとって重大な損失であるとの認識、ユニバーサルデザイン・サービス³⁶が、障害者の枠を超えて、全ての人へのアクセスにつながるとの理念から、法律に基づいて規則等を制定し、企業等を指導、監督している。

(3) 制度

① 電話リレーサービス(TRS³⁷)

³⁴ Federal Communications Commission

FCCの障害に関する取り組みについてはFCCホームページ
<http://www.fcc.gov/encyclopedia/disability-rights-office> 参照

³⁵ Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010

³⁶ 例えば、携帯電話のバイブ機能、音声入力機能等がある。

³⁷ Telecommunication Relay Service

FCCホームページ

<http://www.fcc.gov/encyclopedia/telecommunications-relay-services-trs> 参照

第Ⅱ章

米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障

—障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点

i) 電話リレーサービスとは

電話リレーサービスとは、タイプライター付き電話、カメラ付きパソコン等の機器を用いて、通話者間に介在するオペレーターが文字情報と音声の変換、手話通訳等を行うことにより、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者の通話への平等なアクセスを保障するサービスである。

1990年に制定された障害を持つ米国人法(ADA)の第4編が、通信事業者に対し、電話リレーサービスの提供を義務付けている。電話リレーサービスは、通信事業者の売上の一部³⁸、「ユニバーサル料金」といわれる電話料金の一部によって運営されており、無料³⁹かつ通話時間、回数等の制限なく、365日24時間提供されている。

ii) 電話リレーサービスの技術の進化

電話リレーサービスの初期は、タイプライター付き電話を用いて打ち込んだ文字をオペレーターが読み上げ、相手方の音声をオペレーターが文字に変換して表示するものであったが、近年では、インターネットを利用して音声情報を送信するVoIP⁴⁰技術の進歩に伴い、カメラ付きのパソコン等を用いて、オペレーターが手話通訳を行うビデオリレーサービス、タイプライター付き電話の代わりにパソコン等を用いるIPリレーサービス、中途失聴者や難聴者等が音声発話を希望する場合に適した電話とパソコン等を用いて、音声通話と字幕表示を組み合わせたIP字幕電話リレーサービス等、様々なコミュニケーションに応じた多様な種類のサービスが連邦通信委員会に認可され、提供されている。

なお、ビデオ遠隔通訳VRI⁴¹は、電話リレーサービスと異なり、連邦通信委員会の取り組みの範囲外であり、上記のような無料でのサービスもなされていない。

iii) 21世紀CVAAによる改正

また、21世紀CVAAにおいては、VoIP技術についての規定がなされた。また、電話リレーサービスの定義が改正され、対象者に盲ろう者が明確に含まれると共に、通話者について、従来は、通話者の一方が聴覚障害者等であり、もう一方に聴覚障害等の障害がない場合のみに限られていたが、聴覚障害者等の間で、上記の様々な種類のリレーサービスを組み合わせて通話する場合も含まれるようになり、無料サービスの範囲が拡大した。

³⁸ 連邦通信委員会を視察した際の説明では、各通信事業者の売上の約1%とのことである。

³⁹ 通常の電話料金はかかる。

⁴⁰ Voice Over Internet Protocol

⁴¹ Video Remote Interpreting

インターネットを用いたビデオによる遠隔通訳

② テレビ番組の字幕（クローズドキャプション⁴²）

テレビ番組の字幕（クローズドキャプション）とは、表示・非表示が操作により切り替え可能な字幕のことである。テレビ番組の字幕については、1996年のコミュニケーション法713条、規則によって、放送事業者⁴³に義務付けがなされた。

テレビ番組の字幕については、連邦通信委員会規則により、段階的な達成目標値が定められ、2000年に25%、2002年に50%、2004年に75%、2006年について100%を達成した⁴⁴。

テレビ番組の字幕は、聴覚障害者の情報アクセスを保障するのみならず、英語を母語としない人々の理解や子供の学習にも役立っている。

また、21世紀CVAA法では、インターネットで配信されるテレビ番組の字幕、テレビ放送の映像解説が義務付けられた。なお、手話放送について定めている法律の規定はない。

【コラム】手話放送について

米国は、テレビ字幕の法制化及び100%を達成したが、手話放送についての法律の規定はまだない。

手話放送については、連邦通信委員会を視察した際の説明では、ハリケーン等の緊急情報において、連邦緊急事態管理庁（FEMA）ないし州知事の判断がなされた場合は、手話通訳が付くとのことであった。なお、大統領演説については、生の演説には手話通訳が付くが、テレビ放送の際は、字幕のみで、手話通訳は付かないとの説明であった。

また、全米ろう協会を訪問した際の説明では、テレビ字幕については活発な運動が行われたが、手話言語、手話放送についての法制化については、今後、認識を高めていく必要性を感じているとのことであった。

たしかに、テレビ字幕は、手話を言語とするろう者のみならず、手話を言語として身に付けていない中途失聴者、難聴者、英語を母語としない人等、需要の対象が広い点はあるが、手話が「言語」であることは、批准の有無にかかわらず、障害者権利条約にも規定されている国際社会のスタンダードであり、手話言語、手話放送についても法制化についての問題提起が必要であると思われる。

⁴² closed captioning(cc)

FCC ホームページ <http://www.fcc.gov/guides/closed-captioning> 参照

⁴³ Video Programming Distributors ケーブル放送事業者、地上波放送事業者、衛星放送事業者等

⁴⁴ なお、深夜番組、CM、歌詞のない音楽は除外。年間収入が300万ドル以下のチャンネルは除外される。ただし、視察の際の調査では、CMについては、ほとんど全てにつき、字幕が付与されていた。

(4) 「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法⁴⁵⁾」(21世紀CVAA)

① 概説

i) 立法の経緯

インターネット等は、現在、自立した日常生活、社会参加をするにあたり、必需品である。ところが、2009年、連邦通信委員会が、インターネット等の利用率を調査したところ、全体で65%の回答であったのに対し、障害者については、わずか42%にすぎなかった⁴⁶⁾。

そこで、2010年、インターネット、デジタル通信等(以下、「次世代通信⁴⁷⁾」という)の近年における著しい技術の進歩に対応して、アクセスを保障するべく、21世紀CVAAが制定された。

ii) 21世紀CVAAの概要

21世紀CVAAの第1編は、次世代通信機器及びサービスのアクセス、盲ろう者のための電話リレーサービスについて、第2編は、インターネット配信されるテレビ番組の字幕、テレビ番組の映像解説等について特に新しく規定している。映像解説⁴⁸⁾とは、視覚障害者のための音声アクセスであり、音声間のポーズの合間に挿入される主要な視覚的要素についてのナレーション音声のことである。

また、第1編、第2編の双方において、緊急事態の際のアクセス保障についての規定が含まれている。具体的には、第1編では、次世代通信サービスを用いた911サービス(緊急通報 日本でいう119番通報に相当)、第2編では、映像プログラムにおける緊急情報へのアクセスについての規定がされている。

⁴⁵⁾ 21世紀CVAAに関する参考資料

全日本ろうあ連盟試訳による日本語全文を「資料編3. 法令全文(1)」に収録している。
FCC ホームページ

<http://www.fcc.gov/encyclopedia/twenty-first-century-communications-and-video-accessibility-act-0>

Karen・P・Strauss

「United States Laws on Communications and Video Programming Access for People with Disabilities」

「聴覚障害者の情報アクセスに関するガイドライン」巻末参考資料

三菱C F J リサーチ&コンサルティング

「国内外における字幕放送等に関する調査研究」報告書

Ⅲ.1 米国における字幕放送等の実施状況・関連制度等

⁴⁶⁾ 前掲 FCC ホームページ

<http://www.fcc.gov/encyclopedia/twenty-first-century-communications-and-video-accessibility-act-0>

⁴⁷⁾ advanced communications services

⁴⁸⁾ Video Description

② 第1編 通信アクセス⁴⁹

i) 次世代通信機器・サービスのアクセス

1996年のコミュニケーション法255条では、通信機器・サービスにつき、「容易に達成できる場合」について、障害者にアクセスが可能な、障害のない人と同様に利用できる形で提供することを規定していたが、次世代通信機器については、「達成できる場合」に範囲を拡大して規定された。スマートフォン等の携帯機器についても、内蔵されているインターネットブラウザの視覚障害者へのアクセスが義務付けられた⁵⁰。

機器等の障害者へのアクセスが「達成できる場合」かどうかについては、個々の企業、個々の製品・サービスについて、合理的な労力と費用かどうかによって判断されるが、達成可能性がないとされる場合であっても、通常使用されている補助機器を接続してのアクセスが可能となるよう補助機器との互換性がなければならない。また、機器のみならず、説明書、サポート、請求書等へのアクセスも含まれており、障害者へのアクセス対応のない機器等は、連邦通信委員会に認可されず、販売することができない

このため、企業は、製品・サービスについての市場リサーチ、開発、デザイン等の早期の段階から、障害者へのアクセスについて取り組む必要があり、年1回、連邦通信委員会にその取り組みについて報告しなければならない⁵¹。

ii) 電話リレーサービス

インターネットを利用したVoIPについての規定がなされた。また、電話リレーサービスの定義が改正され、対象者に盲ろう者が明確に含まれると共に、通話者について、従来は、通話者の一方が聴覚障害者等であり、もう一方に聴覚障害等の障害がない場合のみに限られていたが、聴覚障害者等の間で、様々な種類のリレーサービスを組み合わせて通話する場合も含まれるようになり、無料サービスの範囲が拡大した。

iii) 盲ろう者のための機器支給プログラム⁵²

盲ろう者のためのリレーサービスについて規定がなされたことを受けて、低所得の盲ろう者への電話通信機器、インターネット等の次世代通信機器（補助機器を含む）の支給が開始した。

⁴⁹ 前掲 Karen・P・Strauss 「United States Laws on Communications and Video Programming Access for People with Disabilities」 参照

⁵⁰ 2013年10月施行。なお、インターネットコンテンツ、アプリケーション、サービス等へのアクセスについては、義務付けられていない。

⁵¹ 2013年4月1日から。FCCは、議会への報告を2年ごとに行う。

⁵² National Deaf-Blind Equipment Distribution Program (NDBEDP) 2012年7月から。

第Ⅱ章
米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障
—障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点

機器の支給には、機器の使用方法のトレーニング、保証、メンテナンス、修理、出張サービス等も含まれる。コーディネーターが選ばれ、全米キャンペーンによる啓発が行われている。

iv) 緊急時のアクセス

次世代通信による 911（緊急通報 日本での 119 番通報に相当）へのアクセスについての規定がなされ、諮問委員会が設立された。

③ 第 2 編 映像プログラム⁵³

i) インターネット配信されるテレビ番組の字幕

テレビ番組をインターネット配信する場合に、字幕を付することが規定された。連邦通信委員会が規則によって段階的な目標を定めている。

ii) 映像機器

1990 年テレビ字幕デコーダー法は、13 インチ以上の大きさのテレビにつき、字幕対応を義務付けていたが、21 世紀 CVAA においては、すべてのサイズの映像機器及び録画機器において、「達成可能な場合」は、字幕、映像解説、緊急情報へのアクセスが、義務付けられている。

字幕、映像解説の切り替えは、ボタンキーを押したり、アイコンを選んだりする等の容易な方法で行うことができなければならない。また、画面に表示されるメニュー、番組表については、視覚障害者のための音声アクセスがなければならない。音声アクセスについては、読み上げソフトウェア、周辺機器等の補助手段を使用することが可能であるが、個人から要望があった場合は、合理的な期間内に無料で提供しなければならない。

iii) 映像解説

テレビ放送における視覚障害者のための映像解説についての規定がなされた。映像解説とは、テレビ放送の音声間のポーズの合間に挿入する主要な視覚的要素についてのナレーション音声のことである。連邦通信委員会が規則によって、段階的な数値目標を定めている。

iv) 緊急時のアクセスについて

映像プログラムにおける緊急情報のアクセスについての規定がなされ、諮問委員会

⁵³前掲 Karen・P・Strauss 「United States Laws on Communications and Video Programming Access for People with Disabilities」参照

が設立された。

2.2 司法手続における情報保障・適正手続保障

(1) 概説

裁判所は権利救済の最後の砦であり、裁判を受ける権利は憲法上の権利である。適正かつ公正な裁判は、適正な手続が保障されて初めて実現する。司法手続における聴覚障害者への情報保障は、重要な適正手続保障の一つである。

以下では、ADA等の根拠法・司法省の取り組みを概説した上で、ADAで義務付けられている「効果的なコミュニケーション」の内容、裁判所の訴訟手続、警察の捜査手続における「効果的なコミュニケーション」について報告する。

(2) 根拠法・管轄機関

i) 根拠法

州機関等に対するADA第2編、連邦機関から援助等を受けている団体に対するリハビリテーション法第504条の法律、施行規則が根拠法である。これらの法律、規則が、裁判所⁵⁴、警察に対し、障害を理由とする差別を禁じて平等のアクセスを保障し、聴覚障害者のための補助器具、補助サービス⁵⁵(筆談、手話通訳、コンピュータリアルタイム字幕(CART⁵⁶)補聴器、磁気ループ、電話リレーサービス等)を適切に用いて平等に「効果的なコミュニケーション」を提供することが義務付けている。費用は、それぞれ裁判所、警察が負担する。

なお、「効果的なコミュニケーション」の提供は、ADA第3編が適用される「民間機関」が運営する公共施設・サービスについても、同様に、義務付けられている(下記(3)で詳説する)。

【コラム】コンピュータリアルタイム字幕(CART)と要約筆記

コンピュータリアルタイム字幕(CART)とは、もともと裁判所で用いられていた速記システムを応用したもので、特殊なキーボードを用いて、特別なトレーニングを受けたオペレータが文字を入力し、発言の一字一句をそのまま文字に起こす補助手段である。この他にも、復唱者を間に挟んだ音声認識による情報保障も徐々に広がりつ

⁵⁴ 米国には、州裁判所と連邦裁判所が存在するところ、連邦裁判所については、ADA第2編とリハビリテーション法第504条の適用はなく、外国語話者、聴覚・言語障害者法廷通訳法(Bilingual, Hearing, Speech Impaired Act)が適用される。

⁵⁵ Auxiliary aid and services

⁵⁶ Computer-Aided Real-Time Transcription

つある⁵⁷

日本では、要約筆記が、難聴者、中途失聴者への中心的な補助手段であり、行政による公費の要約筆記者の派遣もなされている。しかし、視察の際の説明によると、米国では、CARTが早期に発達していたことから、内容を要約して筆記するニーズがあまりなかったとの歴史的背景があるようである。また、英語は、漢字表記等もなく、音声認識に適している。このように、日本語と英語では表記体系が異なるため、日米での補助手段の方法、発達の背景も異なるのである。

ii) 管轄機関

ADA第2編、第3編は、司法省の管轄であり、司法省は、「効果的なコミュニケーション」についてのガイドマニュアルを作成し、情報発信、質問、相談等への対応等により、指導、啓発に取り組んでいる⁵⁸。

(3) ADAが規定する「効果的なコミュニケーション (effective communication)」とは⁵⁹

「効果的なコミュニケーション」とは、聴覚障害者にとって、コミュニケーションの内容が、障害がない場合と同様に、明確かつ理解可能なものでなければならないことを意味する。

「効果的なコミュニケーション」を可能にするために補助器具、補助サービスは、筆談、手話通訳 CART、補聴器、磁気ループ、電話リレーサービス等さまざまな手段があるが、個々具体的な場合における、補助手段の選択については、ADA、施行規則に規定はなく、個々の聴覚障害者の障害の内容等の特性、コミュニケーションの内容により、個々具体的に判断されることとなる。

司法省のガイドマニュアルの例によれば

- ① 筆談でも、「効果的なコミュニケーション」といいうる場合
 - ・ 図書館で蔵書の有無を質問する場合等
 - 簡潔なやりとりの場合
- ② 適格な手話通訳（ビデオリモート通訳 VRI⁶⁰を含む）や CARTが必要となる場合
 - ・ 会議、面接、研修、裁判等

⁵⁷ 筑波技術大学ホームページ

<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=28&tmid=155>
参照

⁵⁸ 司法省公民権局障害者人権課 <http://www.justice.gov/crt/about/drs/>

ADAについてのガイドマニュアル等 ADA HOMEPAGE <http://www.ada.gov/>

⁵⁹ ADA Best Practices Tool Kit for State and Local Governments
Chapter 3 : General Effective Communication Requirements

⁶⁰ Video Remote Interpreting

インターネットを用いたビデオによるリモート通訳

人数が増え、より複雑で長時間な場合とされている。

「効果的なコミュニケーション」の提供を義務付けられている主体は、補助手段について、最も自己のニーズを把握している聴覚障害当事者の要望を訊いて、優先的に考慮しなければならない⁶¹。最終的に、補助手段の判断は、「効果的なコミュニケーション」の提供を義務付けられている主体が行うが、他に同等に効果的な補助手段が存在する場合等の例外的な場合を除いて⁶²、聴覚障害当事者の要望を尊重すべきであるとしている⁶³。

(4) 司法手続における「効果的なコミュニケーション」

① 裁判所の訴訟手続における「効果的なコミュニケーション」⁶⁴

i) 概説

裁判所の訴訟手続においては、民事事件、刑事事件（少年事件含む）、行政事件、家事事件等のすべての訴訟手続において、「効果的なコミュニケーション」の提供が、裁判所に義務付けられている。費用は裁判所が負担する。

州裁判所における訴訟手続については、上述の通り、ADA 第2編、司法省施行規則及びリハビリテーション法第504条が適用される⁶⁵。連邦裁判所における訴訟手続については、ADA とリハビリテーション法 504 条の適用はないが、法廷通訳法と規則に基づき、州裁判所と同様の情報保障・手続保障が行われている⁶⁶。

ii) 訴訟手続における「効果的なコミュニケーション」と補助手段

訴訟手続における「効果的なコミュニケーション」については、対象者、補助手

⁶¹ give primary consideration to the request

⁶² 他にはサービス、プログラム、活動に本質的な変更が生じる場合、過度の負担となる場合がある。但し、過度の負担となるかどうかは、「効果的なコミュニケーション」を提供する義務主体の資金力から判断し、聴覚障害者が支払う料金と比較して判断してはならない。

⁶³ 障害者権利条約、障害者基本法は、手話を言語と明記し、当事者のコミュニケーション方法の選択権を前提として規定されている。

⁶⁴米国の裁判所の訴訟手続についての参考資料

全米ろう協会 National Association of the Deaf (NAD) 「LEGAL RIGHT」 chapter9
NAD <http://www.nad.org/>

Douglas M. Pravda 「UNDERSTANDING THE RIGHTS OF DEAF AND HARD OF HEARING INDIVIDUALS TO MEANINGFUL PARTICIPATION IN COURT PROCEEDINGS」 Valparaiso University Law Review Spring2011

⁶⁵ 全米に適用される連邦法に加え、その基準を上回る独自の州法が規定されている場合もある。

⁶⁶ 連邦裁判所における外国語話者、聴覚・言語障害者法廷通訳法は、対象が、基本的に刑事被告人、証人のみに限定されるという点で問題があるが、規則により、対象がすべての訴訟手続に拡大された。

第Ⅱ章

米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障

—障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点

段について、法律及び施行規則の具体的な規定はないが、訴訟手続は、内容が個人の権利義務等にかかわる複雑かつ重要な手続であるので、基本的に、聴覚障害のある訴訟当事者、証人、弁護士等には、適格な手話通訳（VRI含む）ないし CART 等の補助手段による情報保障がなされる。

未就学等の事情により、アメリカ手話（ASL）や英語の読み書きを十分に習得していない聴覚障害者については、RDI という団体の資格を有する聴覚障害者の通訳（CDI⁶⁷リレー通訳者ともいう）が通訳の間に入る場合もある。

聴覚障害のある傍聴人に対しては、規定がないが、訴訟当事者の家族等については、裁判所の裁量で、補助手段が付く場合が多い。なお、未成年者の親が聴覚障害者である場合は、補助手段が付く。

裁判所には、専任手話通訳、登録手話通訳が存在し、施行規則上の「適格な」の要件は、資格までは要求していないが、司法関係の手話通訳については、RID による SC:L⁶⁸という司法専門の資格がある⁶⁹。

② 警察の捜査手続における「効果的なコミュニケーション」

警察の捜査手続においては、「効果的なコミュニケーション」の提供が警察に義務付けられている。基本的な点については、上述の点と共通する。

個々の具体的な場合についての補助手段については、法律、施行規則の規定はないが、

司法省の Q&A⁷⁰の例では、

i) 通常、筆談で足りうる場合

- ・単に道案内をする場合
- ・運転免許証を確認する場合
- ・スピード違反等の交通違反の場合で、筆談のやりとりにより、聴覚障害者の運転手が状況を理解している場合

ii) 適格な手話通訳（ビデオリモート通訳 VRI⁷¹を含む）や CART が必要となる場合

⁶⁷ Certified Deaf Interpreter Registry of Interpreters for the Deaf (RID) という聴覚障害者のための通訳団体の資格。

なお、「将来、裁判という事態に巻き込まれたとき、ちゃんと裁判が受けられる言語を身につけて下さい」「手話があれば、ちゃんと裁判が受けられる。というふうに育てて下さい。」（日本聴力障害新聞第 759 号「検証築山裁判!! ろう者被告は正しく裁かれたのか？」における臨床心理士川崎佳子氏の発言）

⁶⁸ Specialist Certificate: Legal

⁶⁹ CART についての資格はない。また、司法関係に精通している手話通訳を得るのは困難な現状がある。

⁷⁰ COMMONLY ASKED QUESTIONS ABOUT THE AMERICANS WITH DISABILITIES ACT AND LAW ENFORCEMENT Q10~16

http://www.ada.gov/q%26a_law.htm

- ・逮捕により身柄拘束された場合
- ・取調べの場合

特に黙秘権、弁護人選任権等の権利告知の際には、誤解が生じないように、適格な通訳者等を手配するように注意しなければならないが、暴行事件の犯人を現行犯逮捕する場合等の緊急の場合は、状況の鎮静化を優先し、その後に補助手段を手配すればよいとされている。

また、司法省の警察官向けの ADA ガイドマニュアル⁷²には、聴覚障害者と話す場合は、

- ・話す前に、注意を向けるために手を揺らしたり、肩を叩く
 - ・正面を向いて、口を隠さず、ゆっくり、はっきり話す
 - ・ジェスチャーや表情を付ける。
 - ・補聴器を付けているから聞こえると決め付けない。
 - ・口話の読み取りでは、話の 1/3 くらいしか理解できないことに留意する。
 - ・書類がある場合は、該当箇所を指差す。
 - ・筆談の場合は、あまり読み書きが得意でない人もいることに配慮する。
 - ・手話通訳の場合は、家族等を通訳にしてはならない。手話通訳ではなく、本人に直接話す。会話が重ならないようにし、短く簡潔に話す
- 等の実践的なマニュアルが記載されている。

2.3 民間機関が運営する病院・医院等の施設及びサービスにおける情報アクセス・コミュニケーション保障

(1) 概説

生命、健康にかかわる医療の現場においては、情報アクセス・コミュニケーションの保障が非常に重要である。

民間機関が運営する施設及びサービスにおいても、「効果的なコミュニケーション」が保障及び義務付けされる点において、基本的には、上記 2.2 司法手続における情報保障・適正手続保障と同様である。

以下では、ADA 等の根拠法について概説した上で、民間機関が運営する病院・医院等の施設、サービスにおける「効果的なコミュニケーション」について報告する。

⁷¹ Video Remote Interpreting
インターネットを用いたビデオによるリモート通訳

⁷² Communicating with People Who are Deaf or Hard of Hearing ADA guide for Law Enforcement Officers <http://www.ada.gov/lawenfcomm.htm>

(2) 根拠法・管轄機関

① 根拠法

ADA 第3編は、「民間機関」が運営する「公共施設及びサービス（ホテル、レストラン、小売店、交通機関、学校、保育園、老人施設、病院・医院、法律事務所、娯楽施設等）」における障害を理由とする差別を禁じ、平等のアクセスを保障している。

そして、司法省による施行規則が、聴覚障害者のための補助器具、補助サービス（筆談、手話通訳、CART、補聴器、磁気ループ、電話リレーサービス等）を適切に用いて、平等に、「効果的なコミュニケーション」（上記2.2(4)で詳説した）を提供することを義務付けている。

② 管轄機関

管轄機関は、第2編と同じく司法省である。

(3) 民間機関が運営する病院・医院における「効果的なコミュニケーション」

民間機関が運営する病院・医院においては、聴覚障害を持つ患者、その家族等への「効果的なコミュニケーション」の提供が義務付けられている。費用は、病院・医院が負担する。

個々の具体的な場合についての補助手段については、法律、施行規則に規定はないが、司法省のADAガイドマニュアル⁷³では、

① 通常、筆談や指差しで足りうる場合の例

- ・見舞客が病室の番号を訪ねる場合
- ・病院内の売店で買物をする場合

② 通常、書面を用いれば足りうる場合

- ・治療費を請求する場合⇒請求書
- ・既往歴を問診する場合⇒問診表

③ 適格な手話通訳（VRI含む）またはCART等が必要な場合

- ・患者が医師に症状を告げる場合
- ・医師が診断結果や治療法の選択、手術について患者や家族に説明し、同意を得る場合
- ・カウンセリング、母親・父親学級
等のより複雑で相互的なコミュニケーションの場合

⁷³ ADA Business BRIEF

Communication with People Who Are Deaf or Hard of Hearing in Hospital Settings
<http://www.ada.gov/hospcombr.htm>

なお、緊急時を除き、家族に通訳を依頼するのは避けるべきである。

上記 ADA ガイドは、他にも、

- ・電話リレーサービスによる電話に対応できるように職員研修を行わなくてはならない
- ・聴覚障害を持つ患者のニーズに合わせて、病室には、タイプライター付き電話、補聴器対応の音量調節付き電話等を設置しなければならない
- ・病室のテレビを字幕対応にしなければならない
- ・緊急事態の避難方法については、聴覚障害を持つ患者、家族等の存在を考慮して計画しなければならない
- ・ロビー等の公共の場には、タイプライター付き公衆電話等を設置しなければならない
- ・音によるアラームが設置されているところには、アラームランプを設置しなければならない

等と規定している。

【コラム】民間機関が費用負担をする制度

米国では、民間機関を「効果的なコミュニケーション」提供の義務主体とし、補助手段にかかる費用負担を各民間機関の責任としている。そのため、例えば、特に小規模な医院・法律事務所等では、手話通訳や CART への対応を渋られ、聴覚障害者が、医師、弁護士と補助手段について交渉をしなければならない場合もある。このように、各民間機関が費用負担を行う制度は、「効果的なコミュニケーション」の保障の点からも、費用負担を行う民間機関と行わない民間機関の間の公平性に欠ける点でも、ADA の課題となっている。

この点につき、全米ろう協会を訪問した際の説明によると、電話リレーサービスにおけるユニバーサル料金の考え方を応用して、医師会費や弁護士会費の一部を「効果的なコミュニケーション」を提供するための補助手段の費用に充てる等の組織的な対応をすることが考えられているとのことである。そのようにすれば、上記の例では、聴覚障害者が医師、弁護士と交渉する必要がなくなり、医師、弁護士も必要ときに手話通訳や CART を手配することができ、費用負担の面でも公平性が確保されることとなる。しかしながら、医師会、弁護士会の合意を得るのがなかなか困難であり、活動が必要であるとのことであった。

ADA は、「社会保障法」ではなく、「市民権法」であり、米国には、日本における行政による公費の手話通訳・要約筆記派遣制度はない。「効果的なコミュニケーション」の保障を義務付けられる主体が公的機関の場合は、大きな問題は生じないが、民間機関の場合は、問題が浮き彫りとなる。

第Ⅱ章

米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障

—障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点

【コラム】コミュニケーション方法の選択権

米国では、個々具体的な場合における「効果的なコミュニケーション」を提供するにあたっての補助手段の選択については、具体的な法律の規定がなく、聴覚障害者の要望を優先的に考慮することが規定されているものの、最終的には、「効果的なコミュニケーション」を提供する義務主体が判断することとなっている。

すなわち、米国で、聴覚障害者が保障されているのは、「効果的なコミュニケーション」の提供を受けることであり、聴覚障害当事者のコミュニケーション方法の選択権を前提とする障害者権利条約、日本の障害者基本法と異なっている。この点は、費用負担の問題と関連する点があるが、問題提起が必要であると思われる。

2.4 緊急事態対策及び対応

(1) 概説

災害等の緊急事態において、情報は、生命にかかわりうる非常に重要なものである。東日本大震災においては、障害による情報格差、避難の困難、断念等により、障害者の死亡率は、障害のない人の2倍もの数字となった⁷⁴。

(2) 根拠法・管轄機関

① 根拠法

米国においては、緊急事態の場合も、ADA及び21世紀CVAA等の通信・放送についての一連の法律が、政府やNPO等に対し、全ての障害者に、災害等の緊急事態における避難、支援等に関する情報を即時に、理解可能な形で提供すること、情報アクセスの保障を義務付けている。

② 管轄機関

障害者に関する災害対策、対応については、連邦緊急事態管理庁(FEMA⁷⁵)が取り組んでいる。

⁷⁴ 内閣府障がい者制度改革推進会議参考資料4 第37回(平成24年1月23日)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/promotion/m37/ref4-1.html>

⁷⁵ Federal Emergency Management Agency of the United States

連邦緊急事態管理庁の障害に関する取組みについては、

FEMA ホームページ

<http://www.fema.gov/office-disability-integration-coordination/office-disability-integration-coordination/office-1>を参照

連邦緊急事態管理庁は、「コミュニティ全体(whole community⁷⁶)」への災害対策、対応を宣言しており、その中で、聴覚障害者(ろう者、中途失聴・難聴者、盲ろう者)、視覚障害者(全盲者、弱視者、盲ろう者)、言語障害者、車椅子、杖等を使用する移動障害者、認知、知的、精神障害者等、全ての障害者に対する完全かつ平等なアクセスを無償で提供するため、調査、ガイドマニュアル等を作成し、情報発信、質問や相談への対応等を通して、指導、啓発を行っている。

連邦緊急事態管理庁は、市民権に基づき、全ての人に、政府やNPO等による災害等の緊急事態の際に支援やサービスを受ける権利があることを前提に、障害について、「特別なニーズ(special needs)」、「弱さ(vulnerable)」等ととらえず、「機能的なニーズ(functional needs)」ととらえ、全ての支援やサービスにつき、全ての人への「ユニバーサルなアクセス」を保障することが、コミュニティ全体の利益に資するという理念のもとで、活動しているのである。

(3) 災害等の緊急事態における聴覚障害者の情報アクセス対策・対応

① 緊急事態におけるコミュニケーションニーズと補助手段

聴覚障害者には、ろう者、中途失聴者、難聴者、盲ろう者がおり、個々人の障害の特性等により、さまざまなコミュニケーションニーズがある。災害等の緊急事態における情報、支援、サービスへの完全で平等なアクセスを保障するためには、災害等の緊急事態が発生する前に、地域の全ての人へのコミュニケーションニーズを前もって把握し、それを満たす形で、補助手段が準備されている必要がある。

例えば、テレビ番組について、法律で義務付けられているのは字幕のみであるが、ハリケーン等の災害についての緊急情報については、平時に比べ、さらにさまざまなコミュニケーションニーズに対応し、迅速かつ確実に情報を伝達することが求められることから、連邦緊急事態管理庁ないし州知事の判断及び決定により、手話放送も行われる。

② インターネット等次世代通信機器の活用

最近では、書類の掲示、筆談、手話通訳者等の従来からの補助手段のみならず、技術の発展により、インターネット等、次世代通信機器等の補助手段も用いられている。

連邦緊急事態管理庁は、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、YouTube等で情報を発信しており、ホームページには、連邦による災害援助に関するFAQについてのアメリカ手話(ASL)の映像も掲載されている⁷⁷。FAQの内容は、どうすれば

⁷⁶ Planning for the Whole Community
http://www.fema.gov/pdf/about/odc/all_hands_0411.pdf

⁷⁷ FAQ's on Federal Disaster Aid in American Sign Language
http://www.fema.gov/medialibrary/media_records/6347

支援が受けられるのか、どのような支援が受けられるのか等であり、文字スクリプトも読むことができる。また、連邦緊急事態管理庁への質問等の問い合わせは、メール、電話リレーサービス対応となっている。

③ 災害センターにおける取組みと研修⁷⁸

i) 取組み

また、全ての災害センターには、拡声器、音声のみならず字幕を表示する字幕電話、インターネットを經由して手話通訳をするためのビデオリレーサービスのアプリケーションが入った iPad の補助器具が準備されており、書類の掲示や筆談等と併用されている。災害に遭った聴覚障害者は、これらの補助機器を用いて、連邦緊急事態管理庁の専門家から、直接アドバイス等の情報を受けることが可能である。しかも、手話通訳者等の到着を待つことなく、即時に、コミュニケーションを行うことができる。また、未就学等の事情により、アメリカ手話(ASL)や英語の読み書きを十分に習得していない聴覚障害者に対しては、写真や絵を用いたコミュニケーションも用いられる。

なお、視覚障害者のための補助器具としては、文字拡大器や読み上げソフトがあり、また、点字資料や音声による情報提供が準備されている。

ii) 研修

連邦緊急事態管理庁には、アメリカ手話(ASL)を使用する聴覚障害者のスタッフがおおり、障害に関するアドバイザーの一人として、災害に遭った聴覚障害者が、平等に連邦緊急事態管理庁から援助が受けられるよう、各地の災害センターのスタッフに、コミュニケーション補助器具の使用法の指導をしたり、手話で、直接、災害に遭った聴覚障害者の対応を行ったりしている。研修の際は、「米国の全人口の約20%、すなわち5人に1人は、何らかの障害者であることを踏まえ、相手が会話の際にげん顔をしている場合は、難聴の可能性を考えたり、書類を書く際に困っている様子があれば、文字拡大器が必要かもしれないと考えたりしなさい」等、実践において心掛けるべきことの助言もなされている。

【コラム】米国の聴覚障害を持つ弁護士は300人以上！

米国の聴覚障害を持つ弁護士は、少なくとも300人以上存在している⁷⁹。これは、ADAや全ての障害児に「無償の適切な公教育」等が保障された個別障害者教育法

⁷⁸ FEMA Providing Access to Survivors with Disabilities
<http://www.fema.gov/disaster/4085/updates/fema-providing-access-survivors-disabilities>

⁷⁹ 裁判官は、中途失聴の裁判官がいる。検察官は、まだいないようであるが、捜査手続における「効果的なコミュニケーション」の取り組みのためには、聴覚障害を持つ検察官も必要である。なお、米国の弁護士は、官庁や企業内の職員として勤務する者が多い。

(IDEA⁸⁰)等の成果である。聴覚障害を持つ弁護士の団体も存在している。

視察先の連邦通信委員会、電話リレーサービス事業者、司法省では、聴覚障害、視覚障害等の障害を持つ弁護士が職員として勤務し、要職において、能力を発揮していた。

例を挙げると、連邦通信委員会の障害担当の部署には14名の職員がおり、そのうち2名が聴覚障害者、1名が視覚障害者であった。連邦機関である連邦通信委員会には、リハビリテーション法が適用され⁸¹、聴覚障害者2名のうちの1名については、2名の正職員の手話通訳とビデオ電話、視覚障害を持つ職員へは、サポート1名とパソコンの音声読み上げソフトによる合理的配慮がなされていた。

これに対し、日本の聴覚障害を持つ弁護士は、まだ数人である。米国と日本では、弁護士制度や人数が異なるが、まだ数が圧倒的に少ない。また、手話通訳等の費用は、ほとんどの場合、弁護士が自己負担している。聴覚障害弁護士は、当事者の立場に立った法律専門家として重要な存在であり、その活動のサポートは、政府機関内部への登用と共に検討されるべき課題である。

⁸⁰ Individuals with Disabilities Education Act

前掲「特別支援教育大辞典」アメリカの障害児教育

⁸¹ リハビリテーション法第504条に基づく連邦通信委員会のアクセスハンドブック
Section504 Programs & Activities Accessibility Handbook
http://transition.fcc.gov/cgb/dro/section_504.html

3. 米国の制度のまとめと日本の制度への提言

3.1 米国の制度のまとめ

～障害を持つ米国人法(ADA)から約20年の到達点～

米国における情報アクセス・コミュニケーション保障につき、世界初の包括的な障害者に対する差別禁止法である「障害を持つ米国人法(ADA)」から約20年の到達点を本報告の概略として下記にまとめ、考察を記した。

(1) 通信・放送

一連の法律により、電話リレーサービス、テレビ番組の字幕、電気通信機器・サービス、映像機器の障害者へのアクセスが義務付けられている。なお、手話放送についての法制化はされていない。

電話リレーサービスは、通信事業者の売上の一部及び「ユニバーサル料金」という電話料金の一部によって運営されており、365日24時間、無料のサービスが実現している。また、テレビ番組の字幕についても、100%の字幕付与が実現している。

上記に加え、インターネット等の技術の進歩に対応するべく2010年に制定された「21世紀における通信及び映像アクセシビリティ法」では、インターネットの発展により通信と放送が融合しつつある中、通信等に関する次世代通信機器(スマートフォン等の携帯機器を含む)・サービスの障害者へのアクセス、盲ろう者のための電話リレーサービス、インターネット配信されるテレビ番組の字幕、テレビ番組の映像解説等について、新しく義務付けがなされ、取り組みが始まった。

(2) 司法手続における情報保障・適正手続保障

法律により、裁判所の訴訟手続、警察の捜査手続においては、聴覚障害者に、補助手段を用いて、「効果的なコミュニケーション」を提供することが、義務付けられており、通常、手話通訳やコンピュータリアルタイム字幕(CART)等の補助手段が用いられる。費用負担は、裁判所、警察が行う。なお、米国には、行政による公費の手話通訳・要約筆記の派遣制度はない。

(3) 民間機関が運営する病院・医院等の施設、サービス

法律により、民間機関が運営する病院・医院等の施設、サービスにおいては、聴覚障害者に、補助手段を用いて、「効果的なコミュニケーション」を提供することが、義務付けられており、内容等に応じて、筆談、手話通訳、コンピュータリアルタイム字幕(CART)等の補助手段が用いられる。費用負担は、民間機関である病院・医院が行う。なお、米国には、行政による公費の手話通訳・要約筆記の派遣制度はない。

(4) 緊急事態対策及び対応

法律により、災害等に関する緊急情報を、全ての障害者に、即時に、理解可能な形で提供することが義務付けられている。

そこで、聴覚障害者についても、ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等それぞれの個々人のコミュニケーションニーズを把握し、対応できるように対策を進めている。ハリケーン等の緊急事態が発生した際は、州知事、連邦緊急事態管理庁の判断により、手話放送もなされ、災害センターには、字幕を表示するキャプション電話、手話通訳によるビデオリレーサービス対応の iPad 等の次世代通信機器も準備されている。

【考察】立法後の理解・啓発、改善の必要性～ADA もまだ約 20 年～

米国は、ADA その他一連の法律により、365 日 24 時間無料の電話リレーサービス、100%のテレビ番組の字幕を実現した。また、CVAA により、インターネット等の次世代通信機器についての対応もなされ、大きな達成を遂げた。この点はやはり法律の力が大きい。

しかし、ADA が制定されてから約 20 年間、現実には、まだ、「効果的なコミュニケーション」が完全に保障されているとは言い難い状況もある。法律上は、保障されていても、例えば、筆談さえ面倒がられる場合や、手話通訳、CART を要求しても、特に民間機関が運営する病院・医院等の施設、サービスでは、費用負担の点もあって、対応してもらえない場合もある。また、裁判所や警察等⁸²の公的機関でさえ、地域によっては、「効果的なコミュニケーション」への理解・意識が低い場合もある。

ADA の約 20 年間の歴史は、司法省を訪問した際に、「まだ約 20 年」との説明を受けた通り、法律成立後も、各方面における啓発の促進、制度の改善、聴覚障害当事者、関係者による積極的な働きかけと粘り強い交渉、数多くの訴訟による判例の蓄積を続けることを示唆している。

3.2 日本の制度への提言

米国の制度を踏まえ、日本の制度に対する提言を、2013 年 6 月に新しく成立した障害者差別解消法、現在進行中の高松手話通訳訴訟に触れつつ、若干の提言を述べる。

⁸² なお、州裁判所、警察については、リハビリテーション法第 504 条により、約 40 年前から「効果的なコミュニケーション」の提供が義務付けられてきた。

(1) 立法の重要性と障害者差別解消法

① 立法の重要性と日本に適合した制度設計

i) 立法の重要性

米国が、365日24時間無料の電話リレーサービス、100%のテレビ番組の字幕を実現することができたのは、やはり、その根拠となるADAを始めとする「法律」が存在したからである。

情報アクセス・コミュニケーションの権利が、障害の有無にかかわらず、人間として生きるために当然の権利であることに異論はないが、その権利の実現においては、善意、思いやりではなく、法律による明確な権利の保障及び義務付けが必要であり、日本においても、立法が必要であることは言うまでもない。

ii) 現在の日本に適合した制度設計

ただし、現在の日本と、ADA成立当時の米国とは、時代、背景が異なることから、現在の日本に適合した制度設計が必須である。

例えば、米国では、電話リレーサービスが普及したが、現代の日本では聴覚障害者の通信手段として、FAXだけでなく、メール（携帯、パソコン）やテレビ通話も可能なスカイプ等の通信手段が発達している。

また、米国の「市民権」の観点から進んだ制度とは異なり、日本には「福祉」、「社会保障」の観点から、行政による公費の手話通訳・要約筆記派遣制度があること等背景が異なる。

このような点を踏まえて、現在の日本に適合した制度設計が必須である。

② 日本の障害者差別解消法

日本においても、障害当事者、関係者による長年の運動の成果として、2013年6月に「差別解消法」が成立した。日本においても、ようやく障害を理由とする差別を禁止する法律が成立したことは、大きな第一歩である。

しかしながら、その内容は、公的機関のみならず民間機関についても法的義務を規定するADAと異なり、合理的配慮の提供につき、行政機関については法的義務とするものの、民間機関については努力義務にとどまるという不十分なものである。いわば、1990年に制定されたADAではなく、約40年前である1973年に制定された、連邦政府から財政援助を受けている活動等についてのみ法的義務を規定したりハビリテーション法504条に類似したものである。

差別解消法は、法成立から3年後の2016年の施行からさらに3年以内に見直しを行い、民間機関についても、法的義務に格上げすることを検討していくとしている。

立法後も、権利保障の実現に向けての道のりの長い取り組みが必要であり、ADA

も「まだ約20年」なのである。日本の差別解消法も、今後の活動により、本当の意味での「差別禁止法」に育てていきたい。

(2) 米国の制度から見た高松手話通訳訴訟⁸³

① 事案

香川県高松市在住の聴覚障害者（手話を使うろう者）である母親が、健聴の長女（当時高校3年生）が進学を希望する東京都内の専門学校の保護者説明会について、高松市に手話通訳の派遣を申請した。しかし、市の行政内部の要綱、内規によれば、①派遣区域は高松市内のみ、かつ、市長が特に必要であると認める程度の客観的な重要性に乏しい②専門学校は派遣対象外であるとの理由により、申請は却下された。

母親は、2012年2月、市の却下処分、要綱、内規等は、憲法、障害者権利条約、障害者基本法等に違反するものであり、高松市に対し、却下処分の取消、自己負担した通訳費用5140円、慰謝料10万円を求めて訴訟提起した。現在も係争中である。

② 米国において本件のような事案が仮に生じた場合の「効果的なコミュニケーション」の保障

i) 保護者説明会における「効果的なコミュニケーション」の保障

米国の制度であれば、本件のような事案が仮に生じた場合、専門学校に手話通訳を手配し、費用負担の義務が生じる事案である。

つまり、ADA第3編と司法省施行規則が、専門学校に対し、「効果的なコミュニケーション」の保障を義務付けしており、ADAのガイドラインによれば、保護者説明会の内容の重要性等から判断して、適切な補助手段は手話通訳であるとされるべき場合であるからである。

なお、米国においては、「効果的なコミュニケーション」の保障を義務付けられた主体が費用を負担する制度となっており、日本のように行政による公費の手話通訳・要約筆記派遣制度はない。

ii) 訴訟における「効果的なコミュニケーション」の保障

訴訟段階においては、ADA第2編と司法省施行規則裁判所の費用により、手話通訳による情報保障・適正手続保障がなされる。

なお、訴訟の支援者である聴覚障害を持つ傍聴人の情報保障・適正手続保障については、裁判所の裁量判断となる。

⁸³ 高松手話通訳訴訟については、<http://takamatsu-haken.jimdo.com/>を参照

iii) 訴訟費用、弁護士費用について

ADA 第 1 編～第 3 編に関する訴訟については、訴訟費用及び弁護士費用について、敗訴者が負担する規定⁸⁴がある。

本件は、ADA 第 3 編に関する訴訟であり、勝訴の場合、訴訟費用、弁護士費用は、敗訴した相手の負担となるため、原告である母親の負担とはならない。

米国では、ADA が、「効果的なコミュニケーション」の保障が法的義務であると明確に規定しているのに加え、本件のように実質的な損害額は、自己負担した通訳費用の 5,140 円であるという比較的損害賠償額の低い事件であっても、訴訟費用、弁護士費用について心配することなく、訴訟を提起して権利を主張し、差別を是正しやすい制度となっている。

③ 日本の制度の場合

i) 保護者説明会における専門学校の合理的配慮の提供

本件当時は、差別解消法は制定、施行されていなかったが、仮に施行されていたとしても、民間機関である専門学校については、合理的配慮の提供は、努力義務にとどまり、手話通訳を手配し、費用負担を行う法的義務は生じない。

ii) 保護者説明会への行政による公費の手話通訳派遣

行政による公費の手話通訳派遣制度があるものの、各市町村の行政内部の要綱、内規により、全国統一的な基準がなく、派遣範囲、対象が限定されている上に不明確である。本件の高松市のように、専門学校の保護者説明会は、派遣対象外と判断し、派遣されない場合もある。

これは、行政による手話通訳・要約筆記派遣制度の根本的な考え方が、行政によって与えられる「福祉サービス」の枠内にとどまっており、「情報取得・コミュニケーションの権利」という意識が低いことの表れである。

iii) 訴訟における裁判所の合理的配慮の提供

本件当時は、差別解消法は制定、施行されていなかったが、裁判所は同法の適用外である。

本件のような民事、行政訴訟においては、ADA のように、裁判所が、公費で、訴訟当事者のための手話通訳を手配し、情報保障・適正手続保障を行う法的義務の根拠となる具体的法律はなく⁸⁵、裁判所に、手話通訳を手配し、費用負担を行う法的義務は生じな

⁸⁴ ADA 第 5 編雑則 第 12205 条 弁護士費用

⁸⁵ 裁判における情報保障への配慮については、障害者基本法 29 条に一般的規定があるにとどまる。

い。

なお、訴訟当事者である原告（母親）については、裁判所に手話通訳の手配を依頼することは可能であり、その場合の費用は、訴訟費用に含まれ敗訴者負担となる⁸⁶。支援者である傍聴人についての手話通訳、要約筆記についてはこれに含まれない。

iv) 訴訟への行政による公費の手話通訳派遣

訴訟については、行政による公費の手話通訳派遣制度の派遣対象に含まれるが、本件では、裁判の相手方である高松市に対し、手話通訳の派遣を申請することは事実上困難である。

v) 訴訟費用、弁護士費用について

訴訟費用については、敗訴者負担である。訴訟費用には、裁判所に納める印紙代、原告（母親）についての手話通訳費用等が含まれる。

弁護士費用については、それぞれの当事者負担である。

高松手話通訳訴訟では実質的な損害額が、5140円なのにもかかわらず、実際にはそれを大きく上回る費用がかかっており、支援者からの寄付金で運営している。

このように日本の制度では、仮に訴訟を提起すれば、法的義務が認められ勝訴する事案である場合でも、費用面の負担が大きく、訴訟による差別の是正が困難である。

④ 日本が目指すべき制度

i) 情報アクセス・コミュニケーションの権利の全体的、全国的な法的保障

まず、いかなる制度設計においても、高松手話通訳訴訟における専門学校の保護者説明会や裁判の場合のように、地域や対象によって、情報取得、コミュニケーションの権利が保障から外れてしまう谷間が存在する制度であってはならない。

米国の場合は、それぞれ専門学校と裁判所が、「効果的なコミュニケーション」を保障する法的義務を負う主体となっている。

これに対し、日本の制度は、過渡期にあり、特に差別解消法による合理的配慮の提供の義務付けと行政による公費の手話通訳・要約筆記派遣制度の関係は、検討していかねばならない課題である。しかし、これまで、公費の手話通訳・要約筆記派遣が、地域において多く利用され、大きな役割を担ってきたことから、その環境を生かした制度設計が必要であると思われる。

⁸⁶ 民事訴訟法第61条、154条1項本文、民事訴訟費用法。高松手話通訳訴訟は訴訟当事者である原告の母親については、この方法で行っている。

刑事訴訟についても、刑事訴訟法176、181条但書、刑事訴訟費用法により、通訳費用は訴訟費用となるが、被告人の経済状況によっては、免除することが認められる。

第Ⅱ章

米国における情報アクセス・コミュニケーションの権利保障

—障害を持つ米国人法(ADA)約20年の到達点

そして、どのような制度設計にせよ、障害は自己責任に帰すべきものではなく、情報取得、コミュニケーションについての権利、法的義務を明確に規定し、その費用が聴覚障害者の自己負担とならない制度設計を考えなければならない。

ii) 訴訟による権利の実現、差別是正の保障

また、情報アクセス・コミュニケーションの権利保障のためには、訴訟による権利の実現、差別の是正の保障についても、米国のように費用の敗訴者負担制度を取るかどうかはともかくとして、検討しなくてはならない。

第Ⅲ章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

1. イギリスの概要⁸⁷

1.1 イギリスの概要

日本でいう「イギリス」または「英国」の正式国名は、「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国」(United Kingdom of Great Britain & Northern Ireland)であり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの地域から構成される連合国である。とりわけ、スコットランドは、文化的・歴史的事情から、連合王国からの独立志向が強い特徴を持っている。

イギリスの面積は 24.3 万平方キロメートルで日本の約 3 分の 2 ほどである。人口は 6180 万人 (2010 年) で、日本の約半分ほどである。イギリスの首都はロンドン (人口約 758 万人、2010 年) である。使用する言語は、もちろん英語であるが、ウェールズ語、ゲール語等を使っている地域もある。主な宗教は、キリスト教 (イギリス国教会) である。イギリスポンドと日本円との為替レートは、1 ポンド=約 154 円 (2013 年 5 月) となっている。

イギリスの政治体制は、立憲君主制であり、女王エリザベス二世陛下 (1952 年 2 月 6 日即位) を元首として、国会は上院及び下院の二院制となっている。下院 (庶民院) は議



図1 イギリスの地図

出典)

<http://www.freemap.jp/faq/detail.php?id=6>

席定数 650 議席で任期 5 年 (解散あり) であり、18 歳以上の有権者により公選制となっている。上院 (貴族院) は、議席定数はさだまっておらず (2013 年 2 月現在 760 議席)、上院は一代貴族、一部の世襲貴族、司教等から構成され、公選制は導入されていない。任期は終身となっている。議会は主に労働者の生活向上を図る社会福祉重視の「労働党」と、富裕層を含めた資本主義経済を重視した「保守党」を中心とした 2 大政党制となっている。2010 年 5 月の選挙結果では保守党が第一党になったが、単独過半数にいたらなかったため、第三党であった自由民主党との連立内閣をつくり、保守党のキャメロン氏が首相となっている。

⁸⁷ 日本外務省ホームページの「各国・地域情勢」の「国名：英国」のページを参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html> (2013 年 4 月アクセス)

1.2 障害者施策の概要と聴覚障害者の状況

(1) イギリスの障害者施策の概要

伝統的に 19 世紀後半に設立された「王立視覚障害者協会」（1868 年設立）、「王立全国聴覚障害者協会」（Royal National Institute of Deaf: RIND, 1911 年設立、なお、2011 年にアクション・オン・ヒアリング・ロス（Action On Hearing Loss）に改称した）、「英国ろう者協会」（British Deaf Association, 1890 年設立）などの障害者のボランタリー団体があった。これらはチャリティ団体であるが、「慈善ではなく権利」を主張し、国家責任を明確にする形で障害者への福祉を促進した⁸⁸。

障害者を対象とした最初の法律として、1944 年に「障害者（雇用）法」が制定され、傷痍軍人対策の一環として（従業員 20 人以上の民間事業所に対して）3%の障害者の割当雇用制度やリハビリテーション・職業訓練の提供が規定された。また、同年の「教育法」で障害児教育の体系化がなされ、1946 年の「国民保健サービス法」で障害者医療、1948 年の国民扶助法で障害者の所得保障が規定された。

1968 年の「シーボーム報告」によって、行政サービスの縦割りの弊害等が指摘され、1970 年に地方自治体社会サービス法が制定されて、地方自治体のソーシャルワーカーを中心に高齢者・障害者・児童等への総合的な福祉サービスの充実が図られた。同じく 1970 年に慢性疾患及び障害者法により、障害者の所得保障や移動、身辺介助、家事、配食、住宅、訓練、余暇や仕事へのアドバイス、就労、権利擁護、福祉機器、送迎などの福祉サービスが改善された。1990 年には国民保健サービス及びコミュニティケア法が成立し、1993 年からは障害者福祉サービスの提供の前提として、アセスメント、ケアプランニング、その実施、モニタリングという一連のケアマネジメント・プロセスを通じて行われることになった。

特に、1996 年には、コミュニティケア（ダイレクト・ペイメント）法が成立し、1997 年 4 月からダイレクト・ペイメントが実施された。ダイレクト・ペイメントとは、ケアマネジメントのアセスメントに基づき、必要とされたケアに伴う経費を障害者自身が管理するよう障害者自身に現金を給付するものである。こうして社会サービスを障害者自身が管理する「本人主導のサポート」をつくり、障害者の自己決定を促進した⁸⁹。

また、1990 年の「障害を持つアメリカ人法」（ADA）に影響を受けて、1995 年 11 月に、「障害者差別禁止法」（Disability Discrimination Act : DDA）が成立した⁹⁰。その後、他の分野の差別禁止法と合わせて、2010 年に「平等法」が成立した。この差別禁止法や平等法については、後で詳しく検討したい。

⁸⁸ イギリスの障害者福祉の歴史的記述の概観については、小川（1998）および田中（2004：第 3 章）、植村・柳田（2006）を参照にした。

⁸⁹ 小川（2009:84）および植村・柳田（2006:88）

⁹⁰ これに伴って、先の障害者の割当雇用制度は廃止された。

(2) イギリスの聴覚障害者の状況

① 聴覚障害児・者

イギリスの人口は2009年で6180万人である⁹¹。障害者の定義については、2010年に平等法が制定され、その中で、身体・知的等の障害があるために長期的な日常生活ができない人と定義されている（平等法 第2章第1節6項）。様々な形で聴覚に障害のある人の人数は約1000万人で、およそ6人に1人の割合とされている（表1）⁹²。そのうち、重度の聴覚障害者は約80万人である。聴覚障害児は約4万5000人で、うち約半数が生まれながらの聴覚障害である。約35万6000人が盲ろう者である。

2003年3月にイギリス手話は公式にイギリスの言語として認定された。そこで、2011年の国勢調査で手話を使っている聴覚障害者の統計が初めて取られた。しかし、その結果によれば、イングランドとウェールズで、1万5000人程がイギリス手話を使い、7000人がその他の手話を使っているということであった。この結果については、英国ろう協会は、イギリスの保健省の患者調査の推計では12万2000人と見積もられており、この国勢調査の結果は過少すぎると批判している⁹³。

表1 英国の聴覚障害者数、2010年（単位：人）

	難聴者 (Hearing loss)	補聴器利用者 (Hearing aids)	強度/重度聴覚障害者 (Severe/profound)
16-49歳	1,157,500	522,000	36,000
50-64歳	2,563,500	1,017,000	99,500
65-79歳	3,768,000	2,293,500	211,000
80歳以上	2,622,500	2,288,000	474,500
合計	10,111,500	6,120,500	820,500

資料) Action on Hearing Loss(2011) Taking action on hearing loss in the 21st century, p.76.

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2011)『国内外における字幕放送等に関する調査研究報告書』p.135.

② 聴覚障害児の教育

⁹¹ Jen Beaumont(2012) "Population", *Social Trends 41*, Office for National Statistics

⁹² 表1および2012年11月15日にインタビューを行った労働年金省・障害問題局のサラ・ダン氏 (Ms.Sarah Dunn) 作成資料による。なお、聴覚障害者の人数が日本に比して多いのは、障害の定義を日本よりも広く捉えているからである。

⁹³ British Deaf Association(2013) "British Deaf Association reacts to Census Figures with dismay", 8 March 2013, <http://www.bda.org.uk/News/108#sthash.hqS8oxcF.dpuf>

イングランドには3万7414人以上の聴覚障害児がいる。そのうち82%が地域の学校（mainstream schools）に通い、そのうち7%が特別支援付きで地域の学校に通っている。聴覚障害児の21%は追加的な特別教育が必要だとされている。聴覚障害児の78%は英語を使っている。14%は英語と他の言語を組み合わせ使っている。8%が手話を使用している⁹⁴。イギリスには、15校のろう学校がある。もともとは330校のろう学校があったが、その教育効果が疑問視される研究が発表され、1974年に法律が変わり、多くのろう学校が閉鎖された。そのため、ろうの子どもたちは、一般の学校に通うことが多い。なお、イングランドには、1136人の聴覚障害児教育専門の教員がいる⁹⁵。来年2013年度からイギリス手話による「一般中等教育修了書」（General Certificate of Secondary Education(GCSE)）試験が導入される予定である。

③ 主な専門職につく聴覚障害者の現状⁹⁶

イギリスにおける聴覚障害者の専門職の就業状況について、職業上の専門性が明確な弁護士、医師、大学教授の3つを参考に確認しておきたい。

第一に、弁護士についてであるが、イギリスの弁護士制度は、日本とは異なる。事務処理だけをする「事務弁護士」（ソリシター）は、法廷には立たないが、法廷に立つまでに準備を行い、法廷で答弁する「答弁弁護士」（バリスター）が法廷に立つ。ろう者のソリシターは全国で4人いるが、ろう者のバリスターはいまのところいないようである。ただし、難聴者を含めると人数は増えるかもしれないという。検事や裁判官には、ろう者はいない。

第二に、医師については現在ろう者の医師が1人いるが、その人は発声が比較的可能で、病院勤務で手話通訳者を雇用して医師の仕事をしているという。開業医ではろう者の医師はいないようである。現在ウェールズで医学校に通っているろう学生がいる。

第三に、大学教授については、現在、大学の教授のポストについているろう者はいない。しかし、現在大学で講師をしているろう者は10名程度いる。近い将来には、ろう者の大学教授が生まれるかもしれない。

⁹⁴ OfSTED の2012年報告書を参照。OfSTED(2012) the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills, <http://www.ofsted.gov.uk/>

⁹⁵ より詳しいデータについては、the Consortium for Research in Deaf Education report 2012, www.ndcs.org.uk/data を参照。

⁹⁶ 2012年11月14日の英国ろう協会（BDA）でのヒアリングによる。

2. 手話通訳の発展

まず、イギリスで手話通訳がどのように発展してきたのかを見ておこう⁹⁷。

(1) 19世紀半ば：牧師により手話通訳が始まる

19世紀半ばに、牧師がろう者を支援するために手話通訳を行うようになったのが手話通訳のはじまりである。その結果、ろう者が教会に集まるようになり、更に教会に手話通訳を依頼するようになった。

(2) 1920年代 手話通訳制度と資格の確立

1920年代には、手話通訳の訓練の必要性が議論され、制度や資格の確立が求められるようになった。そのため、「ろう福祉試験委員会」(Deaf Welfare Examination Board : DWEB) が設立され、手話通訳として働く場合は、認定書 (Diplomas) を得なければならなくなった。

(3) 1970年代 ソーシャルワーカーによる手話通訳

1970年代になると聴覚障害に対応するソーシャルワーカーが手話通訳をするようになり、牧師に頼る時代ではなくなった。ただし、牧師が手話通訳をしていたころは、牧師はろう者と関わる中で手話通訳を行っていたが、ろう者との関わりがないまま、手話通訳を始めるケースが多くなった。その結果、ソーシャルワーカーの技術では話が通じないというろう者から不満の声が起きた。

1977年からイギリスろう協会 (British Deaf Association : BDA) が政府 (当時の保健・社会保障省 (Department of Health and Social Security: DHSS)) と協働で、手話技術向上と登録制度を確立することを目的に、3年間で手話通訳者を養成するプロジェクト (BDA/DHSS Communication Skill Project, 1977年4月から1981年12月まで) が実施された (アメリカのギャロデット大学の准教授がコンサルタントとして加わった)。これにより、手話通訳者の登録制度が開始され、手話通訳者の実情が把握できるようになった。

合わせて、アメリカに倣って、「手話通訳指導者協会」(the Standing Conference of Interpreter Trainers: SCIT) が1977年に設立された。この協会の設立の趣旨は良かったが、次のような問題があった。

(1) (ロビー活動や1973年リハビリテーション法に基づく) アメリカモデルがイギリスの実情に合わなかった。

(2) 手話通訳者の最低限必要な能力に目が向き、技術向上を目的できなかった。

⁹⁷ セントラル・ランカシャー大学の「手話・デフスタディ国際研究所」(University of Central Lancashire, International Institute for sign language and deaf studies) のろう研究上級講師 (Senior Lecturer of Deaf Studies) のクラーク・デンマーク氏 (Mr. Clark Denmark) の講義 (2012年11月13日) および T. Stewart, Simpson (1991) “A Stimulus to Learning, A Measure of Ability” , In Susan Gregory & Gillian M. Hartley (eds.) (1991) Constructing Deafness, Open University, pp.217-225.

- (3)ろう福祉試験委員会（DWEB）はすでに資格認定制度を持っていた。
- (4)試験の結果だけを用いて登録することに矛盾が生じた。例えば、DWEB の資格認定の下、手話通訳者として経験のある人でも、この試験を受け、合格しないと登録できなかった。
- (5)ろう者が運営メンバーに加わっていないことが、ろう福祉試験委員会（DWEB）等から問題視された。
- (6)他の関係団体との連携なしに設立したため、理解をえられなかった。

(4) 1980年 ろう者コミュニケーション促進協議会（CACDP）

手話通訳指導者協会（SCIT）の上記の問題を克服するために、1980年12月に「ろう者コミュニケーション促進協議会」（Council for the Advancement of Communication with Deaf People : CACDP）がつけられた。この組織は12の関係各団体の代表者2名により構成されるが、2名のうち1人以上がろう者であることを条件とされた（ろう者と健聴が半々となるようにされた）。1982年に開始された手話通訳の登録については、1981年までにDWEBに5年間登録し、活動していた人にも加入が認められた。ただし、5年以内にCACDPの試験を受けなければならない。受けない場合は、登録から抹消されることとなった。

スコットランドでは、後に「ろう者のための通訳者スコットランド協会」（the Scottish Association of Interpreters for the Deaf(SAID))、さらに「スコットランド手話通訳者協会」（the Scottish Association of Sign Language Interpreters (SASLI))となる、「ろう者のためのスコットランド協会」（the Scottish Association for the Deaf(SAD))が、手話コミュニケーション技術の訓練と試験に、初級、上級、プロの3段階制を設け、5年に1度更新されていた。この方式がイングランド・ウェールズ・北アイルランドのCACDPに採用されることになった。

(5) CACDPの試験

イギリスにおける認定制度は、時代により違いがある。1983年にできた最初のCACDPの試験では、ステージⅠ、Ⅱ、Ⅲに分けられていた。ステージⅢに合格した121名中112名は以前の古い認定制度（DWEB）の合格者で、全くの新しく合格した人は9人だった。ステージⅢの手話通訳者だけが手話通訳者登録ができた。

なお、この試験はろう者も受験ができた。セントラル・ランカシャー大学のクラーク・デンマーク氏は実際にステージⅢに合格した。最初はろう者が試験を受けることに驚かれたが、健聴者と一緒に手話通訳を学んだ。試験では、聞き取り通訳の代わりに、文章を読んで手話表現した。また、ろう者の手話表現を文章化するなどして対応がなされた。ろう者であっても字の読めないろう者に通訳をしたり、健聴の手話通訳者が通訳できない難解な通訳を橋渡したり、ろう者が手話で話をしたことを文字にしたりして通訳をする実態もある。

大学での教育については、RNID（Royal National Institute for Deaf People 王立全国

聴覚障害者協会、現 Action on Hearing Loss(2011年に改名)による推進の下、イギリスの認定制度と異なる方法がとられた。

1992年から新しい指導方法が採用され、レベルⅠ、Ⅱ、Ⅲという認定方法ではなく、「登録有資格通訳者」(registered qualified interpreters (RQI))、「登録見習い通訳者」(registered trainee interpreters (RTI)、StageⅢ、という新しい分類方法に変わった。ただし、ステージⅢは以前と同じである。

1993年になると新しく手話通訳等事業所(Agency)が設立された。それまでは、ろう者が手話通訳を必要な場合は、デフ・クラブに依頼をしていたが、それが変わり、1993年からは、各地の手話通訳等事業所に依頼し、公式の派遣システムができた。

それがまた発展し、1994年になると全ての手話通訳者の名前や住所、働ける時間などの情報が整理され、登録簿(CACDP Directory)が作られた。それまでのレベルⅠ、Ⅱ、Ⅲによる登録制度の際は、5年ごとの更新が義務付けられていた。しかし、ステージⅢは資格が永久となった。そして、この制度に登録する手話通訳者は、新しく2つに分類され、手話通訳報酬に差が設けられた。その2つの分類とは、BSLレベル3と4である。「登録有資格通訳者」(RQI)は政府職業認定資格であるNVQ4レベルとされた⁹⁸。

2002年に登録制度について協議を行うために、CACDPの専門委員会が設置され、その結果、2004年認定制度の方針(Licensing Policy & Career Structure)が作られた。職業としての手話通訳の確立を目的に「独立登録委員会」(Independent Registration Panel(IRP))が設置され、手話通訳者協会(Association of Sign Language Interpreters: ASLI)による「継続的な専門職発展プログラム」(Continuing Professional Development program)や「指導者向け研修プログラム」(Mentor Training program)が確立された。イギリスで手話通訳を行う場合は、2, 3年の学習期間を要し、さらに職業に就いた後も年に3回程度の研修を受けなければならないという義務ができた。

CACDPの「独立登録委員会」(Independent Registration Panel(IRP))は、2002年4月より、BSL/英語手話通訳者について登録を開始した。なお、「見習い」(Trainee)通訳者は、ベテランの手話通訳者に指導者として同行してもらって通訳を学ぶことになる。

- ① 準見習い BSL/英語通訳者 (Junior Trainee BSL/English Interpreter)
- ② 見習い BSL/英語通訳者 (Trainee BSL/English Interpreter)
- ③ BSL/英語通訳者登録メンバー (Member of the Register of BSL/English Interpreter)

⁹⁸ NVQとは、「全国職業資格」(National Vocational Qualification)の略であり、1986年に導入された政府による各職種ごとの職務能力を評価判定する職業能力認証制度である。なお、2010年度以降はNQFという認証制度に変更になっている。参考) 谷口雄治(2010)「英国のNVQからQCFへの経過と背景について」『職業能力開発研究』(職業能力開発総合大学校能力開発研究センター)第28号、pp.1-14。

③の BSL/英語通訳者登録メンバーは、手話通訳の専門職資格としては最高の資格となっている。この登録メンバーとなるには、BSL/英語通訳に関する、セントラル・ランカシャー大学の大学院卒業資格、リーズ大学の修士課程修了、リーズ大学の大学院卒業資格、レベル6 NVQ Diploma の資格取得が求められる⁹⁹。

①と②の準見習いおよび見習い通訳者については、ブリストル大学、ウォルバーハンプトン大学、ダーラム大学、セントラル・ランカシャー大学、リーズ大学、ベルファースト生涯・高等教育研究所、City Lit（ミドルエセックス大学）のプログラムを修了することで登録できる。

なお、CACDPは2009年1月に「ろう者・盲ろう者コミュニケーション専門職全国登録機関」（National Registers of Communication Professionals working with Deaf and Deaf-blind People: NRCPD）となった¹⁰⁰。

⁹⁹ この説明については、「全国キャリアサービス」（British Careers Service）の「イギリス手話通訳」（British Sign Language Interpreter）の解説を参照。

<https://nationalcareersservice.direct.gov.uk/advice/planning/jobprofiles/Pages/britishtsignlanguageinterpreter.aspx>

¹⁰⁰ 2006年8月に、口話通訳（lipspeaker）、速記記者（speech to text reporters）、盲ろう者通訳の登録を管理する「ACE/盲ろう者登録委員会」（ACE/Deafblind Registration Panel）が設立された。2008年には電子または手動のノートテイクの登録も追加された。この団体と IRP が 2009年1月に統合されてできたのが、NRCPD である。出典）NRCPD ウェブサイトを参照。

<http://www.nrcpd.org.uk/page.php?content=6>

3. 現在の手話通訳派遣のしくみ

3.1 手話通訳に関する制度

イギリスでは、日本でいうような手話通訳者派遣制度のような手話通訳に関する公式の仕組みはないようである。基本的には、病院や学校等の機関が手話通訳者を手配する。これで90%ぐらいの通訳はカバーされるという。しかし、あと10%ぐらいは機関で対応できない場合もあり、その時は、聴覚障害者が各制度から支給される手当や給付金から支払うことになるという¹⁰¹。個人で手話通訳者を依頼する場合には、手話通訳者のいる団体か、フリーランスで手話通訳をしている手話通訳者個人に利用を申し込んで利用する。ただし、①就労場面については、「就労へのアクセス支援事業」(Access to Work : ATW)、②高等教育場面については、障害学生手当(Disabled Student's Allowance : DSA)、③生活場面では、個人自立給付(Personal Independence Payment : PIP(旧・障害者生活手当 : DLA))を利用して公的資金によって支払うことができる。

なかでも就労へのアクセス支援事業が重要な施策であるので、そこから見ておきたい。

(1) 就労へのアクセス支援事業(ATW)¹⁰²

聴覚障害者への職業上の必要な支援は、雇用年金省(Department of Work and Pension : DWP)の障害者就労支援施策の一つである「就労へのアクセス支援」(Access To Work (ATW))が重要である。ATWにより、その障害者の置かれた状況を評価(ニーズ判定・アセスメント)した上で、必要だと判断された支援策については全て政府から補助される。これは雇用主側の負担も不要である。

具体的には、ATWは以下のような支援に利用できる。

- ・ 障害者が利用する設備・備品の購入・設置
例) 弱視者がコンピューターのソフト文字を拡大する場合の機器
- ・ サポートワーカーやジョブコーチ
例) 障害者が車いすを押す人を雇う、ガイドを雇う
ジョブコーチがろう者の読み書きを指導する
- ・ 公共交通機関が使えない場合の交通費
例) 肢体不自由による移動困難者が通勤のためかかる費用

¹⁰¹ セントラル・ランカシャー大学の「学術支援コーディネーター」(Academic Support Co-ordinator)のシメオン・ハート氏(Mr. Simeon Hart)の講義(2012年11月13日)を参照。

¹⁰² 就労へのアクセス支援事業(ATW)の概要については、先の注で紹介したシメオン・ハート氏の講義および、雇用年金省(DWP)のウェブサイト等を参照。
<http://www.dwp.gov.uk/supplying-dwp/what-we-buy/access-to-work/>
<https://www.gov.uk/access-to-work/overview>

・同僚への障害者に関する研修費

例) 会社に障害者が雇用される場合、会社スタッフの障害理解のための研修

・就職面接でのコミュニケーション支援

ろう者は職場で手話通訳等が必要な場合、自分で「就労へのアクセス支援事業」(ATW)を管轄している事務所である(就労支援センターに福祉機能を追加した)「ジョブセンター・プラス」(Jobcentre Plus)の「ATW 運営サポート課 (Access to Work Operational Support Unit)」に行く。そして申込書に記入の上、ATW の面接を受ける。その結果、一週間に何日、何時間 ATW の支援が必要なのかが判断される。上限はあるが、上限を超えない範囲は、その範囲で自分で必要なサービスを利用することができる。

ATW で活動する手話通訳については、フリーランスの手話通訳者に依頼することもあれば、ろう者が直接雇用する場合もある。日本のように手話通訳者が手話通訳派遣事業を行っている自治体またはその委託団体に1ヶ所に登録されている訳ではない。例えば、自分で手話通訳者を選択し、雇用した場合、その手話通訳者から請求された費用を ATW に請求し、ATW から手話通訳者に費用が支払われることになっている。この制度の良い面は、自分の好きな手話通訳者、つまり、自分の癖を把握した通訳者や、職場に毎回新しい通訳者が来るのではなく、一から説明する必要のない慣れた通訳者を選べることにある。

聴覚障害者は、事務支援や会議、カンファレンスのつなぎ役として、手話通訳者や、または(手話通訳等の専門的な訓練や資格のない)コミュニケーション・サポート・ワーカー (Communication Support Worker: CSW) を利用することができる。ただし、実際には、手話通訳者よりコミュニケーション・サポート・ワーカー (CSW) の方が安価なため、CSW に対応しているケースも多いようである。政府は、CSW のことを「手話通訳者」という言い方をしていないが、実情は手話通訳者として活動している状態である。

具体的な利用については、例えば、仕事の研修会を開催する場合、舞台上の手話通訳費用は主催者が持つが、参加するろう者が、休憩などの時間で他の人と話すために手話通訳を頼みたい場合は、ろう者本人が「就労へのアクセス支援事業」(ATW)を利用する。また、主催者で手話通訳を配置できない場合には、ろう者が ATW を使えるように行政と交渉するケースもある。その結果、ATW の支給対象となる場合と、ならない場合もある。手話通訳の必要を行政がどのように理解するかにかかっている。

テレビ電話(インターネット通信含む)を利用した手話通訳サービスである「サインビデオ」(SignVideo)の費用も ATW で支給される。例えば、以下のような活用がなされている。①英語がうまく書けないろう者が、テレビ電話で書きたい内容をオペレーターに伝え、その内容をオペレーターが文章化する。②ろう者が会合に出る場合、サインビデオを通して会合の内容を手話で伝え、ろう者が発言する際は、オペレーターが英語に通訳をする。③遠隔通訳も可能で、誰かと電話をしたい場合は、連絡ができる。

サインビデオは、比較的短時間の依頼内容の者が対象となり、費用は実質的にかかっ

た時間により計算される。手話通訳者の派遣を依頼する場合は、最低3時間分の費用がかかることになっている（例えば、手話通訳時間が30分であっても、3時間分の費用がかかる）。そのため、政府は、費用が安いサインビデオの活用を望んでいるが、サインビデオによる情報保障は、短時間のものに限定されている。このようなこともあり、サインビデオの会社が立ち上がった際、手話通訳者の仕事がなくなるのではないかと懸念の声が出たが、コミュニケーション支援における役割が異なるため、実際の手話通訳派遣が減ることはなかった。

以上のように、ATWは障害者の職場支援のために設けられた制度である。多くの雇用主は、障害者を雇用するコストが高いと誤解をしている。ATWを使えば会社の費用負担がないことなどを説明し、障害者就労についての理解を進める必要がある。

ATWについては、2009年度に全体で3万7290人の利用者がいたが、2011年度には3万750人にまで減った。ここまで利用者数が減少した理由は、政権交代のためATWの支出抑制がなされたこと、不況のために解雇された障害者が多くでたことによると考えられる。障害者が働けるよう雇用対策の充実が求められている。

(2) 障害学生手当 (DSA) ¹⁰³

障害・精神的問題、慢性疾患、失読症等の特別な学習障害などを持つ、イングランドに住む高等教育（大学の学部・大学院）の学生に対して、障害学生手当（Disabled Student's Allowance : DSA）が給付される。この手当は、所得調査はなく、個別のニーズに基づいて給付されるものであり、貸付ではないので返済の必要もない。「一般手当」（General Allowance）の給付は、上限が年1724ポンド（フルタイム学生の場合）となっている。専門的な設備などが必要な場合は、「専門的対応手当」（Specialist Equipment Allowance）として上限5161ポンド（全コース）が支給される。ただし、これも「就労へのアクセス支援事業」（ATW）と同じように、「ニーズ・アセスメント」が行われて、手当額が決定され、多くの場合はこの上限額以下になる。学生の場合は、この障害学生手当を利用して、手話通訳を利用することになる。

(3) 個人自立給付 (PIP) ¹⁰⁴

個人自立給付（Personal Independence Payment : PIP）は、2013年4月8日より障害者生活手当（Disability living allowance : DLA）に置き換って実施されている、16歳から64歳までの障害または慢性疾患を抱えている人に対して、障害や慢性疾患により追加的な費用がかかっていることに対して金銭給付をする制度である。個人自立給付は2部構成（日常生活（Daily Living Component）と移動（Mobility Component））になっ

¹⁰³ イギリス政府の施策情報サイトを参照した。

<https://www.gov.uk/disabled-students-allowances-dsas>

¹⁰⁴ イギリス政府の施策情報サイトを参照した。 <https://www.gov.uk/pip>

第三章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

ており、また、ニーズ・アセスメントに基づいて2つのレベル（標準（Standard）と高度（Enhanced））になっており、全部で4つの給付がある。

日常生活部分については、標準が週 53 ポンド、高度が週 79.15 ポンドになっている。移動部分については、標準が週 21 ポンド、高度が週 55.25 ポンドとなっている。ただし、4週毎にまとめて支給されるので、上記の数字に4倍した金額が支給されることになる。この日常生活部分の「コミュニケーション」の困難を理由として、ニーズ・アセスメントに基づいて必要と判断された場合は、聴覚障害者にも個人自立給付が支給される。これによって、日常生活でコミュニケーション支援が必要な場合には、この給付を利用して手話通訳等を利用することができるようになる。

3.2 手話通訳者

手話通訳者については、日本の経済産業省にあたる「ビジネス・イノベーション・技能省」（Department for Business, Innovation and Skills : BIS）の「全国キャリアサービス」（The National Careers Service）がさまざまな職業の詳しい紹介をしており、それを参考に見ておこう¹⁰⁵。

手話通訳者（British sign language interpreter）は、聴覚障害者や健聴者がお互いにコミュニケーションをとることを支援する者である。時間や収入は、活動時間や、経験、雇用主、場所等によって、異なる。目安として、年間の収入はフルタイムで2万ポンドから3万5千ポンドである。フリーランスの場合、1時間当たり20ポンドから30ポンドの収入を得る。その他、他の支出や準備にかかった時間、その他の合理的なコストを請求することがある。

有資格・登録された手話通訳者になるためには、「全国ろう・盲ろう者のためのコミュニケーション専門職登録団体」（NRCPD）に登録する必要がある。この登録をするためには、①大学・大学院で該当するコースを修了すること、または、②通訳についての6レベル NVQ Diploma を修了し、BSL（イギリス手話）の認定を得ることである。

NVQ とは、「全国職業資格」（National Vocational Qualifications）の略語であり、それまでの多数ある資格付与団体が職業資格について審査・認定を行ってきたことに対して、資格の全国的な統一基準を設けるために創設されたものである。レベル1の単純作業からレベル5の専門性が大学院レベルまで求められるものまでほとんどの職種でその仕事の水準や認定基準が設定されている¹⁰⁶。

¹⁰⁵ 全国キャリアサービスの職業紹介「イギリス手話通訳者」を参照

<https://nationalcareersservice.direct.gov.uk/advice/planning/jobprofiles/Pages/britishsignlanguageinterpreter.aspx>

¹⁰⁶ この制度については、小山善彦（2010）『イギリスの資格履歴制度』が詳しい。概要については、厚生労働省（2013）『2011～2012年 海外情勢報告』の「第3章 欧州地域

具体的に、手話通訳の資格付与・登録団体である NRCPD によれば、手話通訳で 6 レベル NVQ Diploma を取得するには、以下の表 1 の科目から必要な学習時間をクリアしたうえで合計 5 つの単位を取得しなければならない。これらの単位を修得するために、各地の大学や「ろう者センター」(Centres for the Deaf) で学習をしなければならない。

表 1 6 レベル NVQ Diploma の必修 4 単位と選択必修 2 単位の内容

科目条件	科目名	講義時間	自習時間等	合計時間
必修	手話通訳者としての仕事の準備	130	70	200
必修	専門職の手話通訳者としての 1 方向の通訳	200	100	300
必修	専門職の手話通訳者としての 2 方向の通訳	200	100	300
必修	手話通訳者としての有効性の発展	160	80	240
選択	書類の視覚的な翻訳による手話通訳の支援	160	80	240
選択	他の手話通訳者との協働	160	80	240

出典) Signature “Level 6 NVQ Diploma in Sign Language Interpreting”,
<http://www.signature.org.uk/signlanguageinterpreting>

2012 年 9 月現在、イングランドとウェールズで完全資格の登録手話通訳者は 749 人いる。この 749 人の内、セントラル・ランカシャー大学で学んだ手話通訳者は、396 人に及ぶという。準見習い手話通訳者は多すぎて何人いるか分からない(2012 年 8 月までのデータについては表 2 を参照)。

表 2 コミュニケーション専門職の登録者数、2011 年 7 月 31 日～2012 年 7 月 31 日

	2011 年 7 月 31 日	2012 年 7 月 31 日
登録手話通訳者 Registered Sign Language Interpreter	656	737
見習い手話通訳者 Trainee Sign Language Interpreters	N/A	135
見習い通訳者 Trainee Interpreters	107	43
準見習い通訳者 Junior Trainee Interpreters	151	59
登録手話翻訳者 Registered Sign Language Translators	N/A	1
登録口話通訳者 Registered Lipspeakers	35	42
登録速記記述者 Registered Speech to Text Reporters	23	24

にみる厚生労働施策の概要と最近の動向」の「英国」の節を参照。

第三章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

レベル3登録PCノートテーカー Registered Level 3 Electronic Notetakers	5	7
レベル2 手書きノートテーカー Level 2 Manual Notetakers	12	11
レベル2 PCノートテーカー Level 2 Electronic Notetakers	8	5
盲ろう者登録通訳者 Registered Interpreters for Deafblind People	16	18
合計 Total	1,013	1,082

出典) NRCPD(31 August 2012)“NRCPD Update, Summer 2012”,

http://www.nrcpd.org.uk/news.php?news_id=45

先に述べたように、手話通訳を利用したい人は、病院や学校、企業等が手話通訳を手配するように依頼することになるが、それができない場合は、先に述べたように、「就労へのアクセス支援事業」(ATW)等の公的制度を利用して、手話通訳を利用することになる。

具体的に手話通訳者を探すためには、「全国ろう・盲ろう者のためのコミュニケーション専門職登録団体」(NRCPD)のホームページで、個々人の手話通訳者を検索して探すことができる¹⁰⁷。手話通訳者の個々人の経歴や資格条件などを見て選択することができる。多くの人は電話番号とメールアドレスを掲載している。手話通訳者の中には、個人で営業するためのホームページを作成している人もいる。

また、手話通訳者等を派遣している団体もある。その代表的な団体のなかには1841年設立の王立聴覚障害者協会(Royal Association for Deaf People: RAD)がある。RADは、法律相談や若者支援サービスなどの聴覚障害者支援の一環として、通訳支援をしている¹⁰⁸。具体的には、イギリス手話通訳、ろう通訳(Deaf Interpreter: 文字を手話通訳すること等)、口話通訳、速記記述者(Speech to Text Reporters)、ノートテイク、盲ろう者通訳の支援をしている。RADの通訳事務所には、管理者、マネジャー、コーディネーター4人がおり、エセックス、ロンドン、ケントの3つのエリアをカバーしている。各エリア担当の手話通訳者がいるが、利用者の選択にかなう手話通訳者がいない場合は、フリーランスの手話通訳者を派遣する。RADは有資格の手話通訳者のみを派遣することとしており、手話通訳の利用料は2時間までは130ポンドであり、3時間以上になると1時間につき47ポンドが追加される。手話通訳以外の通訳活動については、RADの外部のフリーランスの通訳者を派遣することになっており、利用料金も個別交渉となっている。なお、交通費等の追加的なコスト、また、朝8時前や夕方6時以降、休日等については別途追加的な支払が求められる。なお、これらの利用料金の支払いで「就労へのアクセス支援事業」(ATW)等の公的制度が利用される。

¹⁰⁷ <http://www.nrcpd.org.uk/>

¹⁰⁸ 詳しくは、RADのInterpreting Home Pageを参照

http://royaldeaf.org.uk/Interpreting/Interpreting_Home_Page_/5

3.3 ビデオリレーサービス：サインビデオ SignVideo の事例

(1) ビデオリレーサービスとサインビデオ

① ビデオリレーサービスとは

リレーサービスについては、ビデオリレーサービス会社の「サインビデオ」(SignVideo)がある¹⁰⁹。電話による通訳活動・電話リレーサービスではなく、テレビ電話を利用した通訳活動・ビデオリレーサービス (Video Relay Service) を行っている。ビデオリレーサービスは、手話通訳者のオペレーターがテレビ電話を使って聴覚障害者の代わりに電話をするリレーサービスである。イギリスにはサインビデオの他にも、スコットランドのグラスゴーにある「サインヘルス」(Sign Health) という団体もある¹¹⁰。

② サインビデオの設立の経緯

サインビデオは 2004 年に設立された。ろう者に必要なサービスの一つとしてビデオリレーサービスが求められていることがわかった。つまり、ビデオリレーサービスを使えばろう者の生活の質が上がることがわかった。最初の年は、小さなチームを作り、アメリカやスウェーデンなどの状況を調査、検討をした。ロンドン市行政と相談しながら、イノベーション資金を得るための取り組みをした。イギリス政府から起業するための設立資金として最大で 50 万ポンド (2004 年レート 1 ポンド 190 円として約 9500 万円) の補助金が得られる制度があり、最終的には多くの申請した企業の中から 6 企業が選ばれた。サインビデオは、50 万ポンド中 10 万ポンド (約 1900 万円) はロンドン市行政に渡し、残り 40 万ポンド (約 7600 万円) でサインビデオの会社を起こした。

まずは、手話通訳者の養成を行った。最初の一年間は、支出が多く、収益が出るようになったのは、18 カ月 (1 年半) が経過していた。その時選ばれた 6 企業から、現在も継続しているのはサインビデオも含めて 2 社だけとなっている。2 年後にも、経営が継続・維持できていたので、ブレア首相から賞を頂いた。

(2) サインビデオの具体的な活動内容

① サインビデオのサービス内容

サインビデオでは、より具体的には、次の 4 つの支援を行っている。

① ビデオリレーサービス (Video Relay Service) :

聴覚障害者はイギリス手話で電話のやり取りができる。

¹⁰⁹ 詳しくは、2012 年 11 月 15 日のサインビデオのジェフ・マックワイン所長およびその職員へのインタビュー、サインビデオの WEB サイトを参照。

<http://www.signvideo.co.uk>

¹¹⁰ 詳しくは、サインヘルスの WEB サイトを参照。 <http://www.signhealth.org.uk/>

第Ⅲ章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

② ビデオ遠隔通訳 (Video Remote Interpreting) :

緊急時または短時間の打ち合わせのためにイギリス手話にアクセスする。

③ 英語／イギリス手話の翻訳 (English/BSL Translation) :

書かれた英語からイギリス手話への、または逆の、翻訳

④ ボイス・キャリー・オーバー (Voice Carry-Over) :

自分で声を出して話すことができる聴覚障害者が返事をイギリス手話で受け取ることができる。

② デオリレーサーサービスの機器

これらのサービスを利用するために、サインビデオでは専用のテレビ電話装置を利用している (写真①)。1つは、「SVP5000 - 10" screen videophone - SBN-TECH (スクリーン電話)」であり、韓国のエスピーエヌテック (SBNTECH) で製造している¹¹¹。もう1つは「GXV3175-7" screen videophone with phone handset (受話器付きのスクリーンビデオ電話) で



あり、グランドストリーム (GrandsStream) (本社：北アメリカ、中国深圳で作成している)¹¹²。サインビデオの機器の購入費用は、1台 499 ポンド (1 ポンド 140 円＝約 7 万円) だが、「就労へのアクセス支援事業」(ATW) などの助成によって購入することができる。

ただし、インターネット環境があれば、どのような機器を使うかは、利用者によって選択を任せている。パソコンや携帯電話、モバイル機器によりビデオリレーサービスを利用することもできる。サインビデオ専用のテレビ電話装置は、電話が来た時に上部が点滅するので着信が分かりやすいので、家などで使いやすい。最近では、iPad や iPhone でサービスが利用できるようになった。

営業時間は、午前 8 時から午後 6 時まで。週末にもサービスが必要だという声を受けて営業をしたこともあったが、意外と利用者が少なかったため、今では平日に限って活動している。

③ サインビデオの費用負担

ビデオリレーサービスの利用について、それを利用する聴覚障害者だけの負担にさせては、利用が進まない。そのため、このサービスを誰がどのように費用負担を負うのかが大きな問題となる。イギリスの文字リレーサービスは、電話通信会社が負担している。ヨーロッパでは、スウェーデンやフランス、ベルギー、ドイツがすでにビデオリレーサービス

¹¹¹ www.sbn-tech.com

¹¹² <http://www.grandstream.com/products/ip-video-telephony/gxv3175/>

を行っている。ドイツでは、ドイツテレコム（DTT）の通信会社がビデオリレーサービスの費用を支払っているが、他の国では政府が払っている。

EU は自由市場なので、もしどこかの国で電話会社が負担すれば良いと決めるようなことがあれば、他の EU 加盟国がそれに追随する危険がある。

イギリスでは、ビデオリレーサービスについての費用負担について、しっかりとイギリス政府が対応するというにはなっていない。ただし、「就労へのアクセス支援事業」（ATW）などの障害者制度を利用することによって、対応することができる。

たとえば、就労へのアクセス支援事業（ATW）を通して、就労場面で手話通訳を利用すると、サインビデオを使って、①健聴者と電話をすることができる、②電話会議をすることができる、③同僚やマネジャー、顧客と打ち合わせをすることができる、④いつもの手話通訳者が休みのときにバックアップすることができる、⑤書かれた英語からイギリス手話へ、またはその逆への翻訳をすることができる、⑥話すことができる聴覚障害者が音声を使って話をし、その返事を手話でおこなう「ボイス・キャリア・オーバー」を利用することができる。

ただし、聴覚障害者が、自分で職業上このようなサービスが必要であることを行政のニーズ・アセスメントの担当官に説明できるかどうかは重要な課題である。それがきちんと説明できない人は、支援の必要性を理解されずサービスが利用できない。

なお、ATW 以外にも、障害学生手当（DSA）や個人自立給付（PIP）を活用して、サインビデオを利用することができる。たとえば、重複障害のため手紙が読めない人から、手紙を読んでほしいとの依頼が入れば、手紙の内容を手話にして伝え、ろう者が手話をした内容を文字化して返事の手紙を書くこともある。このような生活に関するものは、個人自立給付（PIP）を活用することもできる。

2003 年コミュニケーション法で、通信コミュニケーションの保障は健聴者だけでなく聴覚障害者等を含めた全ての人の情報保障をすると規定した。

(3) サインビデオの利用者

サインビデオの 1 ヶ月平均利用者数は約 1200 人である。ただし、夫婦やろう学校などが利用者の場合は、利用者が複数いても 1 人分とカウントするので、延べ利用者はもっと増える。ただし、イギリスには約 1 万 7000 人のイギリス手話（BSL）ユーザーがいるとされており、それを踏まえると利用者数はかなり少ない。その理由は、行政の公的資金を利用してサインビデオを利用するには、面接を受けて、ニーズ・アセスメントを受けなければならないため、手続きが煩雑であることが要因と考えられている。ビデオリレーサービスがコミュニケーション法の改正できちんと位置づけられれば、もっと利用できるようになると考えられる。

利用者では、40 歳以上の利用者が多い。当初は若い聴覚障害者の利用が多いと想定していたが、予想以上に利用者の年齢層は高かった。難聴の利用者も少しはいる。難聴者の場

第Ⅲ章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

合は、口話を読み取る時に音声と通訳者の声が重なって、伝わりにくくなるので、手話とは別の工夫が必要となる。

利用者のサービスへの不満等に関しては、苦情処理制度で対応している。手話の中継とはいえ、時にチェックが必要になる場合もある。イギリスでも地域によって手話が異なる。手話通訳者のオペレーターが確認したつもりでも通じていない場合があり、1年に1、2回程の苦情がある。ビデオリレーサービスをするにしても、地方の独自の手話表現や高齢者の手話は確認がとりにくいことが多い。

(4) サインビデオの手話通訳者

① 手話通訳者

サインビデオの手話通訳オペレーターの資格は、手話通訳者の登録機関である「ろう者・盲ろう者コミュニケーション専門職全国登録機関」(NRCPD)の登録が必要になる。これは聞こえない人の専門コミュニケーション支援を行うプロの全国登録システムで、ここに登録することは、専門職としての手話通訳資格があると理解される。登録すると専門性を示すバッジがもらえる。NRCPDのホームページを見ると手話通訳者が登録されているかどうかを確認することができる。NRCPDでは、手話通訳者等が技術不足の場合は再研修を行い、最悪の場合登録を抹消される。

② 顔の見える利用者との関係

ビデオサインでは、ビデオリレーサービスは地域の手話通訳と同様と考えている。手話通訳者は機械の中のロボットではない。アメリカと同じような問題に陥らないか注意しなければならない。アメリカはコールセンターに繋ぐまで誰が担当者として手話通訳者が出てくるのか分からない。アメリカでは、大きなコールセンターに多くの通訳者がいるが、その結果、コールセンターに手話通訳者が取られ、日常的な手話通訳を担う人がいなくなったという。

ビデオサインでは、初めに手話通訳者の名前を提示し、手話通訳者の顔が見える形で実施している。また、手話通訳は広域ではなく、より小さい地域を担当し、地域の様子が分かるようにしている。また、大都市では利用が込み合うことがあるので、その場合は、近くのコールセンターに転送するなどして依頼をして連携をとっている。また、利用者から、男性の手話通訳者を希望する話があれば、男性の手話通訳者を探すなど、できるだけ利用者の要望に合わせて対応している。

③ 健康対策

サインビデオでは、手話通訳者の健康にも配慮している。手話通訳のコールセンターの業務を1週間に2日以上担うのはストレスになるので避けるようにしている。週の半分はサインビデオ、半分は地域の手話通訳を担うようにするなど調整をしている。ただ今後新しい法律(コミュニケーション法)ができて、ビデオリレーサービスの有用性が認められるようになると多忙になって、そのような配慮や調整がむずかしくなるかもしれないが、

手話通訳者の健康を守るためには、バランスが重要だと考えている。手話通訳者の健康に関しては、チームで対応しなければならない。特にメンタルが面が重要となる。新人は、ベテラン（メンター）を横につけて仕事をさせ、何か問題等があれば援助できるよう対応するなど工夫している。

④ 手話通訳者の研修

手話通訳職員全員に研修をしている。ビデオリレーサービスの通訳は、パートタイムとフリーランスのスタッフで対応している。特に、機器の故障やハプニング、先方が電話を拒否した場合の対応などについても研修を行っている。研修後は、手話通訳者同士互いに会う機会が少ないので、一緒に飲みに行く機会を作ってコミュニケーションをとっている。手話通訳職員は手話通訳者として働くだけでなく、イベント企画等他の業務も担っている。

⑤ 文字リレーサービス¹¹³

多くの仕事は電話を使うので、ろう者にとっては大きなハンデとなることが多い。これに対して、ブリティッシュテレコム会社（BT）は、文字リレー（TextRelay）サービスを行っているが、他の電話会社では行われていない。文字リレーサービスとは、聴覚障害者が先方に伝えたい内容を文字入力でタイプしてオペレーターに連絡し、そのオペレーターが話してその内容を伝えるというものである。先方からの回答は、オペレーターが聴覚障害者に対してタイプして伝達するという仕組みになっている。この機械は、アメリカなどでも使われている「TTY」を利用している。

なお、多くの業種では、連絡はメールでもよいとしているが、一般的ではない。ただ、多くのろう者は、オンライン上のスカイプ（Skype）やウーバー（OoVoo）、iPhone の FaceTime などにより手話で会話をしている人も多いという。

¹¹³ 文字リレーサービスについては、2012年11月13日の英国ろう協会（BDA）におけるインタビューによる。

4. テレビへの字幕・手話通訳¹¹⁴

4.1 テレビ放送への運動の経緯

1979年、テレビは3つのチャンネル（イギリス国営放送のBBC1、BBC2およびITV）しかなかった。「英国ろう協会」（British Deaf Association: BDA）の理事としてオースティン氏・リーブス氏（Mr. Austin Reeves）は、ろう者のための番組を作りたいと考え、英国ろう協会（BDA）で議論を重ねて、いくつかの提案をまとめた。同じ頃、運動系ろう団体である「全国ろう者連合（National Union of the Deaf: NUD）」もテレビの字幕・手話通訳に関する運動を行っていた。1979年頃、NUDはBBCで放送されていた「サイン オブ ライフ」（Sings of Life「生活の手話」）という手話で行われる番組の中で、色々な訴えをしていた。その後、BDAとNUDの運動は統合され、オースティン氏も含めて4名が中心となって運動を展開し、「ろう者の放送運動」（Deaf Broadcasting Campaign: DBC）の結成を決めた。DBCは他の団体からは独立した組織であったが、DBCは「英国ろう協会」（BDA）（手話通訳の推進）、「全国聴覚障害児協会」（National Deaf Children's Society: NDCS）（聴覚障害児の保護者組織）、「イギリス聴覚障害者協会」（British Association for the Hard of Hearing (BAHOH))、最大組織の「アクション オン ヒアリングロス」（Action on Hearing Loss、旧「王立ろう者協会」（Royal National Institute for Deaf People: RIND）などの大きな聴覚障害者関係団体より支援を受けた。

この運動は、①より多くの番組に字幕をつけること、②ろう者のために手話を付けた番組を毎週放送することを目的とした。この運動の結果、『聞くことを見る』（See Hear）という番組を制作し、全ての放送に関する運動目標を「TVへのアクセス」（Access to TV）であることを決めた。この運動は、ろう者だけを対象としたものではなく、TVへのアクセスに障害のある人全てを対象とした。テレビもアクセスできないのでは意味が無い。



¹¹⁴ テレビへの字幕・手話通訳に関する運動については、元英国ろう協会議長（the former chair of the BDA）および、ろう者のための番組制作の運動リーダー（Key campaigner for the Deaf Broadcasting Corporation）（BSL）のオースティン・リーブス氏（Mr. Austin Reeves）の講義（2012年11月13日）を参照にした。

4.2 1990 年放送法の成立：字幕・手話放送の明記

「TV へのアクセス」運動をする中で、「実は、私の祖母も聞こえないのでテレビを見ることができない」など、非常に多くの人々がテレビにアクセスできていないということを知ることになった。オースティン・リーブス氏は、最初は何も分からなかったが、とにかく実態を学びたいと思い、多くの聴覚障害者等と会って話をした。その中で、テレビに関わる法律の改正の動きがあることが分かり、この機会を利用することにした。

政府は、テレビ局に対して、市民と会合を開き、意見を吸い上げるよう指導していた。当然、市民の中にはろう者・聴覚障害者も含まれていた。運動団体が国会へのロビー活動をした結果、国会議員と知り合いになり、要望書を議員に提出することになった。要望書は、与党だけでなく全ての政党に提出した。そして、1990 年の「放送法」(Broadcasting Law) にろう者への情報保障についても明記された。1990 年に施行された放送法で、初めて字幕に関する条文が入った。当時は、字幕のみで手話通訳は義務付けられていなかった。放送法が適用された当時はチャンネル 3 と 5 だけで、BBC やチャンネル 4 には適用されなかった。デジタル放送に関する委員会が立ち上がることを知り、新たな運動を始めた。

4.3 2003 年放送法の成立：字幕 100%の目標

先の放送法の運動時は政党に要望書を渡しただけだったが、次のデジタル放送の委員会の時は 300 人の議員全員に要望書を提出した。その際、6 人の有力な役人にも会い、運動の趣旨を説明した。イギリスでは関係する委員会が設置され、討議を行われた後、法案が成立する。国会議員の果たす役割は非常に大きい。そのため、国会議員へのロビー活動の結果、自分たちが要望していた内容よりも更に良い法案が提出されることになった。つまり、2003 年放送法において、全てのチャンネルで「字幕」と「手話」、視覚障害者のための「音声解説」の具体的な数値目標が年度を追って達成できるように明記された。たとえば、BBC One BBC Two の目標は表 3 のようであった。また、主要 TV 局の達成率については表 4 のようであった。現在は、主要なテレビ局では 100%近く字幕がついている。ただし、それに比べて手話のある番組はかなり少ない状況である。

表 3 BBC (BBC One、BBC Two) の字幕放送等の目標値の推移

	字幕	手話	音声解説
2005	90	3	6
2006	95	4	8
2007	97	4	8
2008	100	5	10

第三章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

出典) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2011) 『国内外における字幕放送等に関する調査研究報告書』 p.146

表 4 主要番組の字幕、手話、音声解説の達成率 2012 年

	字幕		手話		音声解説	
	目標値	達成率	目標値	達成率	目標値	達成率
BBC1	100.0%	99.9%	5.0%	5.2%	10.0%	15.5%
BBC2	100.0%	99.9%	5.0%	5.5%	10.0%	15.3%
BBC3	100.0%	100.0%	5.0%	5.4%	10.0%	21.0%
BBC4	100.0%	99.9%	5.0%	5.7%	10.0%	25.3%
ITV 1	90.0%	96.9%	5.0%	5.9%	10.0%	18.7%
Channel 4	90.0%	100.0%	5.0%	5.3%	10.0%	26.1%
Channel 5	80.0%	90.4%	5.0%	9.1%	10.0%	11.6%

出典) Ofcom (2013) *Television Access Services: Full Year Report 2012*,

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/market-data-research/market-data/tv-sector-data/tv-access-services-reports/2012-report>

4.4 手話による番組

1980年に始まった『聞くことを見る』(See Hear)の番組は、現在も続いている。手話のある番組は、その他に、チャンネル2で毎週放送される『BSLゾーン』(BSL Zone)という番組がある。『聞くことを見る』は全ての聴覚障害者を対象とした番組であるが、BSLゾーンは主にBSL(英国手話)利用者を対象としている。

現在の運動的な課題は、字幕の質が良くないことや、放送局は手話通訳よりも字幕をつけることが多いことである。

4.5 「TVへのアクセス」運動の教訓

オースティン・リーブス氏によれば、「TVへのアクセス」運動の目標は1つか2つに絞り、分かりやすいものを設定し、知らない人が見ても分かるようにすることが、運動が成功する秘訣である。また、多数を占める健聴者が不満や抵抗を感じるようでは上手くいかない。できるだけ多くのろう団体の協力を得ることである。DBC(ろう者の放送運動)は独立した運動団体であるため、どの団体からも支援が受けられたことがよかった。運動を展開する方法は色々あるが、攻撃的ではなく、合理的なやりの方が良いということであった。

5. 聴覚障害者運動と情報・コミュニケーション保障

5.1 イギリスのろう運動の概要

イギリスの聴覚障害者運動も熱心に展開されている¹¹⁵。イギリスは、地域的には、イングランドとウェールズ、スコットランド、北アイルランドのことをいうが、北アイルランドには、3つのろう団体とろう児に特化したろう児協会がある。スコットランドは、7つの団体がある（西スコットランドのデフコネクション、東スコットランドのデフアクション、SCOD スコットランドろう審議会など）。ウェールズにも団体がいくつかあるが、イングランドには、最も多くの団体がある。イギリスの国民はほとんどイングランドに居住しているため、聴覚障害者に関わる団体数も多くなる。東欧諸国では、1つの国に1つの聴覚障害者団体しかない国が多い。1つの国に聴覚障害者団体が一つであれば、その団体は大きな力を持つことができるが、イギリスでは聴覚障害者団体の数も多い。そのため、運動が一つにまとまりにくいという問題もある。たとえば、イギリスで公的資金を要望する場合は、様々な団体と競合することとなる。ただ、聴覚障害者自身が代表となっている団体は5団体程度しかない。

聴覚障害者関係団体の包括的組織として、「イギリスろう審議会」（UK Council on Deafness）がある。73の下部組織、14の連携団体が登録している。しかし、それぞれの団体の使命（ミッション）が異なるために、連携して行動する場合には、それぞれの団体が妥協を強いられることも多い。

なかでも英国ろう協会（BDA）は他の障害者団体からも支援を得ている。それに比べて、ろう審議会は加盟団体の考えがいろいろ異なるので、内容によって一致団結は難しい。BDAは目的が明確なので、運動がぶれることはない。イギリスには、「聴覚障害者の」団体“Of Deaf”、「ろう者のための」団体“For Deaf”がある。BDAは、聴覚障害者のための団体（For Deaf）ではなく、ろう者自身が集まった聴覚障害者の組織（Of Deaf）である。これは他の団体と性格が異なる。実は以前にはBDAが手話通訳者を派遣していたが、通訳者の不満をBDAに言うような矛盾が起こるので派遣は中止した。ろう者と同じ目線に立てるよう、派遣は別団体に依頼し、ろう者から通訳者の不満が出された場合は、一緒に派遣先にクレームを出すなど、一致した運動を目指している。世界ろう連盟（WFD）は一か国一つの団体が代表することになり、イギリスの代表としてはBDAが選出されている。世界ろう連盟（WFD）の活動をするためには、他の団体にも意見を求め、意見を集約するようにしている。

そこで以下、BDAなど、イギリスの代表的な聴覚障害者運動を担う3つの団体について紹介したい。

¹¹⁵ 2012年11月13日の英国ろう協会（BDA）のヒアリングによる。

5.2 英国ろう協会（British Deaf Association: BDA）¹¹⁶

(1) 英国ろう協会の概要

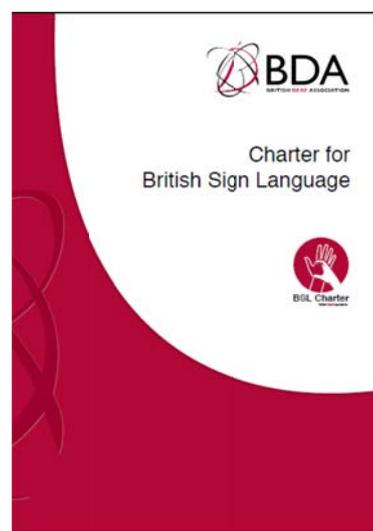
英国ろう協会（British Deaf Association : BDA）は、1890年に設立された。BDAはろう者のエンパワーメントを目的に、さまざまな機会をとらえて運動をしてきた団体である。イギリス各地に地域のろう協会がある。BDAの目標は、ろう者が社会のあらゆる場面にインクルージョン（包摂）され、様々な決定を主体的に行うことである。BDAは、平等、自由、多様性の尊重とイギリス手話（BSL）を保護し、促進する役割を担っている。BDAが重要と考えるのは、文化的なアイデンティティと主要言語である手話が認められることである。BDAは、司法権や市民権等、全ての権利が他の人々と平等であることやネットワークの構築も重要であると考えている。

特に、ろう児のバイリンガル、バイカルチュラルの教育を推進している。子どもたちのために、手話の習得とろう文化の習得も目指している。そのためには、手話と英語の読み書きの習得が必要だと考えている。自然言語である手話の習得、次に読み書きになるが、多くのろう児は健聴者の親から生まれるため、第一言語である手話の獲得が遅れ、そのため、読み書きの習得が遅れるという状況がある。第一言語習得が遅れたため学力をつけるには、多くの時間と費用が必要になる。BDAは音声使用者を否定するものではないが、自然獲得言語で教育を受けられる環境整備が必要だと考えている。

(2) イギリス手話（BSL）憲章（BSL Charter）

イギリス手話（BSL）は利用者が多くいるのもかわらず、それまで言語として認められていなかったが、BSL マーチという大きなデモ行動を行い、ついに2003年に言語として公式に政府によって認知された。しかし、法的な拘束力が無かった。現在は、BSLの法的認知を目指して取り組んでいる。

イギリスは、2009年に国連の障害者権利条約（UNCRPD）が批准し、2010年には平等法（Equality Act 2010）により、具体的に国内法でも



¹¹⁶ 2012年11月13日のセントラル・ランカシャー大学における英国ろう協会（BDA）支部のジェームス・マックリーン氏（Mr. James Mclean）の講義、11月14日のBDA本部の事務局長（Chief Executive）のデビッド・バクストン氏（Mr. David Buxton）、政策・運動担当（Policy & Campaign）のポール・レッドファーレン氏（Mr. Paul Redfern）、議長（Chair）および世界ろうあ連盟（WFD）理事でもあるテリー・ライリー博士（Dr Terry Riley）のインタビューによる。また、BDAのウェブサイト参照。
<http://www.bda.org.uk/>

保障された。しかし、BDA の求めていることがこの平等法で保障されていれば良いが、現在の平等法には BDA の求めるものが全て反映されていない。そのため、BDA の要求していることを「BSL 憲章」(Charter for British Sign Language) としてまとめ、この憲章を各自治体で実施するように運動で求めている¹¹⁷。この憲章の大きな柱は次の5つである。

① ろう者の情報及びサービスのアクセス権の確保

Ensure access for Deaf people to information and services

行政は、聴覚障害や BSL についての啓発やろう者の言語的バリアを解消する。資格を有し、登録された手話通訳者を利用する。手話を使用するろう者にとって使いやすい情報や建物にする。

② BSL の習得と質の高い指導の促進

Promote learning and high quality teaching of BSL

より多くの人々が BSL を学ぶために、BSL のコースを増やす。有資格の BSL 講師を雇い、ろうコミュニティやろう文化に取り組む。

③ ろう児と家族のサポート Support Deaf Children and families

地方自治体はろう児と家族をサポートし、子どもは手話と英語のバイリンガル・バイカルチャーを学ぶ機会を保障し、家族が BSL を学ぶ環境を整え、家族間で BSL 会話ができるようにする。

④ ろう者と共に働くスタッフも BSL によりうまく会話ができること

Ensures staff working with Deaf people can communicate effectively in BSL

公共サービスや公的機関で働く職員が手話をできることが重要である。手話のできる職員を採用する。職員が手話を学ぶ機会を保障する。また、ろう者を職員として採用する。

⑤ 定期的に必ずろう者集団と相談をし、彼らの意見が十分反映されること

Consult with our local Deaf community on a regular basis

ろう者は自分たちに関係するサービスに影響を与える権利を持つ。行政は、ろうコミュニティと相談をし、ろう者やその代表者の完全参加を支援する。

この憲章を地方自治体が実施することによって、①自治体の行政サービスをよりアクセスでき、②市民対応が大きく改善し、③ろう者がサービスを人に頼らなくてもアクセスでき、④コミュニケーションの有効に機能し、⑤ろう者はサービスが改善することによってエンパワーメントされ、地域社会にろう者が貢献できるようになるという。

ブリストル市 (Bristol City Council) は、BSL 憲章の5つの要望を全て実現している¹¹⁸。

¹¹⁷ BSL 憲章については、下記よりダウンロード可能である (2013年6月現在)。
<http://www.bda.org.uk/Reports>

¹¹⁸ ブリストル市の BSL 憲章についての啓発については、次の URL を参照。
<http://www.bristol.gov.uk/page/british-sign-language-bsl-equality>

第三章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

様々なろう者に関係する課題をフィードバックしている。BSL 憲章が認知されているのは、片手で数えられるほどしかない。ブリストル、デボン、カーディフ、ロンドンのルイシヤム等。現在は、更に BSL 憲章を改良して、地域で認知されるよう取り組んでいる。国レベルでは BSL の重要性が認識されてきたが、具体的には、ローカルな問題が大きい。また、イギリス行政の地方分権が進んでいる。イングランドとウェールズ、スコットランドとそれぞれ違いがあるので、地方の実情に合わせて、運動を展開していく必要がある。BSL 憲章を採択した地方行政に共通する特徴は、コスト意識と行政担当者の理解があることである。行政側の意見も聞きながら、BSL 憲章の採択に取り組んでいるが、採択に至る経過は様々である。

ろう者本人が能力を発揮することができれば、その結果を社会に還元することができる。イギリスでは、平等法の下、「平等担当官」(Equality officer) が配置され、全ての人の平等を保障している。イギリスの人権委員会の委員長も全面的に BSL 憲章の支持を表明している。こうして市民サービスについて、様々な情報にアクセスできない現状を改善したい。

5.3 アクション・オン・ヒアリングロス (Action on Hearing Loss : AHL) ¹¹⁹

英国で聴覚障害者を代表する最大の慈善団体（非営利団体）である「王立全国聴覚障害者協会」(Royal National Institute for the Deaf: RNID) は 1911 年に設立された歴史ある団体である。2008 年に名称変更して、アクション・オン・ヒアリングロス (AHL) となった。AHL は 1000 人以上の職員、1092 人のボランティア、2 万人以上の会員を有している¹²⁰。

AHL は、地域の中で様々な活動を行っている。特に、中途失聴者で補聴器に慣れていない人たちに対しての支援や重度の聴覚障害と他の障害を併せ持つ人のための施設運営を行っている。また、生体医療の研究協力として、ろう者・難聴者の障害の治癒、または耳鳴りの対策に取り組んでいる研究者に資金援助をして、研究開発を促進している。そして、政治的、政策的な啓発運動として、政策キャンペーンを行い、政府に提言書を提出するな

<http://www.bristol.gov.uk/sites/default/files/assets/documents/Bristol%20BSL%20Charter.pdf>

¹¹⁹ 2012 年 11 月 14 日のアクション・オン・ヒアリングロス (AHL) の「調査・政策・政府連携担当責任者」(Director of Research, Policy & Government Relations) であるロジャー・ウィクス氏 (Mr. Roger Wicks)、「社会調査・政策担当者」(Social Research and Policy Officer) であるローラ・マシュー氏 (Ms. Laura Matthews)、平等法制定時に当事者として参画したマライヤ・デビッドソン氏 (Ms. Marije Davidson) へのインタビューおよび AHL の WEB サイト:<http://www.actiononhearingloss.org.uk/> を参照。

¹²⁰ <http://www.actiononhearingloss.org.uk/about-us/who-we-are.aspx>

どの活動をしている。またそのための政策リサーチも行っている。政府だけでなく、一般市民や企業に対しての啓発活動も行っている。

5.4 王立聴覚障害者協会 (Royal Association for Deaf People (RAD))¹²¹

王立聴覚障害者協会 (RAD) は 1841 年にロンドンのろう学校の卒業生が集まって、ろう者への職業訓練などを提供して就職問題に取り組むことを目的として設立された。1873 年にビクトリア女王から御下賜金を得て、王家のサポートをえたことがある¹²²。RAD の使命は「アクセス・サービスを提供することによって、聴覚障害者の平等を促進する」(We promote equality for Deaf people through the provision of accessible services) ことである。

では、具体的には次の 6 つのサービスをしている。第一に、聴覚障害者のニーズを満たすための、アドバイス、アドボカシー (権利擁護)、雇用サービスのサービスを提供することである。第二に、家族に聴覚障害者のいるすべての家族への、情報提供、ボランティア活動、社会活動などの子ども、青少年、家族サービスである。第三に、医療や社会サービスの情報提供や、RAD の提供する社会サービスである。第四に、質の高い、専門的な通訳である。イギリス手話通訳・英語通訳、聴覚障害者による通訳、読唇、ノートテイク、速記記述者 (Speech to Text Reporters)、盲ろう通訳などを通して通訳活動をしている。第五に、聴覚障害者法律センター (Deaf Law Centre) である。

聴覚障害者法律センターの活動については、①雇用、福祉給付、借金、住宅、差別、売買、引越し、遺言、離婚、起業、聴覚障害者ビジネス・聴覚障害者団体へのアドバイスや情報提供をする法律支援、②聴覚障害者に法的な権利の情報提供やアドバイスをしたり、聴覚障害への理解を進めること、③運動やロビー活動、聴覚障害者のための法的支援をするアドボカシー、④ろうコミュニティやその他の人や団体との協働、⑤聴覚障害者の権利を保障するために専門家にアドバイスすることが挙げられる。

聴覚障害者法律センターには、所長と副所長、事務弁護士、手話通訳者が 4 名、研修生がいる。聴覚障害者の事務弁護士 (ソリシター (Solicitor)) が所長を含めて 2 名いる。この二人で労働や家庭関係などの裁判を扱っている。事務弁護士は裁判で使用される資料作

¹²¹ 2012 年 11 月 15 日の王立聴覚障害者協会の法律センターにおける副所長のジェフ・ブラタン=ウィルソン氏 (Mr. Jeff Brattan-Wilson)、事務弁護士のマイルズ=ニスベット氏 (Myles Nesbitt)、手話通訳者のシェリー・デイ氏 (Ms. Cherry Day) へのインタビューおよび RAD および RAD 法律センターのウェブサイト <http://www.royaldeaf.org.uk/>、<http://www.radlegalservices.org.uk/> を参照

¹²² 団体名の「Royal」という意味は、御下賜金をえたという意味のようである。日本では、「済生会」や「同胞援護会」、「母子愛育会」の「恩賜財団」にあたる組織だといえる。

第Ⅲ章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

成を主に担当している。支援が必要なケースの場合は、法廷に出向くこともある。刑事事件は扱っていないが、聴覚障害者が警察に捕まるとセンターに連絡が入り、対応もする。

聴覚障害者が仕事をしたいという話がある時には、職探しやアドバイス、相談業務、ソーシャル・ケア（相談援助）なども行っている。高齢や知的障害がある聴覚障害者への援助も行っている。外出ができない場合には、外出援助を行い、生活費の管理ができない人には、金銭管理サポートなども行っている。

生活費が無くなってしまったろう者に対して、どのように対処をしたらよいのかをアドバイスをすることもある。例えば、水道代とクレジットカード、電気代の請求書が届いた場合、何から支払わなければならないかなどの相談にのることがある。「水道代を先に払わなければ水が止まり生きていけない」と思いがちだが、水道代は支払わなくてもイギリスでは水道を止めることはできないことになっている。特に、電気の優先順位は高いので、電気代を優先的に払った方がよいなどとアドバイスをしている。

離婚調停などでは、子どもの親権等も含めて依頼者の希望を聞きながら対応する。遺言書を書くことが難しい人には、遺言書の書き方の援助も行っている。自己決定をすることが困難な人の代理（成年後見）をすることもある。

6. 平等法と障害者の差別禁止

6.1 平等法の背景¹²³

最初に述べたように、イギリスでは、1944年の障害者（雇用）法で、障害者の割当雇用制度が設けられたが、達成率が1993年で19%と低かった。アメリカの障害者差別禁止法（ADA）にも影響を受けて、1995年に障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act: DDA）が成立し、雇用保障のみならず、教育やその他のさまざまな領域での障害を理由とした差別を禁止する包括的な法律である。

その後、欧州共同体（EC）の指令を履行することや、障害者以外の分野の差別禁止法や解釈、対応などに差異があった。そこで、さまざまな差別禁止法を統合して、差別禁止の枠組みを調整し、平等を促進するために2010年に平等法が制定された。

6.2 平等法の内容

2010年平等法は、年齢、障害、婚姻、人種、宗教・信条、性別、性転換、性的志向を理由とする差別を禁止する包括的な差別禁止法である。この平等法によって、各差別に共通する差別概念や差別禁止の仕組みが導入された。ただし、障害者差別についての独自の規定も設けられている。

この平等法のなかで、障害者は次のように規定されている。「身体的又は精神的な機能障害を有する者であり、この機能障害によって通常の日常生活を行う能力に、実質的かつ長時間にわたり悪影響を受けている者（平等法6条1項、2項）。過去に障害を有している者も含む（同条4項）。」イギリスでは障害者手帳制度はなく、平等法に規定された障害者にあたるかどうかは、審判所で判断をすることになっている。

平等法において、障害者差別等にあたりとされる行為は次の点である。①障害を理由とした「直接差別」、②視覚障害者にも他の人と同様に採用時に筆記試験を課すなどの「間接的差別」、③障害により病気休暇を取ったら、病気休暇を理由に解雇されるなどの「障害に起因する差別」、④手の不自由な人に筆記試験で筆記補助者等を用意しないなどの「調整義務の不履行を理由とする差別」、⑤障害を理由に障害者の尊厳や品位を傷つけたりするなどの「ハラスメント」、⑥障害者差別があったと訴えたりしたことに対する「報復的取扱い」、⑦差別行為や違法行為を行う者を助けるよう指示することである。

これらの差別に取り組むために、バリアフリーなどの物質的な調整義務、支援者や支援のための機器を提供するなどの補助的な支援の提供による調整義務などを行政や民間事業

¹²³ 障害者差別禁止法および平等法については、長谷川聡（2012）「イギリス」障害者職業総合センター編『欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題』独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、長谷川聡（2011）「イギリスの障害者差別禁止法制」内閣府『障害者差別禁止部会』（第2回資料、2011年1月31日）を参照にした。

者などが負うことになる。なお、雇用場面については、調整措置をする際の財政的支援として、「就労へのアクセス支援事業」(Access To Work)がある。

差別救済のための機関として、第一に、「助言斡旋仲裁局」(Advisory Conciliation and Arbitration Service)があり、紛争の発生・本格化を予防し、良好な労使関係を構築することを目的としている。第二に、「平等人権委員会」(Equality and Human Right Commission)があり、これまでの障害権利委員会や性差別機会均等委員会、人種平等委員会等を解散・統合して、これらの機能強化を図り、平等法の遵守状況について調査・質問・勧告を行う権限や、平等法の具体化のための行為準則を制定する権限がある。第三に、裁判所・審判所であり、裁判を通して補償金の支払いや勧告により救済をする。

6.3 聴覚障害者の権利保障と課題

聴覚障害者団体の平等法に対する評価を伺うと、平等法によって改善された点、課題として残っている点がある。以下、各聴覚障害者団体のインタビュー調査を下に確認しておきたい。まず、平等法によって障害者差別禁止の改善された2点をみておきたい。

(1) 平等法による改善点

① 監視機関の設置や複合的差別問題への対応

以前の障害者差別禁止法 (DDA) は、1995年に制定されたが、監視機関がなかったり、雇用主責任があいまいであったり、障害者の定義が医学的な問題があることとされたり、障害者自身に周知されていないなど、その効力が弱く不十分な面が多かった。これらの点では、平等人権委員会の監視機関が設置されたこと、差別禁止のみならず、差別の先の「平等」という概念が法定されたこと、障害者の定義が社会生活をいとなむことができるかが障害の判断の材料となるなど前進している。特に、その他の差別問題と統合的に実施されるので、たとえば、移民で女性の障害者等への複合的な差別の問題について対処しやすくなった (RAD および AHL より)。

② 合理的調整のとり方

就労場面では企業等は「就労へのアクセス支援事業」(ATW)が使えるので、企業負担は重くはない。地域のスポーツクラブでも会員から手話通訳の要望があれば、原則としては断ることはできない。手話通訳料が高くて支払うことができない場合は、その代わりに何ができるのかを考えなければならない。例えば、通常1対10で対応している部分を、障害者については、1対1で対応するなどの工夫を行う。障害者の合理的調整にきちんと対応できていなければ、どこも評判が悪くなるので、裁判が望まれているわけではない。ほとんどの障害者差別の苦情は、裁判に至らず、和解金で済まされている。裁判は最終的な手段であると考えられている (RAD より)。

(2) 平等法の課題

次に、平等法に関する障害者差別禁止についての問題や課題は、次の4つが挙げられる。

① 合理的調整の責任のあいまいさ

ろうの親が学校の先生と話をするような時に手話通訳が必要だが、そのことが学校に分かってもらえないことがある。また、ろう者がアパートに住む場合、(パトライトのような)必要設備機器の準備は行政が行うべきだが、それが出来ないケースも多い。平等法の問題は、合理的調整の範囲と言えるかどうかの判断があいまいになっているところにある。合理的調整の解釈の違いで対応に大きな差が出てくる。刑事法は判断が白黒はっきりするが、平等法はさまざまな要因を踏まえて判断するので、その解釈によって違いがでてくる (RAD より)。

② 多様な差別の中で薄まる障害者差別問題

(BDA や RAD、AHL でも共通して指摘されていたが) 人種差別、宗教差別や性差別などの対象の多い差別問題のなかで障害者問題が埋没してしまっているという問題がある。以前の障害者差別禁止法では、障害者が多数参加した委員会で検討がなされたが、現在の平等人権委員会は、女性代表、宗教の代表、人種の代表などと一緒に差別の検証などの検討を行っており、障害者問題がごく少数の問題となっしまい、障害者差別禁止の意味合いが薄まっていることである。

③ 差別に取り組む社会的背景

2008 年秋のリーマンショックなどによる経済の低迷や、障害者の権利を重視してきた労働党から、経済成長を重視する保守党への政権交代などによって、平等法への対応が弱まり、平等は「権利」から「企業負担」になっていると思われるようである。企業に対しては、障害者雇用を進めること、障害者の顧客ニーズを汲み取ることが、企業利益につながることを訴えて行く必要がある。また、一般の市民へも周知が十分ではなく、一般市民の啓発活動が重要である (AHL より)。

④ 法律を生かすための取り組み

法律があるだけでは効果は無い。平等法は、ろう者や難聴者にとってアクセシビリティが保障される法律になっていることは間違いない。この法律を有効に活用し、障害者の権利を守るように働きかけていくことが重要である。たとえば、手話通訳を依頼することは、コストとしては高いサービスだが、手話通訳を利用するという合理的調整を求め、病院が手話通訳を依頼しないことを裁判に訴えたが、その結果、病院がその費用を支払うべきという判決がでている (AHL より)。

7. 考察・提言

これまでイギリスのコミュニケーション保障の取り組みを見てきたが、イギリス的な特徴と合わせて、日本の聴覚障害者のコミュニケーション保障、さらには日本の障害者施策にとって大きな気づき、教訓となるところがいくつか引き出せよう。そこで、ここではそれを6点にまとめて指摘しておきたい。

7.1 障害の認定基準の緩和

イギリスで何らかの形で聴覚障害のある人の人数は約 1000 万人にもおよぶ。イギリスの人口が 6180 万人（2009 年）であるので、聴覚障害者数は6人に一人の割合（約 17%）となる。

一方、日本の内閣府の『平成 24 年版 障害者白書』によれば、日本の聴覚障害者数は、36 万人と推計されている¹²⁴。人口比にして約 0.3%でしかない。日本の人口がイギリスの約 2 倍であることを考えると、日本の聴覚障害者数は極めて少ないと言わざるをえない。

障害者制度の研究者である勝又幸子氏によれば、国により障害の定義や範囲は大きく異なっている。主要国の 20～64 歳人口に占める障害者の割合を見てみると、スウェーデン 20.5%、デンマーク 18.5%、イギリス 18.2%、ドイツ 18.0%、ノルウェー 17.0%、カナダ・フランス 16.0%、アメリカ 10.5%等であり、OECD 平均で 14.0%になっているが、日本は 4.4%でしかない。日本の聴覚障害の認定でみると、身体障害者福祉法では、聴覚障害は両耳の聴力が 70 デシベルでやっと身体障害者手帳 6 級となる。イギリスでは障害者手帳というものがなく、聴力検査のみならず、様々な生活上の問題を考慮して、必要な支援やサービスが提供される「ニーズ・アセスメント」型の障害認定の仕組みとなっている¹²⁵。

このように考えてみると、日本では、聴覚障害の範囲が極めて制約的・限定的になっている。その結果、障害者の問題は一部の人の問題であり、たとえ（諸外国でいう）軽度の「障害」があったとしても、日本人の多くの人には「障害」とは関係のないこととして捉えられているように思われる。また、医学的な検査だけで障害認定が行われる日本に対して、実際に生活上にどのような問題が生じているかを確認しながら行われるイギリスの障害認定は現実的な支援に結びやすいと言える。障害の医学モデルから社会モデルへの転換の必要性は以前から叫ばれていることであるが、現在も依然として医学モデルで実施している日本と、社会モデルに発展してきているイギリスとの違いを感じさせられる。

ここから次の2点が日本の課題として指摘できるだろう。

¹²⁴ 厚生労働省『平成 18 年 身体障害児・者実態調査』

¹²⁵ 勝又幸子（2008：141-2）を参照。

- ①障害概念を医療モデルから社会モデルに移行し、実際の生活上の問題に適切に対応できるような障害認定の在り方等を検討すべきである。
- ②20 デシベルや 40 デシベル等の軽度難聴や中度難聴の者でも、生活上の支障をきたしている場合には適切な支援の結び付けられるよう、70 デシベル以上という高度難聴の者に限定された聴覚障害の認定基準を緩和すべきである。

7.2 あらゆる場面での適切なコミュニケーション保障：就労へのアクセス支援（ATW）等

日本では通常コミュニケーション保障としてはほとんどコミュニケーション保障を行っていないような分野や場面でも、イギリスでは様々な制度を通してコミュニケーション保障が行われている。特に、イギリスのコミュニケーション保障の中でも重要な制度が 1994 年に創設された「就労へのアクセス支援」（Access to Work (ATW)）である。これは障害者の状況に合わせて就労に関する設備やサポート等に給付を行うものであり、例えば、聴覚障害者には手話通訳料やサインビデオの設備備品購入等のための支出をしてくれる。

表 1 によれば、2009 年度に 3 万 7290 人の障害者が利用していたが、2011 年度は 3 万 750 人まで減少した。しかしそれでも 2011 年度には、3 万人の障害者が ATW を利用している。表 2 により、聴覚障害の利用者は 3880 人であった。表 3 は具体的に利用された ATW の設備・支援である。ATW では、障害者個々人の就労時におけるニーズをアセスメントして、それぞれの障害者にどのような支援がどのくらい必要かを判定して、支給する。

表 5 年度別の ATW 利用者数の推移、2007 年度－2011 年度（単位：人）

年度	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12
利用者数	27,710	32,140	37,290	35,830	30,750

出典) Department for Work and Pensions, *Access to Work: Official Statistics, October 2012*.

表 6 主たる医学的条件別にみた ATW の支援を受けた人数（単位：人）

主たる医学的条件 Primary Medical Condition	人
不明 Missing/Unknown	0
腕または手 Arms or hands	700
Legs or feet 足	1,400
背中または首 Back or neck	1,500
胃・肝臓・腎臓・消化 Stomach, liver, kidney or digestion	60
心臓・血液・血圧・血液循環 Heart, blood, blood pressure or circulation	170
胸・呼吸 Chest or breathing	90
肌の状況・深刻な変形 Skin conditions and severe disfigurement	10
聞くことの困難 Difficulty in hearing	3,880
見ることの困難 Difficulty in seeing	3,750
話すことの困難 Difficulty in speaking	40
学習障害 Learning disability	1,220

第三章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

進行性の病気 Progressive illness	1,360
失読症 Dyslexia	1,890
てんかん Epilepsy	800
糖尿病 Diabetes	110
精神病 Mental health condition	500
脳性まひ Cerebral Palsy	350
二分脊椎 Spina Bifida	70
その他 Other	2,500
合計 Total	20,400

出典) Department for Work and Pensions, *Access to Work: Official Statistics*, October 2012.

表7 ATW による支援の種類

支援の種類	件数
設備の調整 Adaptation to Premises	0
車の調整 Adaptation to Vehicles	50
面接時のコミュニケーション・サポート Communication Support at Interview	80
多様な支援 Miscellaneous	10
コスト分担を伴う多様な支援 Miscellaneous with Cost Share	0
職場内の移動 Travel in Work	930
特別な支援と設備 Special Aids and Equipment	760
サポートワーカー Support Worker	9,440
職場への移動 Travel to Work	9,640
ATW アセスメント AtW Assessment	1,970
合計 Total	22,880

出典) Department for Work and Pensions, *Access to Work: Official Statistics*, October 2012.

重要なことは、日本では労働場面における聴覚障害者のための公的なコミュニケーション保障は、ほとんど実施されていないが、イギリスでは ATW を通じて、会議や研修会、日常の業務の中でのコミュニケーション保障が実施されていることである。日本の労働場面でのコミュニケーション保障は、ハローワークに設置される「手話協力員制度」や、障害者雇用納付金制度に基づく企業への助成金の一つである「手話通訳担当者の委嘱助成金」（上限：1回6000円、年間28万8000円、10年間）があるが、きわめて利用が制約されている。結局のところ、労働場面での聴覚障害者のためのコミュニケーション保障は、企業等の雇用主の理解や支出に依存せざるを得ない状況である。就労支援の重要性が指摘されながら、実質的に効果的な支援がほとんど行われていないのである。

イギリスでは、雇用主は ATW を利用することで費用負担なしに障害者への「合理的調整」（日本でいう「合理的配慮」）を行うことが可能になっている。イギリスでは ATW によって聴覚障害者はコミュニケーション保障がなされ、健聴者との差別なく働くことができる体制が整っている。教育場面における「障害学生手当」(Disabled Students Allowance) や生活場面における「障害者生活手当」(Disabled Living Allowance) でも同様な役割を

果たしていると言える。以上のことから日本への教訓として次の点が挙げられる。

- ①聴覚障害者の就労を推進するためには、労働場面におけるコミュニケーション保障が実質的にできるイギリスの ATW のような支援策を早急に導入すべきである。
- ②労働場面以外にも、教育場面、司法場面その他様々な場面で、どの分野であってもコミュニケーション保障がなされるように、教育政策、司法政策等それぞれの分野で、聴覚障害者のコミュニケーション保障がなされるよう施策・制度を構築すべきである。

7.3 手話通訳者の養成・登録、利用のあり方

イギリスの手話通訳者の養成・登録、利用の仕方は、日本と大きく異なっている。手話通訳者の養成・登録については、イギリスではかなり高度化され、最も高いレベルの手話通訳者については、2012年10月からは、大学院レベルの教育が求められるようになっていく。日本では、大学等の高等教育機関では手話通訳者養成を行っているところは極めて限られている。しかしながら、障害者権利条約の批准のための障害者差別禁止の流れのなかで、TV や司法、選挙、医療、高等教育等の高度な手話通訳技術が求められる場面の手話通訳も増加するはずであり、またそうあるべきである。これらに対応するためには手話通訳者養成の高度化が不可欠であろう。

また、手話通訳の利用の仕方について、日本では自治体の手話通訳者の設置・派遣制度、手話通訳派遣事業所・機関を利用する。イギリスではフリーランスの手話通訳者もあり、WEB サイト等の情報により個別の手話通訳者を直接に依頼することが可能になっている。ただし、このような方法は、行政責任として手話通訳者の設置・派遣制度の下で手話通訳が利用されている日本の状況とは相いれない状況ではある。しかし、利用者が自分の望む手話通訳のできる力量を持った手話通訳者を利用したいという期待は大きいだろう。このようにして考えたとき、まずは利用者の希望と手話通訳者の能力等との適切なマッチングができるようにしていく環境を構築していくことが重要であるだろう。

以上のことを踏まえて、以下の2点が今後の課題として指摘できる。

- ①手話通訳者のレベルを引き上げていくために、高等教育機関での手話通訳養成を充実していくこと。
- ②聴覚障害者のニーズや手話通訳場面に適した手話通訳ができる手話通訳者をしっかりとコーディネート・マッチングできるシステムを設けること。また、このためには、各場面の専門領域に強い手話通訳者の養成などとも合わせて考えていくことが重要であろう。

7.4 ビデオリレーサービスの導入

イギリスでは電話回線やインターネットにより TV 電話を利用したビデオリレーサービスが広く利用されている。これにより、遠隔手話通訳、手紙等の文書の手話通訳、手話の文字化等の聴覚障害者のコミュニケーション保障が実施されている。日本でも一部の地域で同様の支援は行われているが、広まっている状況にはないようである。また、日本でこれを導入した場合に、自治体が手話通訳者の設置・派遣や養成をなおざりにして、ビデオリレーサービスに頼ってしまい、日本の手話通訳制度が崩壊するのではないかという危惧がある。アメリカでは、コールセンターの手話通訳者が増え、地域で聴覚障害者の身近に活躍する手話通訳者が減ってきていると言われている。

しかし、スウェーデンやフランス、ベルギー、ドイツ等の先進諸国でも、既に政府や電話会社の費用負担でビデオリレーサービスが利用できるようになってきている国もある。また、IT 産業の拡大の流れの中で、企業等によるビデオリレーサービスの産業化が進む可能性は極めて高い。おそらく、大事なことはビデオリレーサービスのメリットを最大にし、デメリットを最小にするような条件整備をすることであろう。

イギリスのサインビデオでは、ビデオリレーサービスは短時間の利用のみに限定すること、より小さい地域単位でセンターを設置し、実際の顔の見える対応をすること、健康管理のため1週間に2日以上ビデオリレー通訳をしないこと、その結果、ビデオリレーと地域の通訳を組み合わせること、利用者負担が出ないように ATW 等の様々な制度を利用した上での利用となっていることなどの条件整備を行っていた。

以上から、ビデオリレーサービスの導入のためには、次のような配慮が必要である。

○公的責任による聴覚障害者のコミュニケーション保障をする諸外国でのビデオリレーサービスの実態を踏まえて、どのような条件整備・ルール設定が必要なのかを明らかにするための調査研究を進めること。

7.5 障害者差別禁止法の成立と有効活用のために

イギリスでは、1995年に障害者差別禁止法が成立している。このなかで、障害者の直接的差別のみならず、いわゆる合理的配慮である「合理的調整」(Reasonable adjustment)が規定され、障害者に対する適切な設備を準備したり、支援をすることが求められるようになった。さらに2010年には、障害者のみならず、女性や人種等を含めた総合的な差別禁止法となる「平等法」に発展している。一方、日本は障害者権利条約の批准に向けて差別禁止法である「障害者差別解消法」が2013年6月に成立した段階である(イギリスよりも10年以上も遅い成立である)。特に、日本では民間事業者は差別禁止が努力義務になっているなど差別禁止の影響は抑制されており、課題も多い。イギリスでは、この障害者

差別禁止を実現するために、聴覚障害専門の法律相談センターも開設されている。「就労へのアクセス支援」(ATW)等積極的な就労支援策やコミュニケーション保障が日本よりも格段に進んでいる大きな要因の一つとして、障害者差別禁止に関する法律が重要であることは間違いない。

しかしながら、障害者差別禁止法から平等法への差別禁止の普遍化についての法改正および制度改正については、いくつかの障害者団体からは、批判的な意見も聞かれた。つまり、女性差別や人種差別等のより大きな差別問題に、障害者差別問題が埋没してしまうことである。日本はまだ差別禁止法自体が未成立であり、実施された経験もない状況であるので、イギリスのような危惧を得るのは相当先の話であろう。しかしながら、日本において障害者差別禁止法がうまく実質的に機能するための国民意識の醸成や法制度、救済機関等のあり方をしっかり考えていくことが重要である。そこでイギリスから学ぶことができることは次の2点である。

- ①障害者差別を実質的になくすのに有効な障害者差別禁止法を作りあげること
- ②差別禁止法では判例を積み重ねることが極めて重要なため、聴覚障害者が利用しやすい聴覚障害者法律相談センターを設置すること

7.6 聴覚障害者運動のあり方

イギリスの聴覚障害者運動は多数の様々な団体によって展開されている。例えば、BSLに関する運動は英国ろう協会(BDA)、最も大きな運動組織であるアクション・オン・ヒアリング・ロス(AOHL)などと別れている。そのために、イギリスの聴覚障害者に関する運動が、日本と比べて、分散している。イギリスといっても、元来、イングランド・ウェールズ・北アイルランドと、スコットランドで大きく2つに各種制度や運動組織も地域的にも分離しているようである¹²⁶。

このように考えたとき、運動の目標を1つか2つに絞りこむことが重要である¹²⁷。その理由は、第一にそれによって多様な団体が共通目的で結びつくことができるからである。多数の目標を設定すると合意が得られない可能性が高くなる。第二に、運動団体が聴覚障害者以外の一般市民や議員などにも働きかけ、多くの人々の理解が得られるようにする必要があるのである。多くの目標があると理解されにくい。例えば、イギリスでは「テレビへのアクセス」(Access to TV)などわかりやすい運動目標が掲げられていた。日本でも自明のことではあるが、イギリスの運動から学んだことは次の点である。

¹²⁶ ただし、そのために、意見や条件が異なる多様な人を、それぞれの団体で組織化でき、そのことによって、組織運動の広がりが出てくるのかもしれない。

¹²⁷ このことは、BDAやAOHLのインタビューではっきりと話されていた。

第Ⅲ章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題

- ①運動を強力に展開していくためには、運動団体がまとまっていくことが重要である
- ②一般市民に分かりやすい運動目標を1つに絞り込み、キャンペーンをはる。

以上、イギリスの運動・取り組みから学ぶこととして6点にまとめ、それぞれから学ぶべき点や教訓を整理してきた。これらの点を少しずつでも進展させていくことがこれからの運動的課題である。

また、これら以外にもイギリスから教師・反面教師として学ぶことはたくさんあるはずである。それらについては今後の調査研究に期待したい。

【主要参考文献】

- 植村英晴・柳田正明（2006）「イギリスの介護施策と障害者施策」『海外社会保障研究』国立社会保障人口問題研究所、154、pp.37-45, 2006
- 小川 喜道（2009）「障害者福祉－ダイレクト・ペイメントの行方」『海外社会保障研究』国立社会保障人口問題研究所、169、pp.83-94。
- 勝又幸子（2008）「国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ－国際比較研究と費用統計比較からの考察」『季刊社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所、44(2)。
- 田中耕一郎（2005）『障害者運動と価値形成－日英比較から』現代書館。
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2011）『国内外における字幕放送等に関する調査研究報告書』

【コラム】イギリスのデフ・スタティーズ

日本では手話通訳や手話、ろう文化など聴覚障害に関する研究は、医学的・工学的な分野を除いて、あまり展開していない。大学レベルで手話通訳コースを設けているのは、金城学院大学ぐらいである。

イギリスの聴覚障害に関する研究は古くから積極的に行われてきた。1970年代にブリストル大学（現・デフ・スタディ・センター）、エジンバラ大学モレーハウス教育学部（現・スコットランド感覚センター）で、イギリス手話（BSL）研究が始まった。1980年代には、ダラム大学、ウォルヴァーハンプトン大学などで研究が行われるようになり、手話学習者も増えた。セントラル・ランカシャー大学には1992年に手話通訳コースができた。また、その他、多くの大学の中に手話通訳学科（signing course）が設けられてきている。

このように、イギリスでは、大学レベルでも、聴覚障害に関する手話やろう文化等の研究、手話通訳者などの養成が積み重ねられている。

【コラム】地下鉄の情報提供装置

イギリスでは、補聴器を使っている難聴者のために、騒音があるところや大勢人が集まる公共施設や駅、空港などに「磁気ループ」が多く設置されている。磁気ループは、磁気誘導コイル付きの補聴器や人口内耳、専用受信機を使うことで、必要な情報や音声をはっきりと聞き取ることができるようにする設備である。日本では、ほとんど利用されていない。このような設備が設置されると、公共交通機関などで、事故やスケジュールの変更、災害時の対処の仕方などの情報提供ができるようになる。このようなループを設置するのも、聴覚障害者の情報提供支援策にとって大事なことである。

第Ⅲ章

イギリス：情報・コミュニケーション保障の現状と課題



【イギリスの駅に設置されていたループのサイン】

第Ⅳ章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳
—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

1. 韓国について

1.1 概要

(1) 国勢¹²⁸

- ①面積：約 10 万平方キロメートル（朝鮮半島全体の 45%、日本の約 4 分の 1）
- ②人口：約 5,000 万人（2012 年現在）
- ③首都：ソウル特別市
- ④民族：韓民族
- ⑤言語：韓国語
- ⑥宗教：宗教人口比率 53.1%
（うち仏教：42.9%、プロテスタント：34.5%、カトリック：20.6%、その他：2.0%）
社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。

(2) 政治体制

政体は、大統領を元首とする民主共和国である。大統領の任期は 5 年であり、国民の直接選挙で選出される。再選は不可。議会は 300 議席の一院制となっている。

(3) 国連障害者人権条約

2007 年 3 月 30 日署名、2008 年 12 月 11 日批准。

(4) 聴覚・視覚障害者の統計¹²⁹

- ・ 2011 年末基準
 - －聴覚障害者数：261,067 人
 - －視覚障害者数：251,258 人
- ・ 国立
 - －聾学校（学級）：1 校（33 学級）
 - －盲学校（学級）：1 校（39 学級）
- ・ 公立
 - －聾学校（学級）：3 校（50 学級）
 - －盲学校（学級）：2 校（41 学級）

¹²⁸ 出典：外務省のサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/>

¹²⁹ 出典：韓国保健福祉部作成資料

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

・私立

—聾学校（学級）：12校（245学級）

—盲学校（学級）：9校（178学級）

1.2 現代政治略史

1945年に第二次世界大戦が終了すると、朝鮮半島は植民地政策から解放されるが、まもなく米ソの冷戦の影響を受けて南北に分断された。1948年、南半単独の選挙によって初代大統領が選出され、大韓民国（以下、韓国と記す）政府が樹立した。しかし、初代大統領の李承晩（イ・スンマン）から12代大統領の全斗煥（チョンドゥファン）に至るまで、各政権は北の脅威に対抗しつつ成長を優先する政策を採用し、ほぼ独裁的ともいえる反民主的な軍事政治を布いた。この間に、「漢江（ハンガン）の奇跡」と呼ばれる高度経済成長期が続いた。1987年、大規模な民主化闘争6.25が発生し、大統領直接選挙が復活した。1989年のソウルオリンピックの成功を経て韓国経済が高揚すると、政治の民主化が徐々に進み、労働運動の自由化等、国民の権利意識は一層高まることになった。

1990年、第14代大統領に就任した金泳三（キム・ヨンサム）は、「情報化促進基本法」を制定し、財政的基盤となる情報化促進基金を設置して韓国の情報化事業を推進した。1994年に創設された情報通信部の施策によって、情報通信ネットワークの高速化やインターネット・PCの普及拡大が加速し、情報化社会の基盤の整備は急速に進んだ。

1997年7月、タイで突如始まったアジア通貨危機は韓国全体を襲い、経済は大打撃を受けて大手企業の破産が相次いだ。IMFの融資を受けるために、韓国はIMFの厳しい管理の下に入ることになった。同年12月の大統領選挙で、金大中（キム・デジュン）がそれまでの成長優先政策から排除されていた階層の支持を集めて当選した。1998年2月、金大中政権(1998～2002)が発足すると、北朝鮮への友好的外交政策を打ち出して、情報通信産業の奨励や産業の再編・集約による財閥間の大規模な事業交換政策を推進し経済改革を主導した。さらに急激な産業構造の転換による大量失業や貧困問題等の格差拡大を解消するため、社会保障制度の導入・拡充等の福祉政策にも注力した¹³⁰。その結果、サムスンやLG、現代自動車などの世界有数の大企業が再生され、韓国経済は急速に回復し、アジア通貨危機を脱することになった。金大中政権は、情報通信部を通して国民の情報化教育施策を推進するとともに、障害者、高齢者、農村・漁村、中小都市などの地域住民を対象にした情報化教育プログラムを実施し、情報化社会に対応するスキルの育成、情報通信技

¹³⁰ これらの政策は、金大中大統領のイニシャル（DJ）と Economics（経済）の nomics を合成して「DJノミクス」と呼ばれた。

術を活用した社会参加の機会の拡大を図った。

金大中の政策路線は、次代の盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権（2003～2007）に引き継がれて拡大した。盧武鉉政権は、保育、高齢者ケア、ワーキングプアのための自活サービスなどの多彩な社会サービス制度の拡充に重点を置き、ウェブサイトを通して情報公開を積極的に行った。これは、新しい社会サービスを拡充することでサービス供給者の労働市場を作り出し、雇用機会の構造を変革する狙いもあった。公的電話リレーサービスの試行サービスが始まったのも、この頃である。2007年3月6日、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が成立し、次代政権発足後の2008年4月11日より施行された。

2007年の大統領選挙で政権交代を果たした李明博（イ・ミョンバク）政権（2008～2012）は、「能動的な福祉」を掲げて福祉関係の予算拡充を抑制しつつ、国民と疎外階層の人権と権益保護のための法律構造の拡大を図った。2008年、放送と通信の融合を図り業務を推進するため、情報通信部を廃止し、一部の機能を放送委員会に統合して、放送通信委員会を設置した。

2013年2月25日、韓国史上初の女性大統領である朴 槿恵（パク・クネ）政権が誕生した。2013年3月22日、政府組織法の改正が成立し、未来創造科学省が新設された。韓国の情報通信や放送に関する政策は、今後、未来創造科学省が放送通信委員会とともに推進することになっている。

2. 障害者関連法令

2.1 障害者福祉法

韓国では、「障害者福祉法」が障害者の権利に関する基本法として位置付けられている。同法は、1981年制定の「心身障害者福祉法」を1989年12月30日に全面改定して成立した。

現在の「障害者福祉法」は、9つの章と全90条で構成されている。第22条で「情報へのアクセス」に関する条項を以下のように定めている（資料編：法令抜粋(1)参照）。

- ・ 障害者の情報アクセスと意思表示ができるように、電気通信・放送施設等を改善
- ・ 放送番組における手話、字幕、画面解説、字幕解説等の放映
- ・ 行事における、手話通訳、点字資料、点字出力・音声変換可能な資料の提供
- ・ 点字図書、音声図書の普及
- ・ 情報通信網、情報通信機器のアクセス・利用に必要なサポートやツールの開発・普及

2.2 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律

アジアで最初の障害者差別禁止に関する包括的な法律である。2008年に制定され、現在までに計7回の改訂を重ねている。うち2回が本文の変更を伴う改正であり、他の5回は、引用する他の法令の名称・内容や政府組織名が変更されたことによる改正である。

	制定日	施行日	
1	2007年4月10日	2008年4月11日	制定
	制定の理由	生活のあらゆる領域で、障害を理由にした差別を禁止し、障害が理由で差別された人の権益を効果的に救済することにより、障害者の完全な社会参加と平等の実現を通して、人間としての尊厳と価値を実現する。	
2	2008年3月21日	2008年4月11日	他法改正
	主な改正理由	「建築法」改正に伴う条項番号の変更。	
3	2009年5月22日	2009年8月23日	他法改正
	主な改正理由	「情報化促進基本法」が「国家情報化基本法」に統合されたことによる変更。	
4	2010年5月11日	2010年5月11日	一部改正
	主な改正理由	インターネットマルチメディア放送事業者も障害者に対	

		<p>する正当なサービスを提供するようになったこと、また、司法機関が刑事司法手続きに先立ってコミュニケーションや意思表示が困難かどうかを優先的にチェックする等により、障害者が不当な差別を受けないようにするなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完する。</p>	
5	2011年 3月 29日	2011年 9月 30日	他法改正
	主な改正理由	「公共機関の個人情報の保護に関する法律」が「個人情報保護法」に統合されたことによる変更。	
6	2011年 6月 7日	2011年 12月 8日	他法改正
	主な改正理由	「乳幼児保育法」改正による変更。	
7	2012年 10月 22日	2013年 4月 23日	一部改正
	主な改正理由	<p>司法機関は、事件の関係者に対しコミュニケーションや意思表示が困難な障害があるかを確認し、障害者が援助を申請する場合、これを拒否することができない。しかし、このような刑事司法手続きの援助が受けられることを知らない障害者の場合、関連法令で定める正当な便宜を受けられずに不利益を被る恐れがある。そこで、刑事司法手続きの援助を受けられることや受けられる援助の具体的な内容を通知することを義務付けすることにより、障害者が刑事司法手続きにおいて障害に起因する不利な処遇を受けることがないようにする。</p>	
8	2013年 3月 23日	2013年 3月 23日	他法改正
	主な改正理由	<p>政権交代にともなう政府改組により、「教育科学技術部」を「教育部」に、「放送通信委員会」を「未来創造科学部」に変更。</p>	

(1) 制定経緯

2001年に発生した障害当事者団体による法案制定運動を契機として、障害者差別禁止法制定の機運が高まった。2002年の大統領選挙にて盧武鉉（ノ・ムヒョン）を含む3人が障害者差別禁止法の制定を公約に掲げて立候補した。盧武鉉が当選して大統領に就任すると、社会的差別禁止法の制定が国家の課題に盛り込まれ、国家人権委員会及び保健福祉部が障害者差別禁止法制定の準備に着手した。2003年4月、「障害者差別禁止法制定推進連帯」（以下「障推連」）が発足し58の団体が参加した。2005年、民主労働党を通して障害者差別禁止法が国会に発議された。2006年8月から12月まで、障推連を含めて、国務調整室

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

や様々な政府の部署が参加する「障害者差別禁止法民官共同企画団」会議が7回にわたり開催され、障害者差別禁止法案の主要な争点事項に関する協議が行われた。

2001年から足掛け6年、与野党間の幾多にわたる交渉を経て、2007年3月6日に国会で「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律」（同年4月10日公布、2008年4月11日施行）が成立した。それからまもない2007年3月30日、韓国は国連障害者人権条約に署名し、翌年の2008年12月11日、同条約を批准した。

(2) 主な内容

6つの章と全50条からなる。この法律が指定している、日常生活上の各領域¹³¹で供与すべき正当な便宜の内容を整理し、資料編：別表に収録した。

特に、雇用と教育、情報アクセス等の生活上の各領域において、手話通訳、補聴機器等の「正当な便宜供与義務¹³²」を定め、第20条で「情報アクセスにおける差別」を禁止し、第21条で事業者の「情報通信・意思疎通での正当な便宜供与」を規定し、第23条で「情報通信と意思疎通における国家及び地方公共団体の義務」を設けている。（資料編：法令抜粋(2)に収録）

①情報のアクセスにおける差別禁止

- ・ 障害者による電子情報や非電子情報の利用・アクセスに対する差別行為の禁止
- ・ 手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内等、障害者の意思疎通支援者に対する強制・妨害、不当な処遇の禁止

②情報通信・意思疎通等の正当な便宜供与義務

¹³¹日常生活の各領域 具体的には、①教育、②雇用、③情報通信・意思疎通、④文化・芸術、⑤スポーツ、⑥司法・行政手続き及びサービス、⑦障害のある女性、の7分野が指定されている。

¹³²合理的配慮と正当な便宜

日本では、国連障害者人権条約の”reasonable accommodation”を示す訳語として「合理的配慮」が定着しているが、韓国の法律では「正当な便宜」（英訳すると”legitimate accommodation”）という用語が用いられている。韓国の障害者差別禁止法制定推進連帯（障推連）等の運動の結果、「配慮」という言葉の使用を避けて「便宜」になったという経緯がある。各国の法律でも、英国では”reasonable adjustment”（「合理的調整」）、オーストラリアでは”reasonable adjustment”（「合理的調整」）と”unjustifiable hardship”（「正当化できない困難」）の用語を使用しており、英語圏の諸国においてさえ同一の表現とはなっていない。

- ・公共機関や民間事業者等が、自らが生産・配布する電子情報と非電子情報へ障害者がアクセスできるよう手話、文字等の必要な手段を提供すること。
- ・公共機関等は、自らが主催又は主管する行事において、障害者の参加及び意思疎通のために必要な手話通訳士・文字通訳士・音声通訳士・補聴機器等の支援を行うこと。
- ・放送事業者とインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が制作物やサービスにアクセス・利用ができるよう、クローズドキャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供すること。
- ・電話サービス提供事業者は、障害者がサービスにアクセス・利用ができるよう、通信設備を利用する中継サービス（映像通話サービス、文字サービス、その他の中継サービス）を確保し、提供すること。
- ・定期出版物の発行者や、映画・ビデオ物等の映像物の制作業者及び配給業者は、障害者がアクセス・利用できるよう出版物（電子出版物を含む）または映像物を提供するために努めること。
- ・国立中央図書館は、新たに生産・配布する図書資料を点字、音声又は、拡大文字等で提供すること。

③情報アクセス・意思疎通での国家及び地方公共団体の義務

- ・国家及び地方公共団体は、障害者の特性を考慮した情報通信網及び情報通信機器のアクセス・利用のための道具の開発・普及及び必要な支援を講じること。
- ・情報通信関連製造業者は、情報通信製品を設計・製作・加工するにあたり、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、それを利用することができるよう努めること。
- ・国家と地方公共団体は、障害者が障害の種類及び程度、特性により、手話、口話、点字、拡大文字等を習得し、これを活用した学習支援サービスの提供を受けることができるよう必要な措置を講じること。上記のサービスを提供する者は、障害者の意思に反して障害者の特性を考慮しない意思疎通様式等を強要してはならない。

これらの正当な便宜を供与する義務を負う行為者や範囲等は、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令」で具体的に定めている(資料編：法令抜粋(3)参照)。これによると、情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務に基づいて提供する手段の具体的な内容として、

- ・身体的・技術的な条件と関係なく、誰でもウェブサイトを通じて希望するサービスが利用できるようにした、アクセシビリティが保障されたウェブサイト
- ・手話通訳者、音声通訳、点字資料、点字情報端末機、大きな活字で拡大された文書、拡大鏡、録音テープ、標準的なテキストファイル、個人型補聴器機、字幕、手話通

第IV章
 韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳
 —アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

訳、印刷物音声変換出力機、障害者用複写機、テレビ電話、通信中継用電話またはこれに相当する手段

を規定している。後者の手段については、障害者よりこれら手話通訳者等の要請があった場合、行為者は7日以内に提供しなければならない。公共機関等は、行事を開催する7日前までに障害者が支援を要請した場合、手話通訳士、文字通訳士、音声通訳士、又は補聴機器等、必要な手段を提供しなければならない。

TV放送やインターネット放送における便宜サービスの具体的な内容としては

- ・聴覚障害者のために放送の音声と音響を画面に文字で伝えるクローズドキャプション
- ・聴覚障害者のために放送の音声と音響を手話、ジェスチャー、表情などに変換する手話通訳
- ・視覚障害者のために、画面のシーン、字幕などを音声で伝達する画面解説

を規定し、そのために必要な基準や方法を放送通信委員会が別途定めて告示するとしている。これは、2011年に制定された「障害者放送編成および提供など障害者放送アクセス権保障に関する告示」を指している（全文を資料編：3. 法令全文(2) に収録）。

また、通信設備を利用した中継サービスを「通信設備を利用して文字や手話映像等を音声に変換したり、音声文字や手話映像などに変換して、障害者と障害者の間や障害者と障害者ではない人との間の通話をリアルタイムで中継するサービス」と定義している。

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令第14条第1項の①別表3によると、情報通信・意思疎通での正当な便宜供与の適用範囲は、対象となる行為者により適用開始日が異なる。

対象となる行為者等	正当な便宜供与の義務規定適用開始日
公共機関・福祉施設等の関連行為者・施設物関連行為者	2009年4月11日
医療関係者、体育関連行為者	2013年4月11日
教育機関・教育責任者・法人・医療機関	段階的に遅くとも2013年4月11日
文化・芸術事業者	段階的に遅くとも2015年4月11日
移動や交通手段等の関連行為者	適用開始日の記述なし
雇用者・労働組合	国、地方公共団体、事業規模の大きい事業者から段階的に遅くとも2013年4月11日

通信中継サービスの提供開始日は、施行令第14条第1項の⑦別表3の2で下表のように定められている。

サービスの項目	通信設備を利用した中継サービスの提供開始日
市内電話サービス 市外電話サービス 携帯電話サービス 個人携帯通信サービス IMT-2000 サービス 周波数共用通信サービス	2012年5月12日
インターネット電話サービス	2014年5月12日

(3) 救済方法

障害差別禁止及び権利救済等に関する法律が禁止する差別行為により被害を受けた者、又は、その事実を知っている個人及び団体は、国家人権委員会に申立することができる。差別行為が認められた場合の被害者に対する救済の方法には、以下の3段階がある。

① 国家人権委員会を通じた救済

【手続き】 差別行為によって被害を受けた個人又は被害事実を知る個人又は団体は、その内容を国家人権委員会に申立→人権委員会調査官が申立人及び被申立人を調査→調査結果に立脚し、人権委員会差別禁止是正小委員会で差別であるか否かを決定

【救済内容】 差別と認められた場合、差別行為の中止、被害を元の状態に回復、被害についての賠償、差別行為の再発防止のための措置(研修等)を被申立人及び被申立機関に勧告

② 法務部の差別是正命令

【手続き及び救済内容】 加害者が国家人権委員会の勧告を履行せず、その被害の程度等が深刻であると判断される場合、被害者の申請又は職権で是正命令を発動

③ 裁判所を通しての救済

【手続き】 被害者は国家人権委員会を通さず、直接裁判所に訴えを起こすことができる

【救済内容】 裁判所は問題の差別行為に悪意があると認められる場合、3年以下の懲役又は3千万以下の罰金を処すことができる

(4) 対象者と禁止されている差別行為および例外

韓国の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律は、日本の身体障害者福祉法にあた

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

る法律に規定されていない障害者も対象とする。障害者だと自分で表明することで良い。障害者本人、介助員、支援者、補助犬も対象になる。

同法は、次の6種類の差別行為を禁止している。

- ①直接差別：障害者を、障害を事由に正当な事由なく制限・排除・分離・拒否等によって不利になるように接する場合
- ②間接差別：障害者に対して形式的には制限・排除・分離・拒否等によって不利になるように接してはいるが、正当な事由なく障害を考慮していない基準を適用することにより障害者にとって不利になるような結果を招く場合
- ③正当な便宜¹³³の供与の拒否・未履行
- ④広告で障害者に対して不利な待遇を標示又は助長する行為
- ⑤障害者を支援する者に対して不利な行為及び不利な結果を招くような行為
- ⑥障害者の補助犬・補助器具の正当な使用を妨害する行為

以下の正当な事由があれば、差別の例外も認めるとしている。

- 差別行為をしないことで、過度な負担や著しく困難な事情等がある場合
- 禁止された差別行為が特定の職務や事業の遂行の性質上、避けられない場合

2.3 国家人権委員会

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律によれば、救済申立の機関として、国家人権委員会が指定されている。

実際、国家人権委員会は、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が制定されるよりも前に設立されている。この委員会は国際連合総会決議「国家機構の地位に関する原則」（いわゆる「パリ原則」）に基づき、国家人権委員会法を設置の根拠として2001年から運用されている。立法、司法、行政の三法からは独立した国家機関であり、権利侵害や差別からの救済が主な役割である。本部はソウルにあり、釜山、光州、大邱の三ヶ所に地域出先機関として「人権事務所」を置いている。障害者差別是正小委員会と調査局障害者差別調査課が、障害者差別案件を担当している。2007年の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律の制定にあたり、国家人権委員会も障害者と一緒に取り組み勧告を行うなどして、

¹³³ **正当な便宜**とは、障害者が、障害のない人と同等に同じ活動に参加することができるよう、障害者の性別、障害種別及び程度、特性等を考慮したバリアフリー施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な様々な措置をいう

同法の制定に貢献した。

保健福祉部を始めとする他の省庁との関係においては、各省庁が個別法の制定を行い、国家人権委員会がモニタリングと勧告の役割をを担う。

2008年の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律の施行後、国家人権委員会に救済申立される各種の差別事件のうち障害者差別事件の比率が急増した。2001年11月～2008年4月の障害者差別事件の比率は20.4%だったのに対し2011年は1年間で障害者差別事件の比率が48.5%に上昇した。2008年4月～2011年12月の障害種別ごとの救済申立の受付状況(総3,818件)をみると、聴覚障害者の差別事件の比率は全体の11.4%であった。他の障害種別の比率をみると、肢体29.9%、視覚19.1%、知的及び発達12.8%、脳性まひ7.6%、精神4.6%である。2008年4月～2011年12月の申立の受付状況において、領域別の受付比率をみると財貨及び用役の供与が約55%で最も多い。雇用は6.5%、教育は22.1%である。

実際にあった差別の事例として 従来、特にバス乗車や学校入学において障害者が拒否される例が多発している。差別の内容を、直接差別、間接差別、正当な便宜の供与の拒否・未履行の3種類に整理すれば、正当な便宜の供与の拒否・未履行による差別が一番多いが、最近の間接差別も増加している。

国家人権委員会で扱った聴覚障害者関連の救済申立の中に、

- ・TVのコマーシャルに字幕、手話が付いていないことは差別である。
- ・企業で英語検定の一つTOEICの試験で700点以上の成績を課すのは障害者に対する差別であるとして改善の勧告を出した。
- ・消防士になりたいと希望して拒否されることは合理的な理由があり差別に当たらない。しかし、消防署の事務の仕事をしたという希望を拒否することは差別にあたる。

等の事例があったという。

国家人権委員会が勧告を出すと、実際に80～90%の高率で差別事例が改善される。国家人権委員会の勧告そのものは義務ではなく罰則もないが、改善の実績が高い理由は、改善の進まない事業者名がマスコミに公表されるからである。公表されると企業イメージが悪くなるのでイメージを大切にする企業は改善を実施する。勧告を出した後も改善されない場合があるが、大抵は、財源による制限が大きな理由だという。

地方公共団体でも、16道227市中26地域で、日本の障害者差別禁止条例にあたるものを制定している。

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

救済申立の手続きは、障害者本人または団体より国家人権委員会へ、電話、FAX、メール等で連絡する。救済申立が受け付けられると国家人権委員会で調査を開始する。10人位のチームを組み、短くて1週間、長くて1年の期間で結論を出し、差別に当たると判断されるときは勧告を出す。勧告を出しても改善されない場合、司法の長に当たる法務長官から勧告を出すこともある。法務長官の勧告に違反すると3,000万ウォンの罰金が科せられる。2011年度は、4,000件の救済申立があり、国家人権委員会で181件の勧告を行った。今のところ、法務長官が勧告を出した事例はまだない(2012年11月当時)。

一方、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が制定されたものの、実態が伴っていないという面もある。例えば、ろう者が就職した会社において必要なときに手話通訳者が派遣されないことは差別である。しかし、韓国で就職できるろう者や障害者の数はまだ少ないのが現実である。また、就職の面接に手話通訳を用意できないという手話通訳者の不足問題もある。このように遅れている面や不備な点が残っているものの、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律を先に成立させて、場合によっては合理的な差別もあり得るとし、不備な点は改善していくという考えを、韓国国家人権委員会の課長は表明していた。

2.4 国家情報化基本法

障害者、高齢者などの情報弱者に対して差別のない情報アクセスの機会を提供し、すべての国民が情報化の恩恵を受けることができるような先進の情報社会の実現を目指して、2009年5月「国家情報化基本法」が成立した。これは、従来の「情報化促進基本法」を全面改正し、「情報格差の解消に関する法律」の内容を取り込んだものである。

第3条(定義)9項において、「情報格差」とは、「社会的、経済的、地域的または身体的条件により情報通信サービスへのアクセスや情報通信サービスを利用できる機会に差が生じることをいう」と定義し、第31条で、すべての国民の基本的権利としての情報通信サービスへのアクセスと利用を明文化するとともに、第32条で、障害者・高齢者等の情報アクセスおよび情報の利用を保障することを定めている。そして第33条と第35条で、国と地方公共団体が情報格差の解消に関連する技術開発や普及支援のために必要な施策を用意しなければならないこと、および、情報格差を解消するために必要な教育を施行しなければならないことを規定している。第34条では、情報通信機器やソフトウェア等の製品を有償または無償で提供することを定めている。(資料編：法令抜粋(4)参照)

①障害者・高齢者等による情報アクセスおよび利用の保障

- ・ 国家機関などはインターネットを通じて情報やサービスを提供する際に、障害者・高齢者などが簡単に Web サイトを利用できるようにアクセシビリティを確保すること。
- ・ 情報通信サービス提供者は、サービスを提供する際に障害者・高齢者などのアクセスと利用の便益を増進するために努力すること。
- ・ 情報通信関連製造業は情報通信機器やソフトウェア等の情報通信製品を設計、製作、加工する際に障害者・高齢者等が容易にアクセスして利用できるように努力すること。
- ・ 国の機関等は、情報通信製品を購入するときに、障害者・高齢者などの情報アクセスと利用を保証した情報通信製品を優先して購入するように努力すること。
- ・ 未来創造科学部長官は、障害者・高齢者などの情報のアクセスおよび利用便宜増進のための情報通信サービスと情報通信製品などの種類・指針などを定めて告示すること。

②情報格差の解消に関連する技術開発や普及支援

- ・ 国家機関と地方公共団体は、障害者・高齢者などの情報のアクセスおよび利用環境の改善のための関連技術を開発するために必要な施策を用意すること。未来創造科学部長官は、関連技術の開発を支援することができる。
- ・ 国家機関と地方公共団体は、次の事業者への財政支援と技術的支援をすることができる。
 - 1 障害者・高齢者などの情報のアクセスおよび利用環境の改善のために情報通信製品を開発・生産する事業者
 - 2 障害者・高齢者・農漁民・低所得者のためのコンテンツを提供する事業者
 - 3 関連技術を開発・普及する事業者

③情報格差の解消、教育の実施

- ・ 国家機関と地方公共団体は、情報格差の解消のために必要な教育を施行すること。
- ・ 国家機関と地方公共団体は、障害者に該当する者の情報格差の解消、教育費用の全部又は一部を負担することができる。

3. 障害者放送—放送メディア・アクセス

3.1 障害者放送の概要

字幕放送・手話放送・画面解説放送のことを、韓国では一括して「障害者放送」と呼んでいる。

韓国の法令によると、放送事業者は大きく次の5種類に分類される。

- ①地上波テレビ放送事業者：全国放送を行う韓国放送公社(KBS)、韓国教育公社(EBS)、文化放送(MBC)の中央地上波放送事業者3社と、地域MBC、ソウル放送(SBS)等の地域の放送を行う地域地上波放送事業者とがある。SBSは、他の地域放送事業者のネットワークを経由して全国放送を行っている。
- ②総合有線放送事業者：日本のケーブルテレビ事業者に相当する。
- ③衛星放送事業者：現在1社のみ。
- ④移動マルチメディア事業者：日本のワンセグ放送に相当。
- ⑤インターネットマルチメディア放送事業者：いわゆるIPTV事業者であり、通信会社系のSK、KT、LG U+による3社がある。

これら事業者の大半は、一般の視聴者に向けた放送番組の枠内で障害者放送の編成に取り組んでいる。一方、(株)希望福祉放送のように、障害者専門の放送チャンネル「福祉tv」を運営し、衛星放送やケーブルテレビを経由して障害者放送を提供する事業者も存在する。また、放送事業者には分類されないが、「インターネット韓国ろうあ放送」や「イネーブルニュース」等のインターネット放送局でも、インターネットを介して手話の番組を提供している。

2008年、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が制定され、障害者放送の提供義務が条文化された。2010年の同法改正と、放送法や放送法施行令等の2011年改正により、同年12月26日、放送通信委員会による「障害者放送編成及び提供等、障害者放送アクセス権保障に関する告示」(放送通信委員会第2011-53号)が制定された(全文を資料編：3. 法令全文(2)に収録)。この告示において、障害者放送を提供しなければならない事業者および達成すべき編成比率の目標等が定められた。この目標設定により、KBSを始めとする中央地上波放送事業者は、全放送時間に占める手話放送と画面解説放送の編成比率を高めて、2013年にすべての番組に字幕を付与し字幕放送の編成比率を100%達成するという義務を課せられることになった。さらに、ケーブルテレビやインターネットマルチメディア放送事業者の中からも96局が障害者放送の提供義務事業者に指定される等して、障害者放送を編成・提供する義務を負う放送事業者の範囲は拡大している。

2011年発行の放送通信委員会「障害者放送ガイドライン」によると、中央地上波放送事業者の字幕放送の編成比率は、平均 96.0%、手話放送は平均 5.1%、画面解説放送は平均 6%である。地域の地上波放送事業者が提供する障害者放送の大部分は手話放送であり、字幕放送や画面解説放送の編成比率は低調である。有料放送のケーブルテレビ（総合有線放送事業者及び放送チャンネル使用事業者）の中で、障害者放送を編成している事業者は8局のみである。

2010年の放送事業者別障害者放送の編成比率は下表の通りである。

放送・事業者		障害者放送の編成比率	
		類型	比率(%)
中央地上波(5局)	KBS1, KBS2, MBC, SBS, EBS	字幕	96.0
		手話	5.1
		画面解説	6.0
地域地上波(33局)	KBS 地域(総局)	手話	10.5
	地域 MBC	手話	4.7
	地域民放(OBS 以外)	手話	2.9
	OBS	字幕	53.9
		手話	9.2
放送チャンネル使用事業者(5局)	YTN	字幕	17.9
	希望福祉放送	字幕	100.0
		手話	100.0
		画面解説	18.8
	シルバー放送	字幕	0.7
		手話	1.7
	育児放送	手話	12.0
韓国釣りチャンネル	手話	1.1	
総合有線放送事業者	クモ、ナラ、ソチヨの3局	手話	10.3

出典：韓国放送通信委員会「障害者放送ガイドライン」 2011年6月30日

中央地上波放送事業者5局については、2010年8月31日時点の字幕放送・手話放送の編成比率が報告されている（下表参照）。どの局でも字幕放送の編成比率は90%を超えて

おり、特に KBS1 と KBS2 のチャンネルにおいて、ほぼ 100%字幕放送を行っている¹³⁴。一方、手話放送は、KBS1 の 8.2%が最高であり、最低の KBS2 に至っては 1%にも満たないという状況である¹³⁵。

局名	字幕放送(%)	手話放送(%)
KBS1	99.0	8.2
KBS2	99.9	0.8
MBC	92.0	3.6
SBS	95.2	5.5
EBS	91.5	6.7

出典：「放送研究と調査」2010年12月号(NHK放送文化研究所)

3.2 関連法令等の制定経緯

障害者放送が普及した背景として、政府による TV 受信機の普及や放送発展基金による支援、そして法制化による推進等が挙げられる。

1989年制定の「障害者福祉法」第35条「手話と字幕」において、初めて手話や字幕による放送の規定が条文化された。この法律によれば、国または地方公共団体は、放送局に聴覚障害者のための手話や字幕の放映を要請することができる。しかしながら、義務や罰則の規定は含まれていなかった。

¹³⁴ **KBS と国会放送** KBS は公共放送なので、ほとんどの放送に字幕を入れている。また、40分程度の障害者用の放送番組も制作放送している。一方、国会審議の放送については、国会放送というチャンネルがあり、このチャンネルで放送される国会の実況放送に字幕が入る。それ以外に、解説やニュース放送に手話通訳が入ることもある。

キャスターが自ら手話で報道する手話ニュースの番組については、韓国聾啞人協会からの要求もあって現在検討中であるが、まだ実施されていない。2013年に障害者向けの専用放送局が新たに発足する予定で準備が進められている。視聴を無料とするか一部を障害者負担とするかは未定である。

¹³⁵ **手話ニュース** キャスターが自ら手話で報道する手話ニュースの番組については、韓国聾啞人協会からの要求もあって現在検討中であるが、まだ実施されていない。2013年に障害者向けの専用放送局が新たに発足する予定で準備が進められている。視聴を無料とするか一部を障害者負担とするかは未定である。

障害者福祉法 1989年12月30日施行

第35条（手話と字幕）

- ① 国家又は地方公共団体は、放送局の長に対し、ニュース、国家的重要事項の中継等の放送番組に聴覚障害者のための手話や字幕を放映するよう要請することができる。
第1項の要求を受けた放送局の長は、特別な理由がない限りこれに応じなければならない。

韓国では、1990年代半ばより限定的ながらも手話放送の番組が放映された。字幕放送については、情報通信部と地上波放送事業者や家電メーカーの間で、字幕放送に関する技術の研究が進められていたが、実際に放送が実現するまで約10年待たなければならなかった。

1997年11月、障害者団体は、大統領選候補の討論番組に手話と字幕を付与して放映することを要求する運動を起こした。1999年、KBS、MBC、SBSは字幕放送を自主的に開始した。これらの動きを反映して「障害者福祉法」が改定され、手話や字幕に関する従来の条項は、新設の第20条「情報へのアクセス」に統合された。これは、障害福祉法の中に「情報へのアクセス」が明文化されたという点で意義がある。

障害者福祉法 1999年4月1日施行

第20条（情報へのアクセス）

- ① 国家及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報にアクセスし、その意思を表示することができるようにするために、電気通信および放送施設などを改善するように努力しなければならない。
- ② 国家及び地方公共団体は、放送局の長など民間事業者に対し、ニュース、国家的重要事項の中継など大統領令が定める放送番組の聴覚障害者のための手話やクローズドキャプションなどを放映するよう要請することができる。
- ④ 第2項及び第3項の要求を受けた放送局の長など民間事業者や民間行事の主催者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

2000年、障害者の視聴権利に関する規定が「放送法」の中に初めて組み込まれた。この放送法改正で、放送委員会（後の放送通信委員会）と障害者放送のための基金が設置されることになった。

放送法 2000年3月13日施行

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

第 69 条（放送番組の編成など）

- ⑦ 地上波放送事業者は、大統領令が定めるところにより、障害者の視聴を助けるように努力するものとし、必要に応じて放送委員会は、基金からその経費の一部を支援することができる。

同日施行の「放送施行令」と「障害者福祉法施行令」によって、次の番組については手話や字幕を利用した放送を行う努力義務が定められた。

- ①災害放送番組
- ②報道番組
- ③選挙放送番組
- ④祝日および記念日の儀式とそれに付随する行事の中継番組
- ⑤聴覚障害者の情報アクセスに必要と保健福祉部長官が判断し告示する番組
- ⑥その他の障害者の福祉を目的に編成された放送番組

放送法施行令 2000 年 3 月 13 日施行

第 52 条（障害者の視聴をサポート）

法第 69 条第 7 項の規定により、地上波放送事業者は、障害者の視聴を助けるために、次の各号に該当する放送番組については、手話やクローズドキャプションなどを利用した放送をするように努力しなければならない。

- 1 法第 75 条の規定による災害放送番組
- 2 障害者福祉法施行令第 11 条各号の規定による放送番組
- 3 障害者の放送の視聴が必要であると判断され、放送委員会規則で定める放送番組
- 4 その他の障害者の福祉を目的に組織された放送番組

障害者福祉法施行令 2000 年 3 月 13 日施行

第 11 条（手話・クローズドキャプション放送の放送番組の範囲）

法第 20 条第 2 項で「大統領令が定める放送番組」とは、次の各号の 1 に該当する放送番組をいう。

- 1 放送法施行令第 50 条第 2 項の規定による報道番組
- 2 公職選挙及び選挙不正防止法第 70 条ないし第 74 条、第 82 条及び第 82 条の 2 の規定による選挙放送
- 3 祝日に関する法律による祝日および各種記念日などに関する規定による記念日の儀式とそれに付随する行事の中継放送
- 4 その他の聴覚障害者の情報アクセスに必要と認めて保健福祉部長官が定めて告示する放送

2002年、放送法第69条の「地上波放送事業者」が「放送事業者」に改正され、障害者放送の努力義務を負う放送事業者の対象範囲はケーブルテレビや衛星放送等の事業者を含めて拡大した。

視覚障害者のための画面解説放送については、2001年に試験放送が開始し、その後、本サービスに入った。2003年の「放送法施行令」改正によって、手話、字幕に加えて、画面解説の放送の努力義務が追加された。

放送法施行令 2003年5月29日施行

第52条（障害者の視聴をサポート）

法第69条第7項の規定により放送事業者は、障害者の視聴を助けるために、次の各号に該当する放送番組については、手話・クローズドキャプション・画面解説などを利用した放送をするように努力しなければならない。

これら一連の法律改正を経てもなお、手話や字幕の提供に関する義務規定はなく、依然として努力義務の規定に留まっていた。

韓国聾啞人協会は、情報を知る権利や障害者放送の地域への拡大を求めて、2005年9月、ソウルのKBS本社と釜山（プサン）のコミュニティ・メディアセンターで示威行動を起こした。2006年、KBSの地域放送局であるKBS光州放送総局は、地域でも字幕放送を実施するようKBS本社に働きかけることを回答した。2006年、韓国聾啞人協会の事務所内にクローズドキャプション・サポートセンター（キャプション放送サポートセンター）が開所し、字幕制作の請負事業が始められた（2012年10月現在、韓国聾啞人協会での字幕制作事業は中止している）。

2007年の「障害者福祉法」改正により、放送事業者に手話や字幕の放映を要請することは、国家及び地方公共団体の義務となった。

障害者福祉法 2007年10月12日施行

第22条（情報へのアクセス）

② 国家及び地方公共団体は、放送局の長など民間事業者にニュースと国家的重要事項の中継等、大統領令で定める放送番組の聴覚障害者のための手話やクローズドキャプションと視覚障害者のための画面解説や字幕解説などを放映するよう要請しなければならない。

2008年に「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」が制定されると、放送事業者

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

が提供するサービスに字幕、手話を付与しなければならないことになった。ただし、電話リレーサービスや点字サービス等と同じ文脈で障害者放送の提供義務について規定したのみであり、義務が課される事業者の範囲の明確な規定や障害者放送の実施方法に関する細かい規定が無かった。この点で、同法の障害者放送の提供義務に関する規定は、理念と基本の方針を明文化したものに留まった。

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 2008年4月11日施行

第21条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）

- ③ 「放送法」に基づいて放送物を送出する放送事業者等は、障害者が障害者でない人と同等に制作物やサービスをアクセス・利用できるように字幕、手話、点字や点字変換、補聴器、大きな文字、画面の読み取り・解説・拡大プログラム、印刷物音声変換出力機、音声サービス、電話等の通信中継サービスを提供しなければならない。

2010年改正された「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」によって、インターネットマルチメディア放送事業者が障害者放送の提供義務事業者の範囲に追加された。電話リレーサービスや点字サービスに関する規定は、分離して別の項に移された。

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 2010年5月11日施行

第21条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）

- ③ 「放送法」第2条第3号の規定による放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第2条第5号の規定によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者でない人と同等に制作物やサービスをアクセス・利用できるようにクローズドキャプション、手話通訳、画面解説など障害者視聴便宜サービスを提供しなければならない。

2011年5月19日、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令」の改正により、障害者放送の内容や障害者視聴サービスの履行に必要な基準や方法等を、放送通信委員会が国家人権委員会と協議して告示することとされた。

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令 2011年5月19日施行

第14条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与の段階の範囲と利便性の内容）

- ⑦ 5項に規定する事項のほか、障害者視聴サービスの履行に必要な基準、方法等は、放送通信委員会が定めて告示する。この場合、放送通信委員会は、あらかじめ、国家人権委員会と協議しなければならない。

同 2011 年、「放送法」と「放送法施行令」が改定され、障害者放送を提供しなければならない放送事業者の範囲や対象となる放送番組の種類、サービスの履行に必要な基準や方法等は、別途、告示で定めることになった。

放送法 2011 年 10 月 15 日施行

第 69 条（放送番組の編成など）

- ⑧ 放送事業者は、障害者の視聴を助けることができ手話・クローズドキャプション・画面解説などを利用した放送（以下「障害者放送」という。）をするものとし、必要に応じて放送通信委員会は、その経費の全部または一部を「放送通信の発展基本法」第 24 条に基づく放送通信発展基金で支援することができる。
- ⑨ 8 項の規定により障害者放送を提供しなければならない放送事業者の範囲、障害者放送の対象となる放送番組の種類とその履行に必要な事項は、大統領令で定める。

放送法施行令 2011 年 10 月 15 日施行

第 52 条（障害者の視聴をサポート）

- ① 法第 69 条第 8 項の規定により放送事業者は、障害者の視聴を助けるために放送番組について手話・クローズドキャプション・画面解説などを利用した放送（以下「障害者放送」という。）をしなければならない。ただし、次の各号の放送番組を除く放送番組の場合には、放送通信委員会が放送事業者の制作環境と視聴者の需要を考慮して障害者放送をしなければならない比率を定めて告示することができる。
 - 1 放送通信発展基本法"第 40 条の規定による災害放送番組
 - 2 障害者福祉法施行令"第 14 条各号の規定による放送番組
 - 3 障害者放送の視聴が必要であると判断されて、放送通信委員会規則で定める放送番組
 - 4 その他の障害者の福祉を目的に組織された放送番組
- ② 法第 69 条第 8 項の規定により障害者放送をしなければならない事業者は、次のとおりである。
 - 1 法第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた地上波放送事業者
 - 2 法第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた衛星放送事業者
 - 3 法第 9 条第 2 項の規定により許可を受けた総合有線放送事業者と、同条第 5 項の規定により登録したり、承認を得た放送チャンネル使用事業者（第 4 号の規定による放送チャンネル使用事業者は除く）として、当該事業者の売上高や視聴率などを考慮して、放送通信委員会が定めて告示する事業者

4 法第9条第5項ただし書により承認を得た総合編成や報道に関する 専門編成をする放送チャンネル使用事業者

- ③ 障害者放送の提供に必要な基準と方法などは放送通信委員会が定めて告示する。この場合、放送通信委員会は、あらかじめ、国家人権委員会と協議しなければならない。

一連の法改正の仕上げとして、2011年12月26日、放送通信委員会より「障害者放送編成および提供など障害者放送アクセス権保障に関する告示」（放送通信委員会告示第2011-53号）が出された。この告示を通して、障害者放送提供義務の対象となる事業者、達成すべき編成比率の目標および障害者放送提供の基準と方法等が具体的に定められた。これら提供義務の内容や編成目標等については次節で詳述する。

このように、聴覚障害者の放送メディア・アクセスに関する権利は、2008年の「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」によって、放送事業者の障害者放送の提供義務が明文化され、2010年の同法改正と2011年の放送法および同法施行令改正を経て、放送通信委員会による告示をもって、一定の制度確立をみることになった。

【コラム】放送事業者の抵抗は？

2008年の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律の制定時は、字幕等の放送の提供義務の理念や基本的な事柄を定めたのみで罰則の規定がなかった。このため、放送事業者による反対は特になかった。2011年に放送法や施行令を改正し、告示のために具体的な達成目標等を制定する段階になって、放送事業者から相当の反対が起きた。放送通信委員会は各放送事業者との協議を重ね、可能な限り放送事業者の意見を受け入れる形で放送法を改正したが、実際の運営において100%解決されているとは言いがたいのが現状である。ただし、2008年制定の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律で、まず理念を条文化し、次に2011年の放送法等改正で義務化を明文化するという2段階の手順で進められたことにより、放送事業者の抵抗が緩和されたという面はある。

3.3 障害者放送提供義務の内容、編成目標

2011年の放送法、放送法施行令および「障害者放送編成および提供など障害者放送アクセス権保障に関する告示」では、放送事業者とインターネットマルチメディア放送事業が提供するテレビ放送を障害者放送提供義務の適用範囲に定め、コマーシャルを除くとしている。

障害者放送の提供義務事業者は、

- ①障害者放送の編成義務
- ②障害者放送の誠実提供義務
- ③障害者放送の類型を表示する義務

の3種類の義務を負う。

障害者放送の編成義務	障害者放送編成義務対象事業者が告示に定める一定の割合以上の障害者放送物を製作・編成する義務
障害者放送の誠実提供義務	放送番組を制作、編成、送信、再送信する過程で障害者放送が中断または欠落しないように誠実に提供する義務をいう。障害者放送物を他の放送事業者へ送信する場合に、字幕など障害者放送信号の内容を漏れなく提供する必要があり、その事業者から障害者放送番組を受信し、視聴者に再送信する放送事業者の場合も漏れなく提供しなければならない。また、ドラマなど連続的に編成される番組の場合、その障害者放送サービスが中断しないようにしなければならない。
障害者放送の類型を表示する義務	障害者放送物を放送したり、ホームページに放送番組表を提供する場合に、当該障害者放送の類型（つまり、字幕、手話、画面解説のどれか）を文字や音声で表示する義務をいう。障害者放送物を編成する放送事業者は、該当番組が障害者放送していることを視聴者がわかるように障害者放送編成の有無と障害者放送の類型を表示しなければならない。

障害者放送の提供義務事業者は、

必須指定事業者：放送法施行令で定められた放送事業者。地上波放送事業者、衛星放送事業者、総合編成および報道専門の有料放送事業者が含まれる。

告示義務事業者：放送通信委員会が毎年、地方のケーブルテレビ放送事業者、ホームショッピング専門の有料放送事業者、IPTV 事業者の中から、売上高と視聴率を基準に指定して通知する事業者。

に区分される。

区分	プラットフォーム事業者	非プラットフォーム事業者
必須指定事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波放送事業者 ・放送チャンネルを直接使用する衛星放送事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合編成や報道に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者
告示義務事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のチャンネルを運用する総合有線放送事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送チャンネル使用事業者 ・商品の紹介と販売に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者

第IV章
 韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳
 —アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

		業者 ・インターネットマルチメディア 放送コンテンツ事業者
--	--	-------------------------------------

放送事業者は年2回、3種類の義務、すなわち、障害者放送の編成義務、障害者放送の誠実提供義務、障害者放送の類型を表示する義務に関する履行実績を報告しなければならない。障害者放送の編成目標は放送事業者ごとに異なる。

KBS、MBS等、ソウル地域を主とする中央地上波放送事業者は、2013年(画面解説放送は2014年)12月までに、放送時間中字幕放送100%、画面解説放送10%、手話放送5%の編成比率を達成しなければならない。

年度/類型	2012	2013	2014
字幕	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標		100
画面解説	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標		10
手話	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標		5

地方の地上波放送事業者は、2015年12月までに、放送時間中字幕放送100%、画面解説放送10%、手話放送5%の編成比率を達成しなければならない。

年度/類型	2012	2013	2014	2015
字幕	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			100
画面解説	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			10
手話	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			5

放送チャンネルを直接使用する衛星放送事業者および地域のチャンネルを運用する総合有線放送事業者は、2013年1月に開始し、2016年12月までに、放送時間中字幕放送70%、画面解説放送7%、手話放送4%の編成比率を達成しなければならない。

年度/類型	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	30		45	60	70
画面解説	3		5	6	7
手話	1		2	3	4

総合編成や報道に関する専門編成を行う放送チャンネルを直接使用する事業者は、2013年1月に開始し、2016年12月までに、放送時間中字幕放送100%、画面解説放送10%、

手話放送 5%の編成比率を達成しなければならない。

年度/類型	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	30		50	75	100
画面解説	4		6	8	10
手話	2		3	4	5

放送チャンネル使用事業者やインターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者は、2013年1月に開始し、2016年12月までに、放送時間中字幕放送 70%、画面解説放送 5%、手話放送 3%の編成比率を達成しなければならない。

年度/類型	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	30		45	60	70
画面解説	2		3	4	5
手話	1		2	3	3

3.4 障害者放送提供義務の履行監視

放送行政では、障害者の放送アクセス権の保障及び履行を監視するための機構として、障害者放送視聴保障委員会を設置し、年2回、障害者放送提供義務の履行に関する業績評価を実施している。必須指定事業者と告示義務事業者は、障害者放送提供義務の履行に関する半期ごとの実績を、障害者放送視聴保障委員会に提出し評価を受ける義務がある。この委員会は、障害者団体、障害者放送関係機関、政府機関、学界の推薦により、聴覚障害者、視覚障害者、学界、放送通信電波振興院の各々の代表が委員として選出され、障害当事者との協議の場を設けている。

この障害者放送視聴保障委員会とは別に、放送通信委員会直下の韓国放送通信電波振興院(KCA: Korea Communication Agency)が存在する。韓国放送通信電波振興院は、放送事業者より受け取る四半期ごとの障害者放送を含む一般的な放送実績の報告をもとに、達成目標値への進捗状態をチェックし、放送局への立ち入り検査も行っている。2012年10月の時点では、全体の放送時間に対して何%の編成比率を実現しているかの量的なチェックを行っているのみである。今後、韓国放送通信電波振興院は、時間帯別・ジャンル別の量的チェックも実施していく予定である。運用にあたっては、必要に応じて随時、各障害者団体との接触を保っている。

万一、放送事業者による障害者放送のための留意事項が履行されなかった場合には、放送法において義務事項が守られない時の罰則で対応する。さらに、義務事項に違反すると、

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

放送事業者免許の更新時に評価点が減点されて事業者が不利になるため、場合によっては更新の許可が出ないこともある。このような形で障害者放送のコントロールが行われている。

3.5 障害者放送に対する助成

障害者放送に対する政府予算の支援は 2006 年に始まった。2012 年は 230 億 7,000 万ウォンが導入されている。韓国放送通信電波振興院では、障害者からの申請に基づき、聴覚障害者用受信機（字幕放送受信機、難聴・高齢者用受信機）や画面解説放送受信機を、低所得者を優先して無料で普及させている。2012 年 10 月の時点で、これら受信機の普及率は、聴覚障害者の 20%、視覚障害者は 17%である。これは国が低所得層を優先に無償で行った普及事業による台数の数値であり、生活に余裕のある障害者が自分で購入した台数は含まれない。韓国放送通信電波振興院は、低所得層を基準とした普及率でいえば、70～80%ぐらいは受信機の普及が完了しているとの認識を示している。

障害者放送番組の制作に対する政府の助成金は 3 通りある。全国放送や民間放送等、資金力をもつ事業者に対し障害者費用に関わる総費用の 25%を政府が支援する。財政基盤が弱い地方の事業者に対しては 50%、教育放送へは 50%を政府が支援している。

3.6 最新の動き

2012 年 11 月、放送通信委員会は、2013 年より障害者放送を提供する義務を負う事業者として、ケーブルテレビ局や IPTV 事業者等、96 の放送事業者を指定した。これらの事業者は、2016 年までに放送時間中の字幕放送 70%、画面解説放送 5～7%、手話通訳放送 3～4%の編成比率目標を達成しなければならない。

政府は、今後、字幕・画面解説・手話の放送の義務化拡大のために有料放送事業者も含めて支援を増やし、低所得の障害者の放送アクセス権の保障のために受信機の普及を一層推進する予定である。

放送と通信の融合によって出現した IPTV については、3 社の通信事業者が、2012 年 7 月より字幕や手話を番組に入れる試行をしており、2012 年 12 月に試験放送を開始している。IPTV の受信機は韓国の基準に適合している必要があり、現在、海外では視聴することができない。

【コラム】字幕放送の制作

韓国では、放送番組に字幕を付与する方法はすべて、事前に字幕を制作するのではなくオンタイムで付与する方法である。オンタイムの方法になっている理由は、基本的に、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律に基づき、障害者が不当な差別を受けてはならない。したがってすべての放送に字幕等のサービスを提供しなければならないという理念があるからである。もし事前制作の方式にすると、生放送に字幕がつかない等の事態が発生すると障害者への差別になるため、原則としてオンタイムの方法を採用することになった。また、日本では番組制作のための事前制作の期間が長いが、韓国は2日～3日前に制作する等、放送制作にかかる期間が短い。ギリギリ前日に制作が終わることもあるというのが一般的で、字幕を事前制作する余裕がないという事情もある。オンタイムの方法が採用されたのは放送業者自らの決定による。

オンタイム字幕システムは放送事業者が運営している。字幕入力を担当する速記者4名で1つのチームを構成し、2名が速記で入力し、もう1名が誤字等の誤りを訂正して残りの1名が最終判断するというのが一般的な入力体制である。外注の字幕制作専門会社が放送局に向いて字幕放送用の機械を操作して入力している。このような字幕制作専門会社が5社ある。

韓国語字幕はすべて表音文字のハングルで表示され、日本語のような漢字変換はない。このため日本語の入力よりはハングル入力の方が早いであろう。これまでに誤入力等、字幕の表示にミスが発生したことはない。ハングルを入力する速記専用のキーボードがあり、専門養成の学校もある。法廷や国会でもすべて速記専門者が入力しており、字幕放送も同じレベルで保たれている。

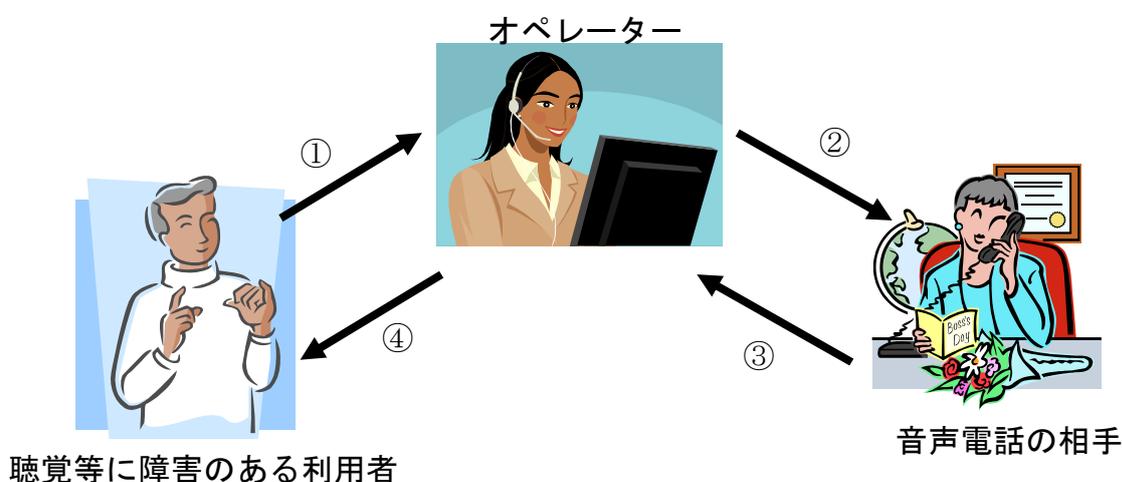
4. 通信中継サービス—情報通信アクセス

4.1 通信中継サービスセンターの概要

韓国では、電話リレーサービス(TRS：Telecommunication Relay Service)のことを通信中継サービスと呼ぶ。

電話リレーサービスとは、音声を使った通信への聴覚障害者のアクセスを可能にするサービスのことである。基本的な仕組みは、

- ①聴覚等に障害のある利用者がさまざまな機器の機能を活用してオペレーターと接続し、通話したい相手の電話番号と伝えたい内容を手話や文字でオペレーターに伝える。
 - ②オペレーターは音声電話で相手へ接続し、聴覚等に障害のある利用者が伝えたい内容を音声で伝達する。
 - ③通話の相手は、音声電話を通してオペレーターに応答する。
 - ④オペレーターは、相手が応答した内容を手話や文字に変換し、聴覚等に障害のある利用者へ伝える
- が一般的である。



古くは米国の TTY(文字通信端末)を使った局番なし 711 による電話リレーサービスがよく知られているが、現在では、欧州やアジアで、さまざまな形態の電話リレーサービスが実現されている。米国の場合、ADA 法で通信事業者による電話リレーサービスの提供義務を規定し、聴覚障害の利用者がほぼ自己負担なしで電話リレーサービスを利用できるようになっている。電話リレーサービスの運営を支援するための TRS 基金は、通信事業者が利用者より徴収する通信料金の中から拠出し連邦通信委員会(FCC)が管理している¹³⁶。

¹³⁶米国 FCC による TRS 基金では、遠隔手話通訳(Video Remote Interpretation)をビデオ

韓国においては、ソウル特別市にある国家機関の情報化振興院(NIA : National Information Agency)が通信中継サービスセンターを運営し、聴覚・言語障害者のための「107 手話音声」サービスを提供している。これは 2005 年 11 月に始められた試行サービスが 2012 年 6 月に正式サービスとして発足したものである。同年 12 月 31 日、公募によってサービスの正式名称が「107 手話・音声」に決定された。それまでは利用者がセンターを呼び出す方法や端末の種類によって複数の 8 ケタの電話番号を使い分ける必要があったが、局番なしの 107 番にほぼ統合されている。

107 手話音声センターが提供するサービスには、

①文字中継サービス(Text Relay Service)

文字で通話内容を入力すると、オペレーター（韓国では「中継士」と呼ぶ）が音声で相手に通話内容を伝達し相手の通話内容をオペレーターが障害者に文字で送信する。

②映像中継サービス(Video Relay Service)

映像を通じてオペレーターと手話で会話し、オペレーターは会話内容を音声で相手へ伝え、相手の通話内容をオペレーターが手話で障害者に伝達する。

③遠隔手話通訳(Video Remote Interpretation)

相手に電話をかけることが目的の場合、映像中継サービスを利用するが、会話の相手と同じ場所で手話通訳を利用したい場合に、この遠隔手話通訳サービスを利用する。映像中継サービスと同様の方法で利用できる。

④聴覚障害者に音声電話をかける場合

障害のない人が聴覚障害者のテレビ電話またはビデオ通話の可能な携帯電話に音声電話をかける場合、局番なし 107 を呼び出して相手の電話番号を入力すると、オペレーターが聴覚障害者のテレビ電話または携帯電話に接続し、音声の内容を手話映像で伝える。

等の数種類があり、ソウル市内だけでなく全国の各地で、24 時間 365 日無料で利用することが可能である。

また、聴覚や言語障害者だけでなく、脳性麻痺をもつ障害者も基準が合えば利用できる。インターネットで通信中継サービスを利用する機器の中には、映像と文字を送信するものや、映像を見ながら電話をかけることができるものもあり、どの端末を使用するかは利用者が個人で選択できる。通信中継サービスセンターで音声の大きさを拡大する機能は、現在提供されていない。

リレーサービス(VRS)と区別し、支援の対象外としている。

<http://www.fcc.gov/guides/video-relay-services>

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

通信中継サービスの利用料金は利用者に課金されない。障害のある利用者が通信中継サービスセンターへ電話をかけると、センター側で一度通信を切って折り返してから中継を開始する。障害者は料金が減免され通話料の 50%までのみを負担する。インターネットを経由して利用すると通話料はかからない。映像通信するときの通信・通話料は有料と無料の場合がある。利用者が通信中継サービスに必要な機器を購入する時は 20%(低所得者は 10%)を自己負担し、国が情報化振興院を通して残りの費用を負担する。このような国による支援の他に、通信事業者別に障害者に還元する割引制度もある。

2011 年の利用実績は 1 日 1500 件、1 カ月 42000 件であり、現在も利用者が急増している。通信中継サービスセンターのオペレーターは通信内容の守秘義務を遵守し、センター内の一般見学は不可である。中継の内容は、ショッピング 49%、家族通話 15.7%、求職 12.5%、官公署等 6.5%、その他が 27.8%となっており、日常生活での利用が大半であるという。

通信中継サービスセンターの運営にかかる 2012 年度の国家予算は 12 億ウォンである。2012 年までは政府が 100%支援していたが、2013 年からは通信事業者に一定の費用負担が求められることになった。センターにいる中継士の人数は 26 名である(2012 年 10 月時点)。

情報化振興院の通信中継サービスは、放送通信委員会告示(第 2012-41 号)「通信設備を利用する中継サービス提供などに関する基準」(2012 年 6 月 21 日制定、同日施行)に基づいて運営される。この告示は、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律第 21 条第 4 項の規定に基づいて、障害者が障害者でない人と同等にサービスをアクセス・利用できるよう、通信事業者が提供しなければならない通信中継サービスの内容及びその実施等、必要な事項を定めている(全文を資料編:3. 法令全文(3)に収録)。

通信設備を利用する中継サービス提供などに関する基準の主な内容

- ① 通信中継サービスの利用者は、障害のない人または他の障害のある人と通信する必要がある聴覚・言語障害者と、聴覚・言語障害者と意思疎通をしたい障害のない人または他の障害のある人とする(第 4 条)。
- ② 通信中継サービスの種類(文字中継サービス、映像中継サービス)を定める(第 5 条)。
- ③ 通信中継サービスのサポート範囲は、国内通話中継、韓国語の音声と文字、及び韓国手話の中継を原則とし、年中無休の提供を原則とする(第 6 条、第 7 条)。
- ④ 基幹通信事業者は、通信中継サービスセンターで発生する通信費等を分担し、センター中継システムの高度化のための技術支援等に協力しなければならない(第 10 条から第 12 条まで)。

- ⑤ 放送通信委員会は、円滑な通信中継サービスを提供するために通信中継サービスセンターを設置し、韓国情報化振興院に運営を委託する（第13条）。
- ⑥ 通信中継サービスセンターは、通信中継サービスのための計画策定、技術開発、分担金管理などを行い、運営予算は、放送通信委員会が予算の範囲内で支援する（第15条）。

(1) 文字・映像中継サービス

「107 手話音声」センターが提供する通信中継サービスでは、さまざまな機器や機能が利用できるになっている。利用する機器の種類によって、利用者の事前登録が必要な場合と不要な場合があり、文字中継と映像中継のサービスにおける利用機器や方法等の違いを下表にまとめた。接続するには 3G、4G、WiFi の通信回線を利用する。利用者は、通信中継サービスセンターで待機中の複数のオペレーターの中から、依頼したい相手を恣意的に選ぶことができる。

利用機器	必要な環境、機能	文字中継サービス	映像中継サービス
PC や通信機器等	インターネットブラウザ	事前登録が必要。「文字中継サービス」のボタンを押して、通話相手の電話番号を入力して中継開始できる。	—
	インターネットブラウザとウェブカメラ	—	事前登録が必要。「映像中継サービス」のボタンを押して、通話相手の電話番号を入力して中継開始できる。
PC	NateOn ¹³⁷ メッセージャー	事前登録が必要。「中継サービス開始」ボタンを押して通話相手の電話番号を入力して中継開始できる。	—

¹³⁷ NateOn：韓国でもっとも使われている PC 用無料メッセージャー・ソフト。SK Communication 製。文字と映像の通信が可能。当初、アカウントを取得するためには韓国の住民登録番号が必要であったが、現在は改善されている。

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

	NateOn メッセージ ーとウェブカメラ	—	事前登録が必要。 「中継サービス開 始」ボタンを押し通 話相手の電話番号 を入力して中継を 開始できる。「映像 接続」ボタンを押す ことでウェブカメ ラがアクティブ化 され手話の映像が センターに中継さ れる。
携帯電話	SMS テキスト	事前登録不要。SMS の テキストメッセージを 局番なし 107 へ送付。 自動応答システムや長 時間の対話が必要な中 継は対応不可。	—
	ビデオ通話をサポート する 3G 携帯電話	—	事前登録不要。局番 なし 107 でセンタ ーへ映像接続。テキ ストチャットに入 力された文字の内 容は配信されない。
SIP テレビ電話		—	事前登録不要。局番 なし 107 でセンタ ーへ映像接続。
スマートフォン	MyPeople ¹³⁸ アプリを インストールした iOS や Android	事前登録不要。アプリ でセンターと 1:1 対話 を選択。相手の電話番 号と伝達内容を入力し て中継開始する。デー タ料金の過剰請求を防	—

¹³⁸ My People : スマートフォン用無料メッセージングのアプリ。Daum Communication 製。文字、映像の通信が可能。iOS と Android の両方に対応している。

		ぐため WiFi で利用することが推奨されている。	
	FaceTime ¹³⁹ (WiFi 環境の iOS), Tango ¹⁴⁰ (iOS,Android)	—	局番なし 107 には未対応。連絡先のセンターの電話番号を登録しアプリで選択し、センターと接続を確立して中継開始する。

(2) 遠隔手話通訳サービス

目の前にいる手話を知らない相手と会話をするとき、手話通訳者がその場に同行していない場合に利用できる。利用方法は映像中継サービスと同様である。

センターの専用ページに用意されている、遠隔手話通訳サービスの開始ボタンをクリックして、手話通訳を受ける電話番号を入力し接続ボタンを押すと、遠隔手話通訳サービスが開始する。

(3) VCO/HCO サービス

VCO (Voice-Carry-Over) サービスは、音声による発話が可能な聴覚障害者に特化したサービスである。利用方法は、センターの専用ページにある映像中継サービスのボタンを押して、オペレーターに「音声による発話が可能である」ことを伝えれば、利用者本人の音声そのまま相手に接続され、相手の話す内容が手話や文字で伝えられる。

HCO(Hearing Carry Over) サービスは、聴力が十分にあり発話の困難な利用者に特化したサービスである。センターの専用ページにある映像中継サービスのボタンを押して、オペレーターに「聞き取り可能である」ことを伝えれば、相手の音声そのまま利用者に伝えられる。

(4) 非障害者向け中継サービス

聴覚障害者へ音声で電話をかけたい場合に、局番なし 107 へ音声電話で接続する。オ

¹³⁹ FaceTime : 米国アップル社が開発したビデオ通話ソフト。iOS のみに対応している。

¹⁴⁰ Tango : 高品質のビデオ通話が可能なスマートフォン用アプリ。米国 Tango 社製。

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

オペレーターに接続したら、電話したい相手のビデオ電話または携帯電話の番号を伝える。中継が開始されると、伝えたい内容を音声で話し、オペレーターが手話で伝達し、相手が手話で話す内容を音声にして伝達する。事前登録の必要はない。

4.2 関連法令等の制定経緯

情報化振興院の通信中継サービスは 2005 年 11 月開始の試行サービスに始まる。情報格差を解消するための施策の後押しを受けて、通信中継サービスの研究と試行が推進し、2012 年 6 月に正式なサービスとして発足した。ここでは、情報格差の解消に関する施策や法令等の経緯を中心に考察する。

韓国では、1998 年～1999 年にかけて、「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法律」で障害者の情報アクセス権と行政側の責務を明文化し、「障害者福祉法」において国と地方公共団体の努力義務を規定した。

障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法律 1998 年 4 月 11 日施行

第 4 条 (アクセス権)

障害者等は、人間としての尊厳と価値および幸福を追求する権利の保障を受けるために、障害者等ではない人々が利用する施設や設備を他の人の手伝いなしに同等に利用し、障害者等ではない人々がアクセスできる情報に他の人の手伝いなしに自由にアクセスすることができる権利を有する。

第 6 条 (国及び地方公共団体の義務)

国及び地方公共団体は、障害者等が生活を営むにあたり、安全で便利な施設と設備を利用して情報にアクセスできるように様々な施策を講じなければならない。

障害者福祉法 1999 年 4 月 1 日施行

第 20 条 (情報へのアクセス)

① 国家及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報にアクセスし、その意思を表示することができるようにするために、電気通信および放送施設などを改善するように努力しなければならない。

1999 年 4 月、政府は IMF 経済危機から回復するため、国家競争力と国民生活の質向上を図り「創造的知識基盤国家」の創設を目指す「CYBER KOREA 21」を発表した。これは 2002 年までに世界でもトップ 10 に入る情報化先進国へ発展することを目標とする国家計画であった。韓国は、国をあげて情報化社会を目指してこの計画を推進し、世界有数の情報インフラを構築した。

この結果、韓国内のインターネット利用者は2,200万人を超え（当時の人口4701万人の約46.8%）、オンラインショップ、遠隔教育などオンライン情報の活用が生活の中に浸透した。一方、年齢、職業などの社会的環境や、地理的、身体的な条件等によりコンピューターやインターネットの利用に制約を受ける情報疎外階層が形成されるようになり、情報格差(Digital Divide)の問題が台頭した。2001年6月末時点の年齢や職業、地域、収入、性別によるインターネット使用率の格差を下表に示す。なお、下表にはないが、2000年6月末の障害者のインターネット使用率はわずか6.9%であったとされる。

	年齢による格差	職業による格差	地域による格差	収入による格差	性別による格差
上位階層	7～19歳	ホワイトカラー	ソウル	250万円以上	男性
利用率(%)	87.6	78.3	58.2	63	58.7
下位階層	50代以上	農漁業	忠南	150万円未満	女性
利用率(%)	7.3	4.5	37.6	38.7	44.6
格差(%)	80.3	73.8	20.6	24.3	14.1

(出典：「第1次情報格差総合計画」2001年)

このような情報格差は、職業の選択と収入の不利益をもたらす貧富の格差や文化的断絶が深刻化する。放置すれば、情報化の進展とともに格差の拡大が進み、最終的に政治的・経済的な社会参加の機会の阻害となって基本的人権が制限される。そればかりでなく、社会福祉費等の増加を招き国家全体の競争力の弱体化にもつながることになるとして、情報格差の早期解消は国家的な課題であると認識された。

2001年、国民による情報通信網の利用促進と個人情報の保護を目的に、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」が制定された。この法律により、情報格差の解消のための関連技術・機器およびアプリケーション・サービスの活用と普及が政府によって促進されることになった。

情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 2001年7月1日施行

第13条 (情報通信網の利用促進等に関する事業)

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

- ①情報通信部長官は、公共・地域・産業・生活・社会福祉等、各分野の情報通信網の利用促進及び情報格差の解消のために関連技術・機器及びアプリケーション・サービスの効率的な活用・普及を促進するための事業を大統領令が定めるところにより実施することができる。
- ②政府は、第1項の規定による事業に参加する者に対して財政および技術など、必要な支援をすることができる。

同年、情報弱者による情報通信網への自由なアクセスや情報の利用を保証し、国民の生活の質を向上させてバランスの取れた国民経済の発展に資することを目的に、「情報格差解消に関する法律」が施行された。この法律では、「情報格差」を「経済的・地域的・身体的または社会的条件により情報通信網を通じた情報通信サービスへのアクセスまたは利用できる機会における差」と定義し、低所得者・農漁村地域住民・障害者・高齢者・女性等を格差解消の対象に含めた。さらに、障害者・高齢者が情報通信サービスを便利に利用できるための必要な施策を講じることを、国と地方公共団体の義務とした。

情報格差解消に関する法律 2001年4月17日施行

第2条（定義）

- ①この法律で使用する用語の定義は、次のとおりである。
 - 1 「情報格差」とは、経済的・地域的・身体的または社会的条件により情報通信網を通じた情報通信サービスへのアクセスまたは利用できる機会における差をいう。
 - 2 「情報通信サービス」とは、情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律第2条第1項第2号の規定による情報通信サービスをいう。

第7条（障害者・高齢者の情報通信サービスの利用を保証）

- ① 国家・地方公共団体及びその他の公共団体は、障害者・高齢者が便利に情報通信サービスを利用できるように、必要な施策を講じなければならない。
- ② 情報通信サービス提供者は、そのサービスを提供するにあたり、障害者・高齢者のアクセスと利用便宜増進のために努力しなければならない。
- ③ 障害者・高齢者のアクセスおよび利用便宜増進のための情報通信サービスの種類・指針等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

2001年9月、政府は「第一次情報格差解消総合計画」を発表した。この計画によると、2005年までに全国すべての地域に超高速情報通信サービスを建設し、希望するすべての国民にインターネットの基礎教育の機会を提供し、障害者・高齢者など情報阻害階層のためのコンテンツを用意する。さらに、障害者のための情報通信技術の体系的な研究開

発を推進する等が盛り込まれた。聴覚障害者のための情報通信技術として、骨導式電話機の開発とオペレーターを介した文字電話サービスの一部提供が評価され、今後、音声と文字・手話の変換装置の開発及び字幕放送受信機の普及等が推進されることになった。

第一次情報格差解消総合計画に基づく諸施策の推進の結果、情報アクセスとインターネットの利用環境が大幅に改善され、情報格差は緩和された。2005年6月末現在の統計によると、国民全体の71.9%がインターネットを活用しているが、情報弱者のインターネット利用率は障害者41.0%、低所得層44.2%、高齢者(50歳以上)21.5%、農漁民23.0%で平均すると28.9%であった。これは、2001年の11.5%から約2.5倍の増加である¹⁴¹。

2005年の「第二次情報格差解消総合計画」では、2006年から2010年の間に、放送法等の放送アクセスに関連する法令の改定を目指すと同時に、ユニバーサルアクセスのための制度的基盤づくりとして、情報通信製品およびサービスごとのアクセスガイドラインの作成・普及、聴覚・言語障害者のための通信中継サービスの運営を推進することが発表された。さらに、携帯電話等の無線端末でも中継サービスが利用できるようシステムの継続的な改善を推進し、財源の確保および法制化等を通して、通信中継サービスの対象を段階的に拡大することが計画に盛り込まれた。2005年11月、当時の韓国情報文化振興院(KADO: Korea Agency for Digital Opportunity & Promotion)の中に、通信中継サービスセンターが設置され、パイロット事業として試行サービスが始められた。

2008年、韓国初の「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」が制定されると、第21条において電話等の通信中継サービスの提供義務が条文化されたが、罰則規定等がなく、理念や基本方針を明文化するに留まった。

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法 2008年4月11日施行

第21条 (情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務)

- ③ 「放送法」に基づいて放送物を送出する放送事業者等は、障害者が障害者でない人と同等に制作物やサービスをアクセス・利用できるように字幕、手話、点字や点字変換、補聴器、大きな文字、画面の読み取り・解説・拡大プログラム、印刷物音声変換出力機、音声サービス、電話などの通信中継サービスを提供しなければならない。

2009年、従来の「情報化促進基本法」を全面的に改正して「国家情報化基本法」が成立した。この法律によって、情報格差解消に関する調査研究や支援、教育、広報等を担

¹⁴¹ ソース：第二次情報格差解消総合計画(2005)。

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

っていた韓国情報文化振興院は、韓国情報社会振興院(旧 NIA : National Information Society Agency)と統合して情報化振興院(新 NIA)に改組された。韓国情報文化振興院の通信中継サービスは情報化振興院に引き継がれた。「情報格差の解消に関する法律」及び「同法施行令」は「国家情報化基本法」に吸収され廃止となった。

2009年8月25日発表の「障害者、高齢者等の情報通信アクセシビリティ向上のための推奨ガイドライン」(行政安全部告示第2009-45号)では、聴覚・言語障害のある利用者のために通信事業者が通信中継サービスを提供することが推奨された。

障害者、高齢者等の情報通信アクセシビリティ向上のための推奨ガイドライン

第7条 (通信事業者への推奨)

- ① 電気通信事業法第4条第2項の規定による基幹通信事業者と、同法第4条第3項の規定による別定通信事業者は、無理な負担がない限り、有線と無線音声電話サービスを提供するにおいて、聴覚や言語障害を持つユーザーのために、通信中継サービスを提供するようにする。
- ② 電気通信事業法第4条第4項の規定による付加通信事業者のうちコンテンツを提供する事業者は、無理な負担がない限り、視覚障害を持つユーザーのために、画面に使用された重要な意味を提供するグラフィックス情報を音声出力装置の利用が可能なテキスト形式の情報と一緒に提供するようにする。
- ③ 電気通信事業法第4条第4項の規定による付加通信事業者のうちコンテンツを提供する事業者は、無理な負担がない限り、聴覚障害を持つユーザーのために重要な意味を伝達する音声情報を視覚的に認知することができるテキスト形式の情報も一緒に提供するようにする。

2011年、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が改正されて、通信事業者による通信中継サービスの提供義務の規定が一層明確になった(第21条第4項)。また、同法施行令によって、インターネット通信事業者は2014年5月12日にインターネット電話による通信中継サービスを開始しなければならないことになった。

障害者差別禁止および権利救済等に関する法律施行令 別表3の2

[別表3の2]<新設 2011.5.19>

基幹通信事業者の段階的範囲 (第14条第7項関連)

- 2 インターネット電話サービスを提供する基幹通信事業者は、2014年5月12日から、サービスに対して通信設備を利用した中継サービスを提供しなければならない。

2012年6月29日、放送通信委員会は、告示「通信設備を利用した中継サービス提供などに関する基準」（放送通信委員会告示第2012-4号）を制定し、放送通信委員会が通信中継サービスセンターを設置し情報化振興院にセンターの運営を委託すること、通信事業者は通信中継サービスセンターで発生する通信費等の分担や中継サービスシステムの高度化のために技術支援の協力を行うこと等を定めた。こうして、韓国における公的電話リレーサービスの制度が正式に発足した。

【コラム】事業者の抵抗は？

通信中継サービスの提供義務を課せられている通信事業者は、KT、SK ブロードバンド、LG U+の3社であり、いずれも韓国を代表する通信会社である。当初は、通信事業者による通信中継サービスの実現に対し、事業者より強い抵抗があった。そこで、通信3社ではなく、政府機関である情報化振興院に委託する形で通信中継サービスが始められた。2012年現在、運営費は政府が負担し通信費も政府が負担しているが、2013年度からは通信事業者が通信費を負担する。

【コラム】情報格差解消施策の効果

韓国では、障害者、高齢者、低所得者等を対象に、情報格差の解消施策を進めてきた。その効果について、韓国情報化振興院が発表した「障害者の情報格差の実態調査」のデータを基に考察する。ここでは、情報格差の指標としてインターネットの使用率を用いる。

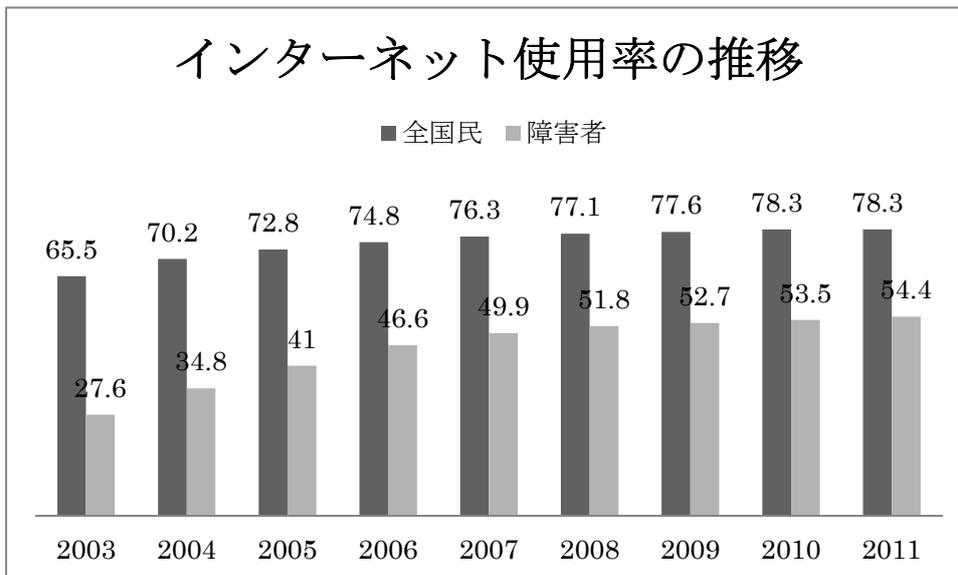
表1のグラフは、インターネット使用率における一般国民と障害者の2003年～2011年の推移を表したものである。2003年の格差が37.9%（65.5と27.6の差）であったのが、年々縮小し、2011年には23.9%（78.3と54.4の差）に圧縮されている。

表2のグラフは、一般国民と障害者の間の格差が年とともに漸減していることを示している。2001年の情報格差解消に関する法律の制定以来、さまざまな情報格差解消の施策が推し進められた結果が格差の縮小に反映されているといえる。

表3の2011年の障害の種別によるインターネット使用率を見ると、視覚障害者とともに、聴覚・言語障害者の使用率（48.3%）は、障害者平均（54.4%）のそれを下回っている。

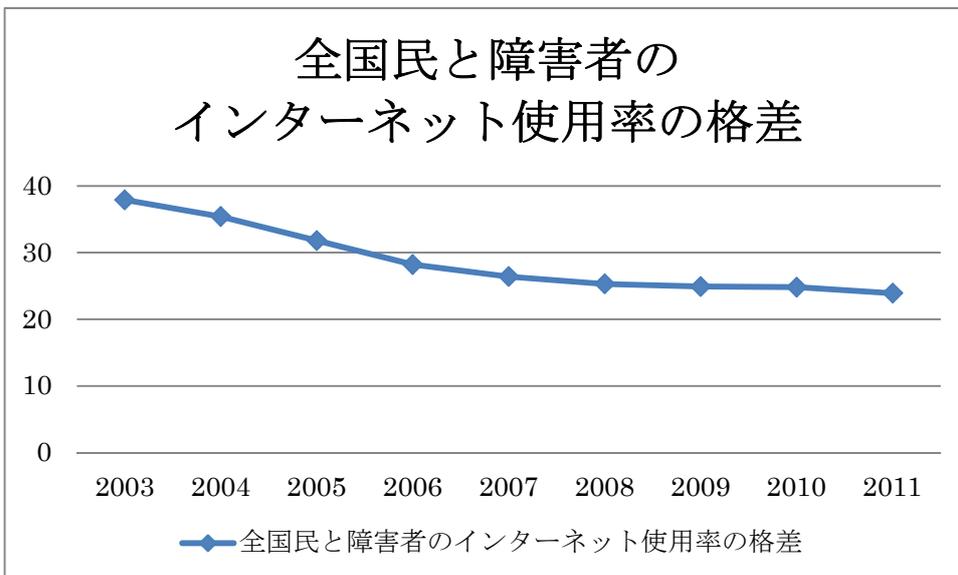
表4は、障害者を含む情報弱者のインターネット使用率の2008年～2011年の推移をグラフ化したものである。年度を追うごとに右上がりになっていることから、障害者だけでなく、他の情報弱者に対しても情報格差の解消施策が一定の成果を挙げていることが読み取れる。

表1 インターネット使用率の推移



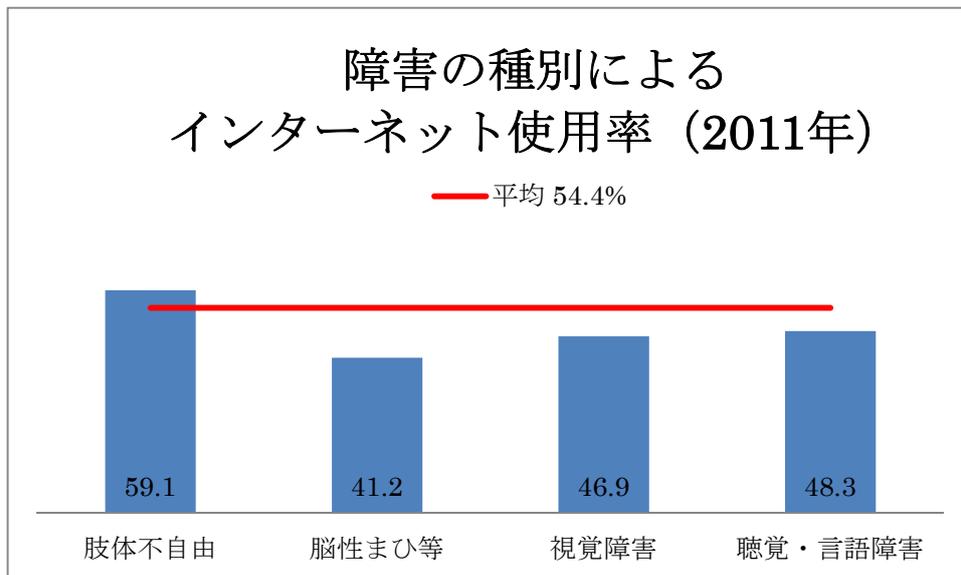
(韓国情報化振興院「障害者の情報格差の実態調査」をもとに作成)

表2 一般国民と障害者のインターネット使用率の格差



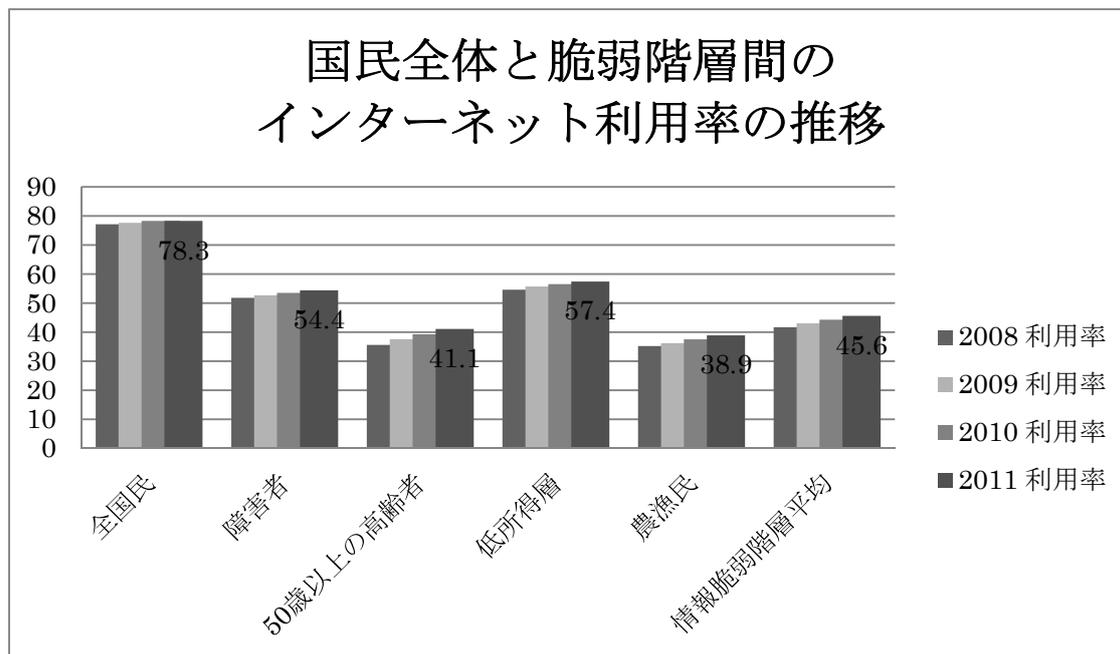
(韓国情報化振興院「障害者の情報格差の実態調査」をもとに作成)

表3 障害の種別によるインターネット使用率



(韓国情報化振興院「障害者の情報格差の実態調査」をもとに作成)

表4 国民全体と脆弱階層のインターネット使用率の推移



(韓国情報化振興院「障害者の情報格差の実態調査」をもとに作成)

5. 聴覚障害者のための意思疎通支援—手話通訳サービス

5.1 意思疎通支援—手話・文字等の正当な便宜供与の状況

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が成立したことにより、聴覚障害者は、教育や雇用、医療、司法・行政手続き等、日常生活のさまざまな場面で、意思疎通のために手話や文字等による正当な便宜の供与を受けることが可能になった。該当機関がこれを供与しない場合は差別であり、過度な負担にならない限り該当する便宜を供与しなければならない。(第21条「情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務」)

同法が施行される前は、このような配慮は提供されなかったか、あるいは部分的に提供されることがあったとしても基本的人権としてではなく福祉のレベルで実現されたに過ぎなかった。同法施行後は、義務として正当な便宜を供与しなければならず、もし供与しなければ差別又は違法と見なされて、法的処罰や指導の対象となる。

(1) 意思疎通支援者への差別行為禁止

障害当事者の関係者として手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内等のために障害者の代理または同行する等、障害者の意思疎通を支援する者に対しては、誰も正当な事由なしに、これらの活動を強制・妨害したり、不当な処遇をしたりしてはならない(第20条「情報のアクセスにおける差別禁止」)。

(2) 教育

聴覚障害者が在籍している教育機関では、本人の学習参加や教育に不利益が生じないように、手話通訳や文字通訳(筆記)、字幕、補聴器等の意思疎通手段を積極的に提供しなければならない(第14条「教育における正当な便宜供与義務」)。ろう学校は、以前は27校あったが、人工内耳の手術が増え、地域の学校への転出が続いたことで、16校に減少している。

国立 聾学校(学級)：1校(33学級)

公立 聾学校(学級)：3校(50学級)

私立 聾学校(学級)：12校(245学級)

他に、聴覚障害児と知的障害児と一緒に学んでいる学校もある。

なお、2007年の特殊教育法制定により、2010年から障害児教育における就学前教育および高校課程までの全教育課程が義務教育化された。すべての障害者は3歳から17歳まで無償で教育を受けることができる。

(3) 国、地方公共団体、事業者

国や地方公共団体および、30人以上の従事者がいる事業所で聴覚障害者を雇用する場

合、障害者でない人と同等の労働条件で働くことができるよう、正当な便宜を供与しなければならない。意思疎通に不便があれば手話通訳等の意思疎通支援者を配置し、障害者でない人と同様の業務を遂行できるようにしなければならない。例えば、ろう者が就職した民間会社において必要なときに手話通訳者が派遣されないことは差別である。手話通訳は福祉サービスではなく権利である。しかしながら、韓国では一般の就職でも非常に厳しい状況にあり、会社に就職ができるろう者や障害者の数が限られ極めて少ないのが現状である。

(4) 公共機関

国、地方公共団体、特殊法人、学校、公営企業、地方公社、地方公団等の公共機関が主催または主管する行事に障害者が参加できるよう、意思疎通のために、手話通訳、文字通訳、補聴器等、必要な支援を行わなければならない。公共機関が主催・主管する行事に聴覚障害者が参加を希望する場合は、7日前までに手話通訳等の支援を要求することができる。例えば、学校行事に聴覚障害者が参加する場合、7日前までに手話通訳者による支援を学校に要請することができ、学校は手話通訳による支援を提供しなければならない。

(5) 司法・行政手続き

司法・行政手続きに関する公共機関及びその所属する者は、司法・行政手続やサービスを聴覚障害者が障害者でない人と実質的に同等のレベルで利用することができるよう、手話通訳者等の意思疎通支援による正当な便宜を供与しなければならない（第26条「司法・行政手続き及びサービス提供における差別禁止」）。司法機関においては、民事訴訟法で、聴覚・言語障害者のための通訳について規定している（民事訴訟法第143条「通訳」）。しかしこの規定は、手話以外の通訳や文字通訳等のさまざまな意思疎通手段を包括していない。障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律の成立によって、司法機関は、事件の関係者について、意思疎通や意思表示に困難がある障害の有無を確認し、その障害者が刑事司法手続きで助力を受けることを申請した場合、正当な事由なくこれを拒否してはならず、必要な措置を講じなければならない。最近の改正(2013年4月23日施行)では、当該障害者が刑事司法手続きの助力を受け取ることおよびその具体的な助力の内容を知らせなければならないことが追加された。刑事司法手続きの助力を受ける方法を知らない障害者が、結果として正当な便宜を受けられず、不利な処遇を受けることのないように対応することが必要になった。

韓国中央の忠清北道（チュンチョンプクト）にある鎮川（チンチョン）警察署は、2013年3月20日、道内の警察署で初めて、聴覚・言語障害者のためにオンラインビデオ手話通訳システムを導入し本格的運用を開始した。これまでは、手話通訳者がいないと正確

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

な意思伝達が困難であり、スマートフォンで映像通訳を利用しようとする高い料金が課金され経済的な困難が加わる等の問題があった。このシステムは、ソウルにある情報化振興院の「107 手話音声センター」と警察署の主な苦情部門や派出所、交番など計 10カ所に設置したもので、鎮川手話通訳センターの関係者も試験通訳に協力した¹⁴²。

(6) 医療機関

釜山のある私立病院(釜山聖母病院)は 2009 年に 2202 人の聴覚・言語障害者の患者に対して 5328 件の手話通訳サービスを提供したことを明らかにした。この病院は 2004 年に部分的な手話通訳サービスを導入したのに続き、2007 年から病院独自の予算をかけて常駐の手話通訳者 2 名を採用し、病院内の受付から診療が終了するまで診療の全過程に手話通訳サービスを提供している¹⁴³。

医療分野における意思疎通支援の義務規定は、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令別表 3、および障害福祉法に明記されている。それによると 2013 年 4 月 11 日までに、すべての医療機関で意思疎通支援のために正当な便宜を供与しなければならないことになっている。しかしながら、現実が追い付かないのが実情である。例えば、2012 年 10 月、APDF (アジア太平洋障害者フォーラム) や RI (国際リハビリテーション協会)、UN ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会) 等、障害者関連の国際会議が相次いで開かれた仁川 (インチョン) 広域市では、同地域にある 15 の総合病院のうち手話通訳者を配置しているのは皆無であった。

韓国南部の全羅北道 (チョルラプクト) に立地する南原(ナムウォン) 市では、2012 年 11 月、市と市内の 5 つの病院と地元の手話通訳センターが協定を結び、5 つの病院で、聴覚・言語障害者の診療や苦情を処理するための手話通訳サービスを提供する。このシステムでは Web カメラとヘッドセット等の機器で全羅北道手話通訳センターまたは南原市手話通訳センターに接続し 24 時間の手話通訳サービスを提供することになっている¹⁴⁴。

(7) 行政サービス

政府請願案内センターや保健福祉部では行政サービスを提供するために、コールセンターを運営している。そこでは、Seetalk という民間のインターネット電話事業者の映像リレーサービスと連携して、手話や文字による相談の受付を行っている。Seetalk は、韓国のろう者の間でもっとも普及しているインターネット電話のサービス事業者であり、韓国聾啞人協会や各地の聴覚障害協会、手話通訳センターにも Seetalk のビデオ電話機が設置されている。

¹⁴² ソース：IBS 中央放送 <http://ibstv.kr/new/?m=bbs&bid=openbbs&uid=5244>

¹⁴³ ソース：医協新聞 <http://www.doctorsnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=61846>

¹⁴⁴ ソース：全北道民日報 <http://www.domin.co.kr/news/articleView.html?idxno=962812>

政府請願案内コールセンター（局番なし 110）

すべての行政機関の業務に対するデータベースを構築し、政府業務に関するすべての質問が解決できるようサービスを提供する。

相談内容：官公署案内、税務等の一般生活、政府請願、政府政策など

文字メッセージ相談

言語聴覚障害者など脆弱階層および新世代の利用便宜のために、携帯電話の文字メッセージによる相談サービスを実施している。

携帯電話文字メッセージサービス（局番なし 110）

利用時間：平日 08:00～21:00 / 土曜日 09:00～13:00

利用料金：文字メッセージ送信 1 件当たり 20 ウォン(別途情報利用料なし)

手話相談

利用対象者：Seetalk 映像電話サービス利用者

利用方法：局番なしの 110 番

利用時間：平日 09:00～18:00 (ホームページで相談予約可能)

保健福祉コールセンター（局番なし 129）

全国どこでも局番なしの 129 番に電話すれば、必要な保健福祉関連情報とサービスを提供する。

相談分野：民生安定支援、所得保障、福祉サービス、健康生活、緊急支援(児童虐待、アルコールなど)

聴覚・言語障害者のための手話相談

相談時間：平日 09:00～18:00

※インターネットと映像電話機を具備した場合のみ可能

(映像サービス通信会社：Seetalk Communication)

(8) その他の機関

2011年4月28日の新韓銀行を皮切りに、2012年6月26日のCJオーショッピング、そして2013年3月22日、サムスン火災海上保険、KB国民銀行、仁川国際空港、ソウル大学病院、ソウル峨山(アサン)病院等の企業・病院が、Seetalkの加入者を対象にビデオ電話を使った聴覚・言語障害者のための手話相談サービスを開始した。電話番号はそ

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

れぞれ異なる¹⁴⁵。これらの企業・病院は手話通訳者等の意思疎通支援者を自分で配置する代わりに、第三者の提供する電話リレーサービスと連携して、意思疎通における正当な便宜の供与を図っている。

(9) 情報通信・意思疎通に関する国家人権委員会への救済申立

下表によると、国家人権委員会への救済申立の件数は、2008年の同法施行後、急増している。

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
申立総件数	189	358	389	1081	824	1159	1380	1685	2675
うち障害事由	33	18	54	121	115	246	635	711	1642
障害比率(%)	17.5	5.0	13.9	11.2	14.0	21.2	46.0	42.2	61.4

(出典：崔栄繁「韓国の障害者関係法制」)

2010年の国家人権委員会の報告データによれば、国家人権委員会に救済申立のあった案件のうち、情報通信・意思疎通に関する申立では506件であった。これは他の分野と比べても抜きんで多い。その内容で一番多いのはウェブアクセスに関する約200件であるが、他に、手話が提供されていない、発達障害者の意思疎通に関するもの、役所関係の手続きの説明が分かりにくいといった内容の救済申立もされている。本来は個人が救済申立するものであるが、実態として、障害者団体による救済申立の方が多という説明であった。

雇用	教育	財・用役	建物への アクセス	移動・交 通手段	情報・意 思疎通
81	55	285	262	99	506

保健・金 融	文化・芸 術・体育	司法行政	参政権	いじめ等	その他	計
65	36	21	13	172	82	1677

(出典：崔栄繁「韓国の障害者関係法制」)

5.2 意思疎通支援の段階的適用

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が規定する正当な便宜の供与義務の適用される範囲と適用開始日は、同法施行令にて定めている。これによると、意思疎通における支援の適用範囲は、下表のように、対象毎に適用開始日が異なり、段階的に拡大することになっている。まず、国や地方公共団体、公共機関、大規模な民間事業者、特殊

¹⁴⁵ ソース：<http://www.seetalk.net/>

学校・学級、総合病院、福祉施設等から適用を開始し、民間事業者は規模の小さい方へ、例えば従業員数の規模が300人→100人→30人のように、順次展開する。

情報通信・意思疎通における手話・文字等の正当な便宜供与の段階的適用

適用開始日	対象となる行為者等
2008年4月11日	「放送法」に基づいて放送物を送出する放送事業者等
2009年4月11日	公共機関 国・公立・私立特殊学校 特殊クラスを設置している国・公立幼稚園 特殊学級設を設置している国・公立の小中学校 障害児専門保育園 総合病院 福祉施設 施設物関連行為者 労働者300人以上の事業所の雇用者 労働者300人以上の事業所の労働組合 国家・地方公共団体
2010年4月11日	国・地方公共団体所属の文化財団 文化芸術振興および文化芸術活動の支援機関 国立中央図書館 公共図書館 国・公立博物館、国・公立大学博物館 国・公立美術館、国・公立大学美術館
2011年4月11日	国・公立幼稚園 国・公立・私立の小・中学校 国・公立・私立の小・中学校・高校 国・公立と法人保育園の乳幼児100人以上の施設 英才学校、英才教育院 病院、歯科病院、漢方病院、療養病院 労働者100人以上の事業所の雇用者 労働者100人以上の事業所の労働組合
2012年4月11日	民間総合公演場（観客席1,000席以上） 私立大学博物館 私立大学美術館

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

2012年5月12日	基幹通信事業者の通信中継サービス
2013年4月11日	私立幼稚園 生涯教育施設 (1000㎡以上の) 教育訓練機関・職業訓練機関 研修機関 国・公立保育園と法人が設置した保育園 中央教育研修院、専門教育訓練機関 体育施設 その他の医療機関、医療関係者 すべての法人 労働者30人以上の事業所の雇用者 労働者30人以上の事業所の労働組合
2014年5月12日	インターネット電話の通信中継サービス
2015年4月11日	民間一般会場 映画館 (スクリーン数300席以上) 彫刻公園、文化の家 福社会館、文化体育センター、 青少年活動施設、地方文化院 私立博物館 (展示室の床面積500㎡以上) 私立美術館 (展示室の床面積500㎡以上)

5.3 手話通訳センター

聴覚障害者のための意思疎通支援を推進する主要リソースとして大きな役割を期待されているのが、全国に184か所ある手話通訳センターである。これら手話通訳センターは韓国聾啞人協会が主体となって運営している。手話通訳センターでは、手話通訳を派遣する他に、相談、就業斡旋、手話教育、電話リレーサービスセンターへの派遣等の業務を遂行している。夜間・休日の対応も行っている。

1981年、障害者福祉法制定により職業領域における手話通訳が認められるようになった。1991年制定の障害者雇用促進法にて手話通訳の公的保障が導入された。1997年、韓国聾啞人協会が手話通訳士の資格試験を開始し、1999年に手話通訳センターを開所した。

2000年、障害者福祉法に規定される「障害者地域リハビリテーション施設」として、手話通訳センターに関する事項が同法の施行規則で定められた。

障害者福祉法

第 58 条（障害者福祉施設） ①障害者福祉施設の種類の種類は、次の各号のとおりである。

1. 障害者居住施設：居住空間を活用して一般家庭で生活するのは難しい障害者に一定期間居住・療養・支援などのサービスを提供するとともに、地域社会の生活を支援する施設
2. 障害者地域リハビリテーション施設：障害者を専門的に相談・治療・訓練したり、障害者の日常生活、余暇活動や社会参加活動などを支援する施設
3. 障害者の職業リハビリテーション施設：一般的な作業環境では、仕事するのは難しい障害者が特別に用意された作業環境での職業訓練を受けたり、職業生活をできるようにするサービス
4. 障害者医療リハビリテーション施設：障害者の入院または通院して相談し、診断・判定、治療などの医療リハビリテーションサービスを提供する施設
5. その他大統領令で定める施設

②第 1 項各号の規定による障害者福祉施設の具体的な種類の事業等に関する事項は、保健福祉部令で定める。

その後は 5 年計画で進み、現在は全国で 184 箇所に手話通訳センターが設置されている。基本的に、手話通訳センター 1 か所につき手話通訳士有資格者 3 名と聴覚障害者の通訳士 1 名の 4 人体制を配置している。このうち 16 箇所は手話通訳地域支援本部に位置づけられ人員も 6 人に増員している。予算の関係で 2 人あるいは 3 人だけ勤務しているセンターもある。当初は費用の全額が国の予算負担で運営されていたが、2005 年からは国と地方公共団体で負担する仕組みに変わっている。

手話通訳センターには手話通訳活動のために公用車が国の予算で配置されている。手話通訳センターの勤務時間は 9 時～17 時。職員は 60 歳で退職する。退職後の年金も保障されている。

2012 年 6 月末基準での年間派遣件数は 906,602 件である。ソウルの手話通訳センターの運営費用は年間 1 億 5000 万ウォン、地方では 8000 万ウォン程度かかっている。3 年計画で手話通訳センターの実態を調査することになっている。

警察、裁判、教育、病院の手話通訳料の目安は以下の通りである。

警察：手話通訳費（1 時間）35,000 ウォン

追加支給金（1 日）24,000 ウォン

夜間及び長距離通訳費は宿泊費と交通費を実費で支給。

裁判：民事裁判の場合、手話通訳費は支給されない。

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳 —アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

刑事裁判の場合、支給を受け取ることは出来ない。

裁判所及び検察庁は時間当たり、34,000 ウォン支給する。

教育：手話通訳費（1時間）70,000 ウォン～100,000 ウォン。

病院：聴覚障害者が手話通訳センターに依頼し、手話通訳士が同行して病院を訪れる場合が多く、病院によっては要請すれば手話通訳手当を支給する所も稀にある。

フリーの手話通訳者も存在する。多くは、韓国福祉放送局、ケーブルテレビ局、医療機関、大学の聴覚障害学生への手話通訳、障害者団体等で仕事をしている。彼らは手話通訳センターが設置される前から活動している人たちが多く。現在は、派遣の依頼は手話通訳センターを通すようにしている。

手話通訳士の資格制度については、1997年に韓国聾啞人協会が試験を始め、2006年に国の公認資格制度となった。試験実施のための試験委員会が置かれている。合格基準は筆記試験と実技試験それぞれ60点以上であるが合格率は低い。資格取得のためには、合格の後、研修を受ける必要がある。資格を取得した後も5年以内に50時間の補講を受講する必要がある。聴覚障害者通訳士の試験は、筆記試験と読み取り試験である。聴覚障害者通訳士は、手話通訳士とろう者の中継通訳を行う。

手話通訳士を養成する機関は

- ・韓国聾啞人協会傘下の道・市協会及び支部、または手話通訳センター
- ・ソウル手話専門教育院（ソウル市聾協会運営）
- ・ナザレ大学および同大学院手話通訳学科
- ・国立福祉大学手話通訳学科

等があり、他に、聴覚・言語障害者関係の宗教団体等でも手話通訳士の養成を行っている。一般学校で学んだ聴覚障害者が手話を学ぶために、手話通訳センターで手話を学習することも可能である。

5.4 文字通訳（筆記）等の意思疎通支援

日本には意思疎通支援の一つとして要約筆記というサービスがあるが、韓国にはそのような一般の文字通訳（筆記）サービスがない。大学に学ぶ聴覚障害学生への支援サービスとして音声をそのまま文字にするサービスはある。タイピングを使い、手書きによる筆記サービスはない。

日本の要約筆記のように音声の内容を要約するといった考え方は韓国にはない。ハンゲルは発音をそのまま文字表記にしたものである。したがって韓国のテレビ放送における字幕と同じく、音声をそのまま文字にすることは難しいことではない。ただし、発音

が正確にわからないため、ハングルの読み書きが苦手なろう者も中にはいるようである。

【コラム】 盲ろう者の状況

現在、韓国の諸制度において、盲ろう者を定義する概念はまだない。盲ろう者や通訳・介助者の全国調査は未実施であり、重複障害の中に数えられている。このため、正確な人数が把握できておらず、盲ろう者の団体は未設立である。

ナザレ大学に在学しているある盲ろうの学生は、大学が提供する視覚障害学生サービスと聴覚障害学生サービスの両方を利用している。盲ろう独自の支援サービスはない。講義中は、PC通訳を受けてブレイルセンスで情報を受信する。代筆サービス（ノート記入）や視覚障害学生向けのサービスである講義内容のファイルを自宅のPCに送信してもらいサービスも活用している。家庭では、家事支援と視覚障害者向けの移動支援の介助サービスを受けている。移動支援サービスは、移動中の意思疎通に困難があるのであまり利用していない。

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が成立しても、盲ろう者を巡る環境に変化はなかった。国家人権委員会が、保健福祉省に対して「盲ろう児の教育をきちんと行うように」と勧告を出したが、実際にはまだ実施されていない。

盲ろう者同士の交流は、お互いに遠距離であること、移動の方法や集う場所が無いなどの理由で直接会うことは困難である。週に1回3時間ほど、Eメール、ツイッター(twitter)、フェイスブック(Facebook)を活用して会話している。盲ろう者同士のコミュニケーション方法は点字、指点字、触手話、パソコンなど様々であり、スムーズな会話のためには、通訳・介助員のサポートが必要である。盲ろう者のための通訳・介助員の養成も大きな課題である。

5.5 韓国聾啞人協会

手話通訳センターの運営主体である社団法人韓国聾啞人協会は、韓国を代表する聴覚障害者の団体である。1946年朝鮮聾啞福祉協会として発足し、1959年世界ろう連盟(WFD)に加盟した。1980年8月30日に韓国保健福祉省により社団法人韓国聾啞人協会として認可されて、現在に至っている。会員数は約45000人、職員数17名である。手話通訳士や難聴者、中途失聴者等の活動団体は韓国に無く、韓国聾啞人協会に入会する。

韓国聾啞人協会の主な事業として、

- ・ 国家公認手話通訳士試験、教育、管理

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳 —アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

- ・通訳専門者養成
- ・聴覚障害者通訳士資格認定試験、管理
- ・インターネット放送（韓国聾啞放送）の運営
- ・手話の研究事業、韓国手話教材の発刊及び手話映像物の製作
- ・障害者映画祭などの韓国映画制作事業
- ・人権相談および就職リハビリ相談

等がある。韓国聾啞放送については、韓国聾啞人協会の事務所内にスタジオがあり、自主番組を制作・インターネットで放送している。

国際的なところでは、韓国聾啞人協会は、2012年アジア太平洋障害者フォーラム（APDF）共同代表団体、障害者差別禁止法推進連帯の共同代表団体、障害者等級制及び扶養義務制の廃止の連帯共同代表団体等、他の障害者団体とのネットワークを形成し、これらの連帯活動を通し共通の課題に協力して取り組んでいる。

今後の課題として、韓国聾啞人協会は、

- ・韓国手話基本法の制定
- ・手話を使用するろう者と老人性難聴または中途失聴者を対象とした包括的なサービスの提供（手話通訳センターから聴覚障害者支援センターへの機能転換）
- ・韓国聾啞人協会会館の建設

（基金募金事業を2005年から展開し、現在までに10億ウォンの寄付金が集まっている。）

を挙げている。韓国にも「介護者支援制度」があるが、現在は身体障害者を中心にした制度で、手話通訳が入っていない。これを改正して手話通訳を介護サービスの中に入れてほしいという意見が協会一部の中にはある。

6. 考察とまとめ

第IV章では、韓国における情報通信アクセスの事例として、障害者放送と電話リレーサービスを取り上げた。いずれも、基金等による政府予算の助成を受け、2008年と2010年の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律の制定・改正によって関連する諸法令等が見直されて、放送事業者や通信事業者による提供義務が明確に規定されるようになったものである。さらに、雇用、医療、行政手続き及びサービス等、聴覚障害者の日常生活においても、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律の制定を受けて、手話通訳センターや通信中継サービスの活用を中心に、手話通訳者による意思疎通支援の提供範囲が段階的に拡大している状況であることを報告した。

韓国の障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律は、障害者の権利を守るためというより、むしろ、あらゆるサービスを提供する事業者や国家機関での提供義務を観点にしている。このような法律が成立した背景として、障害当事者自身による要請運動が繰り返し行われたこと、大統領選挙で公約した内容を政策の中で実現する強権的な大統領制度、国全体が一体となって情報化社会先進国を目指し、情報格差を解消するためのさまざまな取り組みが政府の主導で実施されたこと等を挙げることができる。

とりわけ、TVの放送番組に一部でも字幕等の視聴サービスがつかないことは、障害者への差別にあたることとした韓国行政の立場は特筆に値する。そして、通信事業者の代わりに中央政府機関が委託を受けて公的電話リレーサービスを運営する仕組みは、米国には存在しない独特の形態であり非常に注目に値する。デジタルディバイド(情報格差)解消のための施策の対象に当初から障害者を含めたこと、放送行政においても障害当事者が障害者放送委員会等に参加する等、高く評価できる点は多々ある。

また、教育、雇用、医療、行政手続き及びサービス分野等における意思疎通支援の提供義務が明記されたことによって、手話通訳者の派遣や設置が必要になる場面が増加することが予想されている。韓国には、聴覚・言語障害者が約26万人いるが、全国184か所の手話通訳センターで待機している手話通訳者は全部合わせても約740名である。手話通訳者1人当たり約350名の聴覚・言語障害者を担当する計算になる。手話通訳者の人的リソース不足が懸念される中で、韓国が得意とする情報通信技術(ICT)を活用した通信中継センターが果たす役割はますます重要になり、寄せられる期待も大きい。

一方、課題もある。放送法において、TVCMは障害者放送の範囲外とされた。目標として定められている手話放送の編成比率は最高でも放送業界全体の平均率(5.1%)を下回る5%に留まり、事業者によっては現状維持を許し、より一層の改善を促す目標とはなっ

第IV章

韓国の障害者放送・電話リレーサービスと手話通訳

—アジア情報化社会先進国に見る情報アクセスと意思疎通

ていない。TV画面における手話通訳のワイプ画像の大きさに関する規定がない。韓国映画やインターネット放送番組への字幕や手話の付与も規定されていない。正当な便宜として供与される意思疎通の手段の中に、磁気ループを始めとする集団補聴支援機器の記述がないかあるいは曖昧である。盲ろう者に対する支援の記述がない。このように、現行の法体系にまだ不備が残っているのは否めない。

さらに、障害者の権利の救済機関として国家人権委員会を指定しているが、日本には存在しない国家機関であり、制度的な相違を考慮する必要がある。過度な負担や著しく困難な事情がある等の正当な事由があれば正当な便宜を供与しなくてよいという例外も認めている。いわゆる「合理的差別」の基準が明確でなく、境界線をどこにおくかは国家人権委員会の判断に委ねられている。

これらは、主として法制化を先に急いたために派生した結果とも考えられるが、韓国は、その時点での出しうる最良の解を法律として成立させ、随時改正することでより良いものへ改善していこうとしていることは確かなようである。

参考文献リスト

韓国の法令については韓国法令情報センターの公式法令情報提供サイト (www.law.or.kr)を参照した。

- (1) 「韓国現代史」 木村幹著 中央公論新社 中公新書
- (2) 「韓国の障害者差別禁止法制」 崔栄繁 内閣府差別禁止部会第4回(H23.5.23) 資料2
- (2) 「障害をもつ人の憲法上の権利と『合理的配慮』」 青柳幸一 筑波ロー・ジャーナル4号(2008.9)
- (3) 「国内外における字幕放送等に関する調査研究報告書」 総務省 デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会 平成23年
- (4) 「韓国図書館の障害者サービスの現状と課題」 宇治郷毅 同志社大学図書館学年報2011
- (5) 「韓国における障害者差別禁止法に関する視察報告」 日本弁護士連合会人権擁護委員会 2012年
- (6) 総務省 情報通信白書 平成13年度～平成24年度
- (7) 「障害者放送ガイドライン」 韓国放送通信委員会 2011年
- (8) 「放送研究と調査」2010年12月号 NHK放送文化研究所
- (9) 「障害者の情報格差の実態調査」 韓国情報化振興院 2003～2011年
- (10) 韓国第一次(2000)および第二次(2005)情報格差総合計画
- (11) 韓国における情報化政策の状況に関する調査 情報処理推進機構 2003年度(平成15年度)成果報告集
- (12) The history of human rights of Deaf in Korea (DVD) 韓国聾啞人協会 2012年
- (13) 韓国保健福祉部の作成資料 2012年

第Ⅴ章

日本の障害者制度改革と情報アクセス・コミュニケーション保障

1. 歴史的な転換期

2009年12月8日はわが国の障害者政策の歴史において記憶に残る日となった。この日の閣議決定により「障がい者制度改革推進本部（以下、推進本部）」が内閣に設置された。その後、この推進本部の下に設置された「障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）¹⁴⁶」の最初の会議が2010年1月12日に開催された。この推進会議は、改正障害者基本法第32条によって新設された障害者政策委員会（2012年7月23日第一回開催）に承継されるまでの二年半にわたって38回開催された。この推進会議の設置がわが国において大事件ともいえる画期的な歴史的出来事となった。

この推進会議が画期的な理由として次の3点を挙げることができる。

一つは、障害のある当事者（以下、障害者）の参加を本格的に取り込んだ歴史的な試み。

二つは、官僚（行政）主導による会議の運営から、会議を構成するメンバー（構成員）主導による運営を試みる壮大な実験。

三つは、障害者が主体の会議モデルを構築することに意欲的な挑戦。

裏を返せば、わが国では障害者が主体となって障害者政策に参画する状況になかったといえよう。障害者が障害のない人と共に生きる、いわゆる「共生社会」を築くためには、障害者が今までどのような扱いを受けてきたのか、社会が障害者をどのように扱ってきたのかを知る必要がある。つまり、障害者が保護される存在として生かされてきたのか、それとも権利の主体として生きることができたのかである。

また、障害のある構成員（メンバー）が参加する会議で決める政策の中身も大切であるが、政策を決める過程（プロセス）において障害者がどのように関わってきたのか、そこにこそ社会の縮図が読み取れるのである。

¹⁴⁶ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#kaigi> 参照

2. 障がい者制度改革推進会議

2.1 推進会議のアクセシビリティと合理的配慮

推進本部の設置目的は、障害者の権利に関する条約（以下、権利条約）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとなっている。

そして、この推進本部のもと障害者施策に関する意見を求めるために推進会議が設置された。この推進会議の構成員は24名、オブザーバー2名、併せて26名となっており、構成員24名のうち11名が障害者、オブザーバー2名のうち1名が障害者（盲ろう者）である。会議を構成する障害者は、ろう者、難聴者、盲ろう者、聴覚障害者、肢体不自由者、精神障害者、知的障害者と多様である。そのため会議参加のための取り組みも多種多様になった。会議には、手話通訳、要約筆記通訳、指点字通訳がついた。さらに知的障害者には支援者が一人つき、会議内容の理解や適切な発言をするために必要に応じて支援者と相談することができる。推進会議で使用する言語は、音声言語である日本語である。推進会議での日本語へのアクセスが、コミュニケーション・バリアを抱える障害者にとって大きな関門であった。難聴者のために磁気ループを配備して補聴器で音声を聴きながら、文字（要約筆記）も読み取れるようにした。手話でのコミュニケーションを主な手段とするろう者には、手話通訳者を3名配置した。さらに介助者を二人配置し、介助者が手話通訳者の近くに紙資料を寄せて、手話通訳を見ながら同時に紙資料も見ることができるようにした。盲ろう者には、指点字を指の触覚機能を駆使して聴き取るようにした。目の見えない構成員には点字での資料を事前に配付した。知的障害者には資料の漢字に振り仮名（ルビ）をつけた。

音声言語である日本語で審議する会議で、通訳を必要とする構成員は、必要としない構成員に比べて不利になりやすい。それは発言（意見表明）を求める時である。通訳を利用している構成員が発言を求めて挙手をするタイミングがどうしても遅れてしまう。そのため議事進行を務める議長代理は、時間的不利を背負う盲ろう者、知的障害者、難聴者やろう者を優先的に指名した。議事進行を務める議長代理自身もほとんど目が見えないので、隣に座っている介助者が挙手する構成員の名前を耳元で読み上げて議事進行を助けた。さらに指点字を使う盲ろう者は指を通して情報を取得するため会議時間が長くなると精神的な疲労がかなり重くなる。手話通訳を利用するろう者も同様である。また、通訳に関わる人たちの健康も考慮して、1時間に1度休憩時間を取ることにし、平均4時間の審議をする推進会議では休憩時間を3回設けた。

国の障害者施策を審議する推進会議では、法律用語、福祉用語、欧州や米国等の施策等、一般に聞きなれない専門用語が出てくることが多い。そのため難解な専門用語についてはできるだけわかりやすく説明してもらい、それでも難解な場合は、「イエローカー

ド¹⁴⁷」と呼ばれる黄色いカードを掲げてわかりやすい説明を求めることができるようにした。さらに議事進行を停止させる「レッドカード」も用意した。

このように多種多様な情報アクセスやコミュニケーション手段を用いての会議であったため、構成員も、当初の専門用語を駆使する早口な話し方から、ゆっくりした口調になり内容もわかりやすい話し方に変わってきた。このような配慮の方法は全体の審議を効率的にすすめることの効果を産み出した。

2.2 推進会議の公開と同時中継

わが国の施策に関わる審議は、原則公開され、国民は事前申し込みによって自由に傍聴できるようになっているが、傍聴を希望する障害者への合理的配慮はほとんどなされていない。目の見えない傍聴者のために点字資料が配布されたり、耳の聞こえない傍聴者のために手話通訳者や要約筆記者が配置されたりすることはないのが現状である。推進会議での傍聴席では、手話通訳者の配置はなかったが、傍聴席に大型テレビを配置し、CS障害者放送統一機構の「目で聴くテレビ」の生中継をそのまま放送した。生中継するテレビの画面の構成も画期的であった。向かって右半分が手話通訳者、下部には字幕を挿入し、構成員の顔を左上半分に写しだす構成となっている。CS放送で受信する「目で聴くテレビ¹⁴⁸」では同時中継でリアルタイムに視ることができたが、インターネットでは推進会議終了後に公開している。当初はインターネットでの同時公開を要望したが、「目で聴くテレビ」での限定公開となった。「目で聴くテレビ」を視聴できる人は、専用のCS放送受信機「アイドラゴン3」を所持していることが条件であり、その所持数は数千人と少なく広く国民に開放されているとは言い難い。国の施策に関わる審議を公開することによって国民の障害者政策への関心を高める効果を期待でき、構成員も施策への影響を考慮した発言の仕方に自ら注意するようになるのである。国政レベルの審議を誰でも自由に傍聴できるようにすることや、テレビやインターネット等による同時中継を行うことは、国民が主権たる民主主義国家のあるべき姿であろう。

2.3 障害当事者による主体的な参画

上述したように、推進会議は2010年1月12日に開始され、2012年3月12日にその役割を終えるまでに計38回開催された。その間、障害者自立支援法を抜本的に見直すこ

¹⁴⁷ <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/promotion/wakariyasui.html#COVER1> 参照

¹⁴⁸ 「目で聴くテレビ」は聴覚障害者のために手話や字幕で伝える番組であり、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構が制作を行っている。<http://www.medekiku.jp/> 参照

とを目的に設置された障害者福祉部会は、2012年2月12日までに計19回、障害者差別禁止法の制定を目指し設置された差別禁止部会は、2012年7月13日までに計21回開催された。いずれも審議時間は平均して4時間である。従来の審議会での審議は通常2時間以内であったが、障害者制度改革に係る審議は従来の倍以上時間がかかっている。障害者制度改革をテーマにしていることからわかるように、従来の制度を根底から見直すことに集中的に議論することが必要だった。そのために従来の制度を構築してきた官僚に会議運営を主導することを求めなかったのである。

推進会議が開催される前は、閣議決定によって2000年に設けられた障害者施策推進本部の下に、各省庁の課長級職員によって構成された「障害者施策推進課長会議¹⁴⁹」が障害者に係る政策内容を実質的に決めていた。障害者基本法によって設置されていた中央障害者施策推進会議は年に1、2回しか開催されず、障害者政策を審議し決定する機能はほとんどなかった状態と言って過言ではない。

2009年12月設置の推進本部の下、推進会議を設け、会議の運営を円滑に行うために、内閣府内に障がい者制度改革推進会議担当室（以下、担当室）が置かれた。担当室長には、国連の障害者権利条約制定のために政府代表団顧問として活躍した車いす弁護士が着任した。推進会議では計38回の審議で、第一次意見書、第二次意見書をまとめ、内閣総理大臣が本部長を務める推進本部に提出した。

推進会議では、担当室が準備した117項目の論点に沿って構成員が事前に意見を文書で提出し、構成員は一般の文書とルビを付けた文書の二通りの意見書を作成した。点訳資料は担当室が用意した。各構成員が提出した意見書を事前に読んでから推進会議に臨まなければならないので、推進会議に参加することは相当なエネルギーを要した。それでもなお当日に一般の文書で提出する構成員がいるので、文書を読むことができない構成員のストレスは相当大きかった。特に目が見えない議長代理は全体の進行をつかさどるので相当神経をすり減らす思いであったと察する。

2010年6月7日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）¹⁵⁰」を決定し、政府は同年6月29日に閣議決定を行った。この第一次意見書は、四つの章から構成され、第二章の「障害者制度改革の基本的な考え方」を踏まえて、第三章で「言語・コミュニケーション」の項目が入った。当初の案ではこの項目は独立した章となっていなかったが、ろう者等の構成員の強い要望で追加された。当事者がいる場合といないのでは取扱いが大きく異なることの証左であろう。そして、第四章の「個別分野における改革の基本的方向と今後の進め方」にて「情報アクセス・コミュニケーション保障」が入り、この項目を含む11の分野における「問題認識」と「政府に求める今後の取組に関する意見」を取りまとめた。

¹⁴⁹ http://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/secchi_h16.html 参照

¹⁵⁰ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken1-1.pdf> 参照

さらに推進会議は、障害者基本法の改正を視野に入れた意見書作成作業を開始し、2011年12月17日の第29回推進会議にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見¹⁵¹⁾」を取りまとめた。この第二次意見は、16の基本的施策関係、推進体制や「障害の表記」から構成されている。この意見では、目的、定義、基本理念、差別の禁止を入れた。障害者権利条約の考え方を多く取り入れたことが、大きな特色である。

¹⁵¹⁾ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1-1.pdf> 参照

3. 改正障害者基本法

3.1 言語等の意思疎通手段の選択の確保

2011年8月5日に公布された改正障害者基本法「(地域社会における共生等) 第3条3項 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

上記第3条3項は、改正前の障害者基本法にはなかった条文であり、改正法案で初めて新設された。この条項の特徴は三点ある。

一つは、言語に手話が含まれたこと。

二つは、意志疎通のための手段の選択の確保。

三つは、情報の取得又は利用のための手段の選択の確保。

この三点が、障害者基本法の基本的理念に相当する条文に書かれたことの意義は非常に大きい。ここに至るまでの経緯と背景を以下に説明したい。

推進会議は12月17日に障害者制度改革の推進のための第二次意見をとりまとめ推進本部に提出した。第二次意見は、障害者基本法の抜本的改正を求め、改正内容に言及した。改正内容のうち「基本理念」に関する推進会議の問題認識として

- ①基本的人権の享有主体
- ②地域社会で生活する権利
- ③自己決定の権利とその保障
- ④情報アクセスと言語・コミュニケーションの保障

の四点を提起し、④の問題認識を踏まえて、以下の二つの観点を盛り込むことを提案した。一つは、障害者のあらゆる生活分野において、情報へのアクセスを確保する施策を促進すること、二つは、言語には音声言語とともに手話等の非音声言語が含まれることを確認し、必要な言語の使用及びコミュニケーション手段の利用が保障されることである。

以上の意見(提言)に基づき、2011年2月14日(第30回)の推進会議で内閣府法制局は基本法改正案¹⁵²を推進会議に提起した。内閣府法制局が提起してきた当初の改正案は、「全て障害者は、可能な限り、情報の取得若しくは利用又は意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること。」であった。推進会議で繰り返し議論されてきた「手話の言語性や非音声言語」や「権利としての保障という観点」での記述はなく、「可能な限り」の語句が示しているように「最大限の努力をする」という意味合いになっている。

内閣府企画官は手話の言語性について、「手話のところでございますが、先ほど閣議決

¹⁵² http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_30/pdf/s1.pdf 参照

定を御案内いただきましたけれども、手話その他の非音声言語等の定義を明確化し、法整備も含めた必要な措置を講ずるとというのが閣議決定の内容でございます。我々も閣議決定及び二次意見を踏まえて検討いたしました。この基本法の中で手話というものを規定する必要というものが、立法技術的には特になくというふうなことを考えてございまして、逆に手話というものを法定するというのであれば、それに対応した法律というものが別途検討される必要があるかと思いますが、ただ、法整備も含めて必要な措置を講ずるところで、障害者基本法改正という意味では、手話というものを法定するということが、この法律の構成上は必要がないのではないかと、現在、考えているところでございます。」と発言している（第30回議事録より抜粋¹⁵³）。つまり、第二次意見や閣議決定にも拘らず内閣府企画官は手話を法定化する考えはないと明言している。内閣総理大臣他各省庁の大臣が集う閣議の決定に行政職員が従わない姿勢にはただただ恐れ入るしかない。立法技術的にその必要がないと断じる根拠が述べられていないので推測の域を超えることができないが、手話のみならず言語に関する法律上の規定は知りうる限り我が国においてはほとんどない¹⁵⁴。前例のないことを法定化する場合、既存の法体系との整合性や法的手段としての妥当性を考慮しなければならないから、徹底した前例主義を前提にする内閣府法制局は新規のものを採用したがる。このことを立法技術という言葉を用いて拒んだのではなからうか¹⁵⁵。

その後、政治折衝や事務局の調整等の動きにより、一転して「言語（手話を含む。）」が入ることになった。再び、内閣府企画官の説明「前回の会議で、これも時間をかけてご議論させていただきました手話についてでございます。ごらんいただきますとおり、手話につきましては、第3号で言語（手話を含む。）その他のという文言を意志疎通の手段の前に挿入するという形で盛り込ませていただいたところでございます。念のために申し上げますと、言語に手話が含まれるということを入念的といいますか、補足的に明示したものでございまして、逆に手話以外の障害者権利条約において想定しているようなその他の非音声言語は除かれているという意味ではございません。そういったものを含めてすべて意志疎通の手段と読めると考えてございます（2011年4月18日、第31回議事録から抜粋¹⁵⁶）。」

「言語（手話含む。）」を追加したことの理由の説明がないが、いずれにせよ第二次意見や閣議決定が反映された形になったことは相違ない。この手話の言語性の規定が盛り込まれたことの影響は計りしれない。2013年に入って、北海道石狩市¹⁵⁷や鳥取県¹⁵⁸で手

¹⁵³ http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_30/gijiroku.html 参照

¹⁵⁴ 我が国の言語観による影響も大きい。参考「ことばと国家」「言語の思想」等田中克彦著、「国語という思想」イ・ヨンスク著、「国語100年」倉島長正著、「日本の多言語社会」真田信治・庄司博史編者

¹⁵⁵ 「分かりやすい法律・条令の書き方（ぎょうせい）」磯崎陽輔著

¹⁵⁶ http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_31/gijiroku.html 参照

¹⁵⁷ <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/life/kyoudou05467.html> 石狩市公式サ

話言語条例化の動きや、各地方市議会での手話言語法制定化を求める意見書提出の請願・陳情の動きが活発になり、2013年10月8日、鳥取県において日本で初めてとなる手話言語条例の採択が実現した。

改正前の障害者基本法では「障害者福祉の増進」が大きな目的であったが、改正法第1条の目的において、「障害者福祉の増進」が削除され、「等しく基本的に人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」を入れた。さらに第3条1項の『地域社会における共生等』と題する基本理念規定において「基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」とされた。第3条3項の言語やコミュニケーションの手段の選択が、従来の福祉サービスとして限定的に提供されるのではなく、権利の主体として自ら手段を選択できる環境（すべての分野において）を整備していく姿勢を示すことができたことは大いに評価したい。例えば、通信や放送における字幕付与や手話通訳の挿入、医療、教育、選挙権、被選挙権の行使、司法アクセス等、情報アクセスやコミュニケーション保障の対象分野が広がり、その法的根拠を改正障害者基本法に求めることができる。

3.2 情報の利用におけるバリアフリー化等

『情報の利用におけるバリアフリー化等』と題する改正障害者基本法第22条の条文は以下のとおりである。

「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意志疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他の情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用を推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。」

上記第22条の大きな特徴は3点ある。

一つは、改正前の障害者基本法では障害者が情報を利用することと、その意思を表示で

イト参照

¹⁵⁸ <http://www.pref.tottori.lg.jp/220879.htm> 鳥取県公式サイト参照

きるようにするための措置を求めていたが、改正法では、さらに情報を取得することと他人とのコミュニケーションを図ることが追加された。これによって情報アクセス環境の範囲が広がり、コミュニケーション環境の整備を求めることが法によってより明確になったと言える。

二つは、国や地方公共団体が、情報通信技術の活用によって障害者の便宜を図ることのほか、災害その他の非常事態に備えて必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずることを打ち出した。2011年3月11日の東日本大震災では、障害のない人と比較して障害者の死亡率が平均して二倍になっていること、地域によっては死亡率が五倍とも言われていることから分かるように、大きな災害等が発生すると障害者の被害は甚大である。そのため改正障害者基本法では、災害その他の非常事態に備えた防災システムを構築することの必要性を強調した¹⁵⁹。

三つは、改正前の障害者基本法の第19条3項にあった「社会連帯の理念に基づき」を削除したことであった。事業者の障害者への便宜供与は社会連帯のためではなく、改正障害者基本法の目的にある共生社会を構築する一員として利用の便宜を図ることの努力を求めたことが大きい。

¹⁵⁹ 参考「東日本大震災と被災障害者～高い死亡率の背景に何が～」藤井克徳著 2012.11.9
災害時要援護者の避難支援に関する検討会 配付資料

4. 障害者総合支援法における意志疎通支援事業

障害者総合支援法の前身は障害者自立支援法である。我が国の障害者福祉施策はここ10年で大きく変動している。2004年に支援費制度（措置制度から利用契約制度）を導入したが、在宅福祉制度の利用等が膨らみ支援費制度の維持が困難になり、2006年に応益負担を原則とする障害者自立支援法が施行された。障害者自立支援法はその名称のとおり「障害者の自立」を求めた内容になっている。この応益負担の導入は、これまで無料で利用してきた各市町村の手話通訳等派遣事業に大きな影響を与えた。

障害者自立支援法の大きな特徴は、以下の三つである。

一つは、身体障害、知的障害、精神障害の三障害が統合されたこと。

二つは、介護等給付、訓練等給付、地域支援事業という事業別の給付体系となったこと。

三つは、障害者福祉サービスを利用すると一割の応益負担（定率負担）をかけたことである。

そのため重い障害を抱える障害当事者から、「障害が重く支援を必要とすればするほど個人の負担が重くのしかかる仕組みであり、他の人との平等の観点から著しく不公平であり、人権侵害である。」と多くの不満が出た。その結果、全国各地から障害者自立支援法に対する違憲訴訟が起きた。2009年の夏に政権交代があり、2010年1月に厚生労働省と訴訟団との間で和解による合意文書が取り交わされた。その後、障がい者制度改革推進会議の下に障害者総合福祉部会（部会委員は55名）が設けられ、約一年半にわたって障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）を策定するための議論を行ない、2011年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（骨格提言）¹⁶⁰を国に提出した。ところが、上記の基本合意や骨格提言の主旨がほとんど反映されず障害者自立支援法を手直した厚生労働省案が部会に示され、2012年6月に障害者総合支援法が成立し、2013年4月に施行された。

障害者総合支援法の正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」である。障害者総合支援法は、「障害者の自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記し、さらに基本理念として「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」「身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会の確保」「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」「地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、観念その他一切のものの除去に資すること」が追加された。この理念は障害者基本法の目的、定義、地域社会における共生等に基づいたものである。障害者総合支援法は障害者自立支援法の手直しで出された法

¹⁶⁰ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf> 参照

律であるが、共生社会を目指した方向に障害者福祉サービスを提供していく姿勢に一步踏み出したことは評価できよう。

従前の障害者自立支援法の地域生活支援事業には、手話通訳や要約筆記による支援（派遣又は養成）を総称していたコミュニケーション支援事業があった。この事業については、市町村と都道府県が行う事業の差異が明確でなく、市町村との役割分担が明確でなかったこと、広域的な派遣について都道府県の関与が明確でなかったこと、財政的な事情の理由等でコミュニケーション支援事業を実施していない市町村が数多くあり地域格差の問題等の課題があった。特に地域格差の問題は深刻である。平成24年2月20日の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議で配布された資料によると、手話通訳派遣事業の実施率は、74.1%（1750市町村のうち1296市町村が実施）、手話通訳の設置事業の実施率は、29.3%（1750市町村のうち512市町村が実施）、要約筆記派遣事業の実施率は、49.1%（1750市町村のうち859市町村が実施）となっていて、特に手話通訳派遣制度の要である設置事業は29.3%と非常に低い。障害者総合支援法ではそれらの課題を解消するために、コミュニケーション支援事業の名称を変えて意志疎通支援事業の強化を図った¹⁶¹。

- ①障害者自立支援法第77条第1項第2号に規定されている「手話通訳等」を障害者総合支援法第77条第1項第6号において「手話通訳等」から「意思疎通支援」と名称を変更した。
- ②障害がある者と障害がない者との意思疎通を支援する手段は、手話通訳、要約筆記に限らず、盲ろう者への触手話、指点字、盲ろう者や視覚障害者への点字、代読、代筆等、知的障害や発達障害がある者とのコミュニケーションや意思の伝達等があるため、概念的に広く解釈できるようにした。
- ③市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の養成については、市町村の必須事業にし、その役割分担として、市町村は奉仕員の養成、都道府県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行うこととした。
また、市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の派遣の役割分担について、
- ④市町村は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、都道府県は盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
- ⑤複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野等、都道府県が派遣できない場合などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うようにした。広域的な派遣については、市町村が派遣することができない場合があるので、広域的な派遣が必要な場合は都道府県の必須事業とし、
- ①専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業

¹⁶¹ 服部剛「障害者総合支援法における地域生活支援事業（特に意思疎通支援関係）」手話通訳問題研究123号2013年

②意志疎通支援（手話通訳や要約筆記）を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整が新たに加わった。

障害者総合支援法における意志疎通支援事業の特徴について、厚生労働省障害保健部企画課自立支援室長は次のように述べている¹⁶²。「今回の法改正では仲介という手段的行為から意志疎通という目的行為へと、その支援範囲を広げたと捉えることができる。」支援範囲を広げたことについて、少し長くなるが、「ケースワークや相談の場面においても、援助する側と利用者との人間関係をつくる際にコミュニケーション技術（スキル）は必要になる。相談相手によっては非言語コミュニケーションも重要なスキルとなるし、さまざまな支援機器なども駆使して、その人その人に応じたよりよいコミュニケーション環境を設定することは専門職が行うことではなく、もはや合理的配慮として当然のことである。しかしながら、コミュニケーションについての議論は往々にしてスキルのアップや新しい機器（ツール）の開発など、手段的な議論が主となってしまい、個々人の障害特性に根差した問題なのか、その人が置かれている環境の問題なのかが曖昧になってしまう場合がある。通訳、要約、代読、代筆、サポートなど、仲介する人の技術（スキル）やiPadなどのコミュニケーション支援機器があればよいという短絡的な議論となることは避けなければならない。」と述べている。

さらに「情報取得」について、「情報取得における平等性を確保するためには、（中略）すべての情報をあまねく伝達することが最終目標なのである。コミュニケーションスキルやツールは、そのための手段であって目的ではない。選択権を受け手側に与えることこそ平等と言える。（中略）「仲介」という行為も、介在する人の能力や機器の性能によりなんらかのフィルターがかかってしまったとしたら、人の知る権利は守られないことになってしまう。権利性を確保すること、このことは障害者に固有のことを言っているのではなく、情報バリアフリー社会を情報ユニバーサル社会に変化させていく原動力となる非常に重い課題である。共生社会とは、その上に構築されることを忘れてはならない。（中略）社会の一員として生きていくためには意志疎通が不可欠であり、単に物事を知るだけのことから、分かる、理解できた、というレベルまでを目標にしなければ、真の意味での情報保障やコミュニケーション保障がなされたと言えない。そしてそのためには、地域で生きる誰でもが、誰かのための意志疎通支援者となり得るのだということを知りたいと思う。」と述べている。障害者総合支援法では、障害者自立支援法という仲介という手段的行為から意志疎通という目的行為へと、その支援範囲を広げたことが大きな特徴であり、最終目標への方向性についての記述は、今後の情報アクセス保障やコミュニケーション保障の法整備に向けた取り組みへの大きな示唆となっている。

これについては、聴覚障害者制度改革推進中央本部も同様の見解を以下のように述べ

¹⁶² 君島淳二「障害者総合支援法に期待すること～仲介から意志疎通へ～」ノーマライゼーション6月号2013年

ている。「言語や情報保障をすることが最終目標でなく、保障されることを通して、地域生活の中で、コミュニケーションに困っていない人と同じように生活できる社会をつくることが大きな目的です。その権利を持つことをはっきりしたいと思っています¹⁶³。」

¹⁶³ 小中栄一「情報・コミュニケーション法（仮称）が私たちの暮らしを変える」手話通訳問題研究 120号 2012年

5. 障害者差別解消法

5.1 障害者差別解消法の概要

障害者権利条約の発効等の障害者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）が、2013（平成25）年6月19日、第138回通常国会にて成立した。この障害者差別解消法は、2010（平成22）年11月に前述の障がい者制度改革推進会議の下で開催された差別禁止部会がまとめた意見（2012年9月14日提出）¹⁶⁴に基づいて検討された。障害者差別解消法の内容は、大まかに7つ挙げられる。

一つは、障害を理由とする差別を解消するための措置として、行政機関及び地方公共団体等について、障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮をするよう定めるとともに、事業者についても同じく障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をするように努めることを定めたことである。差別的取扱いの禁止については、国、地方公共団体、民間事業者に法的義務を課したが、合理的配慮の不提供の禁止については、国、地方公共団体には法的義務を課し、民間事業者には努力義務とした。

二つは、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を策定することを定めたこと。

三つは、行政機関の長等は、基本方針に即して自らの職員が適切に対応するために必要な要領を定めるとともに、事業者の事業を所管する各主務大臣は、基本方針に即して事業者が適切に対応するために必要な指針を策定することを定めたこと。

四つは、各主務大臣は、特に必要と認めるときは、指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるようにしたこと。

五つは、障害を理由とする差別を解消するための支援措置として、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることができるよう必要な体制の整備を図るほか、必要な啓発活動を行うものとしたこと。

六つは、国及び地方公共団体の機関は、関係機関等が行う障害を理由とする差別に関する相談や障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるようにしたこと。

¹⁶⁴ http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf 参照

七つは、障害者差別解消法の趣旨の周知徹底を図るため、施行期日を2016（平成28）年4月1日とし、施行日以前においても基本方針の作成等ができるようにしたこと。

障害者差別解消法の規定は、改正障害者基本法第4条の3条項（第1項「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」、第2項「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」、第3項「国による啓発・知識の普及を図るための取組」）を具体化したものである。

5.2 障害者差別解消法の課題

当初、障害者差別禁止法という名称の法案を目指していた。「禁止法」から「解消法」に変更した経緯について、国会内閣委員会に質疑にたった国会議員発言¹⁶⁵が参考になるので以下に引用する。

「まとめる段階で、多くの当事者、関係者の方たちの意見を伺いました。そこで、当初、差別禁止法と私どもも申しておりましたが、解消法となりましたのも、障害者の社会参加を促し、共生社会を構築するという観点から、禁止法という名称では強すぎるのではないかと、むしろ、国民の皆様が障害者を遠ざけることなく理解啓発を進め、権利条約にあるとおりの、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と尊厳が尊重される社会をとの意見に基づいたものでございます。」

「差別禁止」と言う言葉が国民に馴染みにくく、障害者への理解促進がすすまなくなるのではないかと危惧（抵抗）が強かった。わが国において「差別禁止」が避難・制裁を加えるものと言う受け止め方が強く、意識的・無意識的に拒絶の反応が働く傾向にある。多くの当事者団体は「差別禁止」を使うことを要望しているが、上記の国民感情を受けて法案の名称使用の是非について意見が分かれた。今後、「差別をなくしていく」という姿勢から「差別をやめる、やめさせる」という強い意識への転換を図るためには、啓発活動の内容を工夫していくことが必要となる。

また、差別禁止部会の意見の記述にあるように、属性や能力において多様性に富む個人により構成される社会において、それぞれがその力を発揮し、お互いに支え合っていくには、その間に存する差異は尊重されるべきであり、障害者の完全参加と平等の実現は、特に少子高齢化が進行するわが国にとって社会全体に活力を与えるものであることの視点は重要である。

障害者差別解消法で定める「障害」は、改正障害者基本法の第2条の定義を採用している。この条項で、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とした上で、障害者を、これらの障害がある者であって、「障害及び

165

http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000218320130605017.htm
参照

社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義している。これについて、差別禁止部会の意見では、個人の属性に社会的不利の原因を求めるものではなく、差別という社会的障壁の発生の契機となる事由を特定するに過ぎないものであるがゆえに、社会モデルの考え方と相反するものではないとしている。しかし、上述の差異を尊重し、個人の属性に社会的不利の原因を求めるものではないとするのであれば、「心身の機能の障害」という記述は不適切であり、「心身の機能が働かない、働きにくい、または心身が機能しない、機能しにくい」という記述が適切であろう。従い、心身の機能の差異によって、どのような社会的障壁が生じるのか、そしてこの社会的障壁が差別として認定されるのか、その検証が今後の作業に求められる。

障害者差別解消法で定める差別の定義、障害を理由とする差別の行為としては、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が規定された。ここでは「合理的配慮の不提供」について言及する。合理的配慮の内容について、差別禁止部会では、1)基準・手順の変更、2)物理的形狀の変更、3)補助器具・サービスの提供の三つの視点を挙げているが、手話通訳、要約筆記、盲ろう者付き介護・通訳等の人的支援（サービス）や、点字、手話等の情報提供やコミュニケーション手段等の選択の位置づけが不明確である。これは意思疎通に障害がある者が差別禁止部会の委員として加わることがなかったために情報・コミュニケーションとして独立した条項が設けられたものの深みのある議論ができていないことの証左である。但し、差別禁止部会の意見では「現状においても技術や体制の整備ができるにもかかわらず、これを提供しない場合については、これを合理的配慮の不提供として考えるのが妥当である。なお、国及び地方公共団体による情報提供の場合、国民や住民を対象とするものである以上、原則として過度の負担について問題にするのは適切でない。」と言及したことは評価してよい。現在、係争中の高松裁判¹⁶⁶では、自治体が十分に提供できる体制があるにもかかわらず保護者等を対象にした学校説明会での手話通訳の派遣を拒否した。これは障害がある保護者が学校説明会への参加を拒否されたことを意味するものであり、「合理的配慮の不提供」と同様に「不当な差別的取扱い」にも該当する。

障害者差別解消法は、国等は「法的義務」を課し、民間の場合「努力義務」とした。国等の範囲について、国会内閣委員会での政府答弁では、「合理的配慮の提供に関しまして、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体、独立行政法人等の政府の一部を構成すると見られる法人などの公的主体につきましては法的義務を課し、一方、民間事業者につきましては努力義務¹⁶⁷とした上で取り組みを推進するということとしてお

¹⁶⁶ <http://takamatsu-haken.jimdo.com/> 高松市の手話通訳派遣を考える会サイト参照

¹⁶⁷ 2013年6月に成立した改正障害者雇用促進法は、「合理的配慮の提供」について、民間事業者も含めて事業主に対し「義務」を課すことになった。障害者差別解消法との関係については、「改正障害者雇用促進法～概要と今後の課題～」松本正志著 手話通訳問題研究 125号を参照。

ります。なお、国の独立行政法人や地方公共団体などが設置、運営しております学校や福祉施設は、基本的にはこの法案における行政機関等に含まれるものでございます。」と述べている。最近、公設民営の形態が増加しているが、設置が公的の性格であれば「法的義務」の対象になる。「努力義務」について、施行後3年間の見直しがあるが、その間について、主務大臣が必要と認めるときは、報告の徴収、助言、指導、勧告の措置を構うことができるようになっていて、その権限が適切に行使されることにより実効性が確保されるとなっている。その実効性が確保されるかどうかは、基本方針（ガイドライン）策定の内容次第となる。

三権分立の観点で、障害者差別解消法は、国会、裁判所を除外した。裁判所での差別解消への姿勢については、国会内閣委員会で最高裁判所長官代理者が以下の答弁を行っているので、少し長くなるが、引用する。「裁判所といたしましても、裁判所における障害を有する方々の裁判を受ける権利を実質的に保障する、そういった観点から、その障害の特性に応じた意思疎通あるいはアクセスを確保する適切な配慮が必要である。こういった認識をしているところでございます。このような認識から、これまで、裁判手続におきましては、事件を担当いたします各裁判体が、当事者となられたりしております障害をお持ちの方のそれぞれの内容あるいは程度に応じて、さまざまな配慮をしておるところでございます。例えば、聴覚障害を有する方が当事者等である場合には、手話通訳あるいは要約筆記によりまして手続を行うといったことをいたしております。また、法廷に磁気ループなども設置するなどの配慮もしております。他方、視覚障害を有する原告のケースでは、判決書などを点字訳いたしましてお渡しする、そういった配慮もしたところでございます。さらに、物的設備の面では、全ての庁でスロープを設置しておりますし、ほとんどの庁には点字ブロックが整備されております。また、ほとんどの法廷におきましては、車椅子用の傍聴スペースでございますが、通常は椅子が固定してございますが、これを外して車椅子のまま傍聴していただくというような配慮もしたところでございます。裁判所といたしましても、本法案成立後におきましても、障害者基本法あるいは本法案の精神を踏まえまして、障害の特性に応じたきめ細やかな配慮を確保するよう、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。」従来の最高裁判所の姿勢から一步踏み込んだ答弁である。障害者権利条約、改正障害者基本法、障害者差別解消法の理念等の影響を大きく受けていると同時に、裁判を受ける権利を勝ち取るためにたたかってきた当事者、当事者団体、弁護団の地道な努力の賜物である。しかし、配慮に係る費用を障害当事者に負担させるのであれば、これは「配慮」とは言わない。また裁判を傍聴する権利が保障されていない現状を鑑みると、「配慮」が裁判所の個々の判断に委ねるのではなく、合理的配慮の提供義務を定めた裁判所関係（訴訟手続きを含む。）の法制度の整備が必要である。¹⁶⁸

¹⁶⁸ 司法の分野での合理的配慮の提供という「司法手続き」のテーマが主となることが多いが、罪の問われた障害者、所謂「累犯障害者」の問題は、合理的配慮の提供だけでは対応できない。累犯障害者が地域社会に定着する支援制度の構築が必要である。参考文献「特集 罪に問われたろう者の支援～司法と福祉の架け橋めざし」季刊みみ 141号

第V章

日本の障害者制度改革と情報アクセス・コミュニケーション保障

多くの課題を残している障害者差別解消法であるが、国連障害者権利条約の早期批准を求めること、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること等が、国会内閣委員会の付帯決議に入った。今後はこれらの具体的な作業に障害当事者がどこまで主体的に参画できるかが課題になる。¹⁶⁹

¹⁶⁹ 教育における「合理的配慮の提供」については、文部科学省公式サイトを参照
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm

6. わが国の情報・コミュニケーション保障法を目指して

6.1 世界に大きな影響を与えた米国の「障害をもつ米国人法（ADA）」

1990年に登場したADAは、世界の障害者政策に大きな影響を与えた。2006年12月に採択された国連・障害者権利条約でもADAの哲学（理念）が採用されている。ADAの大きな特徴は「合理的配慮（reasonable accommodation）の提供義務」であり、「合理的配慮の不提供」は「差別」であるとした。この「合理的配慮」は、英国では「合理的調整（reasonable adjustment）」、韓国では「正当な便宜（legitimate accommodation）」と言いつつ変えているが、EU、ドイツ、フランス等多くの国では「合理的配慮」を用いている。今や世界の障害者差別禁止政策の標準（普遍）語となっている。わが国も障害者基本法および障害者差別解消法において「合理的配慮」を採用した。

ADAのもう一つの大きな特徴は、「効果的なコミュニケーション（effective communication）提供義務」である。この「効果的なコミュニケーション提供義務」は米国独自の思想であって、国連・障害者権利条約では、「言語」に手話を含み、「コミュニケーション手段の選択」の保障を前提にしている。この選択権保障の思想は、わが国の障害者基本法第3条3項の条項において「可能な限り」と言葉が入るものの採用された。

「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

「合理的配慮の提供義務」と並んで米国の大きな特徴である「効果的なコミュニケーション提供義務」の思想は、わが国ではほとんど議論されていない。障害者権利条約の規定にある「コミュニケーション手段の選択権」の保障が障害当事者にとりベストな思想であり、これに勝るものはないということであるが、「効果的なコミュニケーション提供義務」は、米国の通信、放送、司法、医療、教育の分野では絶大な効果を発揮した。米国司法省は「効果的なコミュニケーション」についてのガイドラインを作成し、情報発信、相談、指導、啓発に取り組んでいる。また、ADA第4編に「電話通信」の項目があることから分かるように、電話リレーサービスシステムの普及に連邦政府（所管は連邦通信委員会）は大きなエネルギーを注いでいる。米国のコミュニケーション保障政策の歴史は長く、1973年のリハビリテーション法第504条により「効果的なコミュニケーション」の保障が義務付けられたことから始まる。通信、放送、司法、教育（特に高等教育）の分野においては、質量ともに世界でもトップレベルの水準にある。公的機関にとり取り組みやすい思想であったと言える。これが「コミュニケーション手段の選択権」の保障であったなら、公的機関がここまで取り組むことができたのか、また違った展開を見せたであろう。わが国では、県庁、市役所、公的病院、大学等で身分等の制限があつて不十分であるが、手話通訳者の設置が多くみられる。また裁判所も費用負担等の問題はあつたが、手話通訳者および要約筆記者の配置を認めている。手話通訳者等の設置の整備については、「コミュニケー

第V章

日本の障害者制度改革と情報アクセス・コミュニケーション保障

ション手段の選択権」と同様に「効果的なコミュニケーション提供義務」の視点での検討も必要である。

6.2 英国の情報・コミュニケーション保障政策

英国では、障害者差別禁止法（1995年成立）に代わり平等法（Equality Act 2010）が成立したものの、言語に関する権利、情報アクセス、コミュニケーション保障に関する明確な規定はない。しかし、「就労へのアクセス支援（Access to Work）」におけるコミュニケーション保障は、わが国より格段に進んでいる。特に英国の障害者の就労支援制度は、100年以上の歴史があるだけあって内容が充実しているため、英国の雇用・労働におけるコミュニケーション保障政策はわが国が模範とすべきであろう。また手話通訳等養成制度は、わが国と大きく異なり、米国と同様に大学等の高等教育機関で養成を行っているため、高度な専門職としての地位を確保している。

英国の障害者政策の大きな課題は、2010年に成立した平等法により、多様な差別の中で薄まる障害者差別問題である。障害者への差別禁止だけでなく、平等という概念を導入した点が平等法の大きな成果であり、複合的な差別への対応が明確になったことは評価できる。しかしながら、女性問題、人種問題、宗教問題等広く差別を検証する制度となったために、障害者差別問題に特化した改善への対応が若干弱まったようである。障害当事者団体が政府に強く働きかけていく予定であり、今後の動向を注視したい。

6.3 韓国の情報・コミュニケーション政策

近年の韓国の障害者政策の発展は著しく、法制度上は日本の障害者政策に関する法制度をはるかに凌駕する。韓国の政治の仕組みは大統領制に見られるように日本と大きく異なるが、法制度は若干近似する。

韓国の障害者政策の支柱となる大きな法律は、「障害者福祉法」及び「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律（障害者差別禁止法）」である。情報・コミュニケーション政策の分野では、障害者福祉法第22条に「情報へのアクセス」を定め、障害者差別禁止法に「情報のアクセスにおける差別禁止」「情報通信・意志疎通等の正当な便宜供与義務」「情報アクセス・意志疎通での国家及び地方公共団体の義務」を設け、わが国が多用する「可能な限り」「努力義務」はほとんど使われていない。これらの制度を導入するにあたり、韓国のあらゆる機関は、わが国の障害者施策に関する法制度、社会資源を徹底的に調査し、またわが国の当事者団体等にも精力的にヒヤリングを行った。現在の韓国は人的資源も含めて社会資源がわが国より少ない。しかしながら、社会資源の整備は相当な意欲を持って急ピッチで進めている。少ない社会資源をどのようにして拡充していくのか、上記の法律をどのように運用していくのか、わが国が注視しなければならないことは多く、わが国は

もっと韓国に学ぶべきである。

6.4 情報・コミュニケーション法（仮称）を求めて

一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者、中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会の六団体が構成する聴覚障害者制度改革推進中央本部は、2012年9月に「情報コミュニケーション法（仮称）」の骨格に関する提言（二次版）¹⁷⁰を公表した。これは2006年12月に採択された障害者権利条約、2011年8月に公布された改正障害者基本法、2012年6月に成立した障害者総合支援法に基づき、まとめたものである。この提言（二次版）は、2012年1月に公表したものに多くの方々に寄せていただいた様々な意見を反映させたものであり、以下の項目により構成されている。

1. 目的、2. 定義、3. 基本理念、4. 国及び地方公共団体、5. 国民の理解等、6. 障害者基本計画及び監視、7. 社会の各分野における情報アクセス及びコミュニケーション保障、(1) 医療、介護等、(2) 教育及び療育、(3) 職業及び労働、(4) 施設、(5) 相談、(6) 文化、スポーツ及びレクリレーション、(7) 有線及び無線による通信サービス、(8) 有線及び無線による放送サービス、(9) 映像及び活字による文化、(10) 情報アクセス・コミュニケーション支援機器の開発及び整備、(11) 防災及び防犯、(12) 政治参加、(13) 司法参加、(14) その他、8. コミュニケーション支援従事者の養成、9. コミュニケーション支援等従事者の雇用、10. 情報アクセス及びコミュニケーションが保障されない場合の救済

以上の構成は、改正障害者基本法に基づいている。参照としている法律は、障害者権利条約は勿論のこと、障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法、裁判所法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、刑事訴訟費用等に関する法律、公職基本法、災害対策基本法、津波対策の推進に関する法律、放送法、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律、著作権法、スポーツ基本法、教科書バリアフリー法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、交通基本法等多岐にわたる。

前述したように、障害者総合支援法の施行（2013年4月）によって、コミュニケーション支援事業の名称が意志疎通支援事業に変更となり、意志疎通手段の解釈の範囲が、手話通訳、要約筆記の他、盲ろう者、視覚障害者、知的障害者、発達障害者、重複障害者のコミュニケーション手段も対象となった。提言（二次版）では「コミュニケーション支援従事者」と用いているが、今後、「意志疎通支援従事者」と変更することになる。

¹⁷⁰ http://www.zentsuken.net/blogs/houkoku_2012.pdf 参照

第V章

日本の障害者制度改革と情報アクセス・コミュニケーション保障

現在、社会福祉法人日本盲人会連合も合同で勉強会¹⁷¹を開催しており、視覚障害の視点からの提言が検討されている。2016年4月施行に向けて、障害者差別解消法の定める差別の定義について整備（事例収集等）されることになるが、情報・コミュニケーション法（仮称）案も障害者差別解消法の規定（合理的配慮の提供）との整合を図りながら、今後、提言（三次版）をまとめていく予定である。

参考文献

1. 「EU 諸国における障害者差別禁止法制の展開と障害者雇用施策の動向」2009年6月第2版：独立行政法人高齢・障害者雇用促進支援機構 障害者職業総合センター発行
2. 「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究」2008年3月：独立行政法人高齢・障害者雇用促進支援機構 障害者職業総合センター発行
3. 「欧米諸国における障害者権利条約批准に向けた取り組み」2008年11月：独立行政法人高齢・障害者雇用促進支援機構 障害者職業総合センター発行
4. 「障害者の社会参加推進等に関する国際比較 調査報告書」2010年3月：株式会社ハローG 発行
5. 「雇用関係における障害者の均等待遇を実現するための諸方策に関する研究」2011年4月：独立行政法人高齢・障害者雇用促進支援機構 障害者職業総合センター発行
6. 「国内外における字幕放送等に関する調査研究 報告書」2011年9月発行：三菱UFJリサーチ&コンサルティング発行
7. 「障害者差別禁止制度に関する国際調査」2012年3月：株式会社エアクレーレン発行
8. 「障害のある人の人権と差別禁止法」2002年8月：日本弁護士連合会人権擁護委員会編 明石書店発行
9. 「聴覚障害者が見たアメリカ社会 障害者法と情報保障」2004年2月：著者しみずよりお 現代書館発行
10. 「アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—」2010年9月：小林昌之編 アジア経済研究所発行
11. 「障害者の権利条約と日本 — 概要と展望」2012年10月：長瀬修・東俊裕・川島聡・編 生活所信発行

¹⁷¹ 2013年3月20日社会福祉法人日本盲人会連合、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、一般財団法人全日本ろうあ連盟主催による情報・コミュニケーションシンポジウムを2013年3月20日日本財団ビルにて開催した。<http://www.jfd.or.jp/2013/02/18/pid10288> 参照

資料編

1. 別表

[韓国] 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が定める正当な便宜

本表は、韓国保健福祉部の資料に基づいて作成したものである。

①【教育】正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
教育	各種移動用の補助機器の貸与及び修理	通学に関連する交通の配慮、学習施設及び教育活動空間で移動・アクセスするための施設及び移動手段
	教育補助人員の配置	教育補助人員の配置（必要時）
	学習参加のための障害者補助器具等の貸与	拡大図書機、補聴機器、高さ調節が可能な机、各種補完・代替の意思疎通道具等の貸与
	補助犬・車いすのための余裕のある空間確保	補助犬の配置や車いすでのアクセスのための余裕ある空間確保
	視・聴覚障害者の教育に必要な障害者補助器具等、意思疎通手段	手話通訳、文字通訳(速記)、点字資料、字幕、拡大文字資料、書面朗読・拡大プログラム、無紙点字端末機、印刷物音響変換出力機等
	教育過程での適切な教育及び評価方法の提供	教育の過程で、学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供
	その他教育活動に必要な事項	
		通学に関連する交通バリアフリー
		教育機関内の教室等、学習施設及びトイレ、食堂等、教育活動に必要な全ての空間で移動したりそこにアクセスするために必要な施設・設備及び移動手段

②【雇用】正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
雇用	設備・装備の設置又は改造	職務遂行の場所まで出入可能な出入口及びスロープ
		作業遂行のための高さ調節用作業台

		等の施設及び装備の設置又は改造
	勤務時間の変更又は調整	リハビリテーション・技能評価、治療等のための作業日程の変更
		リハビリテーション・技能評価、治療等のための出・退勤時間の調整等勤務時間の変更・調整
	訓練提供及び訓練における配慮提供	障害者の訓練参加のための訓練補助人員の配置
		高さの調節が可能な机、点字資料等障害者の訓練参加補助施設の整備
	指導マニュアル又は参考資料の変更	障害者用の作業指示書又は作業指針書の具備
	試験又は評価過程の改善	試験時間の延長、拡大答案用紙の提供等障害者の能力評価のための補助手段の整備
障害者補助器具の設置・運営及び補助人員の配置	書面朗読・拡大プログラム、無紙点字端末機、拡大読書機、印刷物音響変換出力機等 障害者補助器具の設置・運営	
	朗読者、手話通訳者等の補助人員配置	

③【情報通信・意思疎通】 正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
情報アクセス・意思疎通	電子情報と非電子情報にアクセス・利用できる必要な手段の提供	・誰でも身体的・技術的な条件に関わらず、ウェブサイトを通して受けたいサービスを利用できるようアクセスが保障されるウェブサイト

[韓国] 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が定める正当な便宜

		<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士、音声通訳士、個人型補聴器、手話通訳、画像電話、通信中継用電話 ・点字資料、点字情報端末機、大きな活字に拡大された文書、拡大鏡、録音テープ、標準テキストファイル、字幕、印刷物音声変換出力機、障害者用コピー機、又はこれに相当する手段 ・必要な手段は障害者が要請する場合、要請を受けた日から7日以内に提供しなければならない
	障害者視聴便宜サービス(放送事業者、インターネットマルチメディア放送事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者のために放送の音声及び音響を書面の文字で伝達するクローズドキャプション ・聴覚障害者のために放送の音声及び音響をジェスチャーや表情などで伝達する手話通訳 ・視覚障害者のために書面の場面、字幕等を音声で伝達する書面解説
	通信設備を利用した中継サービス(基幹通信事業者：電話サービス提供事業者のみ該当)	映像通話サービス、文字サービス、又はその他放送通信委員会が決定し告示する中継サービスを含む

④【文化・芸術】正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
文化・芸術	文化・芸術活動への参加及び享有のために必要な設備及び装備	出入口、衛生施設、案内施設、観覧席、閲覧席、飲料台、販売台及び舞台壇上等にアクセスするための施設及び装備の設置又は改造
	文化・芸術活動補助人員の配置	文化・芸術活動補助人員の配置(要求時)
	文化・芸術活動を補助するための装備及び機器提供	車いす、点字案内冊子、補聴器等の装備及び機器提供
	情報提供	文化・芸術活動関連の情報提供

⑤【スポーツ】正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
スポーツ	障害者のスポーツ活動に必要な施設設置及びスポーツ用器具の配置	下の表(※)を参照
	スポーツ活動プログラムの運営	障害者が参加可能なスポーツ活動プログラムの運営
	スポーツ活動補助人員の配置	スポーツ指導者及びスポーツ活動の補助人員の配置 (障害者や障害者を補助する者が要求時)
	使用説明書の提供	障害者のスポーツ活動の便宜のための装備等についての使用説明内容が含まれた映像及び冊子の配置
	情報提供	障害者のためのスポーツ活動関連の情報提供
	障害者スポーツの指導者養成	障害者のスポーツ活動を指導できる障害者スポーツ指導者の養成
	医療サービスの提供	障害者スポーツ活動のための医療サービス提供

(※) 障害者のスポーツ活動に必要な施設の種類の種類

区分		施設設置内容
共通 必須	バリアフリー施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「交通弱者の移動便宜増進法 施行令」別表2第2号による媒介施設(歩行接近路、主出入口、障害者専用駐車区域) ・室内廊下、2階以上の場合はスロープ又はエレベーター等の内部施設 ・障害者用トイレ(大便器、小便器、洗面台)、シャワー室・脱衣室等の衛生施設 ・点字ブロック、誘導及び案内施設、警報及び避難施設等の案内施設 ・観覧席、チケット売り場等その他の施設
室内施設	プール	<ul style="list-style-type: none"> ・プールに入りやすくするためのスロープ・手すり等入水補助施設

[韓国] 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が定める正当な便宜

		<ul style="list-style-type: none"> ・プールにつながる脱衣室に入るための補助施設 ・脱衣、シャワー補助器具 ・補助車いす
	室内体育館	・シッティングバレーボール支柱、ゴールボールのゴール台
野外施設	野外競技場	・競技場への進入施設
	生活スポーツ公園	・公園内のスポーツ施設へ続く通路等

⑥【司法・行政手続き及びサービス】正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
司法・行政手続き及びサービス	司法・行政手続きを利用したり参加するための手段	補助人員、点字資料、印刷物音声出力機、手話通訳、代読、音声支援システム、コンピューター等
参政権	参政権を保障するための手段	<ul style="list-style-type: none"> ・参政権を保障するために必要な施設及び設備 ・参政権行事に関する広報及び情報伝達 ・障害種別及び程度に適合した記票方法等、選挙用補助器具の開発及び普及 ・補助人員の配置

⑦【障害のある女性障(職場保育サービス)】正当な便宜の供与内容

差別禁止領域	正当な便宜の供与内容	細部内容
女性障害者 (職場保育サービス)	円滑な授乳支援	障害種別及び程度に沿った円滑な授乳
	意思疎通や連絡方式の支援	子どもの状態を確認することができるような意思疎通や連絡方法の支援
	その他職場保育サービス利用等に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・障害女性勤労者の子どもを職場保育サービスに優先的に入所できるような支援 ・職場保育施設にアクセスしたりこれを利用する際に危険がないよう障害物を除去 ・所属する障害女性勤労者の障害種

資料編

1. 別表

[韓国] 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律が定める正当な便宜

		別等を考慮した案内冊子の備置 ・障害女性勤労者の障害の状態に合わせて子どもと円滑に連絡や意思疎通ができるよう配慮 ・相談を通じた職場保育サービス利用に関する配慮
--	--	--

2. 法令抜粋

(1) [韓国] 障害者福祉法 2013年4月23日施行（全日本ろうあ連盟試訳）

第22条（情報へのアクセス）

- ① 国家及び地方公共団体は、障害者が情報にシームレスにアクセスし、自分の意思を表示することができ、電気通信・放送施設などを改善するために努力しなければならない。
- ② 国家及び地方公共団体は、放送局の長など民間事業者にニュースと国家的重要事項の中継など、大統領令で定める放送番組の聴覚障害者のための手話やクロードキャプションと視覚障害者のための画面解説や字幕解説などを放映するよう要求しなければならない。
- ③ 国家及び地方公共団体は、国家的な行事、その他の教育・集会など大統領令で定める行事を開催する場合には、聴覚障害者のための手話通訳や視覚障害者のための点字や点字出力・音声変換用のコードが挿入された資料等を提供するものとし、民間が主催する行事の場合には、手話通訳や点字や点字出力・音声変換用のコードが挿入された資料などを提供するよう要請することができる。
- ④ 第2項及び第3項の要求を受けた放送局の長など民間事業者や民間行事の主催者は、正当な事由がなければ、その要求に従わなければならない。
- ⑤ 国と地方公共団体は、視覚障害者が情報に簡単にアクセスできるように点字図書や音声図書などを普及するために努力しなければならない。
- ⑥ 国や地方公共団体は、障害者の特性を考慮して、情報通信網と情報通信機器のアクセス・利用に必要なサポートおよびツールの開発・普及等必要な施策を講じなければならない。

(2) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律 2013年4月23日施行

（全日本ろうあ連盟試訳）

第20条（情報のアクセスにおける差別禁止）

- ① 個人・法人・公共機関（以下この条において「個人等」という。）は、障害者が電子情報と非電子情報を利用し、それにアクセスすることにおいて障害を理由に第4条第1項第1号及び第2号で禁止した差別行為をしてはならない。
- ② 障害者関連者として手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内などのために障害者を代理・同行する等、障害者の意思疎通を支援する者に対しては、何人も正当な事由なしに、これらの活動を強制・妨害し、又は不当な処遇をしてはならない。

第21条（情報通信・意思疎通等の正当な便宜供与義務）

- ① 第 3 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号カ目後段及びナ目・第 11 号、第 18 号、第 19 号に規定された行為者、及び、第 12 号、第 14 号から第 16 号までの規定に関連した行為者、第 10 条第 1 項の使用者及び同条第 2 項の労働組合関係者(行為者が属する機関を含む。以下この条において「行為者等」という。)は、当該行為者等が生産・配布する電子情報と非電子情報について、障害者が障害者でない人と同等にアクセス・利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない。この場合、第 3 条第 8 号カ目後段とナ目と言う自然人は、行為者等に含まれない。
- ② 公共機関等は、自らが主催又は主管する行事において、障害者の参加及び意思疎通のために必要な手話通訳士・文字通訳士・音声通訳士・補聴機器等、必要な支援をしなければならない。
- ③ 「放送法」第 2 条第 3 号の規定による放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第 2 条第 5 号の規定によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者ではない人と同等に、制作物又はサービスにアクセスしそれを利用することができるよう、クローズドキャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならない。
- ④ 「電気通信事業法」による基幹通信事業者（電話サービスを提供する事業者のみ該当する。）は、障害者が障害者ではない人と同等にサービスにアクセスし、それを利用することができるよう、通信設備を利用する中継サービス（映像通話サービス、文字サービス、又は、その他放送通信委員会が定め告示する中継サービスを含む）を確保し、提供しなければならない。
- ⑤ 次の各号の事業者は、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、利用することができるよう、出版物（電子出版物を含む。以下この号で同じ。）または映像物を提供するために努めなければならない。但し、「図書館法」第 18 条による国立中央図書館は、新たに生産・配布する図書資料を点字、音声又は、拡大文字等で提供しなければならない。
 - 1 出版物を定期的に発行する事業者
 - 2 映画、ビデオ物等の映像物の制作者及び配給業者
- ⑥ 第 1 項に伴う必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲及び必要な手段の具体的な内容と、第 2 項に伴う必要な支援の具体的な内容及び範囲とその履行等に必要な事項と、第 3 項及び第 4 項に伴う事業者の段階的範囲と提供しなければならない利便性の具体的な内容及びその履行等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 23 条（情報アクセス・意思疎通での国家及び地方公共団体の義務）

- (2) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律
 (3) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律施行令

- ① 国家及び地方公共団体は、障害者の特性を考慮した情報通信網及び情報通信機器のアクセス・利用のための道具の開発・普及及び必要な支援を講じなければならない。
- ② 情報通信関連製造業者は、情報通信製品を設計・製作・加工するにあたり、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、それを利用することができるよう努めなければならない。
- ③ 国家と地方公共団体は、障害者が障害の種類及び程度、特性により、手話、口話、点字、拡大文字等を習得し、これを活用した学習支援サービスの提供を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。上記のサービスを提供する者は、障害者の意思に反して障害者の特性を考慮しない意思疎通様式等を強要してはならない。

(3) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律施行令 2013年3月23日施行
 (全日本ろうあ連盟試訳)

第14条 (情報通信・意思疎通での正当な便宜供与の段階的範囲と便宜の内容)

- ① 法第21条第1項前段に基づき、障害者がアクセス・利用できるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲は別表3のとおりである。
- ② 法第21条第1項に基づいて提供しなければならない必要な手段の具体的内容は、次の各号のとおりである。
- 1 何人も身体的・技術的な要件と関係無く、ウェブサイトを通じて希望するサービスを利用することができるようにアクセシビリティが保障されたウェブサイト
 - 2 手話通訳者、音声通訳、点字資料、点字情報端末機、大きな活字で拡大された文書、拡大鏡、録音テープ、標準的なテキストファイル、個人型補聴器機、字幕、手話通訳、印刷物音声変換出力機、障害者用複写機、テレビ電話、通信中継用電話またはこれに相当する手段
- ③ 第2項第2号による必要な手段は、障害者の要請がある場合、それに相応する手段として、要請を受けた日から7日以内に提供しなければならない。
- ④ 公共機関などは、法第21条第2項に基づき、障害者が行事を開催する7日前まで支援を要請する場合には、手話通訳士、文字通訳士、音声通訳士、又は補聴機器等、必要な手段を提供しなければならない。
- ⑤ 法第21条第3項に基づく障害者の視聴の便宜サービスの具体的な内容は、次の各号のとおりである。
- 1 聴覚障害者のために放送の音声と音響を画面に文字で伝えるクローズドキ

(3) [韓国] 障害者差別禁止および権利救済等に関する法律施行令

(4) [韓国] 国家情報化基本法

ャプション

2 聴覚障害者のために放送の音声と音響を手話、ジェスチャー、表情などに変換する手話通訳

3 視覚障害者のために、画面のシーン、字幕などを音声で伝達する画面解説

⑥ 第5項に規定する事項のほか、障害者の視聴の便宜サービスの履行に必要な基準、方法等は、放送通信委員会が定め告示する。この場合、放送通信委員会は、あらかじめ、国家人権委員会と協議しなければならない。

⑦ 法第21条第4項に基づいて、通信設備を利用した中継サービスを提供しなければならない基幹通信事業者の段階的範囲は、別表3の2のとおりである。

⑧ 法第21条第4項に基づく通信設備を利用した中継サービスは、仲介が通信設備を利用して文字や手話映像等を音声に変換したり、音声を文字や手話映像などに変換して、障害者と障害者や障害者と障害者ではない人との間の通話をリアルタイムで中継するサービスである。

(4) [韓国] 国家情報化基本法 2013年3月23日施行（全日本ろうあ連盟試訳）

第3条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。

9. 「情報格差」とは、社会的、経済的、地域的または物理的条件により、情報通信サービスへのアクセスや情報通信サービスを利用できる機会に差が生じることをいう。

第31条（情報格差の解消施策の用意）

国の機関と地方公共団体は、すべての国民が情報通信サービスをシームレスにアクセスして情報を有益に活用する基本的権利を実質的に享受できるように、必要な施策を講じなければならない。

第32条（障害者・高齢者等の情報のアクセスおよび利用の保障）

① 国家機関などはインターネットを通じて情報やサービスを提供する際に障害者・高齢者などが簡単に Web サイトを利用できるようにアクセシビリティを確保しなければならない。

② 「情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律」第2条第3号の規定による情報通信サービス提供者（以下「情報通信サービス提供者」という。）は、そのサービスを提供する際に障害者・高齢者などのアクセスと利用の便益を増進するために努力しなければならない。

③ 情報通信関連製造業は情報通信機器やソフトウェア（以下「情報通信製品」という。）を設計、製作、加工する際に障害者・高齢者等が容易にアクセスして利用で

きるように努力しなければならない。

- ④ 国の機関等は、情報通信製品を購入するとき障害者・高齢者などの情報アクセスと利用を保証した情報通信製品を優先して購入するように努力しなければならない。
- ⑤ 未来創造科学部長官は、障害者・高齢者などの情報のアクセスおよび利用便宜増進のための情報通信サービスと情報通信製品などの種類・指針などを定めて告示しなければならない。

第 33 条（情報格差の解消に関連する技術開発や普及支援）

- ① 国家機関と地方公共団体は、障害者・高齢者などの情報のアクセスおよび利用環境の改善のための関連技術を開発するために必要な施策を用意しなければならない。未来創造科学部長官は、関連技術の開発を支援することができる。
- ② 国家機関と地方公共団体は、次の各号の事業者への財政支援と技術的支援をすることができる。
 - 1 障害者・高齢者などの情報のアクセスおよび利用環境の改善のために情報通信製品を開発・生産する事業者
 - 2 障害者・高齢者・農漁民・低所得者のためのコンテンツを提供する事業者
 - 3 第 1 項の規定による関連技術を開発・普及する事業者
- ③ 第 2 項の規定による支援対象者の選定・支援方法及び手続き等に関する事項は、大統領令で定める。

第 34 条（情報通信製品のサポート）

- 国の機関と地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者に大統領令で定めるところにより、有償または無償で情報通信製品を提供することができる。
- 1 「障害者福祉法」第 2 条による障害者
 - 2 「国民基礎生活保障法」第 2 条第 1 号の規定による受給権者
 - 3 そのほか、経済的、地域的、身体的または社会的制約により情報を利用するのは難しい人として大統領令で定める者

第 35 条（情報格差の解消、教育の実施など）

- ① 国家機関と地方公共団体は、情報格差の解消のために必要な教育（以下この条において「情報格差の解消、教育」という。）を施行しなければならない。
- ② 国家機関と地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者の情報格差の解消、教育費用の全部又は一部を負担することができる。
 - 1 「障害者福祉法」第 2 条による障害者のうち大統領令で定める者

資料編

2. 法令抜粋

- (4) [韓国] 国家情報化基本法
- (5) [英国] 平等法

<ul style="list-style-type: none">2 「国民基礎生活保障法」第2条第2号の規定による受給者3 「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」第2条第1号の規定による北朝鮮離脱住民4 その他の国の負担に情報格差の解消、教育をする必要があると大統領令で定める者 <p>③ 政府は、情報格差の解消、教育や情報格差の解消、教育に必要な施設の管理のために「兵役法」第2条による公益勤務要員など必要な人材を支援することができる。</p> <p>④ 情報格差の解消、教育の対象と種類は、大統領令で定める。</p>

(5) [英国] 平等法

出典：平成23年度内閣府委託報告書「障害者差別禁止制度に関する国際調査」

第2編

平等:重要な概念

第1章

保護特性

4 保護特性

下記の特徴を保護特性とする。

年齢

障害

性適合

婚姻および同性婚

妊娠および出産・育児

人種

宗教または信条

性別

性的指向

5 年齢

(1) 年齢という保護特性に関し、

(a) 特定の保護特性を持つ者とは、特定の年齢層に属する者をいう。

(b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の年齢層に属する者たちをいう。

(2) 年齢層とは特定の年齢または年齢範囲に基づく、年齢によって定義された者たちの集団をいう。

6 障害

- (1) 下記に該当する者（P）を、障害を持つ者とする。
 - (a) P に身体的または精神的な機能障害があり、かつ
 - (b) その機能障害が P の通常の日常活動を遂行する能力に実質的かつ長期の悪影響を及ぼす場合
- (2) 障害者とは障害を持つ者をいう。
- (3) 障害という保護特性に関して、
 - (a) 特定の保護特性を持つ者とは、特定の障害を持つ者をいう。
 - (b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の障害を持つ者たちをいう。
- (4) 本法（第 12 編と第 190 条を除く）における障害を持つ者への適用については、過去に障害を持っていたことのある者にも適用される。従って（上の編と上記の条を除き）、
 - (a) （その表現を問わず）障害を持つ者には、過去に障害を持っていたことのある者を含む。
 - (b) （その表現を問わず）障害を持たない者とは、過去に障害を持ったことのない者を含む。
- (5) 国王の任命する大臣は、第（1）項の目的に照らして、生じる疑義を判定する際に考慮すべき事項についての指針を公布することができる。
- (6) 付表 1（障害:補足規定）は効力を有する。

7 性適合

- (1) 性適合という保護特性を持つ者とは、性の生理学的その他の特質を変更し自己の性を再適合する目的で、ある処置（または処置の一部）の実行を計画し、実行中であり、または実行した者をいう。
- (2) 性転換者とは、性適合という保護特性を持つ者をいう。
- (3) 性適合という保護特性に関して、
 - (a) 特定の保護特性を持つ者とは、性転換者をいう。
 - (b) 保護特性を共有する者たちとは、性転換者たちをいう。

8 婚姻および同性婚

- (1) 婚姻および同性婚という保護特性を持つ者とは、婚姻者または同性婚者をいう。
- (2) 婚姻および同性婚という保護特性に関して
 - (a) 特定の保護特性を持つ者とは、婚姻者または同性婚者をいう。
 - (b) 保護特性を共有する者たちとは、婚姻者たちまたは同性婚者たちをいう。

- (1) 人種には下記を含む

(a) 皮膚の色

(b) 国籍

(c) 民族または出自

(2) 人種という保護特性に関して、

(a) 特定の保護特性を持つ者とは、特定の人種集団に属する者をいう。

(b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の人種集団に属する者たちをいう。

(3) 人種集団とは、人種に基づき定義される者たちの集団をいう。ある者の人種集団とは、当該者が属する人種集団をいう。

(4) 1つの人種集団が複数の特徴的な人種集団で構成されているという事実は、特定の人種集団であることの妨げとはならない。

(5) 国王の任命する大臣は、命令により下記を行うことができる。

(a) カーストを人種の一種として規定するよう、本条を修正すること

(b) 本法の規定をカーストに適用するまたは適用しないようにする、あるいは特定の状況下でカーストに適用するまたは適用しないようにする本法の規定に対する例外を設けるよう、本法を修正すること

(6) 第207条第(4)項第(b)号における権限には、第(5)項に適用する場合には、本法を修正する権限が含まれる。

10 宗教または信条

(1) 宗教とはすべての宗教をいい、宗教には宗教の欠如を含む。

(2) 信条とはすべての宗教上または哲学上の信条をいい、信条には信条の欠如を含む。

(3) 宗教または信条という保護特性に関して、

(a) 特定の保護特性を持つ者とは、特定の宗教または信条を持つ者をいう。

(b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の宗教または信条を持つ者たちをいう。

11 性別

性別という保護特性に関して、

(a) 特定の保護特性を持つ者とは、男性または女性をいう。

(b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の性別の者たちをいう。

12 性的指向

(1) 性的指向とは、ある者の下記の者たちに対する性的指向をいう。

(a) 同性である者たち

(b) 異性である者たち

(c) いずれかの性別の者たち

(2) 性的指向という保護特性に関して、

- (a) 特定の保護特性を持つ者とは、特定の性的指向を持つ者をいう。
- (b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の性的指向を持つ者たちをいう。

第2章

禁止行為

差別

13 直接差別

(1) ある者 (A) が、保護特性を理由としてもう一人の者 (B) を他の者たちよりも不利益に取り扱うまたは取り扱うであろう場合、A は B を差別することになる。

(2) 保護特性が年齢である場合、A による B の取扱が適法な目的達成のために均衡のとれた方法であることを A が証明できるときには、A は B を差別することにはならない。

(3) 保護特性が障害であり、B が障害者でない場合において、A が B を取扱うよりも障害者たちを有利に取り扱うまたは取り扱うであろうと思われることのみでは、A は B を差別することにはならない。

(4) 保護特性が婚姻および同性婚である場合、当該取扱の理由が B が婚姻者または同性婚者であることのみであるときには、本条は第5編（労働）の違反に適用される。

(5) 保護特性が人種である場合、不利益な取扱には B を他の者たちから隔離することが含まれる。

(6) 保護特性が性別である場合、

(a) 女性の不利益な取扱には、女性が授乳中であることを理由とする当該女性の不利益な取扱を含む。

(b) B が男性である場合、妊娠または出産に関して女性に与えられる特別な取扱は考慮しない。

(7) 第(6)項第(a)号は、第5編（労働）には適用されない。

(8) 本条は第17条第(6)項および第18条第(7)項に従う。

14 結合差別:二重特性

(1) ある者 (A) が、2つの保護特性の結び合わせを理由として、もう一人の者 (B) を、当該保護特性のいずれをも共有しない者を取扱うまたは取り扱うであろうよりも不利益に取扱う場合、A は B を差別することになる。

(2) 当該保護特性とは下記をいう。

(a) 年齢

(b) 障害

(c) 性適合

(d) 人種

(e) 宗教または信条

(f) 性別

(g) 性的指向

(3) 第(1)項による本法違反の立証のために、結合関係にある当該特性のそれぞれを理由として(別個に取り上げて)、AによるBの取扱が直接差別であることをBが証明する必要はない。

(4) ただし、本法の他の規定あるいは他の法令に基づき、AによるBの取扱が結合関係にある特性のいずれかまたは両方を理由とする直接差別に当たらないことをAが証明した場合には、Bは第(1)項による本法違反を立証することができない。

(5) 直接差別の訴えが障害を理由になされた場合で、それが第116条(特別教育の必要性)に該当するであろう状況においては、第(1)項は、障害を含む特性の結合には適用されない。

(6) 国王の任命する大臣は、命令により本条を下記のように修正できる。

(a) 第(1)項による本法違反の立証をBが行うことができる、またはできない状況についてさらなる規定を定める。

(b) 第(1)項が適用されないその他の状況を特定する。

(7) 直接差別とは、第13条による本法違反をいう。

15 障害に起因する差別

(1) 下記に該当する場合、ある者(A)は障害者(B)を差別することになる。

(a) Bの障害に起因する何らかの事柄を理由として、AがBに不利益な取扱をする場合であって、かつ、

(b) かかる取扱が適法な目的達成のための均衡のとれた方法であることをAが証明できない場合

(2) 第(1)項は、Bが障害を持つことをAが知らなかったこと、また知っていることが合理的に予測できなかったことをAが証明する場合には適用されない。

16 性適合による差別:欠勤の場合

(1) 本条は、性適合という保護特性への第5編(労働)の目的に照らして効力を有する。

(2) 性転換者(B)の性適合を理由とする欠勤について、下記に該当する場合にある者(A)がBを取り扱うであろうよりも不利益な取扱をBにするときには、AはBを差別することになる。

(a) 疾病または負傷を理由とするBの欠勤、または

(b) Bの欠勤理由が他にあり、これについてBが不利益に取扱われることが合理的ではない場合。

(3) ある者の欠勤理由が性適合にある場合とは、第7条第(1)項にいう処置(または処

置の一部) の実行を計画し、実行中であり、または実行したことを理由とする場合をいう。

17 妊娠および出産・育児による差別:労働以外の場合

- (1) 本条は妊娠および出産・育児という保護特性の下記の適用において効力を有する。
 - (a) 第3編 (サービスと公務)
 - (b) 第4編 (不動産)
 - (c) 第6編 (教育)
 - (d) 第7編 (団体)
- (2) ある者 (A) が妊娠を理由として女性に不利な取扱をする場合、A は当該女性を差別することになる。
- (3) ある者 (A) が、女性の出産日から 26 週の間、出産を理由として当該女性に不利な取扱をする場合、A は当該女性を差別することになる。
- (4) 第 (3) 項において出産を理由として女性に不利な取扱をするとは、特に、授乳を理由として不利な取扱をするを含む。
- (5) 本条の目的に照らして、女性が出産する日とは下記の日をいう。
 - (a) 生きている子どもを産む日、または
 - (b) 死んでいる子どもを産む日 (妊娠後 24 週以上が経過している場合)
- (6) 第 13 条は、性差別に関する限り、女性への行為が下記にあたる場合は、当該行為には適用されない。
 - (a) 第 (2) 項に記載する理由による行為、または
 - (b) 第 (3) 項に記載する期間内に、記載された理由により行った行為

18 妊娠および出産・育児による差別:労働の場合

- (1) 本条は、妊娠および出産・育児という保護特性への第 5 編 (労働) の適用において効力を有する。
- (2) ある者 (A) が女性の妊娠に関して保護期間中に下記を理由に当該女性に不利な取扱を行う場合、A は当該女性を差別することになる。
 - (a) 妊娠、または
 - (b) 妊娠の結果として被った疾患
- (3) ある者 (A) が、女性が法定出産・育児休暇中であることを理由として当該女性に不利な取扱をする場合、A は当該女性を差別することになる。
- (4) ある者 (A) が、女性が通常または追加の出産・育児休暇を取る権利を行使している、または行使しようとする、あるいは過去に行使した、または行使しようとしたことを理由として当該女性に不利な取扱をする場合、A は当該女性を差別することになる。
- (5) 第 (2) 項の目的に照らして、女性の取扱が保護期間中に行われた決定の実施のもとにある場合、かかる取扱は (取扱の実施がその保護期間後であるとしても) 保護期間中に

行われたものとみなす。

(6) 女性の妊娠に関する保護期間は、妊娠の開始とともに開始し、下記に終了する。

(a) 女性が通常および追加の出産・育児休暇を取る権利を有している場合は、追加の出産・育児休暇期間の終了時または（これより早い場合は）妊娠後の職場復帰時

(b) 女性が前記の権利を有していない場合は、妊娠終了から起算して 2 週間の終了時

(7) 第 13 条は、性差別に関する限り、女性の取扱が下記にあたる場合は、当該行為には適用されない。

(a) 女性が保護期間中の行為であり、第 (2) 項第 (a) 号または第 (b) 号に記載する理由とする場合、または

(b) 第 (3) 項または第 (4) 項に記載する理由とする場合

19 間接差別

(1) ある者 (A) がもう一人の者 (B) の保護特性に関連して差別的な規定、基準または慣行を B に適用する場合、A は B を差別することになる。

(2) 第 (1) 項の目的に照らして、下記の場合に、規定、基準または慣行は、B の当該保護特性に関連して差別的となる。

(a) その規定、基準または慣行を、A が、B の特性を共有しない者たちに適用するまたは適用するであろう場合で、

(b) それが、B の特性を共有しない者たちと比較した時に、B のその特性を共有する者たちに、特定の不利益を与えまたは与えるであろう場合で

(c) それが、B に当該の不利益を与えるまたは与えるであろう場合、かつ

(d) A がそれを適法な目的達成のための均衡のとれた方法であることを証明できない場合

(3) 当該保護特性とは下記をいう。

年齢

障害

性適合

婚姻および同性婚

人種

宗教または信条

性別

性的指向

障害者たちのための調整

20 調整を行う義務

(1) 本法がある者に合理的調整を行うことを義務付ける場合、本条、第 21 条、第 22 条および該当する付表が適用される。かかる目的に照らして、義務が課される者を A という。

(2) 義務は下記の 3 つの要件で構成される。

(3) 第 1 の要件として、A の規定、基準または慣行が、障害を持たない者と比較して障害者に関連事項について実質的不利を与えるものである場合には、かかる不利を避けるために取るべき合理性に従って、その手段を講じなければならない。

(4) 第 2 の要件として、物理的特徴が、障害を持たない者と比較して当該事項に関して障害者に実質的不利を与えるものである場合には、かかる不利を避けるために取るべき合理性に従って、その手段を講じなければならない。

(5) 第 3 の要件として、障害を持たない者と比較して、補助的支援がなければ当該事項に関して障害者に実質的不利を与えるであろう場合には、かかる補助的支援を提供すべき合理性に従って、その手段を講じなければならない。

(6) 第 1 または第 3 の要件が情報の提供にかかわる場合、A がその手段の合理性に従いその状況下で関係する情報を利用可能な形式で情報が提供されることを確保するために講じる手段を含む。

(7) 合理的調整を行う義務を有するある者 (A) は、(これと反する規定の明示がある場合を除き) A が義務を遵守することが義務付けられる対象となる障害者に対し、A の義務に従ういかなる費用であっても支払いを要求する権利を持たない。

(8) 第 21 条、第 22 条または適用される付表が第 1、第 2 または第 3 の要件に照らす場合は本条に従って解釈されるものとする。

(9) 第 2 の要件に関して、本条または適用される付表における実質的不利を避けるとは下記を含む。

- (a) 問題となっている物理的特徴の除去、
- (b) その改変、または
- (c) それを避けるための合理的な方法の提供

(10) 本条、第 21 条、第 22 条または適用される付表 (付表 4 の第 2 項から第 4 項を除く) にいう物理的特徴とは下記をいう。

- (a) 建物の設計または構造から生じる特徴
- (b) 建物への出入りまたは建物へのアクセスに関する特徴
- (c) 不動産の備品、付属品、家具、調度品、材料、機器、その他家財
- (d) その他の物理的要素または品質

(11) 本条、第 21 条、第 22 条または適用される付表にいう補助的支援には補助的サービスを含む。

(12) 本条または適用される付表において家財は、スコットランドに関しては動産と読み替える。

(13) 下表の第 1 縦欄に明記された本法の編に関して適用される付表とは第 2 縦欄に明記

された付表をいう。

本法の編	適用される付表
第3編（サービスと公務）	付表 2
第4編（不動産）	付表 4
第5編（労働）	付表 8
第6編（教育）	付表 13
第7編（団体）	付表 15
上記の各編	付表 21

21 義務違反

(1) 第1、第2または第3の要件を遵守しないことは、合理的調整を行う義務を遵守しないことにあたる。

(2) A が障害者に関してその義務を遵守しない場合、A はかかる障害者を差別することになる。

(3) 第1、第2または第3の要件の遵守を義務付ける適用される付表の規定は、第(2)項に基づいてAに本法違反があったか否かの立証する目的のみに適用される。従って、遵守違反について、本法の他の規定その他により訴訟を提起することはできない。

22 規則

(1) 規則は下記を定めることができる。

(a) A が適用される付表に定められた規定の目的に照らし、ある手段を講じることが合理的か否かを判断するにおいて考慮すべき事項

(b) 第1、第2または第3の要件が適用されない者たちについての説明

(2) 規則では下記に関する規定を定めることができる。

(a) 所定の説明にある者が所定の説明にある手段を講じることが合理的である状況、または合理的でない状況

(b) 何が規定、基準、慣行に該当し、何が該当しないか

(c) 物理的特徴として取り扱うべきこと、または取り扱うべきでないこと

(d) 物理的特徴の変更として取り扱うべきこと、または取り扱うべきでないこと

(e) 補助的支援として取り扱うべきこと、または取り扱うべきでないこと

(3) 本条に基づく規定は、適用される付表を修正することができる。

差別:補足

23 状況に照らした比較

(1) 第 13 条、第 14 条または第 19 条の目的に照らした事案において比較を行う場合、それぞれの事案に関する状況の間に本質的な差異があってはならない。

(2) 事案に関する状況には、下記の場合にはある者の能力が含まれる。

(a) 第 13 条の目的に照らした比較の場合に、保護特性が障害であるとき

(b) 第 14 条の目的に照らした比較の場合に、結合関係にある保護特性の 1 つが障害であるとき

(3) 保護特性が性的指向である場合、ある者 (B に該当する者であると否とを問わない) が同性婚者であり、もう一人の者が婚姻者であることは、それぞれの事案に関する状況の間の本質的な差異にはあたらない。

24 申立てられた差別者の特性との無関連性

(1) 第 13 条第 (1) 項に基づく本法違反の立証する目的に照らして、A が保護特性を持つか否かは問題にならない。

(2) 第 14 条第 (1) 項に基づく本法違反の立証する目的に照らして、下記は問題にならない。

(a) A が結合関係にある保護特性の 1 つを持つか否か

(b) A が両方の保護特性を持つか否か

25 差別の特定の系統への言及

(1) 年齢による差別とは下記をいう。

(a) 年齢を理由とする第 13 条における差別

(b) 関連保護特性の年齢に関わり第 19 条における差別

(2) 障害差別とは下記をいう。

(a) 障害を理由とする第 13 条における差別

(b) 第 15 条における差別

(c) 関連保護特性の障害に関わり第 19 条における差別

(d) 第 21 条における差別

(3) 性適合による差別とは下記をいう。

(a) 性適合を理由とする第 13 条における差別

(b) 第 16 条における差別

(c) 関連保護特性の性適合に関わり第 19 条における差別

(4) 婚姻および同性婚による差別とは下記をいう。

資料編

2. 法令抜粋

(5) [英国] 平等法

- (a) 婚姻および同性婚を理由とする第 13 条における差別
- (b) 関連保護特性の婚姻および同性婚に関わり第 19 条における差別
- (5) 妊娠および出産・育児による差別とは第 17 条または第 18 条における差別をいう。
- (6) 人種による差別とは下記をいう。
 - (a) 人種を理由とする第 13 条における差別
 - (b) 関連保護特性の人種に関わり第 19 条における差別
- (7) 宗教または信条に関連する差別とは下記をいう。
 - (a) 宗教または信条を理由とする第 13 条における差別
 - (b) 関連保護特性の宗教または信条に関わり第 19 条における差別
- (8) 性差別とは下記をいう。
 - (a) 性別を理由とする第 13 条における差別
 - (b) 関連保護特性の性別に関わり第 19 条における差別
- (9) 性的指向による差別とは下記をいう。
 - (a) 性的指向を理由とする第 13 条における差別
 - (b) 関連保護特性の性的指向に関わり第 19 条における差別

その他の禁止行為

26 ハラスメント

- (1) ある者 (A) がもう一人の者 (B) に対して下記の行為を行う場合にはハラスメントとなる。
 - (a) A が関係する保護特性に関して望まれない行為を行い、また
 - (b) その行為が下記の目的または効果を有する場合
 - (i) B の尊厳を侵害する、または
 - (ii) B にとって脅迫的、敵対的、侮蔑的、屈辱的、または攻撃的な環境を創出する
- (2) A が B に対して下記を行う場合もハラスメントとなる。
 - (a) A が性的性質を持つ望まれない行為を行う場合、かつ
 - (b) かかる行為が第 (1) 項第 (b) 号にいう目的または効果を有する場合
- (3) A が B に対して下記を行う場合もハラスメントとなる。
 - (a) 性的性質または性適合あるいは性別に関連する望ましくない行為を A またはもう一人の者が行う場合
 - (b) かかる行為が第 (1) 項第 (b) 号にいう目的または効果を有する場合、かつ
 - (c) B がその行為を拒否、あるいはこれに服従したことを理由に、B がかかる行為を拒否、またはそれに服従しなかった場合に A が B を取り扱うであろうよりも不利益に、A が B を取り扱う場合
- (4) 行為が第 (1) 項第 (b) 号にいう該当する効果を有するか否かの判断にあたっては

下記の各々を考慮しなければならない。

- (a) B の認識
- (b) 当該事案の他の状況
- (c) 当該行為がその効果を有することが合理的か否か
- (5) 関連保護特性とは下記をいう。

年齢

障害

性適合

人種

宗教または信条

性別

性的指向

27 報復的取扱

(1) ある者 (A) が下記を理由としてもう一人の者 (B) を不利益に扱う場合、A は B に報復的取扱しているものとする。

- (a) B が保護行為を行うこと、または
- (b) B が保護行為を行ったこと、あるいは行いうる可能性があることと A が確信したこと

(2) 保護行為とは下記の各々をいう。

- (a) 本法に基づいて訴訟を開始すること
- (b) 本法に基づく訴訟に関連して証拠または情報を提供すること
- (c) 本法の目的に照らしてまたは本法に関連してその他の行為を行うこと
- (d) A またはもう一人の者が本法違反の (明示であると否とを問わず) 申立を行うこと

(3) 虚偽の証拠または情報を提供し、あるいは虚偽の申立を行う場合に、かかる証拠、情報の提供、または行われた申立が故意に基づくものである場合には保護行為にあたらな

い。

(4) 本条は不利益な取扱の対象が個人である場合にのみ適用される。

(5) 本法違反には、平等条項またはルールの違反を含む。

3. 法令全文

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

全日本ろうあ連盟試訳

合衆国法典 111-260

第111連邦議会

2010年10月8日

[S. 3340]

障害のある人々が現代の通信手段にアクセスすることを促進するための、
およびその他の目的のための法律

アメリカ合衆国上院議会および下院議会において制定

第1条 法律の呼称、目次

(a) 法律の呼称—この法律は、「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版（Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010）」と称することができる。

(b) 目次—

第1条 法律の呼称、目次

第2条 責任に関する制限

第3条 特許技術

第1編—通信アクセス

第101条 定義

第102条 補聴器との互換性

第103条 リレーサービス

第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス

第105条 ユニバーサルサービス

第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

第2編—映像プログラム

第201条 映像プログラムおよび緊急時のアクセスに関する諮問委員会

第202条 映像解説およびクローズドキャプション

第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能

第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース

第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス

第206条 定義

第2条 責任に関する制限

- (a) 総則—サブセクション(b)において定める例外を除き、映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、または次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用する機器に関し、以下の行為を行う限りは、何人も、この法律（およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項）において定める要求を満たさないとしても責任を負わないものとする。

(1) 第三者による次世代通信サービスの提供を通して利用可能となる通信を送信、発信または、中間的または一時的な記憶装置に保存すること。

(2) 映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器へのアクセスをエンドユーザーが獲得できるよう、ディレクトリー、インデックス、レファレンス、ポインター、メニュー、ガイド、ユーザーインターフェース、ハイパーテキストリンクといった、情報のロケーションを示すツールを提供すること。

- (b) 例外—映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器に関する、この法律（およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項）で定める要求に適合するために、第三者のアプリケーション、サービス、ソフトウェア、ハードウェア、または装置に依存する者は何人も、サブセクション(a)における責任に関する制限を適用されないものとする。

第3条 特許技術

連邦通信委員会（Federal Communications Commission）がこの法律またはこの法律によってなされる改正事項を施行するために行ういかなる行為も、特許技術の使用または抱合(incorporation)を命じるものではない。

第1編—通信アクセス

第101条 定義

コミュニケーション法1934年版 (Communications Act of 1934) (47 U.S.C. 153) の第3条を、以下の通り改正する。

(1) 条文の末尾に以下のパラグラフを追加する。

「(53) 次世代通信サービス—「次世代通信サービス (advanced communications services)」とは、以下のことである。

- (A) 相互接続によるVoIPサービス。
- (B) 非相互接続によるVoIPサービス。
- (C) 電子メッセージサービス。 および
- (D) 双方向テレビ会議サービス。

(54) 消費者発信型メディア—「消費者発信型メディア (consumer generated media)」とは、消費者によって創作されオンラインウェブサイトやインターネット上のサービスで利用可能とされるコンテンツのことであり、映像、音声、マルチメディアコンテンツを含む。

(55) 障害—「障害 (disability)」とは、障害のあるアメリカ人法1990年版 (Americans with Disabilities Act of 1990) (42 U.S.C. 12102) の第3条においてこの用語に付与される意味を持つものである。

(56) 電子メッセージサービス—「電子メッセージサービス (electronic messaging service)」とは、通信ネットワーク上で個人同士がリアルタイムまたはほぼリアルタイムに交わせるテキスト形式の非音声メッセージを提供するサービスのことである。

(57) 相互接続によるVoIPサービス—「相互接続によるVoIPサービス (interconnected VoIP service)」とは、連邦規則集 (Code of Federal Regulations) 第47編第9.3条においてこの用語に与えられる意味を持つものであり、この条項は状況の変化に応じて改正されることがある。

(58) 非相互接続によるVoIPサービス—「非相互接続によるVoIPサービス (non-interconnected VoIP service)」とは、以下の通りである。

- (A) 以下のサービスを意味する。
 - (i) インターネットプロトコルまたはそれに代わるプロトコルを使用してユーザーのロケーションから発信またはそこに到達するリアルタイムの音声通信を可能とし、かつ
 - (ii) 加入者宅内装置と互換性をもつインターネットプロトコルを必要とするサービス。
- (B) 相互接続によるVoIPサービスであるいかなるサービスをも含

まない。

(59) 双方向テレビ会議サービス—「双方向テレビ会議サービス (interoperable video conferencing service)」とは、音声を含むリアルタイムの映像通信を提供するサービスのことであり、ユーザーの選択によりユーザー同士が情報を共有することを可能とするものである。」

(2) パラグラフ (1) から (52) およびこの条項のパラグラフ (1) によって追加されたパラグラフを、パラグラフの見出しに基づいてアルファベット順に並び替え、順番に従って番号を付与する。

第102条 補聴器との互換性

(a) 互換性の要件—

(1) 障害者のための電話サービス—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610(b)(1)) の第710(b)(1) 条を改正し、以下の通り読み替える。

「(b) (1) パラグラフ (2) および (3) およびサブセクション (c) で提示する例外を除き、委員会は次のことを求めるものとする。すなわち、このパラグラフで記述する加入者宅内装置が、電話が補聴器との互換性に関して技術的な基準を満たし補聴器が電話と互換性を持つように設計されている限り、補聴器を効果的に使用するための内部的な手段を提供することである。このパラグラフで記述する加入者宅内装置とは、以下の通りである。

(A) 不可欠であるすべての電話。

(B) 補聴器互換性法1988年版 (Hearing Aid Compatibility Act of 1988) が制定された日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で製造されるすべての電話 (輸出用を除く)、または同制定日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で使用するために輸入されるすべての電話。

(C) 次世代通信サービスに使われるすべての加入者宅内装置であって、機能の面で電話と同等の様式で耳に当てることを想定した内蔵型スピーカーを通して双方向の音声通信を提供するように設計され、サブセクション (e) の委員会で定める規則の対象となるもの。

(2) 追加の改正事項—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610(b)) の第710(b) 条をさらに以下の通り改正する。

(A) パラグラフ (2) において—

(i) サブパラグラフ (A) において—

(I) (i) 節に先行する事項において—

(aa) 「最初の」を削除する。

(bb) 「補聴器互換性法1988年版の制定日の後、このサブセクションの」を削除する。

- (cc) 「このサブセクションのパラグラフ (1) (B)」を削除し、
「パラグラフ (1) のサブパラグラフ (B) および (C)」を
追加する。
- (II) (ii) 節の末尾に「および」を追加する。
- (III) (iii) 節を削除する。 および
- (IV) (iv) 節を (iii) 節と変更する。
- (ii) サブパラグラフ (B) を削除し、サブパラグラフ (C) をサブパラ
グラフ (B) と変更する。
- (iii) (変更後の) サブパラグラフ (B) において—
 - (I) 最初の1文を削除し、次の語句を追加する。「委員会は、このパラ
グラフのサブパラグラフ (A) において記述する電話およびその他
の加入者宅内装置に関する免除事項を実際に継続することについ
ての妥当性を、定期的に調査するものとする。」
 - (II) (iii) 節および (iv) 節において、「パラグラフ (1) (B)」を削
除し、「パラグラフ (1) のサブパラグラフ (B) または (C)」
を追加する。
- (B) パラグラフ (4) (B) において—
 - (i) 「公共の移動」を削除し、「公共の移動とおともに利用される電話」
を追加する。
 - (ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話
およびその他の加入者宅内装置」を追加する。
 - (iii) 「公共の地上移動電話サービス」の後の「および」を削除し、「ま
たは」を追加する。
 - (iv) 「のパート22」を削除する。 および
 - (v) 「規則集」の後に、次の語句を追加する。「または、同等の機能を
持つライセンス不要のワイヤレスサービス」。
- (C) パラグラフ (4) (c) において—
 - (i) 「『私的な無線サービス』とは」を削除し、「『私的な無線サービ
スに使用される電話』とは」を追加する。 および
 - (ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話
およびその他の加入者宅内装置」を追加する。
- (b) 技術的な基準—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610(c)) の第710
(c) 条を改正し、末尾に以下の文章を追加する。「電話またはその他の加入者
宅内装置は、市民の参加プロセスと利害関係のある消費者ステークホルダー (こ
のセクションの目的のために委員会が定める) への意見聴取を通じて形成され

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

た、然るべき技術的な基準に適合するものである限り、このセクションの目的のために補聴器との互換性が考慮されるものとし、その期限は委員会が別途定める。委員会は、上記の技術的な基準を設定または承認するにあたって、聴力を喪失した人を含めた、市民の意見を聴くものとする。委員会は、第5(c)条に準じた被雇用者にこの権限を委任することができる。委員会は、基準がこのセクションの要件を満たしているかについて最終的な採決権を保持するものとする。」

- (c) 規則の制定—コミュニケーション法1934年版の(47 U.S.C. 610(e))第710(e)条を以下の通り改正する。

(1) 「障害」を削除し、「損失」を追加する。 および

(2) 末尾に次の1文を追加する。「サブセクション(b)(1)(c)の条項を実行するにあたり、委員会は、以下の各項に照らして必要な程度に適切なタイムテーブルまたはベンチマークを使用するものとする。すなわち(1)技術的な実現可能性、または(2)新しい技術のユーザーに対する市場性または利用可能性である。」

- (d) 解釈の規則—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(h))の第710(h)条を改正し、以下の通り読み替える。

「(h) 解釈の規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のいかなる条項も、その法律の制定日において、連邦規則集第47編第20.19条で事前に定められた委員会の規則を修正すると解釈してはならないものとする。」

第103条 リレーサービス

- (a) 定義—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 225(a)(3))の第225(a)条のパラグラフ(3)を改正し、以下の通り読み替える。

「(3) 電話リレーサービス—『電話リレーサービス』(Telecommunications Relay Services)とは、ろう者、難聴者、盲ろう者である、または言語障害を持つ個人が、言語障害を持たない聴者である個人が有線または無線で音声通信サービスを利用して通信するのと機能的に同等の様式で、1人または複数の個人との有線または無線による通信に関与することを可能とする電話通信サービスのことである」

- (b) インターネットプロトコルに基づくリレーサービス—上記の法律(47 U.S.C. 610以降)の第VII編を改正し、以下の条項を追加する。

「第715条 インターネットプロトコルに基づくリレーサービス

21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、相互接続によるVoIPサービスプロバイダーおよび非相互接続によるVoIPサービスプロバイダーは、同法律の制定日において、連邦規則集第47編64.604(c)(5)(iii)で設立された電話通信リレーサービス基金に参加し、貢献を行うものとする。そ

の様式については、上記の基金に対する他の貢献者が担う義務と一貫し比肩しうる義務を上記のプロバイダーが与えられるように、委員会が規則によってあらかじめ定めるものとする。」

第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス

- (a) 第VII編の改正—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610以降)の第VII編を、第103条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第716条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス

(a) 製造—

- (1) 総則—サブセクション(e)に準じて設定された規則の適用日以降に製造され、その規則の対象となる機器に関して、エンドユーザー機器、ネットワーク機器、ソフトウェアを含む次世代通信サービスに利用される機器の製造者は、製造者が州を越えた取引において販売または他の手段で供給する機器およびソフトウェアが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。
- (2) 産業界のフレキシビリティ—上記の機器の製造者は、パラグラフ(1)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

(A) 製造者が提供する機器が、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。

または

(B) 製造者が選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。

(b) サービスプロバイダー—

- (1) 総則—サブセクション(e)に準じて設定された規則の適用日以降に提供され、その規則の対象となるサービスに関して、次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、プロバイダーが州を越えた取引においてまたは州を越えた取引に影響する形で提供するサービスが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。
- (2) 産業界のフレキシビリティ—上記のサービスプロバイダーは、パラグラフ(1)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。
- (A) プロバイダーが提供するサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

または

- (B) プロバイダーが選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。
- (c) 互換性—サブセクション (a) または (b) で定める要件が達成不可能な場合、製造者またはプロバイダーは、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除いて、その機器またはサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を保障しなければならない。
- (d) ネットワークの特性、機能、能力—次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、アクセシビリティまたは利用可能性を妨げるネットワークの特性、機能、能力をインストールしないようにする義務を負う。
- (e) 規則—
- (1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、委員会は、この条項を施行するために必要とされる規則を公布するものとする。規則を制定するにあたり、委員会は以下のことを行う。
- (A) 次世代通信サービスおよび次世代通信サービスに利用される機器のアクセシビリティ、利用可能性、互換性が、障害のある個人にとって保障されるように、達成目標を含めること。
- (B) 次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、または次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークを通じて送信される情報コンテンツにアクセシビリティが抱合されているときに、情報コンテンツのアクセシビリティを、次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、および次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークが損なうまたは妨げることがないように規定すること。
- (C) 製造者、サービスプロバイダー、およびサービスプロバイダーのネットワークにアクセスするアプリケーションまたはサービスの提供者が負うべき、この条項における義務を定めること。
- (D) 委員会が、製造者およびサービスプロバイダーが (a) から (c) までのサブセクションに従う際に必要な免責事項として技術的な基準を採用する場合を除いて、技術的な基準について命じることがないこと。
- (2) ガイドライン案—委員会は、この条項の要件に関して製造者またはプロバイダーに対するガイドライン案を発行するものとする。
- (f) 第255条の対象となるサービスおよび機器—この条項の要件は、相互接続によるVoIPサービスを含めて、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の

制定日より前の日に第255条の対象となるサービスまたは機器には適用されないものとする。上記のサービスおよび機器は、第255条の要件の対象となるものとする。

(g) 達成可能の定義—この条項および第718条の目的において、「達成可能 (achievable)」とは、合理的な努力または出費のことであり、委員会によって決定される。条項の要件が達成可能であるかどうか決定するにあたり、委員会は以下の要素を考慮するものとする。

- (1) 当該の機器またはサービスに関して、この条項の要件に合わせるために必要とされる諸段階に関する性質と経費。
- (2) 新しい通信技術の開発および配備を含めた、製造者またはプロバイダーの運用および当該の機器またはサービスの運用にかかる技術的および経済的な影響。
- (3) 製造者またはプロバイダーの運用タイプ。
- (4) 当該のサービスプロバイダーまたは製造者が、多様な幅を持つ機能性と特性を含み、異なる価格設定で提供されるアクセシブルなサービスまたは機器を提供する範囲。

(h) 委員会のフレキシビリティ—

(1) 免責—委員会は、次世代通信サービスの製造者またはプロバイダーその他利害関係のある者からの申し立てに対して、この条項の要件を免責する権限を有するものとする。その対象となる、次世代通信サービスを提供または同サービスにアクセスするのに利用される機器の特性または機能、同機器群、次世代通信サービスのプロバイダーまたは同サービス群は、以下の通りである。

- (A) 次世代通信サービスにアクセス可能であるもの。および
- (B) 多目的のために設計されているが、次世代通信サービス以外を主たる目的として設計されたもの。

(2) 少量生産物に対する免除—委員会は、少量生産物に対してはこの条項の要件を免除することができる。

(i) カスタマイズされた機器またはサービス—この条項は、カスタマイズされた機器またはサービスであって、公共に直接提供されるのではないもの、あるいは事実上公共に利用可能となる類のユーザーに直接提供されるのではないものについて、利用される機能にかかわらず適用されないものとする。

(j) 解釈の規則—この条項は、次世代通信サービスに利用される機器の製造者または次世代通信サービスのプロバイダーがすべての機器またはサービスのすべての特性および機能をすべての障害者にアクセシブルにすることを要求するとは解釈されないものとする。」

「第717条 実施および記録義務

- (a) 苦情申し立てと実施の手順—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法 2010年版の制定日から1年以内に、委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する公式および非公式の苦情を申し立てるための規則を制定し、上記の違反に関して委員会が実施する活動の手順を制定し、上記の条項の対象となる製造者およびプロバイダーが担うパラグラフ (5) の記録義務を実行するものとする。上記の規則は、以下の条項を含むものとする。
- (1) 費用の不要—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情を申し立てる個人にいかなる費用をも請求しないものとする。
- (2) 苦情の受理—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情の受理について、独立したかつ特定可能な電子・電話・対面による受理窓口を設けるものとする。
- (3) 委員会に対する苦情申し立て
- (A) 総則—第255条および第716条および第718条の対象となる機器の製造者またはサービスのプロバイダーが上記の条項に違反することを告発する者は、委員会に対して公式または非公式の苦情申し立てを行うことができる。
- (B) 非公式の苦情申し立てに対する調査—委員会は非公式の苦情申し立てによる告発を調査し、苦情申し立てが委員会に対してなされた日から180日以内に、苦情申し立ての内容が同日までに解決された場合を除いて、調査を結論づける命令を発するものとする。命令は、違反があったかどうかの決定を含むものとする。
- (i) 委員会が違反があったと決定する場合、委員会は、この条項で定める命令またはその後続く命令において、委員会がその命令において設定する期日までに、製造者またはサービスプロバイダーにサービスを変更するように指示し、あるいは製造者の場合は次世代の機器または装置を変更するように指示し、それらの条項の要件に適合するようにさせることができる。
- (ii) 違反なしの場合—違反がなかったとの決定がなされる場合、委員会はその決定をした根拠を示すものとする。
- (C) 苦情申し立ての統合—実質的に同様の違反に関する苦情申し立てについて、委員会はその調査と決議を統合することができる。
- (4) 反論の機会—委員会がパラグラフ (3) に従った決定を下す前に、苦情申し立ての対象となる関係者はその苦情申し立てに反論する合理的な機会を与えられ、その反論においては上記の決定に関連するいかなる要素も含むことができる。パラグラフ (3) (B) (i) における最終的な命令を発する前に、委員会は当該

の関係者に、提案される改善活動について意見を述べる合理的な機会を与えるものとする。

(5) 記録—

(A) 第716 (e) 条に従って公布される規則の発効日から1年後より、第255条および第716条および第718条の対象となる製造者またはプロバイダーは、通常の業務および合理的な期間において、上記の製造者またはプロバイダーが第255条および第716条および第718条を施行するためになした努力を記録するものとする。その記録には次の各項を含むものとする。

- (i) 製造者またはプロバイダーが障害のある個人の意見を聴取するためになした努力に関する情報。
- (ii) その製品およびサービスのアクセシビリティに関する特性の記述。
- (iii) その製品およびサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を有しているかについての情報。

(B) 製造者またはプロバイダーの担当者は、記録がサブパラグラフ (A) に適合するように保たれていることを年次ごとに証明する書類を委員会に提出するものとする。

(C) パラグラフ (3) で言及した様式で製造者またはプロバイダーに対してなされた公式または非公式の苦情申し立てを受理した後、委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ (A) に従って製造者またはプロバイダーが維持する記録であって、その苦情申し立ての対象となる機器またはサービスに直接の関連がある記録を1部提出することを求めるものとし、その記録の秘密は守られるものとする。

(6) 行動の不履行—委員会がパラグラフ (3) で言及した様式でなされた苦情申し立てに対して行動する責任を果たさない場合、上記の苦情申し立てをした者は、コロンビア特別区のアメリカ合衆国控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the District of Columbia) 法律職務執行の訴えを起し、委員会に責任を遂行するように求めることができる。

(7) 委員会の権限—第255 (f) の制限は、第255条、第716条および第718条の違反を申し立てる主張に適用されるものとする。このパラグラフのいかなる内容も、パラグラフ (6) における法律職務執行の訴えまたは第402 (b) (10) に従ったいかなる訴えにも影響または制限することがないものとする。

(8) 苦情申し立ての私的な解決—委員会の規則またはこの法律のいかなる内容も、

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

苦情申し立てを行う者、および製造者またはプロバイダーに対して、苦情申し立ての進行について委員会が最終的な決定を下すのに先立って公式または非公式の苦情申し立ての解決をはかることを妨げるようには解釈されないものとする。そのように解決がなされる場合、両関係者は合同で苦情申し立ての取り消しを要求し、委員会はその要求を受け入れるものとする。

(b) 議会への報告—

- (1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から2年ごとに、委員会は、上院の商業・科学・交通委員会（Committee on Commerce, Science, and Transportation of the Senate）および下院のエネルギー・商業委員会（Committee on Energy and Commerce of the House of Representatives）に、以下の各項を含む報告書を提出するものとする。
 - (A) 第255条、第716条および第718条がどの程度順守されているかについての調査。
 - (B) 新しい通信技術に関して、アクセシビリティに対するバリアがどの程度残されているかについての計測結果。
 - (C) 報告の対象となる2年間にサブセクション (a) に従って受理した苦情申し立ての数と性質。
 - (D) 上記の苦情申し立てを解決するために、罰則の設定を含めてこの条項に従ってなされた行動の記述。
 - (E) それぞれの苦情申し立てを解決するために委員会が必要とした期間。
 - (F) サブセクション (a) (6) に従って申し立てられた法律職務執行の訴えに対してなされた行動の数、状況、性質および結果、ならびに第402条 (b) (10) に従って申し立てられた訴えについての数、状況、性質および結果。
 - (G) 新しい通信技術の開発と採用についてこの条項で定める要件の影響の計測結果。
- (2) 必要なパブリックコメント—委員会は、このサブセクションで定める報告について、上院および下院の委員会にその成果を提出するのに先立って、パブリックコメントを求めるものとする。

(c) 会計検査院長官による施行調査

- (1) 総則—会計検査院長官（Comptroller General）は、以下の各項について検討し評価する調査を行うものとする。
 - (A) 委員会がこの条項の要件を順守しているか。サブセクション (a) に従ってなされる苦情申し立てに対する行動について、この条項以降で設定される期日をどの程度順守しているかを含む。
 - (B) この条項に従って委員会が行う実施行動が、この条項を順守させるのにあ

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

って妥当であり効果的であったかどうかどうか。

(C) この条項における実施についての条項が、この条項を順守させるのにあたって適切であったかどうか。

(D) この条項の要件が新しい通信技術の開発および採用に影響があったかどうか、(もしあった場合) それほどの程度であったか。

(2) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から5年以内に、会計検査院長官は、上院の商業・科学・交通委員会および下院のエネルギー・商業委員会に、パラグラフ (1) によって求められる考察の結果についての報告書を提出するものとする。その報告には、この条項を施行する手順および手段がどのように改変または改善されうるかについての勧告を付加するものとする。

(d) 情報提供機関—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を超える日より前に、委員会は、建築・交通バリアに関するコンプライアンス諮問委員会 (Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)、国立通信情報局 (National Telecommunications and Information Administration)、業界団体および障害のある個人を代表する団体から意見を聴き、アクセシブルな製品の利用可能性、ならびに第255条、第716条および第718条によって求められるアクセシビリティの解決法についての情報を提供する機関を設立するものとする。上記の情報は、委員会のウェブサイトおよびその他の手段を通じて公開するものとし、そこには製品およびサービスの一覧表を年次で更新しそのアクセスについての特性とともに掲載するものとする。

(e) 広報および教育—サブセクション (d) において求められる情報提供機関を設立するにあたって、委員会は、国立通信情報局と協働しながら、情報提供機関の利用可能性ならびに第255条、第716条および第718条において可能となる保護策および解決策について公に知らしめるための情報プログラムおよび教育プログラムを実施することとする。」

「第718条 公共のモバイルサービスに利用される電話に搭載されるインターネットブラウザ

(a) アクセシビリティ—公共のモバイルサービス (第710条 (b) (4) (B) において定義した意味における) に利用される電話の製造者がその電話にインターネットブラウザを搭載する場合、またはモバイルサービスのプロバイダーが消費者に販売する電話にブラウザの搭載を手配する場合、製造者またはプロバイダーは、搭載されるブラウザの機能 (ブラウザを起動する能力を含めて) が、達成不可能である場合を除き、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

利用可能であることを保障するものとする。ただし、このサブセクションは、製造者またはプロバイダーが以下のことを行うことを強制するものではない。

- (1) 製造者またはプロバイダーが電話に搭載または手配するブラウザ以外のインターネットブラウザをアクセシブルまたは利用可能とすること。
- (2) インターネットのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを（障害のある個人が搭載されたブラウザを使ってそのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを利用できるようにすること以外に）アクセシブルまたは利用可能とすること。

(b) 産業界のフレキシビリティ—製造者またはプロバイダーは、上記の電話またはサービスに関してサブセクション (a) で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

- (1) 上記の製造者またはプロバイダーが提供する電話またはサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。 または
- (2) 第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。」

(b) 第718条の発効日—サブセクション (a) によって追加されたコミュニケーション法1934年版の第718条は、この法律の制定日から3年後に発効するものとする。

(c) 第V編の改正—コミュニケーション法1934年版の第503条 (b) (2) (47 U.S.C. 503(b)(2)) を改正し、サブパラグラフ (E) の後に以下の文言を追加する。

「(F) この条項のパラグラフ (5) に関して、違反者が第255条、第716条および第718条の対象となる製造者またはサービスプロバイダーであり、その要件に違反していることが委員会によって認定された場合、その製造者またはプロバイダーは、違反事項1件につき、または継続する違反の場合はその1日につき、罰金として100,000ドルをアメリカ合衆国政府に支払うものとする。ただし、継続する違反の場合は、1件の違反行為または行為の不履行につき総額1,000,000ドルを上限とする。」

(d) 委員会の決定についての再検討—コミュニケーション法1934年版の第402条 (b) (2) (47 U.S.C. 402(b)) を改正し、以下のパラグラフを新たに追加する。

「(10) 第717条 (a) (3) に従って委員会が下した決定に不服がある者、またはその決定により不利益を受ける者。」

第105条 盲ろう者である個人のためのリレーサービス

コミュニケーション法1934年版の第VII編を、第104条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第719条 盲ろう者である個人のためのリレーサービス

- (a) 総則—21世紀におけるコミュニケーションへの平等なアクセスに関する法律 (Equal Access to 21st Century Communications Act) が制定される日から6ヵ月以内に、委員会は、相互接続サービスならびに次世代電話通信サービスおよび情報サービスを含めた電話通信サービス、インターネットアクセスサービスおよび次世代通信を提供するための特別に設計された加入者宅内装置であって、盲ろう者である個人にとってアクセシブルである製品の流通に関して、委員会が承認するプログラムをリレーサービスに適格であるものとして定める規則を制定することとする。
- (b) 盲ろう者である個人の定義—このサブセクションの目的にあたって、「盲ろう者である個人 (individuals who are deaf-blind)」という用語は、リハビリテーション法1992年改正版 (Rehabilitation Act Amendments of 1992) を改正したヘレンケラー国立センター法 (Helen Keller National Center Act) (29 U.S.C. 1905(2))において与えられるのと同じ意味を持つものとする。
- (c) 年間の総額—委員会が、年度ごとに州間リレー基金から提供できる助成金の総額は、10,000,000ドルを上限とするものとする。

第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—障害のある個人による緊急時サービスへの平等なアクセスを達成する目的のために、インターネットプロトコルにより可能となる全国規模の緊急時ネットワークへの移行の一環として、この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする (この条項では「諮問委員会」と呼ぶ)。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は諮問委員会の委員を任命するものとする。そのさいには、障害のある個人とその他のステークホルダーとのバランスを確保し、2人の委員を共同の委員長として指名すること。諮問委員会の委員は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
 - (1) 州政府および地方政府ならびにその緊急時対応機関—当該の政府および機関を代表する組織によって推薦された個人のなかから選出される、州政府および地方政府の代表者ならびにその緊急時対応機関の代表者。
 - (2) 当該の問題に関する専門家—諮問委員会がその義務を全うするために必要な技術的知識および専門技能を有する個人であって、以下を代表する者を含む。
 - (A) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダー。
 - (B) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスを提供するためのシステム、施設、機器および特性の販売者、開発者および製造者。
 - (C) 障害のある個人および高齢者を代表する全国規模の団体。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

- (D) 次世代型E9-1-1システム (Next Generation E 9-1-1 system) の実行を担当する連邦機関または部署。
- (E) 国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology) 。
および
- (F) 同様の技術的知識および専門技能を有するその他の個人
- (3) その他のステークホルダーおよび利害関係者の代表者—その他のステークホルダーおよび利害が関係する者の代表者であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 勧告の起草—サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから1年以内に、諮問委員会は、障害のある個人に関する全国規模の調査を実施し、サブセクション (b) (2) に記述したグループからの意見を求めるものとし、どの技術および方法を利用すれば障害のある個人にとって緊急時のサービスに対する平等なアクセスが最も効果的かつ効率的に可能となるかについて決定するものとする。そして、上記の技術および方法を実行するための勧告を、以下に関する勧告を含めて起草し、委員会に提出するものとする。
- (1) インターネットプロトコルによって可能となる全国ネットワークへの移行の一環として、上記ネットワークを通じて送信される信頼できる双方向通信を達成し、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するためにどのような行動が必要であるかに関する勧告。
- (2) 障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するために必要な信頼性および双方向性を確保するためのプロトコル、技術的特性および技術的要件についての勧告。
- (3) 公共の緊急通報応答ポイント、デフォルトに指定された緊急通報応答ポイントおよび地元の緊急対応機関が利用する技術的要件の設定に関する勧告。
- (4) 信頼できる緊急時アクセスの利用を可能とする通信施設および機器ならびに技術に対して妥当な技術的基準および要件に関する勧告。
- (5) IPによって可能となるネットワークのプロバイダーが、技術的基準と相容れない特性、機能、性能を搭載しないことを保障するために従うべき手順に関する勧告。
- (6) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダーならびに上記のサービスのために利用される機器の製造者が、達成可能な場合に、パラグラフ (1) から (5) において求められる行動を達成すべき期日に関する提言。および、現世代のTTY技術を利用する代わりに、同技術を置き換え、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを可能とするより効果的かつ効率的な技術を導入するために可能な段階移行に関する勧告。
- (7) 電話リレーサービスを提供するための新しい技術および方法をリレーサービス

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

のプロバイダーが採用することをふまえて、電話リレーサービスの利用者のために、9-1-1 [緊急通報] サービスおよびE911サービスに関する委員会の規則（国立通信情報局法（National Telecommunications and Information Administration Organization Act）（47 U.S.C. 942(e)(4)）の158（e）（4）条において定められている）をアップデートする規則の設定に関する勧告。 および

(8) 技術的および経済的に有益であることを考慮した勧告。

(d) 会議—

(1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、サブセクション（b）に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから45日を越えるよりも前に開催するものとする。

(2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとするが、サブセクション（c）において求められる提言の作成と提出が完了するまでは1カ月に1度は開催しなければならない。

(3) 告知：会議の公開—諮問委員会が開催する会議はいずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。

(e) 規則—

(1) 定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。

(2) 準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および必要に応じて定める当該の分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。

(3) 規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他の規則を適用することができる。

(f) 連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法（Federal Advisory Committee Act）（5 U.S.C. App.）は、この諮問委員会には適用されない。

(g) 勧告の実施—委員会は、インターネットプロトコルによって可能となる緊急時ネットワークへのアクセスを障害のある個人に対して保障する、信頼できる双方向通信を達成するために必要である場合に、それが達成可能であり技術的に有益である限り、諮問委員会が提案する提言を実行するための規則ならびにその他の規則、技術的基準、プロトコルおよび手順を公布する権限を持つものとする。

(h) 定義—この条項においては、

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

- (1) 「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
- (2) 「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長 (Chairman of the Federal Communications Commission) のことである。
- (3) その他の用語は、ほかに言及がない限り、コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 153)第3条において与えられる意味を持つ。

第2編—映像プログラム

第201条 映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Video Programming and Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は、諮問委員会がその義務を果たすための技術的知識および専門的技能を有する個人を任命するものとする。その個人は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
 - (1) 映像プログラムの供給者およびプロバイダーを代表する者、または上記の供給者を代表する全国規模の組織。
 - (2) インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムを提供するためのシステム、施設、機器および性能の販売者、開発者および製造者を代表する者、または上記の販売者、開発者または製造者を代表する全国規模の組織。
 - (3) 消費者向け電子機器または情報技術機器の製造者を代表する者、または上記の製造者を代表する全国規模の組織。
 - (4) 映像プログラムのプロデューサーを代表する者、または上記のプロデューサーを代表する全国規模の組織。
 - (5) 障害のある個人および高齢者を含めて、アクセシビリティの権利擁護者を代表する全国規模の組織を代表する者。
 - (6) テレビジョン放送業界を代表する者、または上記の業界を代表する全国規模の組織。
 - (7) その他、技術的知識および専門的技能を有する個人であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 委員会の監督—委員長は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の業務を調整および指示させるものとする。
- (d) 技術スタッフ—委員会は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の技術的な補助にあたらせるものとする。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

(e) 勧告の起草—

- (1) クローズドキャプション報告書—諮問委員会の第1回会議が開催される日付から6ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。
 - (A) クローズドキャプションサービスを提供する期限に関するスケジュールの勧告。
 - (B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器開発者が、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。
 - (C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。
 - (D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。
 - (E) 消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、クローズドキャプションへのアクセスを容易にするためにそのプログラムの受信と表示を可能とする機器との互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。
- (2) 映像解説、緊急情報、ユーザーインターフェースならびに映像プログラムのガイドおよびメニュー—この法律が制定された日付から18ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。
 - (A) 映像解説および緊急情報を提供する期限に関するスケジュールの勧告。
 - (B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器製造者が、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルまたはデジタル放送テレビジョンを利用して送信される緊急情報を、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。
 - (C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルを利用して送信される緊急情報を送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。

- (D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。
 - (E) 映像解説および緊急情報へのアクセスが容易になるよう、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、映像プログラムの受信と表示を可能にする機器と互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。
 - (F) ユーザーインターフェースに関して、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または表示するために設計された機器（インターネットプロトコルを利用するサービス手段によって送信される映像プログラムを受信または表示するために設計された機器を含む）の機能が、障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。
 - (G) ユーザーインターフェースに関して、サブパラグラフ (F) において記述する機器の機能にアクセスするために利用されるスクリーン上のテキストメニューおよびその他の視覚上の指標が音声出力を伴うことを可能とし、上記のメニューまたは指標が障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。
 - (H) 映像プログラムガイドおよびメニューに関して、ナビゲーション装置、ガイドまたはメニューの手段によって提供される映像プログラムの情報および選択 (Selection) が、盲者であるまたは視覚障害のある個人がリアルタイムでアクセシブルとなるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。
- (3) 基準制定機関による作業の考慮—諮問委員会による勧告は、可能な限り、パラグラフ (1) および (2) において記述する各々の目的のために、認定された産業界の基準制定機関が採用した基準、プロトコルおよび手順を包含するものとする。

(f) 会議—

- (1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、この法律が制定される日付から180日を越えるよりも前に開催するものとする。
- (2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとする。
- (3) 告知：会議の公開—諮問委員会が開催する会議はいずれも、遅くとも14日前ま

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

でに告知し、一般に公開するものとする。

(g) 手順に関する規則

- (1) 定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1の出席をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。
- (2) 準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および当該の分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。
- (3) 手順に関する規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他の手順に関する規則を適用することができる。

(h) 連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法 (5 U.S.C. App.)は、この諮問委員会には適用されない。

第202条 映像解説およびクローズドキャプション

(a) [音声による] 映像解説—コミュニケーション法1934年版の第713条(47 U.S.C. 613)を、以下の通り改正する。

- (1) サブセクション(f)および(g)を削除する。
- (2) (h)をサブセクション(j)に記号変更する。 および
- (3) サブセクション(e)の後に以下の文言を加える。

「(f)映像解説—

- (1) 規則の再発効—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を経過した日に、委員会は、規則制定の後、映像プログラムの映像解説に関する報告および命令の施行令 (Implementation of Video Description of Video Programming Report and Order (15 F.C.C.R. 15,230 (2000)), 2001年に一部改正(recon. granted, denied in part) され(16 F.C.C.R. 1251 (2001))、パラグラフ(2)に従って修正するものにおいて定められる映像解説の規則を再発効するものとする。
- (2) 再発効する規則の修正—上記の規則は、以下の通り修正が加えられるものとする。
 - (A) この規則は、サブセクション(h)において定義され、デジタル形式でテレビジョン画面に表示するために送信される映像プログラムに適用されるものとする。
 - (B) 委員会は、上位25位に指定されたマーケット領域のリスト、このパラグラフで定める免除に当てはまらないプライムタイム番組を3カ月で50時間以上流

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

す上位5位の全国の非放送ネットワークのリスト、および順守度を計測し始める週をアップデートするものとする。

- (C) この規則は、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者が、この条項で定める要件が経済的に過重な負担となることを示すことにより、要件の免除を委員会に申し立てることを認めるものとする。
 - (D) 委員会は、サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器または機器群のうち、パラグラフ(1)に基づく規則を適用すると上記のサービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に過重な負担になると判断するものについては、上記の規則を免除することができる。
 - (E) この規則は、生中継または生中継に近いプログラムには適用されない。
 - (F) この規則は、順守の期日を定める適切かつ段階的なスケジュールを設けるものとする。
 - (G) 委員会は、映像プログラムのすべてのプロバイダーおよび所有者に対して、技術的な可能性という理由から再発効される規則の免除および制限を拡張することを考慮するものとする。
- (3) 映像解説のさらなる要件に関する調査—委員会は、再発効された規則の段階的適用が完了してから1年を越えるよりも前に以下の調査を開始し、その時点から1年後に以下の各項について判明したことを議会に報告するものとする。
- (A) テレビジョンプログラムにおける映像解説—テレビジョンで配信される映像プログラムの映像解説の利用可能性、利用度および利点。ならびに、上記映像解説の提供に関連する技術上や制作上の課題、映像プログラムのプロバイダーおよびプログラム所有者にとって上記映像解説を提供するさいの、かかる経済的コストについて。
 - (B) インターネット上で配信される映像プログラムの映像解説—インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムに映像解説を提供するさいの、技術上および運用上の課題、コストおよび利点について。
- (4) 持続する委員会の権限—
- (A) 総則—委員会が追加で規則を発行することができるのは、委員会が、パラグラフ(3)で求められる報告を完了してから少なくとも2年後に、映像プログラムに映像解説を提供する必要性および利点が、そのプログラムがテレビジョン画面に表示される形式で配信される場合、上記付加プログラムを提供する技術的および経済的コストを上まわると判断する場合とする。
 - (B) 制限—委員会がサブパラグラフ(A)に定める判断を下し、追加で規則を発行する場合、委員会は、パラグラフ(1)において再発効される規則で定める、映像解説を加えるプログラムの時間数の要件の75%を越える増加はできないものとする。

(C) 指定されたマーケット領域への適用—

- (i) 総則—委員会は、パラグラフ(3)で求められる映像解説に関する報告を完了した後、上位60位に指定されたマーケット領域に対して映像解説規則の段階的適用を行うものとする。ただし、委員会が適切と判断する特定のマーケット領域における団体 (entities) について免除を認める場合を除く。
- (ii) 段階的適用の期日—(i)節で記述される段階的適用は、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から6年を越える前に完了するものとする。
- (iii) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から9年後に、委員会は下院のエネルギー委員会 (Committee on Energy) および上院の商業・科学・交通委員会 (Committee on Commerce, Science, and Transportation) に下記について調査した報告書を提出するものとする。
 - (I) 映像解説を付加した映像プログラムのうち、消費者にとって利用可能であるものの種類。
 - (II) 上記プログラムの消費者の利用度。
 - (III) 上記プログラムを制作するにあたって、プログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかるコスト。
 - (IV) 上記プログラムを制作するにあたって、上位60位から外れる指定マーケット領域のプログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかると想定されるコスト。
 - (V) 上記プログラムの消費者にとっての利点。
 - (VI) 現在利用可能である上記プログラムの総数。 および
 - (VII) 上位60位から外れる指定マーケット領域における、映像解説を付加した映像プログラムの必要性。
- (iv) 追加のマーケット領域—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から10年後に、委員会は、(iii)節に定める報告に含まれる結果、結論および勧告に基づき、毎年最大10の指定マーケット領域を追加して映像解説規則の段階的適用を行う権限を有するものとする。その場合の条件は以下の通りである。
 - (I) 上記追加マーケットにおけるプログラム所有者、プロバイダー、配信者に対して映像解説規則を実施するコストが合理的であると、委員会が判断する。 および
 - (II) 委員会が適切と判断する特定の指定マーケット領域における団体(entities)に免除を認める場合を除外する。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

- (g) 緊急情報—諮問委員会がサブセクション(e)(2)に定める報告を委員会に提出してから1年を越える前に、委員会は以下に掲げる手続きを完了するものとする。
- (1) 緊急情報（連邦規則集第47編第79.2条で定義される用語における）を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝える方法を特定すること。
 - (2) 映像プログラムのプロバイダーおよび映像プログラムの配信者（連邦規則集第47編第79.1条で定義される用語における）およびプログラムの所有者が、上記緊急情報を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝えることを義務づける規則を公布すること。
- (h) 定義—この条項、第303条および第330条の目的のために、以下の通り定義する。
- (1) 映像解説—映像解説（video description）とは、テレビジョンプログラムの主要な視覚要素について、プログラムの会話の間に挟まれる自然なポーズの合間に、ナレーション音声で解説を挿入することである。
 - (2) 映像プログラム—映像プログラム（video programming）とは、テレビジョン放送局によるプログラム、またはテレビジョン放送局によって提供されるプログラムであると一般に考えられるプログラムのことである。ただし、消費者発信型メディアを含まない（第3条の定義による）。」
- (b) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプション—上記法律の第713条にさらに改正を加え、サブセクション（c）を削除して次の文言を付加する。
- 「(c) キャプション付与の期限—
- (1) 総則—サブセクション(b)に定められた規則は、テレビジョンにおいて公開または放映された映像プログラムにクローズドキャプションを提供する期限についての適切なスケジュールを含むものとする。
 - (2) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムの期限—
 - (A) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプションに関する規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のサブセクション(e)(1)において定められる、委員会への報告の提出から6ヵ月を越えるよりも前に、委員会はその規則を改正し、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信されテレビジョン画面において公開または放映された映像プログラムのクローズドキャプションを提供することを求めるものとする。
 - (B) スケジュール—このパラグラフにおいて定める規則は、クローズドキャプションを提供する期限について適切なスケジュールを含むものとする。そのさ

いに、上記プログラムがインターネット配信のために事前収録および編集されたものか、あるいは上記プログラムが生中継または生中継に近いものでありインターネット配信のために編集されたものではないものかを、考慮に入れるものとする。

- (C) コストー委員会は、サブパラグラフ(A)において定める規則について、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信される生中継の映像プログラムに対して適用することが、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者にとって経済的に重荷になると判断する場合、規則適用を延期または免除することができる。
- (D) 規則の要件—このパラグラフにおいて定める規則は、
- (i) 「生中継に近い番組 (near-live programming)」および「インターネット配信のために編集された (edited for Internet distribution)」という用語の定義を含むものとする。
 - (ii) サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器、または機器のうち、その規則を適用することが上記サービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に重荷になると委員会が判断する場合、免除することができる。
 - (iii) 施行の目的のために、このサブセクションにおいて、「映像プログラムの配信 (video programming distribution) および「映像プログラムのプロバイダー (video programming providers)」という用語は、インターネットプロトコルを利用する配信手段を通じて、映像番組をエンドユーザーで直接利用できるようにする団体(entities)を含むものであることを明示するものとする。
 - (iv) 映像プログラムのプロバイダーまたは映像プログラムの所有者が負うべき責任について記述する。
 - (v) 映像プログラムのプロバイダーおよび配信者が、法の適用対象となる映像プログラムについての情報を継続的に入手できる仕組みを確立する。
 - (vi) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信者がクローズドキャプションまたは映像解説の信号の提供または授受を可能とする場合に順守されるものと見なし、プロバイダーまたは配信者が(v)において作成される仕組みを利用して法の適用対象となる映像プログラムを特定する十分な努力を払うことを考慮するものとする。 および
 - (vii) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信者が上記規則に順守していない程度がごく軽微である場合、規則違反として扱わない余地を残すものとする。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

(3) 規則順守の代替手段—このサブセクションのパラグラフ(2)(A)として改正されたサブセクション(b)における規則に定められる手段は、この条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、代替手段を通じてこの条項の要件を満たすことができる。」

(c) 調整のための改正—上記法律の第713(b)を改正し、パラグラフ(3)を削除して次の文言を付加する。

「(3) 映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者は委員会に対してこの条項の要件の免除を申し立てることができ、委員会はこの条項に含まれる要件が経済的に重荷になることが示される場合にその申し立てを承認することができる。上記申し立ての結果が未決である間、上記プロバイダーまたは所有者はこの条項の要件を免除されるものとする。委員会は、委員会が上記要件が経済的に重荷になるかどうかを判断するのにさらに6ヵ月延長することが必要であるとみなす場合を除き、委員会が上記申し立てを受理してから6ヵ月以内に上記申し立ての全部もしくは一部、承認または否認を行うものとする。」

第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能

(a) 規則化する権限—コミュニケーション法1934年版第303(u) 条(47 U.S.C. 303(u))を、以下の通り改正する。

「(u) 技術的に可能である場合に、以下のことを求める。—

(1) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものであって、サイズに関わらず画像スクリーンを利用するものである場合—

(A) クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するために設計された、クローズドキャプションデコーダーの構成回路または性能を内蔵していること。

(B) デコードの性能を有し、第713(f)条において再発効および修正された要件によって求められる映像解説サービスを伝送および送信することを可能とすること。 および

(C) デコードの性能を有し、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式において緊急情報（委員会規則第79.2条(47 CFR 79.2)において定義される用語において）を利用できるようにすること。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

(2) このサブセクションの параグラフ(1)に関わらず—

(A) 上記パラグラフで記述される機器のうち、画像スクリーンのサイズが13インチ未満であるものについては、上記パラグラフが達成可能である場合（第716条において定義される意味において）にのみ上記パラグラフのサブパラグラフ(A)(B)または(C)の要件を満たすものとする。

(B) 表示機能のみの映像モニターであって、再生する性能を有しない機器または機器群については、上記パラグラフの要件を免除するものとする。 および

(C) 委員会は、自発的にまたは製造者からの申し立てに対して、以下の機器または機器群についてはこのサブセクションの要件を免除する権限を有するものとする。

(i) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生する以外の動作を行うために設計されたもの。 または

(ii) 多目的の動作を行うために設計された機器であり、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生することは可能であるがその本質的な用途は他の目的によるもの。」

(b) その他の機器—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)にさらなる改正を加え、新たなサブセクションの後に次の文言を加える。

「(z) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合（第716条において定義される意味において）、音声と同時に送信される映像プログラムを録画するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものについては、クローズドキャプション、映像解説の信号または緊急情報（連邦規則集第47編第79.2条において定義される用語において）の提供または授受を可能とし、上記プログラムの視聴者が映像プログラムを再生するさいに画像スクリーンのサイズに関わらずクローズドキャプションおよび映像解説の表示および非表示を切り替えできるようにすること。 および

(2) デジタル形式の画像発信装置の相互接続機能および基準が、発信装置から加入者宅内装置にクローズドキャプションを表示するための情報を到達させ、コード化した映像解説と緊急情報を聴取可能な状態にするものであること。」

(c) 商取引における出荷—コミュニケーション法1934年版第303条(b)(47 U.S.C. 303(b))を以下の通り改正する。

(1) 第1文の「303(u)」を削除し、「303(u)および(z)」を付加する。

(2) 第2文を削除し、以下の文言を付加する。「上記規則は、この法律の第303条に

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

において求められる、クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するように設計された内蔵型デコーダーの構成回路および機能、映像解説サービスの送信および到達、および緊急情報の伝達について、その性能と表示基準を定めるものとする。」

- (3) 第4文において「クローズドキャプションサービスは継続する」を削除し、「クローズドキャプションサービスおよび映像解説サービスは継続する」を付加する。
- (d) 施行の規則—連邦通信委員会は、この条項において改正されるコミュニケーション法1934年版の第303(u)条、第303(z)条および第330(b)条の要件を施行するために必要な規則を定めるものとする。そこには、以下の送信に必要とされる技術的基準、プロトコルおよび手順が含まれるものとする。
- (1) 第201(e)(1)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから6ヵ月以内に、クローズドキャプションの送信。 および
- (2) 第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、映像解説および緊急情報の送信。
- (e) 規則順守の代替手段—コミュニケーション法1934年版第303(u)条、第303(z)条および第330(b)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(d)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。

第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース

- (a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第203条で付加したサブセクション(z)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(aa) 以下のことを求める。—

- (1) 達成可能である場合（第716条において定義される意味において）、音声と同時にデジタル形式で送信される映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器が、インターネットプロトコルを利用してデジタル形式で映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器を含めて、適切に内蔵された機器機能の操作が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であるように設計され、開発され、製造されること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

- (2) スクリーン上のテキストメニューまたはデジタル機器に搭載されているその他の視覚表示がパラグラフ(1)において記述される機器の特性にアクセスするために使われる場合、その機能は、機器に内蔵または付随する形で音声出力を伴い、上記メニューまたは視覚表示が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってリアルタイムにアクセシブルであり利用可能であるようにすること。
- (3) パラグラフ(1)および(2)において記述する機能を備える機器について、クローズドキャプションおよび映像解説の特性へのアクセスを、クローズドキャプションまたはアクセシビリティ機能を作動させるように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるように作られていること。 および
- (4) このサブセクションを適用するにあたり、「機器 (apparatus)」という用語は、委員会規則第76.1200条 (47 CFR 76.1200)において定められるナビゲーション機器を含まないこと。」
- (b) 施行の規則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会は、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (c) 規則順守の代替手段—第303(aa)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(b)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。
- (d) ATSCモバイルDTV基準A/153に関する規則順守の猶予—一次世代型テレビジョンシステム委員会のモバイルDTV基準A/153 (Advanced Television Systems Committee's Mobile DTV Standards A/153) を受信または再生するように設計および製造されるデジタル機器は、最終的な規則が連邦官報に告示される日から24ヵ月を越えるまでの間、サブセクション(b)において定める規則の要件を満たすことを求められないものとする。」

第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス

- (a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第204条で付加したサブセクション(aa)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(bb) 以下のことを求める。—

- (1) 達成可能である場合 (第716条において定義される意味において)、多チャンネル

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

ルの映像プログラムを表示または選択するためにナビゲーション機器（連邦規則集第47編第79.1200条において定義される用語において）によって提供されるスクリーン上のテキストメニューおよびガイドは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が必要とする場合に、聴覚によりリアルタイムでアクセシブルであること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。 および

- (2) クローズドキャプション機能が内蔵される機器について、クローズドキャプション特性へのアクセスが、クローズドキャプションまたはアクセシビリティ特性を作動させるように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるものであること。

ソフトウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのソフトウェアの製造者に適用されるものとする。ハードウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのハードウェアの製造者に適用されるものとする。」

(b) 施行の規則一

- (1) 総則一第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会は、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (2) 免除一上記の規則は、視聴者が20,000人以下であるケーブルシステムについては免除することができる。
- (3) 責任一この条項で付加した要件を順守する責任が発生する対象となるのは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が希望する場合に提供するナビゲーション機器に関するものとする。
- (4) 外部の機器またはソフトウェア一
- (A) 総則一上記の規則は、コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するために、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供することを認めるものではあるが、強制するものではない。上記の規則は、規則順守の様式選択にあたって最大限のフレキシビリティを供するものとする。
- (B) 要件一サブパラグラフ(A)においてコミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守する場合、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通

(1) [米国] 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法

じてナビゲーション機器を提供するものは、上記の個人に対して追加費用を請求せず、合理的な期間内でそれを行うものとする。そして、そのソフトウェア、機器、装置、サービスまたはソリューションが上記の規則によって求められるアクセスを提供するものとする。

(5) クローズドキャプションについてのユーザー操作—上記の規則は、ナビゲーション機器を提供する者に対して、（この条項のサブセクション(a)において付加される）コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するための手段の選択について最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(6) 段階的施行—

(A) 総則—委員会は、関係者(affected entities)に対して、

(i) 上記の規則の適用から2年以内に、（この条項のサブセクション(a)において付加される）コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。 および

(ii) 上記の規則の適用から3年以内に、（この条項のサブセクション(a)において付加される）コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。

(B) 適用—上記の規則は、サブパラグラフ(A)において設定される発効日から製造または輸入される機器に適用されるものとする。

第206条 定義

この編において、

(1) 諮問委員会—「諮問委員会 (Advisory Committee)」とは、第201条において定める諮問委員会のことである。

(2) 委員長—「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長のことである。

(3) 委員会—「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。

(4) 緊急情報—「緊急情報 (emergency information)」とは、連邦規則集第47編第79.2条において定める用語の意味を持つものである。

(5) インターネットプロトコル—「インターネットプロトコル (Internet protocol)」とは、伝送制御プロトコル(TCP)およびその後継となるプロトコル、またはインターネットプロトコル技術を含むものである。

(6) ナビゲーション機器—「ナビゲーション機器 (navigation device)」とは、連邦規則集第47編第76.1200条において定める用語の意味を持つものである。

(7) 映像解説—「映像解説 (video description)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条(47 U.S.C. 613)において定める用語の意味を持つものである。

(8) 映像プログラム—「映像プログラム (video programming)」とは、コミュニケ

(1) [米国] 21 世紀における通信および映像アクセシビリティ法

ーション法1934年版第713条(47 U.S.C. 613) において定める用語の意味を持つものである。

2010年10月8日承認

(2) [韓国] 障害者放送編成および提供等障害者放送アクセス権保障

全日本ろうあ連盟試訳

放送通信委員会告示第 2011-53 号

[2011. 12. 26、制定、2012. 1. 1 施行]

放送通信委員会（視聴者権益増進課）

第 1 条（目的）

この告示は、「放送法」第 69 条第 8 項及び第 9 項と同法施行令第 52 条、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」第 21 条第 3 項と同法施行令第 14 条第 6 項に基づいて障害者の放送対象事業者、編成率および提供基準と方法等必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（用語の定義）

この告示において使用する用語の定義は次のとおりである。

- 1 「障害者放送」とは、視聴覚障害者のためのクローズドキャプション放送、画面解説放送、手話通訳放送をいう。
- 2 「障害者放送物」とは、クローズドキャプション放送、画面解説放送、手話通訳放送の一つ以上が含まれている放送番組をいう。
- 3 「クローズドキャプション放送」とは、聴覚障害者のために放送の音声および音響の画面に文字を転送する放送をいう。
- 4 「画面解説放送」とは、視覚障害者のために画面の場面、字幕等を音声で配信する放送をいう。
- 5 「手話通訳放送」とは、聴覚障害者のために放送の音声や音響を、手話、ジェスチャー、表情等で配信する放送をいう。
- 6 「放送の売上高」とは、放送受信料収入、広告収入、協賛収入、プログラム売上高、その他放送事業収入等の合計で、放送通信委員会が公表したデータをいう。
- 7 「視聴率」とは、全テレビ放送の視聴者の総視聴時間のうち、特定の放送チャンネルの視聴時間に占める割合として放送法第 69 条の 2 に基づいて算定されたデータをいう。
- 8 「障害者放送制作費」とは、障害者、番組制作の諸般の諸費用をいう。ただし、障害者、番組制作に必要な機器や設備にかかる費用は除く。

第 3 条（適用範囲）

- ①この告示の適用範囲は、「放送法」第 2 第 3 号の規定による放送事業者、「インターネットマルチメディア放送事業法」第 2 条第 5 号の規定によるインターネットマルチメディア放送事業者が提供するテレビ放送とする。
- ②第 1 項のテレビ放送でコマーシャルは除く。

第 4 条（障害者放送提供義務の類型）

- ①障害者放送提供義務の類型は、障害者放送の編成義務、障害者放送の誠実提供義務、障害者放送の類型表示義務に区分する。

(2) [韓国] 障害者放送編成および提供等障害者放送アクセス権保障

- ②第1項の規定による障害者放送の編成義務とは、障害者放送編成義務対象事業者が、この告示で定める一定の割合以上で障害者放送物を制作・編成する義務をいう。
- ③障害者放送の誠実提供義務とは、放送番組を制作、編成、送信、再送信する過程で、障害者の放送が中断または欠落しないように誠実に提供しなければならない義務をいう。
- ④障害者放送の類型表示義務とは、障害者放送物を放送し、あるいはホームページに放送番組表を提供する場合に、当該障害者の放送の類型を文字または音声で表示しなければならない義務をいう。

第5条（障害者放送編成義務対象事業者の区分）

- ①障害者放送編成義務対象事業者は、必須指定事業者および告示義務事業者に区分する。
- ②必須指定事業者は、次の各号の事業者の法人を基準に指定・公表する。
 - 1 放送法第9条第1項により許可を受けた地上波放送事業者（ただし、移動マルチメディア波放送を行う地上放送事業者は除く）
 - 2 放送法第9条第1項により許可を受けた衛星放送事業者で放送法第70条に基づいて放送チャンネルを直接使用する事業者（ただし、移動マルチメディア放送を行う衛星放送事業者を除く）
 - 3 放送法第9条第5項但し書により承認を受けた総合編成または報道に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者
- ③告示義務事業者は、次の各号の事業者の中で法人を基準に年1回指定・公表する。
 - 1 放送法第9条第2項の規定により許可を受けた総合有線放送事業者として放送法第70条に基づいて地域チャンネルを運用する事業者
 - 2 放送法第9条第5項の規定により登録された放送チャンネル使用事業者
 - 3 放送法第9条第5項但し書により承認を得た商品の紹介と販売の専門編成を行う放送チャンネル使用事業者
 - 4 インターネットマルチメディア放送事業法第18条第2項の規定により申告・登録し、あるいは承認を受けたインターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者
- ④放送通信委員会は、障害者放送編成実績起算点2ヶ月前までに、次の各号に該当する事業者の告示義務事業者を指定・公表する。
 - 1 前年送出実績のある事業者
 - 2 放送売上高で障害者放送物製作費が占める割合が100分の1を超えない事業者
- ⑤第4項第1号の総合有線放送事業者に告示義務事業者として指定する場合、当該総合有線放送事業者が他の総合有線放送事業を兼営している場合は、同じ事業者とみなす。
- ⑥第4項第2号から第4号の事業者を告示義務事業者として指定した場合、前年度平均視聴率0.2%以上のチャンネルを運営する事業者とする。ただし、複数のチャンネルを同時に運営する事業者の場合、障害者放送編成義務は前年平均視聴率0.2%以上のチャンネルに限り適用する。

第6条（必須指定事業者の障害者放送編成比率目標値）

①必須指定事業者の障害者放送編成比率の目標値は、次の各号のとおりである。

- 1 放送法第 69 条の韓国放送公社（地域（総）局を除く）及び特別法による放送事業者は、2013 年（画面解説放送は 2014 年）までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち字幕放送 100%、画面解説放送 10%、手話通訳放送 5%に相当する障害者放送物を制作・編成しなければならない。
 - 2 放送法第 69 条の放送文化振興会が出資した放送事業者とソウル地域を主な放送圏域とする地上波放送事業者は、2013 年（画面解説放送は 2014 年）までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち字幕放送 100%、画面解説放送 10%、手話通訳放送 5%に相当する障害者放送物を制作・編成しなければならない。
 - 3 放送法第 69 条の韓国放送公社地域（総）局、放送文化振興会法による放送文化振興会が最多出資者である放送事業者と関連会社の関係にある地上波放送事業者やソウル以外の地域を主な放送圏域とする地上波放送事業者は、2015 年までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち字幕放送 100%、画面解説放送 10%、手話通訳放送 5%に相当する障害者放送物を制作・編成しなければならない。
 - 4 衛星放送事業者は、2016 年までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち、字幕放送 70%、画面解説放送 7%、手話通訳放送 4%に相当する障害者放送物を制作・編成しなければならない。
 - 5 総合編成または報道に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者は、2016 年までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち字幕放送 100%、画面解説放送 10%、手話通訳放送 5%に相当する障害者放送物を制作・編成しなければならない。
- ②放送通信委員会は、障害者放送編成実績起算点の 2 ヶ月前までに必須指定事業者の障害者放送編成比率の目標値を公表しなければならない。
- ③必須指定事業者が複数のチャンネルを運営する場合には、障害者放送編成比率の目標値は、当該事業者が運営するチャンネルの平均目標値とみなす。
- ④第 1 項第 1 号から第 3 号までの事業者は、放送通信委員会が公表した目標値を達成するための年度別目標値を障害者放送編成義務開始日から 3 ヶ月前までに提示して、放送通信委員会の承認を得なければならない。
- ⑤第 1 項第 1 号から第 3 号までの事業者が承認を受けた年度ごとの目標値を変更しようとする場合には、当該年度が終了する 3 ヶ月前までに、放送通信委員会の再承認を受けなければならない。このとき、事業者は、前年度目標値と同じかそれ以上の目標値を提示しなければならない。

第 7 条（告示義務事業者の障害者放送編成比率目標値）

①告示義務事業者の障害者放送編成比率の目標値は、次の各号のとおりである。

- 1 総合有線放送事業者の告示義務事業者に指定された事業者は、2016 年までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち字幕放送 70%、画面解説放送 7%、手話通訳放送 4%に相当する障害者放送物を制作・編成しなければならない。

(2) [韓国] 障害者放送編成および提供等障害者放送アクセス権保障

- 2 放送チャンネル使用事業者、インターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者の告示義務事業者に指定された事業者は、2016年までに放送通信委員会が認めた放送時間のうち字幕放送70%、画面解説放送5%、手話通訳放送3%に相当する障害放送物を制作・編成しなければならない。
- ②放送通信委員会は、次年度の障害者放送編成実績起算点の2ヶ月前までに告示義務事業者の障害者放送編成比率の目標値を公表しなければならない。
- ③2013年以降の新規指定・公表された告示義務事業者の場合、1年目（2013年）の目標値から障害者放送の編成義務が開始される。
- ④指定解除された告示義務事業者が、再告示義務事業者として指定・公表された場合、1年目（2013年）の目標値から障害者放送の編成義務が再開される。ただし、放送通信委員会は、当該事業者との事前協議を経て、指定解除時の障害者放送編成比率の目標値を付与することができる。
- ⑤放送通信委員会は、第1項第1号の総合有線放送事業者の中で、他の総合有線放送事業を兼営していない事業者の場合、当該事業者の事前の疎明と障害者、番組制作環境、視聴者の需要等を考慮して、障害者の放送編成の割合を軽減、猶予することができる。
- ⑥放送通信委員会は、第1項第2号の規定により告示義務事業者に指定された事業者の場合、当該事業者の事前の疎明と障害者、番組制作環境、視聴者の需要、チャンネルの性格等を考慮して、字幕、手話通訳、画面解説放送中の特定の放送の種類の見合わせ義務を軽減、猶予することができる。
- ⑦その他障害者放送の製作と編成が、その放送局の存立を大きく脅かすという事実を疎明して、障害視聴保障委員会がこれを認める場合には、放送通信委員会は、その義務を軽減、猶予、終了させることができる。

第8条（障害者放送誠実提供義務）

- ①放送事業者やインターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者は、障害者放送物を制作・編成し、他の事業者や視聴者に提供する場合に、障害者放送信号、または内容が失われないようにしなければならない。
- ②放送事業者やインターネットマルチメディア放送事業者は、他の事業者が制作・編成した障害者放送物を提供し、視聴者に送信または再送信する場合に、提供された障害者放送信号、または内容が失われないようにしなければならない。
- ③放送事業者およびインターネットマルチメディア放送事業者が障害者放送物を制作・送信・再送信する場合、韓国情報通信技術協会が制定された音響障害補助放送サービスの技術標準を遵守しなければならない。
- ④放送事業者やインターネットマルチメディア放送事業者が内容の連続性が維持される放送番組を障害者放送物として制作・編成し、視聴者に提供する場合は、障害者放送物が放送されるプロセスを中断または欠落しないようにしなければならない。

第9条（障害者放送の種類を表示義務）

(2) [韓国] 障害者放送編成および提供等障害者放送アクセス権保障

- ①放送事業者やインターネットマルチメディア放送事業者は視聴者に障害者放送物を提供する障害者の放送の種類を文字または音声で表示しなければならない。
- ②視聴者と障害者放送物を提供する放送事業者のインターネットマルチメディア放送事業者は、ホームページで提供される放送番組表の障害者放送の類型を文字または音声で表示しなければならない。

第 10 条 (障害者放送視聴保障委員会)

- ①放送通信委員会は、障害者放送提供義務の履行実績の評価、障害者放送の活性化等、障害者の放送関連業務を放送通信委員会が指定した機関に委託し、これに伴う予算を支援することができる。
- ②障害者放送関連業務を委任された機関の長は、障害者団体、障害者放送関係機関、政府機関、学界等の推薦を受け、障害者放送視聴保証委員会を構成し、運営に必要な事項を支援しなければならない。
- ③障害者放送視聴保障委員会は、次の各号の事項を審議または議決することができる。
 - 1 障害者放送提供実績評価基準と方法の用意を設ける
 - 2 障害者放送提供実績評価
 - 3 音響障害補助放送サービスの技術標準を遵守しているかの評価
 - 4 障害者放送編成実績例外認定の可否判断
 - 5 障害者放送物の平均製作費の算定および公表
 - 6 障害者放送制作費支援等の調整
 - 7 障害者放送提供義務評価結果公表基準と方法を設ける
 - 8 障害者放送活性化のための調査・研究・教育・広報
 - 9 障害者放送活性化のための政策諮問
 - 10 その他の放送通信委員会が委任した業務
- ④放送通信委員会の指定を受けた機関の長は、障害者放送視聴保障委員会の運営を支援するための組織を置くことができる。
- ⑤障害者放送視聴保障委員会の運営に関する事項は、放送通信委員会から業務を委任された機関の内規で定める。

第 11 条 (障害者放送提供実績評価)

障害者放送視聴保障委員会は、必須指定事業者および告示義務事業者の障害者放送物の編成義務、障害者放送の誠実提供義務、障害者放送の類型表示義務の履行の業績評価を年 2 回実施しなければならない。

第 12 条 (実績資料の提出)

- ①必須指定事業者および告示義務事業者は、障害者放送物の編成義務、障害者放送の誠実提供義務、障害者放送の類型表示義務の履行による実績資料を毎半期終了後 1 ヶ月以内に障害者放送視聴保障委員会に提出しなければならない。
- ②実績資料は 1 ヶ月ずつ 6 ヶ月単位で作成し、その年が終了した後に提出する実績資料に

は年間の実績が含まれていなければならない。

第13条（障害者放送編成実績算定時の例外認定）

- ①障害者放送視聴保障委員会は、次の各号の事項を考慮して、障害者放送編成実績算定の例外を認めることができる。
- 1 技術的に障害者放送物を製作することが困難な場合
 - 2 著作権の問題で障害者放送物を製作することが困難な場合
 - 3 他の障害者放送の視聴保障委員会が例外的に認められている特殊な状況で、他の事業者にも共通して適用できる場合
- ②第1項第1号に該当するプログラムは、次の各号のとおりである。
- 1 多言語（バイリンガル）で放送されている場合のクローズドキャプション放送や手話通訳放送
 - 2 商用化された放送受信機でサポートしていない字幕（例：アラビア語、ヒンディー語）の提供
 - 3 音声の間隔が過度に狭く、画面解説放送を提供するのは難しいプログラム
 - 4 公演実況を中心に構成されており、障害者放送提供の必要性が少ない音楽、ダンス等のプログラム

第14条（疎明手続き）

- ①必須指定事業者および告示義務事業者は、障害者放送提供義務の実績資料を提出時に、実績の算定の例外認め、プログラムの積明資料と一緒に提出することができる。
- ②事前疎明が必要な事業者の場合、実績資料の提出に先立ち、障害者放送視聴保障委員会の事前疎明を求めることができる。
- ③事前疎明の要請の妥当性が認められる場合には、障害者放送視聴保障委員会は、事前の積明の資料を求めることができ、当該事業者は、これに応じなければならない。

第15条（障害者放送の視聴サービス向上）

- ①放送事業者のインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者の視聴サービス向上のため、リアルタイムの放送番組以外のサービスにも障害者放送が提供されるよう努めなければならない。
- ②放送事業者のインターネットマルチメディア放送事業者は、電子番組ガイドの音声案内を提供する等、障害者放送の視聴サービスを向上させるために努力しなければならない。
- ③移動マルチメディア放送事業者の場合、障害者、番組制作環境、視聴者の需要等を考慮して、障害者放送物が編成されるように努めなければならない。

附則 〈第2011-53号、2011.12.26〉

この通知は2012年1月1日から施行する。

[別表 1]

事業者別障害者放送編成割合目標値

事業者仕分け	対象事業者	開始時点	起算時点	最終編成割合目標 (%)			達成時点	
				字幕	画面解説	手話通訳		
地上波	必須指定	中央地上波	2012. 1.	2012. 7.	100	10	5	2013. 12. (画面解説: 2014. 12.)
		地域地上波	2012. 1.	2012. 7.	100	10	5	2015. 12.
有料放送 (プラットフォーム)	必須指定	衛星放送 (直射チャンネル対象)	2012. 1.	2013. 1.	70	7	4	2016. 12.
	告示義務	SO (地域チャンネル対象)	2012. 1.	2013. 1.	70	7	4	2016. 12.
有料放送 (チャンネル使用事業者)	必須指定	報道総合編成 PP	2012. 1.	2013. 1.	100	10	5	2016. 12.
	告示義務	一般PP IPTV CP	2012. 1.	2013. 1.	70	5	3	2016. 12.

中央地上波放送社 (KBS、EBS、MBC、SBS)

年度/類型	2012	2013	2014	2015
字幕	放送通信委員会が承認する事業者の 提示目標		100	100
画面解説	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			10
手話	放送通信委員会が承認する事業者の 提示目標		5	5

地上波放送社 (KBS地域(総)局、地域MBC、地域民放)

(2) [韓国] 障害者放送編成および提供等障害者放送アクセス権保障

年度/類型	2012	2013	2014	2015
字幕	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			100
画面解説	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			10
手話	放送通信委員会が承認する事業者の提示目標			5

総合編成報道専門チャンネル使用事業者

年度/類型	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	30		50	75	100
画面解説	4		6	8	10
手話	2		3	4	5

衛星放送（直接使用チャンネル対象）S0（地域チャンネル対象）

年度/類型	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	30		45	60	70
画面解説	3		5	6	7
手話	1		2	3	4

チャンネル使用事業者やインターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者

年度/類型	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	30		45	60	70
画面解説	2		3	4	5
手話	1		2	3	3

(3) [韓国] 通信設備を利用した中継サービス提供等に関する基準

全日本ろうあ連盟試訳

放送通信委員会告示第2012-41号

[2012. 6. 29 制定、実施 2012. 6. 29]

放送通信委員会

第1章 総則

第1条 (目的)

この告示は、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」第21条第4項の規定により、通信設備を利用した中継サービスの提供に関する事項と運営機関の指定及びその業務処理等に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (定義)

この告示で使用する用語の定義は、次のとおりである。

1 「通信設備を利用した中継サービス（以下「通信中継サービス」という。）」とは、聴覚・言語障害を持っている人が障害のない人または他の障害のある人と通信設備を利用して意思疎通することを支援するサービスをいう。

2 「文字中継サービス」とは、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」第21条第4項の規定による通信中継サービスの中で、聴覚・言語障害者と中継士間の通信内容の伝達が文字で行われる中継サービスをいう。

3 「映像中継サービス」とは、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」第21条第4項の規定による通信中継サービスの中で、聴覚・言語障害者と中継士間の通信内容の伝達が手話（映像）で行われる中継サービスをいう。

4 「中継士」とは、障害者が障害のない人と同等にサービスをアクセス・利用できるように通信中継サービスを提供する者をいい、文字サービスを提供する中継士を文字中継士、映像（手話）サービスを提供する中継士を映像中継士と称する。

5 「義務事業者」とは、「電気通信事業法」に基づく基幹通信事業者（電話サービスを提供する事業者に限る。）をいう。

6 「通信中継サービスセンター（以下「センター」という。）」とは、通信中継サービスを提供するために、中継サービスの運用・管理およびサービスの開発などを担当する機関をいう。

第3条 (適用範囲)

この告示は、「電気通信事業法」に基づく基幹通信事業者、センター、通信中継サービス利用者に対して適用する。

第2章 通信中継サービスの提供

第4条 (通信中継サービス利用者)

通信中継サービスの利用者は、次の各号の通りである。

(3) [韓国] 通信設備を利用した中継サービス提供等に関する基準

- 1 障害のない人または他の障害のある人と意思疎通を望む聴覚・言語障害者
- 2 聴覚・言語障害者と意思疎通を望む障害のない人、または他の障害のある人

第5条（通信中継サービスの種類）

①文字中継サービスの種類は、次の各号の通りである。

1 インターネット（通信中継サービスのWebサイト、インスタントメッセージなど）を活用した文字中継

2 携帯電話のSMS送信機能を活用した文字中継

3 携帯電話のアプリケーション機能を活用した文字中継

②映像中継サービスの種類は、次の各号の通りである。

1 インターネット（通信中継サービスのWebサイト、インスタントメッセージなど）を活用した映像中継サービス

2 携帯電話のビデオ通話機能を活用した映像中継サービス

3 携帯電話のアプリケーション機能を活用した映像中継サービス

4 テレビ電話機を活用した映像中継サービス

5 手話を使用する聴覚・言語障害者が障害のない人との対面接触時に映像中継サービス機能でコミュニケーションを支援する遠隔手話通訳サービス

第6条（通信中継サービスの提供範囲）

通信中継サービスの支援範囲は、国内通話中継において、韓国語の音声及び文字、韓国手話を使用する場合に通信中継サービスを提供する。ただし、海外から国内への中継の要求があった時は、受信者（センター）に通信料の負担がかからない場合にサービスを提供することができる。

第7条（通信中継サービス提供時間）

通信中継サービス提供時間は、年中無休（24時間365日）を原則とする。また、センターは、技術的な障害、整備不良等に備えたサービスのフェールオーバー対策を行って円滑な通信中継サービスが提供されるようにしなければならない。

第8条（中継士の通信秘密遵守）

①センターは、通信中継サービスを提供するにあたり、通信の秘密を侵害し、あるいは漏洩してはならない。

②通信中継業務に従事する者又は従事していた者は、その在職中に知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。

第9条（通信の中継サービスの個人情報保護）

第8条中継士の通信秘密遵守違反及び「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」第21条第4項の規定による通信中継サービスの提供と関連した個人情報の保護については、同法第22条の規定を準用する。

第3章 義務事業者の役割

第10条（義務事業者の役割）

- ①義務事業者は、センターの運営にかかる通信費等を負担しセンター運営の高度化のため、技術支援等に協力しなければならない。
- ②第1項による通信費は、センターに引入された通信の要求によって中継士が通信相手に発信する費用であり、専用回線利用料、各種電話料金等の通信中継サービスのための費用をいう。
- ③その他の義務事業者が負担すべき事項は、放送通信委員会、センター、義務事業者間で協議を通じ定める。

第11条（負担金の算定基準）

- ①個々の義務事業者が負担する分担金の額は、前年度にセンターで執行した通信費と全体の事業規模等を考慮して算定した合計金額に個々の義務事業者の中継サービス関連の売上高比率を乗じて算定する。
- ②義務事業者の売上高は、毎会計年度の検証を完了した営業報告書上の該当電話サービスの売上高を基準にしており、個々の義務事業者の売上高の割合は、全体の義務事業者の総売上高のうち、個々の義務事業者の売上高の占める割合をいう。
- ③義務事業者の分担金の額は、ウォン単位で四捨五入する。

第12条（負担金の納付時期と方法）

- ①義務事業者は、第11条第1項による分担割合に応じた当該年度の通信費用を会計年度開始後一ヶ月以内に、まず納付しなければならない。
- ②センターは、通信費を執行して過不足が発生した場合、次年度の分担金から加減して義務事業者と分担することができる。
- ③センターは義務事業者が通信費を納付することができるように指定口座を開設し別途に管理しなければならない。

第4章 通信中継サービスセンター

第13条（センターの設置・運営）

- ①放送通信委員会は、聴覚・言語障害者に対する円滑な通信中継サービスを提供するためにセンターを置く。ただし、効率的な運営のため、必要に応じてセンター運営機関を指定して委託することができる。
- ②センターの運営機関は、韓国情報化振興院とし、放送通信委員会は、毎年事業計画を策定し、運用機関と協定を締結して事業を遂行する。
- ③センターは、通信中継サービスの提供に必要な事項を協議するために、放送通信委員会、義務事業者及び関連団体の専門家等が参加する協議会を構成・運営することができる。

第14条（センターの業務）

- ①センターは、次の各号の業務を遂行する。
 - 1 センターの詳細実行計画、所要の予算規模の算定協議

(3) [韓国] 通信設備を利用した中継サービス提供等に関する基準

- 2 センターに必要な研究開発課題の実行
- 3 通信中継サービス技術の発展に伴う新規サービスの開発
- 4 個人情報保護のための内部セキュリティガイドラインの制定と運用
- 5 中継システムの品質管理とメンテナンス・運営
- 6 通信中継サービス活性化のための広報
- 7 基幹通信事業者の分担金の執行と管理
- 8 中継サービスの運営および結果の報告
- 9 中継士の選抜と教育プログラムの運営
- 10 通信中継サービスに関する苦情受付、処理、および報告
- 11 その他の通信中継サービスの提供に必要な事項

②センターは、放送通信委員会の通信中継サービスに関連して、年間事業計画及び制作の策定、各種法制度やガイドラインの制定・改訂等の業務を支援する。

第15条（センターの運営組織と人員）

①センターは、第14条の業務処理のためにセンターの責任者を含む運営スタッフや通信システムのための専門人材を置かなければならない。

②放送通信委員会とセンターは、サービス需要の増加推移等を勘案し、毎年運営スタッフの規模を決定する。

第16条（センターの運営予算と決算）

①放送通信委員会は、通信費を除くセンターの運営に要する費用を予算の範囲内で支援する。

②センターは、会計年度終了後3ヶ月以内に、事業費使用実績、内部監査意見書または公認会計士の意見書を添付して、放送通信委員会に提出しなければならない。

第5章 補則

第17条（事業の結果報告）

センターは、通信中継サービスに関連する業務処理の結果を毎年契約期間の終了後30日以内に放送通信委員会に報告しなければならない。

第18条（有権解釈）

この基準に定めない事項については、関係法令に反しない範囲内で、放送通信委員会の解釈に従う。

第19条（運営指針等）

センターは、この告示を効率的に運営するために必要な詳細情報を指針として定め放送通信委員会と協議して制定した後、施行する。また、通信中継サービスの提供を通じて取得した情報の保護のために、内部のセキュリティ管理指針を定めて運営しなければならない。

第20条（見直し期限）

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」（大統領訓令第248号）に基づいて、この

資料編

3. 法令全文

(3) [韓国] 通信設備を利用した中継サービス提供等に関する基準

告示発令後の法令や現実与件の変化等を検討し、この告示の廃止、改正等措置をしなければならぬ期限は2015年5月12日までとする。

付 則

第1条（施行日） この告示は告示した日から施行する。

第2条（経過措置） この告示の施行日現在、行政安全部と韓国情報化振興院が契約を締結した通信中継サービス関連事業は、終了日までは第13条第2項の規定により協定を締結したものとみなす。

(4) [日本] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

(4) [日本] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和三十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(4) [日本] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(4) [日本] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があ

ると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(5) [日本] 情報・コミュニケーション法(仮称)」の骨格に関する提言

(二次版 2102年8月 2012/09/17版)

1. 目的

この法律は、全ての国民が、情報アクセス及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられることがない共生社会を実現するため、情報アクセス及びコミュニケーションを保障する施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の地域生活と社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の地域生活と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

[説明]

この情報・コミュニケーション法は、障害者権利条約、障害者基本法を踏まえ、情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障害者が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現するための法律として実現をめざしているものです。いわば、情報・コミュニケーションのバリアのために隔離される状態にならないよう、情報・コミュニケーションの観点からインクルーシブ社会（共生社会）を実現するためとして、障害者基本法第1条（目的）と同じ書きぶりにしています。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
- 障害者基本法第1条 目的

2. 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者とは、聴覚、視覚、音声機能等の身体障害（盲ろうを含む）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病その他の心身の機能の障害、あるいはこれらが重複している障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により、話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知することに困難があり、音声や文字等による情報にアクセスできない、又は自ら日常使用しているコミュニケーション手段を選択できないため、日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーションとは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）を

いう。

コミュニケーションを保障するために必要な手段には、言語及び言語を起点とする音声、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達があり、また手話、要約筆記、指点字、手書き文字、朗読等の通訳者や説明者等の人的支援、さらに補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替的手段を含む。

(3) 言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

(4) コミュニケーション支援等従事者とは、手話通訳士・者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳者、朗読者、代読者、知的障害者へ解説等を行う支援従事者等をいう。

[説明]

・障害の定義については、障害者基本法の定義を踏襲していますが、「盲ろう」を明記し、かつ重複障害は身体機能の重複だけでなく聴覚障害と知的障害等の重複もあることを踏まえた表記にしています。

・「コミュニケーション」の定義は、障害者権利条約の定義を用いています。この定義だけではコミュニケーション支援の方法がわかりにくいので、「コミュニケーションを保障するために必要な手段」を追加しています。

・「言語」の定義については、障害者権利条約の定義を用いています。現在の社会は音声言語中心の社会になっています。手話その他の非音声言語は、言語として位置づけての扱いが確立されていません。その意味で大切な定義であると考えます。

・「コミュニケーション支援等従事者」の表記については、「コミュニケーション支援等に関わる人々」のことを便宜上、まとめて表記するものです。

「コミュニケーション支援等従事者」の範囲がこれで良いかどうか、聴覚障害者団体以外の障害者団体からの意見と論議をお願いしたいと思います。

①手話通訳士・者

手話通訳者養成、研修事業があり、登録試験が実施されています。地域の登録試験はほとんどが全国手話研修センターによる手話通訳者全国統一試験を実施しています。また厚生労働大臣認可の手話通訳技能認定試験の合格者が手話通訳士となっています。

②要約筆記者

手書き、パソコンの二つを含み要約筆記者としています。養成・研修事業があります。従来は要約筆記奉仕員の養成でしたが、2011年3月に通知された厚生労働省の新カリキュラムへの移行が広まり、試験を通った要約筆記者が増える見込みです。

③盲ろう者向け通訳・介助員

都道府県で実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成事業があります。

④点訳者、朗読者、代読者

視覚障害者、及び言語障害者を支援する者。朗読者は、「音訳者」という場合もあります。養成については奉仕員等養成事業があります。

⑤知的障害者への解説等の支援等

全身性障害者も含めて「コミュニケーション支援員」派遣事業をしている神奈川県相模原市の例があります。知的障害者に対して筆談支援が有効とのレポートもあります。千葉県我孫子市は「失語症会話パートナー」派遣事業を実施しています。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第1条 目的
- 障害者権利条約第2条 定義
- 障害者基本法第2条定義
- 障害者自立支援法(市町村が行う地域生活支援事業)・コミュニケーション支援事業(手話通訳・要約筆記者の派遣・設置)・情報支援事業(手話通訳者の設置、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、点字・声の広報等の発行など)

3. 基本理念について

- (1) 障害者は、障害のない人と平等に地域生活を営むため、情報アクセス及びコミュニケーションが保障される権利を有する。
- (2) 何人も、障害者に対して、情報アクセス及びコミュニケーションのバリアを理由として差別すること、障害者が必要とする情報アクセス及びコミュニケーションの権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- (3) 障害者に対して、情報アクセス及びコミュニケーション保障のための費用負担を求めることはない。

[説明]

・基本理念は、言語とコミュニケーション手段の使用を権利として規定するものですが、「選択する」だけでなく、「日常利用している」言語・コミュニケーション手段が権利として保障されることを明記しました。

・差別禁止の理念については、政府の障害者政策委員会において差別禁止部会が設置され、平成 25 年通常国会に障害者差別禁止法(仮称)の提出が予定されており、その動向を踏まえたものにする必要がありますが、ここでは、障害者基本法の第4条に倣い、「情報アクセス及びコミュニケーションのバリアを理由として差別すること、必要とする情報アクセス及びコミュニケーションの権利利益を侵害する行為をしてはならない」という表記にしました。

・コミュニケーションはすべての国民の基本的人権の一つであり、費用負担はなじみません。そこで、独立した条項として障害者に負担を求めないこととする規定を明記しました。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 21 条 表現および意見の自由並びに情報の利用の機会
- 障害者基本法第 3 条 地域社会における共生等
- 障害者基本法第 4 条 差別の禁止

4. 国及び地方公共団体の責務

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者の情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備し、障害のない人との公平、公正な権利を保障する義務を負う。
- (2) 国は、情報アクセス及びコミュニケーションの保障に係る施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 国は、都道府県・市町村が実施するコミュニケーションの保障に係る施策に関し必要な財政上の措置を行う。
- 3 国は、情報アクセス及びコミュニケーションの保障に係る実態を把握し、その状況を広く国民に公表する。
- (3) 都道府県は、都道府県全域における情報アクセス及び専門性の高いニーズ・障害当事者団体活動に関わるニーズ・広域派遣のニーズ等に対応したコミュニケーションの保障に係る施策を実施する責務を有する。
- 2 都道府県は、市町村と連携を図りつつ、情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境の整備を行う。
- (4) 市町村は、市町村における情報アクセス及びコミュニケーションの保障に係る施策を実施する責務を有する。

[説明]

- (1) は国及び地方公共団体すべての義務について、
- (2) は国の責務について、
- (3) は都道府県の責務について、
- (4) 市町村の責務について

と役割分担を明確に整理してみました。

(2) の 2 で、「国は、都道府県・市町村が実施する・・・」と、地方公共団体の表記を使っていないのは、「(3) 都道府県は」「(4) 市町村は」に対応する表記にしたためです。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 8 条 意識の向上
- 障害者権利条約第 33 条 国内における実施及び監視○障害者基本法第 6 条 国及び地方公共団体の責務

5. 国民の理解等

- (1) 国民は、情報アクセス及びコミュニケーションに困難のある障害者がいることを認識し、地域社会において情報アクセス及びコミュニケーションの保障を推進し、共生社会の実現に努力するものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、障害者の情報アクセス及びコミュニケーションの保障について国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

[説明]

・町内などの地域社会において、聞こえない・聞こえにくい人、目の見えない人など、情報アクセスとコミュニケーションから疎外される障害者がいることを理解し、疎外しないように努める義務があることを国民の努力義務としました。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第8条 意識の向上
- 障害者基本法第8条 国民の責務

6. 障害者基本計画及び監視

- (1) 国及び地方公共団体は、情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備するために、障害者基本計画において、情報アクセス及びコミュニケーションの保障をそれぞれ一つの独立した施策として位置づけて策定しなければならない。
- (2) 国及び地方公共団体は、情報アクセス及びコミュニケーションの保障に係る施策を策定するにあたり、情報アクセス及びコミュニケーションに困難のある障害当事者を中心とする委員会を置き、その委員会において意見を求めなければならない。
- (3) 国及び地方公共団体が設置する上記の委員会は、本法の目的に基づく施策が実施されるよう監視する。

[説明]

・情報アクセスとコミュニケーションは、ようやく施策の一つとして認識が深まりつつありますが、これまでの障害者基本計画では、放送や災害時等の情報やコミュニケーション支援事業の狭い範囲にとどまっており、基本施策の一つという位置づけにはなっていません。そこで、障害者基本法において策定することとされている障害者基本計画において、情報アクセスとコミュニケーションが、独立した分野として位置づけ施策を策定することを規定するものです。

・国にあっては障害者政策委員会が発足する予定であり、地方公共団体では障害者施策推進会議等が設けられていますが、その会議は音声日本語による論議であり、手話通訳や要約筆記等の通訳を介して、あるいは点字資料が用意されない場合の会議参加は、やはり大きなハンディがあります。論議についていき、なおかつ意見を出すことは並大抵なこと

はありません。盲ろう者からは「過酷な」論議という指摘も見られます。そのため、情報アクセス・コミュニケーションに困難のある障害者を中心とした論議の場をも設けることにより、情報アクセス・コミュニケーションに困難のある障害当事者参画を保障するものです。

・同様な理由から、この委員会において情報アクセス・コミュニケーションの権利保障の施策が推進されているのかどうか、モニタリングの役割を担うものとします。

[関連する法令等]

○障害者権利条約第 33 条 国内における実施及び監視

○障害者基本法第 11 条 障害者基本計画等

7. 社会の各分野における情報アクセス及びコミュニケーション保障

[説明]

・以下、「医療、介護等」「教育及び療育」「職業及び労働」「施設」「相談」「文化、スポーツ及びレクリエーション」「有線及び無線による通信サービス」「有線及び無線による放送サービス」「映像及び活字による文化」「情報アクセス・コミュニケーション支援機器の開発及び整備」「防災及び防犯」「政治参加」「司法参加」の 14 分野、及びそのすべてにわたるものとして「移動と事業者の責務」についての施策を具体的に進めていくための事項を定めます。

(1) 医療、介護等

①国及び地方公共団体は、医療、リハビリテーション、介護及び保健等に関する情報の提供を適切に行い、障害者と医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する者とのコミュニケーションが保障されるよう、コミュニケーション支援等従事者を配置する等の環境の整備、かつ医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する障害者の情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備するための施策を講じなければならない。

②医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する者が、障害者について十分な知識を身につけることができるよう、当該従事者の養成課程において教育及び研修を実施しなければならない。

③病院や施設の事業者は、「手話通訳等のコミュニケーション支援等従事者」を雇用して、「障害者」との情報アクセス及びコミュニケーション保障ができる環境を整備する責務がある。

④病院や施設の事業者は、「医師・看護師、理学療法士、介護福祉士等として雇用されている「障害者」の「情報アクセスとコミュニケーション保障」のために「手話通訳者等

のコミュニケーション支援等従事者」を雇用して環境を整備する責務がある。

[説明]

医療、リハビリテーション、介護及び保健等に関する分野は、命にも関わることであり、手話通訳派遣のニーズが一番多くなっています。しかし、コミュニケーション支援事業を利用する方法がほとんどであり、医療機関の責任による、病院の選択や医薬品について等の情報提供体制や、治療におけるインフォームド・コンセントのためのコミュニケーション保障体制がありません。このため、医療機関による情報提供、手話通訳者等のコミュニケーション支援等従事者の配置の義務づけ等の法整備が必要です。

なお、医療、リハビリテーション、介護及び保健等に関する分野の範囲に、福祉関係の施設・事業者も入れる必要があるのではないかとの意見も寄せられており、検討課題です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 25 条 健康
- 障害者権利条約第 26 条 リハビリテーション
- 障害者基本法第 14 条 医療・介護等

(2) 教育及び療育

①国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育、及び療育が受けられるようにするため、情報アクセス環境の整備、適切な教材（点字図書、拡大図書、音声図書、電子図書、ルビ付き図書、手話映像、字幕映像等）、コミュニケーション補助機器の提供（筆談具、磁気ループ等）、コミュニケーション支援等従事者の配置等のコミュニケーションを保障する施策を講じなければならない。

②教育及び療育に従事する者が、障害者について十分な知識を身につけることができるよう、当該従事者の養成課程における教育及び研修を実施しなければならない。

③教育及び療育に従事する者を使用する施設及び教育機関の管理者は、療育及び教育に関する情報の提供を適切に行い、障害者である児童、その保護者と教育及び療育に従事する者との情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備する責務を有する。

[説明]

教育及び療育においては、特別支援学校・特別支援学級による教育の場合と地域の学校で学ぶ場合、それぞれに分けて考える必要があります。

特別支援学校や特別支援学級においては、障害の特性を十分に踏まえた専門的な教育体制、情報アクセスとコミュニケーションが自由にできる環境の整備が必要です。

地域の学校で学ぶ場合は、障害のない子どもたちと同じように教育を受けられるよう合理的配慮の実現の観点から必要な情報アクセス環境の整備やコミュニケーション支援等従

事者の配置を用意する必要があります。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第7条 障害のある児童
- 障害者権利条約第23条 家庭及び家族の尊重
- 障害者権利条約第24条 教育
- 障害者基本法第16条 教育
- 障害者基本法第17条 療育
- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律
- 養護学校・特別支援学校における教育（学習指導要領）

(3) 職業及び労働

- ①国及び地方公共団体は、障害者が職業選択に関する情報を十分に取得し利用できるよう提供するとともに、職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施において、コミュニケーションの保障が行われるよう、必要な施策を講じなければならない。
- ②国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境の整備、コミュニケーション支援等従事者の雇用等、そのために必要とする費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。
- ③事業主は、障害者の雇用に対し、職場における情報の提供、及びコミュニケーション保障を行うことにより、その雇用の安定を図るよう努めるとともに、障害者が安心して働けるよう情報アクセス及びコミュニケーションを保障する職場環境の整備の義務を負う。

[説明]

現在、ハローワークに設置されている手話協力員は、月7時間の稼働時間しかなく、ジョブコーチ制度と同様に、コミュニケーション支援等を中心にした職場定着への制度が必要です。

事業主の責務については、7の(14)②にすべての分野において必要なこととしてまとめていますが、障害者が生き生きと働くための職場における差別禁止、合理的配慮の実現は雇用する事業主の責務であり、いわゆる福祉就労、一般就労を問わず必要なこととして特に入れていきます。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第27条 労働及び雇用
- 障害者基本法第18条 職業相談等
- 障害者基本法第19条 雇用の促進等
- 障害者の雇用の促進に関する法律

○手話協力員制度

(4) 施設

国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設

を含む）その他の公的又は民間の屋内及び屋外の施設（宿泊施設、住居、医療施設、職場等を含む）

について、障害者に情報が適切かつ確実に伝えられるようにするとともに、情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備するための施策を講じなければならない。

[説明]

障害者が利用する公的又は民間の施設、交通施設（移動中の情報保障を含む）すべてにおいて、音声による情報やコミュニケーションに加え、文字表示、手話、手話通訳、筆談、光、振動、さらには宿泊施設のテレビには必ず字幕機能をつけること、事業者への連絡にファクス番号案内を義務づける等、音声に頼らない情報・コミュニケーションの保障が社会的バリアフリーとして当たり前になる社会をつくる必要があります。

[関連する法令等]

○障害者権利条約第 9 条 施設及びサービスの利用可能性

○障害者基本法第 20 条 住宅の確保

○障害者基本法第 21 条 公共施設のバリアフリー化等○高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○交通基本法

(5) 相談

①国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談支援が適切に受けられるよう、情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備するための施策を講じなければならない。

②国及び地方公共団体は、障害者の特性等を理解するとともに情報アクセス及びコミュニケーションを保障するため、情報提供、相談支援が十分にできる専門員を雇用又は養成し配置するなどの必要な施策を講じなければならない。養成、配置に際しては可能な限り障害当事者をもってあててことに努めなければならない。

[説明]

障害者が相談支援を受けるためには、障害特性、使用する言語、選択したコミュニケーション手段に通じ、十分に理解している相談員の配置が必要です。障害者と直接コミュニケーションできない相談員は、その障害特性、生活実態、社会的背景等の理解に限界があ

資料編

3. 法令全文

(5) [日本] 情報・コミュニケーション法(仮称)」の骨格に関する提言

り十分に対応できず、かつ、障害当事者が直接相談に行きにくいという現状があります。安心して相談をし、相談支援を受け、相談事業を利用できる環境を整備する必要があります。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第4条 一般的義務
- 障害者権利条約第28条 相当な生活水準及び社会的な保障
- 障害者基本法第23条 相談等
- 身体障害者福祉法・身体障害者生活訓練等事業・視聴覚障害者情報提供施設
- 障害者自立支援法（市町村が行う地域生活支援事業、都道府県が行う地域生活支援事業）・専門性の高い相談支援事業・サービス・相談支援者・指導事業・情報支援事業
- 地域生活支援事業実施要綱

(6) 文化、スポーツ及びレクリエーション

- ①国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術活動に円滑に参加し、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、文化芸術、及びスポーツ等に関する情報の提供、並びに文化芸術活動及びスポーツ（通常のスポーツ大会、障害者スポーツ大会等）に参加するためのコミュニケーションの保障に必要な施策を講じなければならない。
- ②国及び地方公共団体は、障害者が、文化芸術、スポーツ等を鑑賞するために使用する施設において情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備するための施策を講じなければならない。
- ③国及び地方公共団体は、障害者の言語及びその他のコミュニケーション手段の特性を生かした文化芸術活動の支援に努め、その普及に必要な施策を講じなければならない。

[説明]

現状では、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動に、障害特性の理解を踏まえた言語の使用とコミュニケーション手段の選択が十分にできる環境がないため、個々の障害者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションに参加できないことが多く、環境整備を行うことが必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツの参加
- 障害者基本法第25条 文化的諸条件の整備等
- 著作権法
- スポーツ基本法

(7) 有線及び無線による通信サービス

国及び地方公共団体は、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置、電話、ファックス等の情報通信機器の普及、電話リレーサービス及びインターネットプロトコルに基づくリレーサービス等の提供及び環境整備並びに機器開発等に必要な施策を講じなければならない。

[説明]

テレビ電話が音声での電話と同等に使えること、電話案内には必ずファクス案内も表示すること、音声電話を利用できない人の電話利用をオペレーターが即時双方向に音声言語と手話・文字等で中継支援する電話リレーサービス、インターネットを音声、拡大文字、字幕、手話等によりバリアフリーにすることなどがが必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 9 条 施設及びサービスの利用の容易さ
- 障害者権利条約第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用
- 障害者基本法第 22 条 情報の利用におけるバリアフリー化等
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律
- 電子政府構築計画
- 新電子自治体推進計画
- 障害者等電気通信アクセシビリティガイドライン
- インターネットにおけるアクセシブルなコンテンツの作成方法に関する指針

(8) 有線及び無線による放送サービス

①国及び地方公共団体は、障害者の情報アクセスを保障するため、字幕、手話、音声解説等を付加するなど電気通信及び放送その他の情報の提供を行い、情報を取得し利用するための環境整備並びに放送機器の開発に必要な施策を講じなければならない。

②国は障害者が主体となって行う放送サービス、もしくは既存の放送を補完する放送サービス等に対し、そのために必要とする費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

[説明]

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針に字幕、解説放送の普及目標が設定されていますが、対象時間と番組枠が決められている中での普及目標です。国会中継や災害時の臨時放送には付加されず、そして地方放送局はほとんど対応していません。また手話放送は普及目標そのものが決められていません。

聴覚障害当事者団体が中心になって設立したCS障害者放送統一機構による「目で聴くテレビ」が手話と字幕の放送を行い、既存の放送を補完する役割を果たしていますが、民

間のみで運営するには限度があります。

そのため、字幕、解説放送については対象時間と番組枠をはずして 100%の普及を行うこと、手話放送の付加可能な番組への普及目標を定めて普及を推進すること、補完放送の制度的確立が必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 9 条 施設及びサービスの利用の容易さ
- 障害者権利条約第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用
- 障害者基本法第 22 条 情報の利用におけるバリアフリー化等
- 放送法
- 身体障害者

の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

- 電子政府構築計画
- 新電子自治体推進計画

(9) 映像及び活字による文化

国及び地方公共団体は、手話、字幕、音声解説、点字、拡大文字等にて映像及び活字による文化を享受できるよう、障害者の情報アクセス及びコミュニケーションを保障するために必要な施策を講じなければならない。

[説明]

DVD等の映像媒体のほとんどは音声のみのため、聴覚に障害がある人は映像文化を楽しむことができません。映画も日本映画については近年字幕スーパー版の上映も増えていますが、限られた上映館に2.3日程度のみとなっていて、ほとんど見られない状態です。映画やDVD等の映像媒体には、手話、字幕、音声解説の付加を義務づける必要があります。

視覚に障害がある人は新聞、雑誌、書籍を読むことができません。視覚障害者、学習障害者、知的障害者、精神障害者に必要なデージー図書(Digital Accessible Information System : DAISY)の発刊・提供体制の確立が求められています。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 9 条 施設及びサービスの利用の容易さ
- 障害者権利条約第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用
- 障害者基本法第 22 条 情報の利用におけるバリアフリー化等
- 障害者基本法第 25 条 文化的諸条件の整備等
- 放送法
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する

法律

- 字幕放送普及行政の指針
- 著作権法

(10) 情報アクセス・コミュニケーション支援機器の開発及び整備

国及び地方公共団体は、情報アクセス、コミュニケーション支援機器の開発・研究を援助するとともに機器等の国際標準化を促進するよう、必要な施策を講じなければならない。

[説明]

情報アクセス・コミュニケーション支援機器は、利用者が少数のため、採算が取れないことから、なかなか開発が進まないか、高額になり普及が困難な現状があります。そのため、国及び地方公共団体の支援施策が必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 9 条 施設及びサービスの利用の容易さ
- 障害者基本法第 22 条 情報の利用におけるバリアフリー化等

(11) 防災及び防犯

国及び地方公共団体は、障害者が、あらゆる施設、住居等において、災害時の緊急連絡を迅速かつ的確に受けられ、かつ発信できるシステムを整備し、災害及び防犯に関する情報の適切な提供を行うための必要な施策を講じなければならない。

[説明]

東日本大震災の発生により、改めて、障害者に対する防災緊急連絡の体制がないことが大きな課題となっています。障害のない人に比べると障害者は2倍の死亡率というデータがあり、防災そして防犯の緊急連絡を確実に伝達し、かつ受信を確認、支援へ繋げていく施策を進めなければなりません。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 11 条 危険な状況及び人道上の緊急事態
- 障害者基本法第 26 条 防災及び防犯
- 災害対策基本法
- 津波対策の推進に関する法律
- 水防法
- 災害時要援護者の避難支援ガイドライン

(12) 政治参加

①国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、被選挙権、選挙権に関する情報のアクセス及び被選挙権、選挙権を行使するためのコミュニケーションの保障に必要な施策を講じなければならない。

②国及び地方公共団体は、あらゆる議会等活動並びに政治活動における情報アクセス及びコミュニケーションの保障に努めなければならない。

[説明]

政見放送に手話通訳付加が実現しつつありますが、字幕が認められていません。すべての政見放送に国・地方公共団体の責任で手話通訳と字幕の付加が義務化される必要があります。また、議会の傍聴に手話通訳者派遣制度が整備されつつありますが、まだ一部にとどまっています。これも要約筆記派遣は入っていません。また、岐阜県内で発声障害の議員の発言に代読者を認められなかったという問題がありました。国会中継に字幕・手話通訳が付加されていないことも含め、選挙権、被選挙権、議会活動、政治活動における情報アクセスとコミュニケーション保障が必要です。

[関連する法律]

- 障害者権利条約第 29 条 政治的及び公的活動への参加
- 障害者基本法第 28 条 選挙等における配慮
- 公職選挙法
- 政見放送及び経歴放送実施規程

(13) 司法参加

①国又は地方公共団体は、障害者が、警察等での取り調べ並びに民事裁判及び刑事裁判を受ける場合において、また裁判員制度における裁判員に選任された場合において、障害者がその権利を行使するため、コミュニケーション支援等従事者を雇用する等の施策を講じなければならない。

②国又は地方公共団体は、障害者が裁判員制度における裁判員に選任された場合、また裁判を傍聴するときの情報アクセス及びコミュニケーションを保障する環境を整備するための施策を講じなければならない。

③国又は地方公共団体は、障害者が、刑務所等での生活を送る上での必要な情報アクセス及びコミュニケーションが保障されるよう、コミュニケーション支援等従事者を雇用する等の必要な施策を講じなければならない。

④国又は地方公共団体は、司法に従事する者に、障害者について熟知できるよう、当該従事者の養成課程において教育及び研修を実施しなければならない。

[説明]

刑事裁判に関しては手話通訳者配置の保障がありますが、民事裁判はその費用が本人の

(5) [日本] 情報・コミュニケーション法(仮称)」の骨格に関する提言

負担にされること、警察の取り調べ等に手話通訳者派遣の依頼を拒否され筆談での対応を強要される例が続発していること等、司法における情報アクセス、コミュニケーション保障は不十分です。

また、裁判員制度における裁判員に選任された場合のコミュニケーション保障はもちろんですが、裁判を傍聴するときの情報保障も必要があります。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 13 条 司法手続の利用
- 障害者権利条約第 14 条 身体的自由及び安全
- 障害者基本法第 29 条 司法手続における配慮等
- 裁判所法
- 民事訴訟法
- 民事訴訟費用等に関する法律
- 刑事訴訟法
- 刑事訴訟費用等に関する法律
- 刑事訴訟規則
- 犯罪捜査規範

(14) その他

- ①国又は地方公共団体は、障害者の移動支援において、移動に伴う情報アクセス及びコミュニケーションの保障に必要な施策を講じなければならない。
- ②事業者は、社会のあらゆる分野において、障害者の情報アクセス及びコミュニケーションを保障し、障害のない人と同等の利便を図らなければならない

[説明]

盲ろう者は、すべての分野において、移動の保障が必要ですが、単に移動支援だけではなく、移動の際の情報・コミュニケーション保障が一体として必要です。

事業者の責務についても、すべての分野において必要です。特に、連絡先に電話、ファクス、メール、テレビ電話等いずれの方法でも対応できること、施設や交通利用、通信と放送、映像・活字文化等にて、情報アクセスを積極的に提示していくことが求められます。その上で、情報アクセス・コミュニケーションにバリアを抱える障害者からの求めに対応する責務があります。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第 9 条 施設及びサービス等の利用の容易さ
- 障害者基本法第 21 条 公共施設のバリアフリー化
- 障害者基本法第 22 条 情報の利用におけるバリアフリー化
- 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○交通基本法

8. コミュニケーション支援等従事者の養成

国及び地方公共団体は、コミュニケーション支援等従事者の養成と認定、研修を行う。

[説明]

コミュニケーション支援等従事者は、ボランティア依存から脱却する必要があります。情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障害者の障害特性、そのバリアがもたらす生活実態や社会的背景を理解し、障害当事者の立場にたってコミュニケーション支援を行うための専門性を持つ人材として養成カリキュラムを整備し、養成と認定、さらに認定後の現任研修を行う法整備が必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第4条 一般的義務
- 障害者権利条約第20条 個人的な移動を容易にすること
- 障害者基本法第21条 情報の利用におけるバリアフリー化
- 身体障害者福祉法・手話通訳事業・視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物等の製作、点訳、手話通訳者等の養成・派遣等を行う施設）
- 障害者自立支援法（市町村が行う地域生活支援事業）・サービス・相談支援者・指導者育成事業（手話通訳者・要約筆記者の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修等）

9. コミュニケーション支援等従事者の雇用

- (1) 国及び地方公共団体は、コミュニケーション支援等従事者を雇用しなければならない。
- (2) コミュニケーション支援等事業を担う事業者に関して必要な事項については政令で定める。
- (3) 事業者は、障害者基本法の精神に基づき、障害者の求めがあればコミュニケーション支援等従事者を配置しなければならない。配置に際しては、国又は地方公共団体の有効かつ適切な支援を受けることができる。

[説明]

コミュニケーション支援等は、国、都道府県、市町村それぞれの役割を担って全国共通の仕組みで雇用、配置する法制度の整備が必要です。

現在の手話通訳者設置・派遣事業を実施している機関・事業所については、設置・運営についての基準がなく、必要なときに派遣できなかつたり、利用手続きが煩雑であったりなど利用しにくい現状があります。専門性を持つコミュニケーション支援等従事者を必要なときに必要なだけ利用できるよう、事業を実施する事業者の設置・運営基準を政令で定めることが必要です。

7の(14)②で述べた事業者の責務を果たすため、事業者はコミュニケーション支援等従事者を雇用・配置する義務があり、国・地方公共団体が助成措置を行うことが必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第4条 一般的義務
- 障害者権利条約第20条 個人的な移動を容易にすること
- 障害者基本法第21条 情報の利用におけるバリアフリー化
- 身体障害者福祉法・手話通訳事業・視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物等の製作、点訳、手話通訳者等の養成・派遣等を行う施設）
- 障害者自立支援法（市町村が行う地域生活支援事業）・コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣・設置等）・情報支援事業（手話通訳者の設置、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣）

10. 情報アクセス及びコミュニケーションが保障されない場合の救済

- (1) 国及び地方公共団体は、情報アクセス及びコミュニケーションが保障されないことによる差別を是正するため、救済機関を設置する等の必要な施策を講じなければならない。
- (2) 障害者は、情報アクセス及びコミュニケーションが保障されなかった場合の損害及び名誉を回復される権利を有する。

[説明]

情報アクセス及びコミュニケーションの保障がされないときは、6の(2)で設置する情報アクセスとコミュニケーションに困難のある障害当事者を中心とする委員会において救済措置を図ること、そのため、損害及び名誉を回復することを権利として明記することが必要です。

[関連する法令等]

- 障害者権利条約第33条 国内における実施及び監視

執筆者一覧

ひさまつみつじ
久松三二

第Ⅰ章、第Ⅴ章の執筆を担当。

聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局長。一般財団法人全日本ろうあ連盟事務局長。

ふじきかずこ
藤木和子

第Ⅱ章の執筆を担当。

弁護士。藤木総合法律事務所勤務。

きのしたたけのり
木下武徳

第Ⅲ章の執筆を担当。

北星学園大学社会福祉学部准教授。

おおやま ひろし
大山 博

第Ⅳ章の執筆を担当。

英日翻訳者。一般財団法人全日本ろうあ連盟勤務。

聴覚障害者制度改革推進中央本部構成団体

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- 一般社団法人全国手話通訳問題研究会
- 一般社団法人日本手話通訳士協会
- 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策
～日本の未来への提言～

2013年10月10日発行

企画・編集 聴覚障害者制度改革推進中央本部
〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F
(一財)全日本ろうあ連盟本部事務所内
電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

聴覚障害者制度改革推進中央本部

公式ブログ URL <http://blog.goo.ne.jp/houantaisaku/>

印刷所 日本印刷株式会社

〒113-0034 東京都文京区湯島3-20-12 第2ツナシマビル

電話 03-3833-6971 FAX 03-3834-7984

米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策

～日本の未来への提言～

聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局編